明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

令和四年二月二十二日

○第二百八回国会 衆議院会議録 第六号（一）

令和四年二月二十二日（火曜日）

議事日程　第四号

令和四年二月二十二日
午後一時開議
第一　令和四年度一般会計予算
第二　令和四年度特別会計予算
第三　令和四年度政府関係機関予算
第四　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第五　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第六　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件

日程第一　令和四年度一般会計予算
日程第二　令和四年度特別会計予算
日程第三　令和四年度政府関係機関予算
日程第四　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第六　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

午後一時二分開議

○議長（細田博之君）　これより会議を開きます。

日程第一　令和四年度一般会計予算
日程第二　令和四年度特別会計予算
日程第三　令和四年度政府関係機関予算

○議長（細田博之君）　日程第一、令和四年度一般会計予算、日程第二、令和四年度特別会計予算、日程第三、令和四年度政府関係機関予算、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。予算委員長根本匠君。

令和四年度一般会計予算及び同報告書
令和四年度特別会計予算及び同報告書
令和四年度政府関係機関予算及び同報告書
〔本号（二）に掲載〕

○根本匠君　〔根本匠君登壇〕　ただいま議題となりました令和四年度一般会計予算外二案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、予算三案の概要について申し上げます。

令和四年度一般会計予算の規模は百七兆五千九百六十四億円であり、前年度当初予算に対して〇・九％の増加となっております。

歳出のうち、国債費及び地方交付税交付金等を除いた一般歳出の規模は六十七兆三千七百四十六億円であり、前年度当初予算に対して〇・七％の増加となっております。

歳入のうち、公債金は三十六兆九千二百六十億円で、公債依存度は三四・三％となっております。

特別会計予算については、十三の特別会計があり、会計間の取引額などの重複額等を控除した歳出純計額は二百十八兆四千八百六十六億円となっております。

政府関係機関予算については、沖縄振興開発金融公庫など四機関の予算を計上しております。

なお、財政投融資計画でありますが、その規模は十八兆八千八百五十五億円で、前年度当初計画に対して五三・八％の減少となっております。

この予算三案は、去る一月十七日本委員会に付託され、同月二十一日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、同月二十四日から質疑に入り、基本的質疑、一般的質疑、集中審議、参考人質疑、中央公聴会、分科会を行うなど、慎重に審査を重ね、昨二月二十一日締めくくり質疑を行いました。

審査においては、経済・財政・金融政策、新型コロナウイルス感染症への対応、新しい資本主義の具体的取組、建設工事受注動態統計調査の不適切処理問題、燃油価格高騰対策、デジタル田園都市国家構想、こども家庭庁の創設、賃金引上げに向けた取組、経済安全保障など、国政の各般にわたって熱心に質疑が行われました。その詳細は会議録により御承知願いたいと存じます。

昨日、質疑を終局後、立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ及び日本共産党から、それぞれ、令和四年度予算三案につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議が提出され、趣旨の弁明がありました。

次いで、予算三案及び各動議について討論、採決を行いました結果、各動議はいずれも否決され、令和四年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　三案につき討論の通告があります。順次これを許します。源馬謙太郎君。

〔源馬謙太郎君登壇〕

○源馬謙太郎君　立憲民主党の源馬謙太郎です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました令和四年度一般会計予算外二案について、反対の立場から討論いたします。（拍手）

新型コロナウイルス感染症が確認されてから、既に二年以上がたちました。

亡くなった多くの皆様に心から哀悼の意を表しますとともに、闘病されている皆様、後遺症に苦しんでいる皆様にお見舞いを申し上げます。

また、医療従事者を始めとして、この二年間、感染症対策に最前線で従事してくださっている皆様に心より感謝を申し上げます。

まず、予算の中身に先立って、その前提となる岸田政権の基本姿勢に関する問題について申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、減ってはいるものの、今なお高い水準を推移しており、特に、重症者及び新型コロナウイルスに感染して亡くなった方の数は増加を続けています。二月に入り、一日における新型コロナウイルス感染症に感染して亡くなった方の数は過去最多、自宅死が相次いだ昨年夏の第五波を超えるという重大な事態になっています。

一方で、新型コロナワクチンの三回目接種はいまだ全国民の約一四％と遅々として進まず、先進国の中で最下位に準ずる水準にとどまったままです。

我々が予算委員会でも度々指摘してきたように、三回目接種までの期間を昨年十二月の段階で六か月に前倒ししていれば、これほどまでに重症者数や死亡者数が拡大していなかったのではないかと思います。対応が全て後手後手になり、ワクチン接種回数などの目標を定めることにも時間をかけた、政府が招いた結果と言わざるを得ません。

加えて、検査に必要な機器や体制も不足してお

り、濃厚接触者ですら検査できない状況が各地で続いています。医療現場だけでなく、保健所業務も逼迫しています。

岸田総理は、総理就任以降、最悪の事態を想定しているとしきりに口にしてきましたが、今のこの状況も想定していたのでしょうか。実際には、想定も準備も甘かったのではないですか。

その原因は、国民の犠牲と協力によって何とか抑え込んだ第五波後の小康期間に安心し、ブースター接種や検査体制の拡充といった準備を怠り、オミクロン株による第六波到来の直前まで水際対策を緩和したり、挙げ句の果てには米軍の検査なし入国を放置するなどといった、政府全体の気の緩みにあります。誰がやっても難しいコロナ対策ですが、判断の先送りによる対応の遅れは人災です。

国土交通省の統計不正への対応においては、岸田内閣の不誠実で無責任な態度が明らかになりました。

不正のあった建設工事受注動態統計は、ＧＤＰの算出にも影響を与え、予算編成の土台ともなる国の基幹統計の一つです。統計は民主主義の根幹を支える国民の公共財であり、統計不正はまさに民主主義の危機そのものです。それにもかかわらず、大した影響はないと済ませようとする姿勢は問題です。

この問題について、岸田総理は、昨年十二月の臨時国会において、運用については既に令和二年一月の数字より改善を行った旨、答弁をされました。しかし、実際にはその後も都道府県から不適切な数字の報告が続いており、その影響がどの程度のものなのか分からない状況が続いています。昨年十二月の岸田総理の答弁は明らかに誤っていたものの、その誤りも一向に認めようとしません。

予算の各目明細書に多数の誤りがあったことも明らかになりました。

昨年の通常国会でも、政府提出法案に条文自体の誤り十四件を含む計百八十一件のミスがあり、政府は重層的な点検体制の整備など再発防止策をまとめたにもかかわらず、それが生かされなかったのは、政府全体に緊張感が欠如していることの表れと言わざるを得ません。

今国会に政府が提出を予定している経済安保推進法案の責任者の一人である藤井前内閣審議官の更迭問題についても、岸田内閣の対応は極めて不誠実でした。

法案作成過程及び経済安全保障関連の予算の情報が外部に流出した可能性はないのか、まさに安全保障が懸念される中、政府は、事実関係の調査中として、予算委員会でも十分な説明を行わず、大きな懸念が残るまま予算案の採決を行おうとしています。一体、調査にどれだけ時間をかけるのでしょうか。何週間もかかる調査ではないと思います。法案提出の前には必ず調査結果を明らかにすることを求めたいと思います。

自民党京都府連が府内の選挙区の候補者から金を集めて地元の議員に配っていた問題もありました。

選挙買収の疑いもあり、政治の信頼を根底から揺るがす問題です。国家公安委員長が私の思いで額を決めたという九百六十万円は、ぴったり同額が地方議員に配られていました。国家公安委員長の思いとは一体どんなものだったのでしょうか。しかも、予算委員会で、御自身の政治資金に関する質問に、官僚が用意した答弁を読んでいる国家公安委員長を見て、日本の警察行政に不安を覚えました。

このとおり、予算の提出者たる政府の姿勢には枚挙にいとまがないほど多くの問題がありますが、予算の中身にもまた多くの問題が存在しています。

令和四年度予算においては、オミクロン株を始めとする第六波の到来を踏まえ、感染拡大防止のための予算、そしてコロナ禍で困難な状況にある国民の暮らしと事業を守るための予算を十分に措置すべきです。しかしながら、政府の予算案では全く足りません。

また、新しい資本主義の実現を図るための予算を措置するとのことですが、そもそも新しい資本主義とは何なのか、予算委員会での審議を通しても、結局、全く分かりませんでした。

一方で、五兆円にも及ぶ過大な予備費、年度内に支出される見込みのない公共事業関係費、消費税を財源とした病床削減、病院統合事業に係る予算、普天間飛行場の辺野古移設に係る予算、カジノに関連する予算などが計上されていますが、これらは削減、縮減すべきです。

こうした認識に基づいて、我々立憲民主党は、予算委員会において、政府予算の足らざるを補い、無駄を削る組替え動議を提出いたしました。

その内容は、無料検査の実施、治療薬の開発支援の拡充、後遺症への対応など新型コロナの感染拡大防止と万全な医療提供体制の確立に向けた取組の強化に係る本当に必要な予算、新型コロナの影響で減収したワーキングプアの方々への給付金支給、トリガー条項の発動と灯油、重油の購入費補助、奨学金の返還免除など国民の暮らしを守るための予算、事業復活支援金の拡充、観光産業事業継続支援金の創設、地域公共交通への支援、農業者戸別所得補償制度の復活と拡充、文化芸術への支援など国民と事業を守るための予算であり、十一兆六千億円の追加歳出を求める内容となっています。

また、持続可能な社会の実現に向けた予算として、本年十月から予定されている一定年収以上の後期高齢者の医療費窓口負担割合の引上げの撤回、政府案よりも充実した介護、障害福祉職員、保育士等の処遇改善、児童手当の拡充、カーボンニュートラルの実現に向けた施策の抜本的強化、統計不正の防止に向けた統計人材の確保などに五兆一千億円を計上すべきとしています。

大変残念ながら、この組替え動議は否決されてしまいました。与党の皆様には、第六波到来の影響を受けて、二年にも及ぶこの困難な状況に追い込まれている国民の声が聞こえていますか。苦しんでいる国民や事業者が本当に十分救われると思いますか。

我々の提出した組替え動議は、そうした国民の切実な声を予算に反映したものです。国難とも言える現在の状況を乗り越えていく上では、野党が出した案でも、いいところは取り入れるべきであり、今回の与党の皆様の対応は非常に残念であります。我々が再三提案してきたにもかかわらず拒否し続けてきたワクチン接種の目標設定を、最後は与党に質問されてそれに答えるという体裁にこだわった、予算委員会で度々見た光景と重なります。

以上、この令和四年度予算は、新型コロナウイルス感染症第六波の到来にもかかわらず、感染拡大防止のための予算も、コロナ禍で苦しむ国民の暮らしと事業を守るための予算も全く不十分であり、そして、これからの時代を見据えて持続可能な社会を実現していくための予算としても全く不十分です。一方で、不要な予算が多額に計上されている内容となっており、賛成できるものではありません。

今後も、対応がとにかく遅く、検討ばかりでなかなか前に進まない政府の姿勢をただすとともに、積極的に政策を立案し実現していくことをお誓い申し上げまして、反対討論を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　今枝宗一郎君。

〔今枝宗一郎君登壇〕

○今枝宗一郎君　自由民主党の今枝宗一郎です。

私は、会派を代表して、令和四年度一般会計予算外二案に対し、賛成討論を行います。（拍手）

まず初めに、コロナで亡くなられた方に心よりお悔やみを、闘病中の方にお見舞いを申し上げます。

この二年、医療などエッセンシャルワーカーの皆様には、大変な御尽力をいただいてまいりまし

た。また、国民の皆様には、今回の蔓延防止等重点措置でも、感染拡大防止に御協力をいただいております。おかげで、現在では、多くの地域で新規陽性者が減少に転じております。重症者や亡くなられる方が遅れて増加をいたしますし、またＢＡ・２の問題もございますので、緊張感を持たねばなりませんが、国民の皆様には、まず心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

さて、ここで、日本のコロナの実態を諸外国と比較してみたいと思います。

オミクロン禍の感染者は、先進諸外国では人口百万人当たり十万人から二十万人ほどであります。我が国は二万人程度と、五分の一から十分の一であります。死者も、先進諸外国は人口百万人当たり三百人ほど、アメリカでは特に多く、六百人に近い中で、我が国では二十七人程度と、十分の一から二十分の一であります。

オミクロンは感染力が強く、これまでと同じ対応をしていれば、医療適応ではない入院で病床はすぐに満床になり、医療崩壊をし、更に多くの命が危機にさらされていたかもしれません。しかし、政府においては、水際対策で一か月以上の時間を稼ぎ、この間に得られたオミクロンの科学的知見に合った対策をしっかりと取ったおかげで、病床逼迫を第五波よりも抑えております。

また、国民の暮らしに直結をする雇用に関しましても、失業率五％、一〇％の先進諸外国もある中で、我が国は二・七％と抑えておりました。これは、雇用調整助成金の特例措置が非常に大きな効果を上げていると考えております。特例措置は、今後も、現在の高い水準を維持するべきであります。

ほかにも、中小企業支援や、子育て世代、生活が苦しい方、学生などへの給付金で、暮らしを支援いただいております。

コロナ対策だけではなく、本予算は、格差や長期の低成長といった我が国の構造的問題を抜本的に解決する新しい資本主義の実現を図る予算となっております。

以下、本予算に賛成する主な理由を申し述べます。

第一に、成長戦略といたしまして、イノベーションを重視し、宇宙、海洋や、デジタル、ＡＩ、量子など、約一・四兆円という過去最大の科学技術振興費を確保しております。

中でも、グリーン産業はとりわけ有望であります。新技術の研究開発に重点を置かれ、カーボンニュートラルに向け、多様な選択肢を目指せる、こういった予算になっております。水素社会の実現の鍵になる小型の水素ステーションの整備の補助金も初めて盛り込まれました。

また、ただの成長ではなく高付加価値型の社会経済を目指すためには、分散型の国づくり、一極集中の打破、地方移住も進めねばなりません。そのためにデジタル田園都市国家構想は最適であり、交付金で地方のデジタル技術の実装、地方創生を支援することとしております。

第二に、新しい資本主義の実現に重要な分配戦略、中でも賃上げであります。

先進諸外国では、この三十年間、実質賃金は少なくとも三割か四割ぐらいは上がっておりますけれども、残念ながら、我が国ではほとんど変わっておりません。

賃金が上がれば、可処分所得が増え、そして消費も伸びる。まさに、分配が成長を押し上げ、好循環につながってまいります。

しかし、我が国では、企業の成長がなかなか賃上げや分配につながっていかない、成長から分配の間の目詰まりが問題でありました。それをまさにパラダイムシフトさせようとしているのが岸田政権だと思います。

それゆえ、本予算案には、看護、介護、福祉、保育、幼児教育などの現場で働く方々の給与を三％引き上げる、官の賃上げが盛り込まれております。さらに、春闘も是非とも頑張っていただきまして、これを民の賃上げにつなげていきますけれども、そのとき課題になるのが生産性の低さであります。

生産性を上げるとともに、賃上げをした企業への補助金、補助率の引上げ、企業収益を株主還元中心だけでなく、賃上げや下請、取引企業への配分の適正化を推進する、こういった予算も措置をされております。

第三に、一般予備費五千億円に加え、コロナへの備えとして予備費五兆円が措置されています。

今年度の予備費も四千億円程度あり、ガソリン高騰へのリッター二十五円水準の対策も可能な予算があります。

現在我々が行うべきことは、コロナやウクライナの厳しい情勢を踏まえて、適切な対応をすること、本予算を早期に成立させ、いち早く国民や事業者の皆様に支援策の中身をお知らせし、予算執行をできるだけ円滑化、お手元に届けることではないでしょうか。

本予算に御賛同賜りますことを心からお願い申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　浦野靖人君。

〔浦野靖人君登壇〕

○浦野靖人君　日本維新の会の浦野靖人です。（拍手）

まず冒頭、立憲民主党及び共産党に苦言を申し上げます。

菅直人元総理らが、福島の多くの子供たちが甲状腺がんに苦しんでいるなどと事実に基づかない虚偽の情報を国際社会に拡散し、風評被害を繰り返している件について、また、立憲民主党議員による原英史国家戦略特区ワーキンググループ座長代理に対する誹謗中傷について、立憲民主党はいまだに関係者の処分や謝罪をしていません。

加えて、予算委員会の中央公聴会において、共産党の宮本徹議員は、予算委員会理事会が承認した原公述人の陳述内容について、私的な反論をとうとうと述べたなどと、公聴会をおとしめる発言を行いました。

人権と公益を擁護する観点から、立憲民主党及び共産党には改めて厳正な対処を強く求めておきたいと存じます。

私は、会派を代表して、令和四年度予算三案に反対の立場から討論を行います。

これまで、政府は、新型コロナに対して、医療提供体制の強化、ワクチン接種、人流、経済活動の制限など、様々な感染防止対策を講じてきました。それらが一定の効果を生んでいることは率直に評価するものです。

しかし、コロナ禍は三年目を迎えてもなお収束のめどが見えず、しかも、新型のオミクロン株の流行による第六波が到来するなど、新たな局面を迎えています。

今必要なことは、これまでの対策を漫然と続けるのではなく、対策内容の検証と総括をしっかりと行うことです。そうしてこそ、より効果的な蔓延防止対策が実現でき、重症化を防ぎ、不幸にもお亡くなりになるという事態をなくすことができます。そして、蔓延防止と経済活動再開を両立させる、命とともに暮らしを守る対策への転換こそ求められています。

総理は、新型コロナ対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算と言います。しかし、予算案をめぐる我が党の質疑を通じて、総理が言う新しい資本主義は、従来の古い自民党政治と何ら変わらず、旧態依然とした、中身のない単なる言葉遊びだということがはっきりしてきました。

私たちが予算案に反対する理由の第一は、政府のコロナ対策が、進行、拡大しつつある第六波の実態に全く合っておらず、今後予測される新たな感染拡大の事態にも十分な対応ができないことです。

オミクロン株は感染力が非常に大きく、無症状の陽性者や軽症の感染者、そしてその濃厚接触者がこれまでとは桁違いの規模とスピードで拡大し

ています。そのため、医療機関も、療養施設も、保健所も、対応が追いついていけない状況が生まれています。

その上、濃厚接触者が増大したことで、医療や福祉などのいわゆるエッセンシャルワーカーが不足する深刻な事態になっています。そのほかのあらゆる職種においても、コロナを原因とする人手不足や休業が広がっており、コロナそのものによって健康が脅かされるだけでなく、コロナ対策の規制によって暮らしと営業が圧迫されています。

オミクロン株に軽症者が多いという特性を踏まえ、保健所を介さなくても患者自らが医療にアクセスして、診療所やクリニックで、検査や、抗体治療や、経口治療薬などによる治療ができるようにすべきです。

我が党は、そのために、新型コロナ感染症の感染法上の分類を現行二類から五類あるいは五類相当に改めるように提案しています。これは、コロナの脅威を軽視しているからではなく、誰もが必要なときにいつでも医療にアクセスできる権利と機会を保障し、コロナから国民の健康を守るための必要な措置だからです。

政府は、様々な口実でこの提案を拒否していますが、法改正も含め、蔓延の状況に合わせて臨機応変に対応する姿勢が求められます。

反対理由の第二は、国民が求める経済成長の展望が全く示されていないことです。

総理は、成長と分配の好循環を実現する要が賃上げだとしています。賃上げはもちろん必要なことです。しかし、肝腎な具体策は、優遇税制や補助金、最低賃金の見直しといった小手先のつけ焼き刃ばかりです。これでは好循環による持続可能な経済成長など望むべくもなく、一人一人の勤労者への実際の賃上げ効果も限定的です。

例えば、介護職員、保育士等の賃上げへの補助金にしても、一人九千円の給付が実現するかのような説明によって期待が膨らみましたが、実際の介護現場で働く全ての人たちで分配すれば四千円ほどになってしまい、期待を裏切るものになっています。その上、小さな事業所ほど給付を受けにくい仕組みになっています。補助をするなら、思い切って、個々の職員に直接給付する仕組みに転換すべきです。

また、総理は、勤労者皆保険制度を目指すとも言いますが、これは、既存の、企業を通じた社会保障の仕組みを多様な働き方をしている全ての人に拡張するもので、ますます企業側に大きな負担を強いるものとなります。結果的に賃上げを阻む要因になりかねません。

私たち維新の会が提案している社会保障制度改革は、企業という船にみんなを乗せるという発想をやめて、政府、行政が直接個人にセーフティーネットを提供しようというもので、最低所得保障制度、ベーシックインカムもその一つであります。

そもそも、本来、賃上げは企業間の市場競争の結果として実現されるものであって、人材の流動化を阻む規制を見直すことこそ真っ先に取り組むべき課題です。この労働市場の改革は、労使間の交渉任せでは実現できるものではありません。労働市場の流動化や解雇規制の在り方について、抜本的な法律改正を含めて、直ちに議論を進めていくべきです。

また、中国の台頭とその脅威が日増しに顕在化してきたさなかにあって、実効性のある経済安全保障の確立は急務です。しかし、政府の方針では、中国に遠慮してか、経済安保の概念や規制のルールが曖昧にされ、中途半端な対策の羅列になってしまっています。

中でも、法制化が遅れた上に、報道によれば、与党の一部からの要求により、準備していた法案から調査拒否に対する罰則が削除されたといいます。調査と罰則は、法の実効性を担保する重要な要素です。自由な経済活動と安全保障を両立させるのであれば、安易に罰則を軽減するのではなく、対象の産業や具体的な品目を見分ける組織的なインテリジェンスとその体制を構築することこそ重要です。

政府が関連する人員を約二百八十名増員することは評価しますが、実際の仕事の中身は、省庁横断で取組を進めるなどと、従来型で抽象的な構想しか持っていません。経済安保にとって必要不可欠なスパイ防止法の制定についても、後ろ向きの姿勢です。

反対の第三の理由は、国民に大きな負担増を押しつけておきながら、行政改革も政治改革も進んでいないことです。

コロナ禍で国民所得が大幅に減少し、令和三年度の国民負担率は、過去最大の四八％になるとの見込みです。その上、七十五歳以上のうち、およそ二割の方々には、医療費窓口負担を現行の二倍に引き上げることをお願いしなければなりません。

こうした中で、どんな行政改革があったでしょうか。全くと言っていいほど見当たりません。

鳴り物入りで始まろうとしているこども家庭庁にしても、幼保一元化を実現するのならともかく、むしろ逆に、認定こども園を加えた三元化を固定化し、文科省、厚労省、内閣府の権限をそのままに、その上に新たな役所を置くという、まさに屋上屋を重ねるものになっています。

政府だけでなく、国会議員もまた、国民の厳しい目を自覚すべきです。

今国会の冒頭から、議員一人一人に交付される月百万円の文通費の問題が注目されましたが、やっと各党間の協議が始まったというだけで、具体的には何も進んでいません。ルール作りは結構ですが、ルールがなければ何もできないというのであれば、国民の理解は得られません。自ら進んで、やれることはやる姿勢を示すべきです。我が党は、既に、領収書を添付した上で、使途を全て公開しています。他の議員各位におかれましても、同様に、自主的に使途公開を実施し、国民の負託に応えることを望むものです。

私たち維新の会は、失われた三十年を乗り越え、格差社会を打破し、経済成長を取り戻すために、税制、社会保障制度、労働市場を三位一体で改革していく日本大改革プランを打ち出しています。これは、言葉を弄ぶだけの岸田政権の新しい資本主義に対して、具体的な中長期的ビジョンを示した対案です。

税制においては、成長のための税制を目指し、消費税のみならず、所得税、法人税を減税するフロー大減税を断行すると同時に、ストック課税の在り方を見直し、フローからストックへを基軸とした、税体系全体の抜本的な改革が必要です。

喫緊の課題としては、二年を目途として、期間限定の消費税五％の減税を実施することを提案しています。これは、長期低迷とコロナ禍を打破するために何としても必要なことです。

コロナ禍に加え、ガソリン価格の高騰が国民生活に大きな打撃を与えており、この対策も急務です。我が党は、既に、ガソリン税を一時的に軽減するトリガー条項発動法案を国民民主党と共同で提出しています。総理は、トリガー条項も含めてあらゆる選択肢を排除しないと答弁しています。この言葉どおりの速やかな実現を強く求めるとともに、我が党も、法改正に向け、他会派とも引き続き力を合わせていく決意です。

岸田総理の新しい資本主義がプランAとすれば、私たちの大改革プランはプランBと言えるものですが、そのどちらが国民の可処分所得を増やし、格差を是正して、真に豊かな生活を国民にもたらすのか。私たち維新の会は、同じ土俵の上で、逃げることなく、がっぷり四つに組んで、正々堂々と自民党、岸田政権と対決していくことをお誓い申し上げ、令和四年度予算三案に対する反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　稲津久君。

〔稲津久君登壇〕

○稲津久君　公明党の稲津久です。

ただいま議題となりました令和四年度予算案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

（拍手）

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に哀悼の誠をささげますとともに、現在治療中の皆様に心からのお見舞いを申し上げます。

以下、主な賛成理由を申し述べます。

第一に、感染拡大防止に万全を期し、国民の命と暮らしを守り抜く予算となっている点であります。

令和三年度補正予算によって、既に、三回目のワクチン接種や飲み薬の確保、感染急拡大時も対応可能な医療提供体制の再構築に向けた取組が着々と進んでおります。

その上で、本予算案において、新たな変異株等による予期せぬ状況変化に機動的に対応できるよう、五兆円の新型コロナウイルス感染症対策予備費を確保して万全を期しており、雇用調整助成金や休業支援金、産業雇用安定助成金等による雇用の下支え、バスやデマンドタクシーなど地域の暮らしに不可欠な交通サービスの維持、活性化を支援するなど、コロナ禍から国民の命と暮らしを守り抜くものとなっております。

第二に、コロナ後の経済再生の道筋を確かなものとするべく、新しい成長と分配の好循環を実現する予算となっている点です。

まず、事業者がコロナ禍の克服へ前向きに取り組めるよう、四月以降も、日本政策金融公庫による新型コロナウイルス感染症特別貸付けを始め、ＤＸ等の新規設備投資や事業再構築といった前向きな取組に対する低利な融資制度を実施するとともに、資本性劣後ローンの活用といった柔軟な対応を継続することにし、事業再生や事業承継支援も強化しております。

我が国の新しい成長に向け、その源泉となる科学技術振興費に、過去最高となる約一・四兆円が計上されています。未来社会実現の鍵となるＡＩ、光・量子技術、先端半導体など重点分野の研究開発を戦略的に推進するとともに、研究力の向上に向けて、公明党が求めてきた博士課程学生に対する経済的支援やキャリアパス整備が盛り込まれたほか、財政投融資四・九兆円を投じて十兆円規模の大学ファンドが実現します。さらに、イノベーションの担い手となる研究開発型スタートアップ企業に対する支援を強化する点に大いに期待します。

そして、成長戦略の柱となるグリーンとデジタルに大胆な投資をしています。

グリーンについては、二〇五〇年カーボンニュートラル目標の達成に向け、工場等における省エネ設備への支援、クリーンエネルギー自動車や太陽光発電の導入支援、再生可能エネルギーの主力電源化や、カーボンリサイクル技術の開発、実用化に向けた研究開発等を推進することとしています。

デジタルについては、デジタル田園都市国家構想の実現に向けて、光ファイバーや５Ｇ基地局など、地方のデジタル基盤整備を進めるとともに、地方創生推進交付金一千億円を確保し、自治体を支援することとしています。

また、昨年発足したデジタル庁を中心とした情報システムネットワークの整備に四千六百億円、デジタル行政のインフラとなるマイナンバーカードを来年度末までにほぼ全国民に普及する取組に約一千億円を計上したほか、公明党が誰一人取り残さないデジタル化を求めてきた、デジタル活用支援員による講習会の全国的な実施が盛り込まれるなど、行政のデジタル化を一層加速化することとしています。

その上で、成長の果実を労働者に分配してこそ次なる成長につながるとの考えの下、人への投資に重点が置かれている点を大いに評価いたします。

まず、賃上げについては、民間部門に先んじて、看護、介護、保育、幼児教育などの公的部門で働く方々の賃金を恒久的に三％引き上げることとしています。中小事業者に対しては、最低賃金の引上げを支援する業務改善助成金による財政支援を講ずるとともに、労務費の上昇や原油、原材料価格の高騰等によるコスト増をきちんと価格に転嫁できる環境を整備するため、下請Ｇメンの倍増による取締りの強化やパートナーシップ構築宣言企業の拡大など、下請取引の適正化対策を強力に推進することとしています。

さらに、人への投資については、三年間で四千億円を投じるとした上で、来年度は一千十九億円を計上し、デジタルなど成長分野を支える人材育成のための教育訓練や、非正規労働者の正社員化といったキャリアアップのための訓練等を実施することとしています。これは、まさに、我が党の公約である女性デジタル人材十万人プランの実現につながるものであり、コロナ禍で影響を受けた女性が、教育訓練を受講し、デジタル分野で活躍することで、より高収入を得る機会を獲得できるものとして期待がされます。

こうした分配戦略が、男女の賃金格差を是正し、家計の所得水準を向上させ、消費や投資の拡大につながり、また次の成長に連動する、まさに成長と分配の好循環の実現の鍵となります。

第三に、子育て、教育支援が一層充実する点であります。

幼児教育、保育の無償化、私立高校授業料の実質無償化、高等教育の無償化のいわゆる三つの無償化は、来年度も着実に実施することとしています。

これに加えて、公明党の長年の主張が実り、いよいよ来年度から不妊治療の保険適用が実現します。

そのほか、未就学児の国民健康保険料の軽減、さらには、公明党が求めてきた、家事や家族の世話などを日常的に行っている子供たち、いわゆるヤングケアラーに対する支援体制強化事業や、子供食堂など民間団体と連携した支援対象児童等見守り強化事業、多様な困難を抱える女性に対する民間団体による支援強化推進事業を新たに盛り込んでおります。

このほか、気候変動の影響で災害が激甚化、頻発化する中、防災・減災、国土強靱化関連予算として三・八兆円を計上し、五か年加速化対策の二年目として計上した令和三年度補正予算と併せて、ソフト対策の強化やインフラの老朽化対策等の取組が一層加速化されることが期待されます。

また、第二期復興・創生期間の二年度目に当たり、必要とされる復興施策を着実に推進するため、五千七百九十億円を計上したほか、通学路における交通安全対策を計画的かつ集中的に支援するための個別補助事業の創設など、国民生活の安全、安心に関わる重要課題に取り組むこととしています。

さらに、みどりの食料システム戦略を踏まえた持続可能な食料システムや、農林水産物、食品の輸出拡大、また、課題となっているウッドショック対策とともに、国産材の安定供給体制を構築することが盛り込まれています。

以上、令和四年度予算案は、令和三年度補正予算と一体で編成する、いわゆる十六か月予算として、感染対策に万全を期し、国民の命と暮らしを守り抜くとともに、成長と分配の好循環を実現し、ポストコロナの新しい社会における、経済再生への確かな一歩を踏み出すための予算であります。

本予算案の速やかな成立と迅速かつ着実な執行を強く求め、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　宮本徹君。

〔宮本徹君登壇〕

○宮本徹君　予算委員会での公聴会に関わって、衆議院規則第八十三条では、「公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。」とされています。公聴会での私の発言は

議会人として当然の指摘であり、自らを省みることなく、逆に私の発言を批判するなど、不当な言いがかりであると申し上げた上で、日本共産党を代表して、政府提出、二〇二二年度予算三案に反対の討論を行います。（拍手）

まず、本予算に求められる最大の課題は、コロナパンデミックから国民の命と暮らしを守ることです。この点で、予算案は全く不十分です。

新型コロナ感染が原因で亡くなる方が急増し、入院できず、検査も受けられない事態が生まれています。野党や自治体が昨年から求めてきた接種期間六か月でのワクチン三回目接種の判断に後れを取り、甘い見通しで検査キット確保やＰＣＲ検査能力、発熱外来を含む医療提供体制の整備が後手後手となった岸田政権の責任は重大であります。

医療体制の確保では、マンパワーが何よりも大事です。パンデミックのさなか、地域医療構想に基づき公立・公的病院を始めとした急性期病床の削減を進めるのはやめるべきです。誰もが必要な検査、治療が受けられるよう、医療体制の確保を図るべきです。高齢者施設でのクラスターが広がっており、三回目ワクチン接種を急ぐと同時に、職員の頻回検査の頻度を上げる必要があります。

コロナ禍が続く中、生活の困窮、営業苦が広がっております。事業復活支援金を持続化給付金プラス家賃支援給付金並みへ拡充するとともに、困窮者に対する給付金の拡充や、中小企業、小規模事業者への支援の拡充、消費税の五％への引下げ等が必要であります。我が党が改善を求めた小学校休業等対応助成金は申請の簡素化が図られましたが、対象者全員が利用できるよう、更なる改善を求めるものであります。

予算委員会の審議を通じて、コロナ対策で在日米軍の検疫の大穴があることが明らかになりました。

在日米軍は、昨年秋から日本と整合的な検疫を一方的にやめ、オミクロン株の感染拡大の要因になったにもかかわらず、その責任を認めず、今なお、出国前及び入国後の検査に抗原定性検査を使い、日本の検疫に合わせようとしておりません。ゲノム解析の結果も、いまだ知らせません。出入国に際しての検査をやめる際、日本側に伝えたか否か、両政府の言い分が食い違っているにもかかわらず、やり取りのメールも日米合同委員会の議事録も明らかにしようとしません。

これでは国民の命と暮らしが守れません。岸田政権は、対米追従の姿勢を改め、日米地位協定を改定し、日本の検疫法を米軍にも適用すべきであります。

第二に、本予算案は、新自由主義からの転換どころか、新自由主義、アベノミクスを継承するものです。

年金削減や七十五歳以上の高齢者の医療費二倍化の一方、富裕層優遇税制の見直しは先送り、大企業優遇税制を温存、拡大しています。総理も、物価高が高齢者の暮らしに影響しているとお述べになりました。ならば、年金削減はストップすべきです。大企業、富裕層に力に応じた負担を求める大改革を行い、中小企業支援とセットの最低賃金引上げ、教育無償化、介護、障害者福祉、子育て支援の拡充を図るべきです。

ケア労働者の処遇改善は、一桁足りません。抜本的に引き上げると同時に、公立保育園の保育士も含め全員の賃金が上がるよう、制度の改善を図ることを強く求めます。八百万人の労働者に影響を及ぼすマイナス人勧は撤回すべきです。

ジェンダー平等の土台中の土台である男女賃金格差の是正に向け、岸田総理が我が党の求めに応じて企業への開示義務づけの検討を表明したことは一歩前進です。大事なことは、実効ある是正策を取ることです。賃金格差の是正を法で義務づけるべきです。コース別雇用管理など間接差別の是正にも真剣に取り組むべきであります。

石炭火力発電への固執は、未来に対して無責任であると同時に、日本経済にとっても先のない道であります。廃止の目標を持ち、再エネ、省エネなど、気候変動対策を抜本強化すべきであります。

第三に、本予算案は、「いずも」型護衛艦の空母への改修と、搭載機となるＦ35Ｂ戦闘攻撃機の取得、電子戦機や長距離ミサイルの開発など、実質的に敵基地攻撃能力の保有を進めるものであり、断じて許されません。

重大なことは、岸田総理が、集団的自衛権行使での敵基地攻撃能力の検討を否定せず、その下で、岸防衛大臣が、我が国の戦闘機が相手国の領空に入って爆弾を落とすことについて、検討の選択肢として排除しないと明言したことであります。

他国の領空に侵入して空爆を行い、無実の市民の命を奪う武力の行使が憲法上許されないことは明々白々であります。二〇一五年当時の安倍総理の答弁にも背きます。

台湾有事を想定した日米共同作戦計画の策定は、沖縄、南西諸島住民を戦闘に巻き込むものであり、到底許されません。沖縄県民の民意を無視した辺野古新基地建設は、直ちに中止すべきです。土地買収費用の異常なかさ上げが明らかになった馬毛島基地建設の撤回を求めます。

軍事に軍事で対抗する軍拡競争は、地域の緊張を悪化させるだけです。憲法九条に基づく平和外交に本気で真剣に取り組むことを強く求めるものであります。

以上、指摘し、反対討論といたします。（拍手）

○議長（細田博之君）　玉木雄一郎君。

（玉木雄一郎君登壇）

○玉木雄一郎君　国民民主党代表の玉木雄一郎です。（拍手）

初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々と御遺族の方々にお悔やみを申し上げます。

また、感染されて闘病中の方々の一刻も早い回復をお祈り申し上げます。

また、感染リスクに向き合い、社会生活に必要不可欠な仕事に就かれている皆様に心から敬意を表しますとともに、感染拡大防止に協力していただいている全ての国民の皆様に感謝を申し上げます。

私は、国民民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました令和四年度予算三案につきまして、賛成の立場から討論いたします。

正直申し上げて、本予算案は、私たち国民民主党が目指す内容に比べれば、百点満点ではありません。だからこそ、私たちは、賃上げ税制の拡充や教育国債の発行による教育予算の倍増、トリガー条項の凍結解除などを柱とする組替え動議も提出をいたしました。反対多数で否決されたことは残念です。

しかし、不十分な点があるものの、以下の理由から、党として賛成を決定いたしました。

第一に、いまだコロナ禍という緊急事態にあることから、予算の早期成立が求められていること。

第二に、賃上げや人づくりを重視する姿勢は、国民民主党がさきの衆議院選挙でも掲げた給料が上がる経済の実現、人づくりこそ国づくりと方向性において同じであること。

そして、第三に、国民生活にとって目下最大の課題である原油価格の高騰に対して、国民民主党が衆議院選挙の追加公約で掲げたトリガー条項の凍結解除によるガソリン値下げを岸田総理が検討することを明言し、実現に向けた方向性が明らかになったこと。

以上であります。

これらを踏まえ、令和四年度予算案に賛成することといたしましたが、野党が当初予算に賛成するのは、昭和五十二年以来四十五年ぶりです。そのときは、昭和四十八年の第一次オイルショックと昭和五十四年の第二次オイルショックの間の年で、原油価格の高騰によって生じた狂乱物価と言

われるインフレと、それを抑え込むために行った公定歩合の九％引上げという金融引締めによって景気が悪化し、不況に陥った時代でもありました。

今も、ウクライナ情勢の緊迫化もあって、まさに同じようなことが起きようとしています。オイルショック以来の原油価格の高騰に国民があえいでいる今だからこそ、野党は反対という前例踏襲的な対応ではなく、何が今の国民生活と経済にとって最良かという観点から、政治家として判断したものです。

コロナ禍を経た新しい時代には、国会における与野党の関係も新しいものにしていく必要があると考えます。

他方で、不十分な点があることも事実です。特に、私たちが重視している人への投資について、倍増といいながら、当初予算の文教科学振興費は増えていません。人への投資をどうやって倍増させていくのか、私たち国民民主党の声も聞いて政策立案を行っていただくことを強く要請いたします。

そもそも、私がトリガー条項の凍結解除の必要性を最初に訴えたのは、安倍政権下の二〇一八年十月の代表質問でした。その後、岸田総理就任後の代表質問で提案し、昨年の総選挙中に追加公約として掲げ、選挙後の代表質問、予算委員会でも繰り返し提案してきました。ずっと、凍結解除は適当ではないとの答弁でしたが、先週、二月十八日の予算委員会集中審議での私の質問に対して、初めて、御指摘の点も踏まえ、あらゆる選択肢を検討すると答弁をいただきました。言い出しっぺとして、トリガー条項の円滑な発動に国民民主党としても協力していきたいので、速やかな実現を改めて要請します。

とにかく、今、トリガー条項の凍結解除によるガソリン値下げの具体化が急がれます。当面、予備費を使って現在の石油元売各社への補助額を拡充することでつなぐことはやむを得ないと思われますが、ウクライナ情勢の変化によっては、四月以降に一バレル百二十五ドルを超えるような水準に達し、今より更に三割近く高騰する可能性も指摘されています。こうした最悪の事態に備えて、速やかに税制改正の検討を開始し、トリガー条項を機動的に発動できるようにすることは、危機管理対応としても不可欠です。

発動時の地方財政やマーケットの混乱回避策、発動、解除要件の見直し、そして油種の追加などについて、早急に検討すべきです。

ガソリン価格の高騰に苦しむ国民を一刻も早く救うため、トリガー条項発動による、リッター二十五円十銭、軽油については十七円十銭の減税を可能とし、消費者や事業者に負担減のメリットが分かりやすい制度にすべきです。今のままでは、事業者のコスト負担が増えるばかりで、賃上げの原資が吹き飛んでしまい、賃上げどころではありません。

賃上げ、そして私たちが掲げる給料が上がる経済の実現にはトリガー条項の凍結解除が急がれることを改めて議場の皆さんにも訴えたいと思います。

私たち国民民主党は、コロナ禍の真っただ中で、改革中道、対決より解決を掲げて結党した政党です。これからも、永田町の前例にとらわれず、何が国民にとってベストなのか、この判断基準に従って、一つでも多くの公約を実現するため、あくまで政策本位で行動してまいります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて討論は終局いたしました。

ただいまから十分後に記名投票をもって採決いたしますので、しばらくお待ちください。

――――――――――――――

〔発言する者あり〕

○議長（細田博之君）　御静粛に。

令和四年度一般会計予算外二案を一括して採決いたします。

この採決は記名投票をもって行います。

三案の委員長の報告はいずれも可決であります。三案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。

なお、今回の投票につきましては、順次間隔を空けて登壇していただくため、通常より時間をかけて氏名点呼を行わせます。――議場閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（細田博之君）　投票漏れはありませんか。速やかに投票してください。

〔投票継続〕

○議長（細田博之君）　速やかに投票願います。

〔投票継続〕

○議長（細田博之君）　投票漏れはございませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。――議場開鎖。

投票を計算させます。

〔参事投票を計算〕

〔発言する者あり〕

○議長（細田博之君）　コロナ蔓延の折ですから、私語は慎んでください。

投票の結果を事務総長から報告させます。

〔事務総長報告〕

投票総数　四百五十二

可とする者（白票）　三百一

否とする者（青票）　百五十一

○議長（細田博之君）　右の結果、令和四年度一般会計予算外二案は委員長報告のとおり可決いたしました。（拍手）

――――――――――――――

令和四年度一般会計予算外二案を委員長報告のとおり決するを可とする議員の氏名

あかま二郎君　あべ　俊子君
安倍　晋三君　逢沢　一郎君
青山　周平君　赤澤　亮正君
秋葉　賢也君　秋本　真利君
東　国幹君　畦元　将吾君
麻生　太郎君　甘利　明君
五十嵐　清君　井出　庸生君
井野　俊郎君　井上　信治君
井上　貴博君　井林　辰憲君
井原　巧君　伊東　良孝君
伊藤　忠彦君　伊藤信太郎君
伊藤　達也君　池田　佳隆君
石井　拓君　石川　昭政君
石田　真敏君　石破　茂君
石橋林太郎君　石原　宏高君
石原　正敬君　泉田　裕彦君
稲田　朋美君　今枝宗一郎君
今村　雅弘君　岩田　和親君
岩屋　毅君　上杉謙太郎君
上田　英俊君　上野賢一郎君
江崎　鐵磨君　江渡　聡徳君
江藤　拓君　衛藤征士郎君
遠藤　利明君　小倉　將信君
小里　泰弘君　小田原　潔君
小野寺五典君　小渕　優子君
尾崎　正直君　尾身　朝子君
越智　隆雄君　大岡　敏孝君
大串　正樹君　大塚　拓君
大西　英男君　大野敬太郎君
奥野　信亮君　上野賢一郎君
加藤　鮎子君　加藤　勝信君
加藤　竜祥君　柿沢　未途君
梶山　弘志君　勝俣　孝明君
勝目　康君　門山　宏哲君
金子　俊平君　金子　恭之君
金田　勝年君　上川　陽子君
亀岡　偉民君　川崎ひでと君
神田　憲次君　神田　潤一君
菅家　一郎君　木原　誠二君
木原　稔君　木村　次郎君
城内　実君　黄川田仁志君

岸　信夫君　北村　誠吾君　国定　勇人君　熊田　裕通君　小泉　龍司君　小林　茂樹君　小林　史明君　古賀　篤君　後藤田正純君　高村　正大君　佐々木　紀君　齋藤　健君　坂井　学君　櫻田　義孝君　塩崎　彰久君　島尻安伊子君　新谷　正義君　杉田　水脈君　鈴木　馨祐君　鈴木　淳司君　鈴木　憲和君　関　芳弘君　田所　嘉徳君　田中　英之君　田野瀬太道君　田村　憲久君　高市　早苗君　高木　啓君　高木　宏壽君　高見　康裕君　武田　良太君　武村　展英君　棚橋　泰文君　谷川　とむ君　津島　淳君　辻　清人君　土屋　品子君　冨樫　博之君

岸田　文雄君　工藤　彰三君　国光あやの君　小泉進次郎君　小島　敏文君　小林　鷹之君　小森　卓郎君　後藤　茂之君　河野　太郎君　國場幸之助君　佐藤　勉君　斎藤　洋明君　坂本　哲志君　笹川　博義君　柴山　昌彦君　下村　博文君　菅　義偉君　鈴木　英敬君　鈴木　俊一君　鈴木　貴子君　鈴木　隼人君　薗浦健太郎君　田中　和徳君　田中　良生君　田畑　裕明君　平　将明君　髙階恵美子君　髙木　毅君　髙鳥　修一君　武井　俊輔君　武部　新君　橘　慶一郎君　谷　公一君　谷川　弥一君　塚田　一郎君　土田　慎君　寺田　稔君　渡海紀三朗君

土井　亨君　中川　郁子君　中谷　元君　中西　健治君　中野　英幸君　中山　展宏君　長坂　康正君　二階　俊博君　西田　昭二君　西村　明宏君　西銘恒三郎君　根本　匠君　野田　聖子君　葉梨　康弘君　橋本　岳君　鳩山　二郎君　林　幹雄君　平井　卓也君　平沢　勝栄君　深澤　陽一君　藤井比早之君　藤原　崇君　古川　康君　古屋　圭司君　星野　剛士君　細野　豪志君　堀内　詔子君　牧島かれん君　松島みどり君　松本　剛明君　松本　洋平君　三ッ林裕巳君　宮内　秀樹君　宮澤　博行君　宮下　一郎君　務台　俊介君　村井　英樹君　茂木　敏充君

中川　貴元君　中曽根康隆君　中谷　真一君　中根　一幸君　中村　裕之君　永岡　桂子君　長島　昭久君　丹羽　秀樹君　西野　太亮君　西村　康稔君　額賀福志郎君　根本　幸典君　野中　厚君　萩生田光一君　長谷川淳二君　浜田　靖一君　林　芳正君　平口　洋君　平沼正二郎君　福田　達夫君　藤丸　敏君　船田　元君　古川　禎久君　穂坂　泰君　細田　健一君　堀井　学君　本田　太郎君　牧原　秀樹君　松野　博一君　松本　尚君　三谷　英弘君　御法川信英君　宮崎　政久君　宮路　拓馬君　武藤　容治君　宗清　皇一君　村上誠一郎君　盛山　正仁君

森　英介君　八木　哲也君　簗　和生君　山際大志郎君　山口　晋君　山下　貴司君　山田　美樹君　山本ともひろ君　吉川　赳君　義家　弘介君　若林　健太君　鷲尾英一郎君　渡辺　博道君　伊佐　進一君　石井　啓一君　浮島　智子君　岡本　三成君　北側　一雄君　日下　正喜君　輿水　恵一君　佐藤　英道君　庄子　賢一君　竹内　譲君　中川　宏昌君　中野　洋昌君　平林　晃君　古屋　範子君　吉田久美子君　鰐淵　洋子君　岸本　周平君　鈴木　義弘君　玉木雄一郎君　西岡　秀子君　三反園　訓君

否とする議員の氏名

安住　淳君　青山　大人君　新垣　邦男君

森山　裕君　保岡　宏武君　柳本　顕君　山口　俊一君　山口　壯君　山田　賢司君　山本　左近君　山本　有二君　吉野　正芳君　和田　義明君　若宮　健嗣君　渡辺　孝一君　赤羽　一嘉君　伊藤　渉君　稲津　久君　大口　善徳君　河西　宏一君　金城　泰邦君　國重　徹君　佐藤　茂樹君　斉藤　鉄夫君　高木　陽介君　角田　秀穂君　中川　康洋君　濵地　雅一君　福重　隆浩君　山崎　正恭君　吉田　宣弘君　浅野　哲君　鈴木　敦君　田中　健君　長友　慎治君　古川　元久君

青柳陽一郎君　荒井　優君　井坂　信彦君

伊藤　俊輔君　泉　健太君　梅谷　守君　枝野　幸男君　小川　淳也君　小沢　一郎君　大串　博志君　大西　健介君　岡田　克也君　奥野総一郎君　金子　恵美君　神谷　裕君　城井　崇君　玄葉光一郎君　小宮山泰子君　神津たけし君　近藤　昭一君　坂本祐之輔君　重徳　和彦君　篠原　豪君　下条　みつ君　末次　精一君　鈴木　庸介君　堤　かなめ君　寺田　学君　中川　正春君　中谷　一馬君　長妻　昭君　野田　佳彦君　馬場　雄基君　伴野　豊君　藤岡　隆雄君　本庄　知史君　牧　義夫君　松原　仁君　緑川　貴士君　森山　浩行君　山岡　達丸君

石川　香織君　稲富　修二君　江田　憲司君　おおつき紅葉君　小熊　慎司君　大河原まさこ君　大島　敦君　逢坂　誠二君　岡本あき子君　落合　貴之君　鎌田さゆり君　菅　直人君　菊田真紀子君　源馬謙太郎君　後藤　祐一君　近藤　和也君　佐藤　公治君　櫻井　周君　階　猛君　篠原　孝君　白石　洋一君　末松　義規君　田嶋　要君　手塚　仁雄君　徳永　久志君　中島　克仁君　中村喜四郎君　西村智奈美君　野間　健君　原口　一博君　福田　昭夫君　太　栄志君　馬淵　澄夫君　松木けんこう君　道下　大樹君　森田　俊和君　谷田川　元君　山岸　一生君

山崎　誠君　山田　勝彦君
山井　和則君　柚木　道義君
湯原　俊二君　吉川　元君
吉田はるみ君　米山　隆一君
笠　浩史君　早稲田ゆき君
渡辺　創君　足立　康史君
阿部　弘樹君　青柳　仁士君
赤木　正幸君　浅川　義治君
井上　英孝君　伊東　信久君
池下　卓君　池畑浩太朗君
一谷勇一郎君　市村浩一郎君
岩谷　良平君　浦野　靖人君
漆間　譲司君　遠藤　良太君
小野　泰輔君　奥下　剛光君
金村　龍那君　沢田　良君
杉本　和巳君　住吉　寛紀君
空本　誠喜君　髙橋　英明君
中司　宏君　馬場　伸幸君
早坂　敦君　藤田　文武君
藤巻　健太君　堀場　幸子君
掘井　健智君　前川　清成君
三木　圭恵君　美延　映夫君
岬　麻紀君　守島　正君
山本　剛正君　吉田とも代君
吉田　豊史君　和田有一朗君
赤嶺　政賢君　笠井　亮君
穀田　恵二君　志位　和夫君
塩川　鉄也君　田村　貴昭君
高橋千鶴子君　宮本　岳志君
宮本　徹君　本村　伸子君
緒方林太郎君　吉良　州司君
北神　圭朗君　仁木　博文君
福島　伸享君　大石あきこ君
たがや　亮君　山本　太郎君
海江田万里君

日程第四　地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
日程第五　地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第四、地方税法等の一部を改正する法律案、日程第五、地方交付税法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長赤羽一嘉君。

地方税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

（本号(二)に掲載）

（赤羽一嘉君登壇）

○赤羽一嘉君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、地方税法等の一部を改正する法律案につきましては、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、コロナ禍における支援策として、令和四年度について商業地等の課税標準額の上昇幅を半減する措置を講ずること、また、賃上げ促進策として、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額を増加させた場合の特例措置の拡充を行うこと、そして、住宅借入金等に係る個人住民税について、特別税額控除の延長等を行うことでございます。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につきましては、地方財政の収支が不均衡な状況にあること等に鑑み、令和四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正、震災復興特別交付税の確保、自動車税減収補塡特例交付金及び軽自動車税減収補塡特例交付金の廃止等の措置を講じようとするものであります。

両案は、去る二月八日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、本委員会に付託されました。

委員会におきましては、同日両案について金子総務大臣から趣旨の説明を聴取した後、十日に質疑入りいたしました。その後、十五日、十七日及び昨二十一日に質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会において、持続可能な地方税財政基盤の確立並びに新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等への対応に関する件について決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　両案につき討論の通告があります。順次これを許します。おおつき紅葉君。

（おおつき紅葉君登壇）

○おおつき紅葉君　立憲民主党・無所属のおおつき紅葉です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、いずれも反対の立場で討論を行います。（拍手）

まず冒頭、新型コロナウイルス感染症や相次ぐ災害によってお亡くなりになられた方に心から哀悼の意を、療養されている方、困難を抱えている方に心からお見舞いを申し上げるとともに、医療従事者、自治体職員、エッセンシャルワーカーの皆様に心から感謝を申し上げます。

それでは、地方税法等の一部を改正する法律案に反対する理由について申し上げます。

第一に、本来目指すべき分権社会に向けた税源移譲がなされていない点です。

所得格差や資産格差がますます拡大する中、税制においても所得再配分機能を強化する観点からの見直しが不可欠です。あわせて、分権、自治を進める立場から、税源移譲を始め税の分権化も求められています。政府案は、小粒な改正ばかりで、極めて不十分と言わざるを得ません。

第二に、固定資産税について、商業地のみ税額の上昇幅を半分に抑える措置が残された点です。

昨年度は、二一年度限りの臨時異例の措置として、住宅地や農地等も含めた土地に係る税額が据え置かれました。今回、税額が上昇する住宅用地や農地等については既定の負担調整措置による負担を求める一方、商業地だけ減額というのは公平を欠きます。そもそも、固定資産税は市町村の基幹税であり、国の一存で決定することのないよう配慮すべきです。また、税収減になる自治体への補塡も不十分です。

第三に、効果が不明確な賃上げ促進税制が地方税にも盛り込まれている点です。

岸田総理の目玉政策の一つとして、賃上げ促進税制の見直しが行われます。元々、二〇一五年度に法人事業税付加価値割の課税標準から一定額を控除できる仕組みが導入されたものの、効果が出ているとは言い難いとの指摘があります。そもそも、企業の七割近くが赤字法人で法人税を納めていない中、黒字企業あるいは大企業だけが減税の恩恵を受けるとすれば、中小企業の労働者との賃金格差を拡大させることになりかねません。

第四に、燃油高騰対策が講じられていない点です。

燃料の高騰が国民生活や事業活動に大きな影響を及ぼしています。政府は元売への補助金で対応していますが、低減効果は僅かです。

総理は、昨日の予算委員会で、ようやく、トリガー条項も含めてあらゆる選択肢を排除せず、更なる対策を早急に検討したいと発言しました。しかし、トリガー条項を発動可能にするには法改正が必要であるのに、本改正案には盛り込まれておらず、対応が後手後手であると言わざるを得ません。

また、トリガー条項の発動が一年間続いた場合、地方で五千億円程度の減収が見込まれ、トリガー条項を発動する際には、地方の減収分を国費で補塡するなど、地方財政の安定にも十分配慮する必要があります。

あわせて、トリガー条項の効果の及ばない灯油や業界で燃料として使う重油の高騰対策も強化するよう求めます。

第五に、地域医療構想に基づき再編を行った医療機関に係る不動産取得税の課税標準の特例措置の創設が、公立病院の統廃合を誘導する懸念があることです。

しかし、感染症病床全体の約六割を占め、感染症医療においては非常に重要な役割を担っているのが公立病院を始めとする公的病院であり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、公立病院等が担う役割の重要性が再認識されています。

公立病院の再編統合を前提とせず、地域医療の確保のための自治体の主体的な取組を十分に尊重するべきです。

第六に、森林環境譲与税について、今回の法案では手つかずとなっている点です。

山崩れや流木、氾濫などの大きな災害が毎年のように発生しており、森林整備の財源を手厚く確保していくことには異論はありません。

しかしながら、制度開始の二〇一九年度と二〇年度に市区町村に配分された資金の五四％が使われず、基金に積み立てられていたことが明らかになりました。配分が手厚い大都市部では使い道が少ない一方、配分額が少ない小規模自治体は少額過ぎて使途がなく、積み立てておくしかないという状況です。

自治体への配分基準で人口割が三割を占め、森林の少ない都市部が優遇されていることが要因ではないでしょうか。森林面積や林業関連の指標に重点化した配分にするとともに、専門的な人材確保等にも使えるよう使途を見直すなど、課題の解決が必要です。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

二〇二二年度の地方交付税総額や地方が自由に使える一般財源の確保、臨時財政対策債の大幅抑制、交付税特別会計借入金の償還額増加などは、一定評価できるものです。

しかし、以下のような問題があります。

第一に、交付税率の引上げが見送られている点です。

財源不足額も一九九〇年代以来の縮小となったとはいえ、前年度から繰り越された約一・三兆円に依存しており、これを差し引けば、依然として四兆円近くの財源不足額が存在しています。地方交付税法第六条の三第二項に基づく地方交付税率の引上げなど、地方交付税の財源不足への抜本的対策を行うべきです。

第二に、赤字地方債である臨時財政対策債の一層の縮減、廃止が求められる点です。

確かに、三年連続で新規分の発行が行われず、初めて一兆円台まで縮小し、臨財債残高も前年度から二・一兆円減少しています。

しかし、二十年以上も臨時の状態が続き、地方からも廃止の意見が強く寄せられています。後年度の地方交付税で償還するはずだった既往の臨財債の償還を新たな赤字地方債の発行で賄うということでは、財政を圧迫し、住民生活に影響が出かねません。

第三に、職員数の増加にかかわらず、給与関係経費自体は減少している点です。

保健師、児童福祉司、一般職員を含む計画人員が純増傾向にあり、人材の強化を図る兆しが見られることは評価します。今後の業務量の増加を考えれば、給与関係費、人員の確保を図るとともに、会計年度任用職員を始めとする臨時、非常勤職員の均等待遇を前進させるべきです。

第四に、税収及び交付税総額の見通しへ懸念がある点です。

内閣府が十五日に発表した二〇二一年の国内総生産速報値は、物価変動を除く実質で、前年比一・七％増となり、三年ぶりのプラス成長となっています。

しかし、政府は、実質ＧＤＰを二・六％と見込んでおり、二二年度は三・二％の見通しで税収を見積もっています。今後、税収減や交付税の減額による混乱が生じることのないよう、強く求めます。

さて、岸田新政権が掲げる新しい資本主義に盛り込まれたデジタル田園都市国家構想、カーボンニュートラル、科学技術・イノベーションなどは、いずれも多くの地域の政策に依存しており、これに従来の新型コロナ対策、保健医療、社会保障の取組、さらには人口減少社会における社会インフラの維持管理、公共交通対策など、多くの財政負担が生じる可能性があります。

一般行政経費において、地域社会のデジタル化の推進、まち・ひと・しごと創生事業、地域社会再生事業費も別枠で確保されていますが、将来にわたる安定財源として経常経費化する必要があります。持続可能な地方税財政の姿をいかに描いていくかが大きな課題です。

最後に、今季、地元北海道を始め多くの地域で大雪や厳しい寒さに見舞われています。雪害対策や灯油価格への支援のための特別交付税の対応に万全を期していただきたいと思います。

地方の声、そして、これからの世代の声をしっかりと聞くことをお願いし、私の反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　守島正君。

（守島正君登壇）

○守島正君　日本維新の会、守島正です。

私は、会派を代表して、地方税法等の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論をいたします。（拍手）

我々日本維新の会は、基本政策である維新八策二〇二一の中で、地方自治、国の在り方を示しています。すなわち、明治維新後の廃藩置県以降、連綿と続いてきた中央集権体制から、地方分権体制、道州制に移行し、国の役割を明確に絞り込み、国の機能強化と地方の自立を実現するというものであります。

現在の、国が決定して地方が執行するというやり方の限界は、まさに、今現在、コロナ対応における国と地方の関係で露呈されています。

昨年十二月、我が党の代表である松井大阪市長が、コロナ対応での十万円支給をめぐり、五万円のクーポンには意味がないと全額を現金で一括給付するという方針を示し、結果として、国もそれを認め、大阪市では年内の一括給付をいち早く実現したことは記憶に新しいところであります。

今後、ますます我が国でデジタルトランスフォーメーションが進行すれば、国から地方に権限を移譲していくという考えを更に超え、地方が決定し国が基幹インフラを使って執行するという形へと変化していくことが考えられます。地方が各々で給付金に関わる意思決定をして、国がマイナンバーにひもづいた国民の口座に振り込むといったような形であります。

当然、そうした体制に移行していくためには、財源も地方に移譲していく必要があります。消費税は地方自立のための基幹財源と位置づけ、税率設定を地方に任せた地方税に移行する、国が総需要を算定して交付する地方交付税は廃止し、調整財源の配分を地方が合議で決める新たな制度として地方共有税を創出するというのが我が党の一貫した考えであります。

二〇〇六年、第一次安倍内閣では、更なる分権改革と地方への税源移譲を盛り込んだ地方分権改革推進法が時限立法として制定されましたが、二〇一〇年に失効して以降、分権改革は足踏みをしています。今こそ、地方が自らの権限と責任で地域ごとの実情に応じた対策を国の財政措置を待た

ずに実行できる、十分な税財政基盤を確立する体制への移行を推し進めるべきであります。

日本維新の会は、大阪での改革の経験を全国に広げ、国政に生かすべく、これまで、地方の声を重視した政策を政府に求め、提案してきました。

十年にわたり維新の会の首長により行政運営が行われ、私自身も市議を長く務めた大阪市では、この間、市政改革を強力に推し進めた結果、六年後の二〇二八年度には、自立した財政運営が可能となる不交付団体となる見通しに至ったことを明らかにしました。日本維新の会が、自ら、自立した自治体への取組、努力を実践しているのであり、実現すれば実に三十五年ぶりのこととなります。

地方の財源不足に対して、建設地方債の増発などを除いた残余の不足分については国と地方が折半して補塡する、いわゆる折半ルールが令和四年度まで適用され、その折半部分を地方が臨時財政対策債を発行して賄うこととなっています。しかしながら、本来は、地方財政審議会が出した意見書のとおり、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は法定率の変更により、その全額について国が対処すべきものであり、臨時財政対策債の発行自体をなくすべきと考えております。

こうした観点に立って、議題に上がっている来年度の地方交付税を眺めてみると、地方交付税総額は前年よりも〇・六兆円上回る十八・一兆円を確保しつつ、臨時財政対策債の発行を前年度より三・七兆円と大幅に抑制し、残高も二・一兆円の縮減を実現したこと、加えて、交付税特別会計借入金の償還額も令和四年度で四千億円、令和五年度で二千億円増額することとしており、不十分ではあるものの、我が党がこれまで主張してきた内容に沿うものとなっており、一定の評価ができるものであります。

一方、令和三年度補正予算による地方交付税の増額、臨財債の償還、一・三兆円の繰越し等を相殺すれば、令和四年度の財源不足額は四兆円規模となり、構造的に財源不足が続いていることに変わりはありません。臨時財政対策債についても、借金で借金を返済する自転車操業の状態が長らく続いてきたこともあり、償還スキームがはっきりと見通せていません。今後、更なる高齢化で社会保障費が増大していくこと、公共施設の老朽化対策などで地方財政がますます厳しくなることも予見され、構造的な課題についての抜本的な解決策は見えていません。

本来、予算案に反対をした場合、予算に密接に関連する本法案には反対をするのが政党としての筋という見方もあります。

しかしながら、国、地方共に厳しい財政状況の中、総務大臣が先頭に立って臨財債発行を大幅に抑えた予算案を作成されたことは、再来年以降は臨財債を発行しないという方向性の道筋をつけたという意味で、大変意義のあることと考えています。

こうした道筋が、今後、地方財政の抱える根本的な構造問題を解決し、地方が安定的な自主財源を確保していくための第一歩となるためにも、今こそ、二〇一〇年以降停滞している分権改革を進めていくことが肝要であります。

ポストコロナの我が国の持続可能な未来を切り開いていくためのビジョンとして、道州制への移行を一歩でも前に進めていくことに大いに期待をいたしまして、本法案の賛成討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　宮本岳志君。

〔宮本岳志君登壇〕

○宮本岳志君　私は、日本共産党を代表して、地方税法、地方交付税法等改正案への反対討論を行います。（拍手）

新型コロナウイルスの感染爆発で、療養者数も重症者数も増加し、命を落とす方も増え続けています。

保健所機能が逼迫し、新規感染者の把握が遅れ、発熱しても受診できない方、入院調整がつかず、翌日、自宅で容体が急変し死亡された方など、医療崩壊とも言える深刻な事態が広がっています。

住民の命を守るために、地域医療の拡充、公衆衛生の確保など、公的部門の再構築が緊急の課題であるにもかかわらず、岸田政権は、今年も、地方の歳出を前年度と同水準に抑え込む方針を地方に押しつけています。

一般財源総額実質同水準ルールと呼ばれるものは、前年度を下回らないように財源を確保するなどと言いながら、実際は上回ることを抑制するものにほかなりません。

この方針のために、保健師や児童福祉司等の増員のための財政措置も、他の一般財源を削減、抑制した範囲の措置に狭められ、国民の命に関わる今日の深刻な現場の実態に全く応えたものにはなりません。

また、行政削減と個人情報の利活用のための自治体ＤＸの推進を地方に押しつけることは許されません。

今行うべきは、住民の命と暮らしを守り支えるための財政需要を十分に算定し、地方交付税の法定率の引上げ等を行い、地方に必要な財源を確保することです。抜本的な見直しを求めます。

地方税法についても、格差と貧困が広がる下で、生計費非課税の徹底や、所得再分配機能の強化などが求められています。

ところが、本法案では、昨年度に据え置いた土地の固定資産税について、二〇二二年度はその措置を取り払い、商業地や住宅用地、農地等の課税標準額は引き上げられます。国民にとっては増税です。

岸田政権が目玉政策とする賃上げ促進税制は、賃上げを保証するものにはなっておりません。

地域医療構想に基づき再編を行った医療機関の不動産取得税の特例は、地域医療機関の再編統合を税制から後押しするものです。命を守る医療体制を崩すことは許されません。

以上、反対討論といたします。（拍手）

○議長（細田博之君）　西岡秀子君。

〔西岡秀子君登壇〕

○西岡秀子君　国民民主党・無所属クラブ、西岡秀子でございます。

私は、ただいま議題となりました二法案につきまして、会派を代表して、賛成の立場から討論いたします。（拍手）

国民民主党は、コロナ対策を始め、増大する社会保障関連経費等の歳出増を踏まえて、地方の一般財源総額を安定的に確保することが極めて重要だと考えております。

この度の改正は、地方交付税総額について前年を上回る十八・一兆円が確保され、地方の借金とも言える臨時財政対策債の発行が一・八兆円と大幅に抑制された点は評価できると考えます。

しかし、根本的な解決がなされたわけではありません。国税、地方税共に大幅な増収が見込まれ、繰越金が一・三兆円あったことによるものであり、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを行い、地方の借金である臨時財政対策債によらない、持続可能な地方財政制度の確立を今こそ断行すべきです。

また、停滞する我が国の経済を動かすためには、国民民主党が最重要課題として掲げる賃上げ税制について、より多くの法人に賃上げを促す観点から、法人事業税、固定資産税及び消費税の減税措置を講じ、幅広く効果を波及させ、賃上げに結びつけるための独自の法律案を提出いたしました。

なお、今回の改正には、法人事業税の付加価値割における特例措置の拡充が盛り込まれており、その内容は不十分ではあるものの、賃上げを強力に推進する姿勢を示されたものと理解いたします。

さらに、国民民主党は、昨年の衆議院選挙で、全政党の中で唯一、トリガー条項凍結解除を公約として戦い、法案も提出いたしました。

現下のガソリン価格を始めとした燃料費の高騰が地方の暮らし、地域経済に深刻な影響を及ぼしている現状を鑑み、岸田総理から、トリガー条項凍結解除について検討する旨の方針が示されたことを評価いたします。

今申し上げた国民民主党の提出法案は、いずれも、地方の減収分を補填するための必要な措置を講ずることが大前提です。

以上が、国民民主党として賛成する理由です。

最後に、コロナ禍で疲弊する保健所を始め、地方公務員の増員については、必要な更なる増員と財政措置を求め、私の賛成討論といたします。

御清聴いただき、ありがとうございました。

（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（細田博之君）　両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六　所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（細田博之君）　日程第六、所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長薗浦健太郎君。

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号㈡に掲載〕

〔薗浦健太郎君登壇〕

○薗浦健太郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げ等を促す観点からの賃上げに係る税制措置の拡充や、カーボンニュートラルを実現する等の観点から、住宅ローン控除制度の見直し等を行うものであります。

本案は、去る二月一日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、当委員会に付託され、四日鈴木財務大臣から趣旨の説明を聴取し、九日から質疑に入り、二十一日、岸田内閣総理大臣に対する質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（細田博之君）　討論の通告があります。順次これを許します。稲富修二君。

〔稲富修二君登壇〕

○稲富修二君　立憲民主党・無所属の稲富修二です。

私は、会派を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。（拍手）

岸田総理は新しい資本主義を打ち出しましたが、今回の税制改正案には新しいものはなく、従来の小粒な改正の延長にすぎません。日本経済や国民生活を改善する意思を感じない改正であり、到底賛成できません。

以下、理由を申し上げます。

反対する一つ目の理由は、岸田政権には、法案以前に、財政運営に対する基本姿勢に問題があることです。

財務省による決裁文書の改ざん問題でありました。改ざんに関与させられ自死に追い込まれた赤木俊夫さんの御遺族が国を訴えていた裁判について、昨年十二月、国は、急遽認諾することを決め、裁判を終結させました。赤木さんが亡くなった経緯の真相解明に蓋をしたことは極めて遺憾であり、政府の不誠実な態度に怒りを覚えるものであります。

問題はここで終わりませんでした。約一億七百万円の損害賠償金の支払いを、改ざんを指示した人物ではなく、全額を国民に求めるとのことであります。このような税金の使い方は到底認められるものではありません。当然、国家賠償法に基づく求償権を行使すべきであると度々訴えておりますが、政府は、改ざんを指示した人物に重大な過失があるとは考えていないために、求償権を有するとは考えていないとの回答に終始しています。赤木さんが改ざんの強要で自死に追い込まれたことは明白であり、これが重大な過失に当たらないのであれば、一体何が重大な過失に当たるというのでしょうか。

本当に国家財政を任せて大丈夫なのか、岸田政権の公正観、公平感が疑われます。国民の信頼に関わる根幹の問題であります。問題の解決に向け、真摯に対応されることを強く求めるものであります。

反対する二つ目の理由は、目玉と言われている賃上げ税制の効果が期待できないことです。

賃金が上がらないことが日本経済にとって最大の問題であり、賃上げを実現するための施策に取り組むことについては同じ立場であります。しかし、今回の法案での拡充策は、何ら新味がありません。その効果については、委員会審議を通じても、説得力のある説明は政府からついぞ聞くことはできませんでした。

そもそも、約七割に及ぶ赤字法人には全く効果のない政策です。そして、赤字法人の大半は中小企業でありますから、賃上げ税制の適用を受けられる大企業と適用を受けられない中小企業との間で格差が生じ、分配どころか、経済格差を逆に拡大させることになりかねないと危惧しております。中小企業が雇用の約七割を支えていることを併せ考えれば、国民の多くはこの賃上げ税制の恩恵を受けられないことになります。

賃上げ促進の税制自体は、第二次安倍政権から導入、実施されてきましたが、この間、実質賃金は上がっておらず、むしろ下がっていたというのが現状です。今回の賃上げ税制も、制度の拡充が行われたとはいえ、これまでの基本的な仕組みを変えておらず、その質、量において、賃金が上がらないという日本経済の構造問題を解決するという効果検証もございません。

今回の賃上げ税制の拡充により、国税、地方税合わせて平年度ベースで一千七百三十三億円の減収が見込まれています。むしろ、これだけの財源があれば、人への投資を更に拡充できるはずであります。

反対する三つ目の理由は、岸田政権は足下の国民生活に対して極めて冷淡な対応を取り続けていることであります。

まずは、インボイス制度の導入です。

この本会議場でもインボイス制度の導入延期を求めましたが、岸田総理は、軽減税率の実施から十年間の十分な経過措置を設けていると、相変わらずの御答弁に終始されました。極めて残念であります。

改めて申し上げますが、二〇一九年の軽減税率実施から二〇二三年のインボイス制度導入までは四年間しかありません。加えて、この間、新型コロナウイルス感染症の発生と拡大の影響を受けて、多くの事業者が厳しい状況に置かれております。経過措置の期間を設定したときとは状況が大きく変わっております。総理は、事業者の方々への不安に応えてまいりたいともおっしゃいましたが、本当にそうお考えであるならば、今からでも遅くありません、最低限、導入の延期を決断すべきであります。

次に、高騰するガソリン価格への対応です。

この法案の審議入りの一週間前、レギュラーガ

ソリン小売価格の全国平均が約十三年ぶりに一リットル当たり百七十円を超えました。以降、今日まで値上がりを続けており、値下がりの兆しはまだ見えておりません。ただでさえコロナ禍で家計が傷んでいる中で、この値上がりは死活問題になりかねません。

政府は、燃料油価格激変緩和措置を発動し、石油元売会社に対して補助金を支給することを決定しましたが、支給額は既に上限の単価五円に達しております。これ以上の価格抑制効果は期待できない上に、そもそも小売価格が確実に値下がりするかどうか不透明であり、家計負担の軽減という観点からは、不十分な仕組みと言わざるを得ません。直接的にかつ十分に家計の負担を軽減するためには、トリガー条項の凍結を解除し発動すべきです。

昨日の予算委員会で、岸田総理は、トリガー条項も含めてあらゆる選択肢を排除せず、更なる対策を早急に検討したいと御答弁されております。危機に瀕する国民生活の中、検討の時期は終わったと思います。実行すべきであります。我々は、昨年の時点で、既に、トリガー条項の凍結を解除し発動するための法案を提出しております。値下げを求める国民の切実な声に耳を傾け、トリガー条項の発動、そして、その効果が及ばない灯油、重油については購入費を補助するなど、家計の負担軽減につながる政策を早急に実行すべきであります。

反対する四つ目の理由は、今改正案は検討事項が多く、質、量共に中身が乏しく、税制改正を通じ日本経済を再生させる総理の熱意を全く感じないことであります。

格差拡大、少子化、人口減少、莫大な財政赤字という構造問題に対しても、検討ばかりで、税制を通じた解決は盛り込まれておりません。大玉の改正をことごとく先送りしております。今般の税制改正では、総理が総裁選で主張していた金融所得課税の強化を見送りました。この姿勢にこそ、とにかく大過なく無難に過ごしたい、そういう岸田政権の本質が現れているのではないでしょうか。

税制の改正には必ず反対がつきまといます。特に、増税についてはなおさらです。やらないことについては、反対が少ないかもしれませんが、時間という目に見えない膨大なコストを伴います。総理の聞く力が実行力の欠如にならないか、大変心配しております。

我々は、この間、コロナ禍での国民生活を支える政策とともに、所得税の最高税率引上げ、将来的な総合課税化を見据えた金融所得課税の強化、法人税への超過累進税率導入など、負担増をお願いする財源確保策も明確に主張してまいりました。

欧米でも、コロナ禍における財政支出の増大を受けて、財源確保のために、大企業や富裕層に対する増税等を検討あるいは実施する動きが進んでいます。我が国の公債残高は、令和三年度末に初めて一千兆円を超える見通しであります。財政状況がますます厳しくなる中、財源確保に向けた具体的な税制改正の議論が政府・与党内で低調だったことは極めて問題であり、日本の財政に対する信頼を揺るがしかねません。

以上の理由から、政府提出の所得税法等の一部を改正する法律案については、明確に反対するものであります。

総理、政権誕生からのハネムーン期間は終わりました。検討を重ねる期間も終わりました。実行するときであります。

現下の厳しい状況を乗り越えていく上で、税制が果たすべき役割はますます大きくなっていると考えます。我々は、今後も、政府の問題点をただすとともに、これからの時代のあるべき税制の在り方について提案を続けてまいります。

御清聴、誠にありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　長友慎治君。

〔長友慎治君登壇〕

○長友慎治君　国民民主党の長友慎治です。

私は、国民民主党を代表し、本法案に賛成の立場で討論します。（拍手）

本法案の目玉政策である賃上げ税制については、賃金を引き上げることは日本経済にとって喫緊の課題であり、国民民主党も、さきの衆議院選挙では、給料が上がる経済を公約に掲げました。

しかし、資本金一億円以下の法人は約六割が赤字であり、本税制のインセンティブは働きません。我が党は、賃上げのためのインセンティブとして、法人事業税、固定資産税などの軽減措置を提案しています。中小企業にとっては、社会保険料の減免をインセンティブにする方策もあり得ます。

そもそも、企業の生産性が向上しない限り、賃金は上がりません。政策のターゲットは企業の生産性向上であるべきです。減税があるからといって賃金を上げる企業などありません。これまでの制度でも、生産性が上がり賃金の引上げができた企業が結果として減税の恩恵を受けているだけで、その政策誘導効果は疑問です。

政府も、補助金の補助率引上げや下請取引の適正化など、税制以外の環境整備を進めるとのことですが、国税以外の地方税や社会保険料の減免など、総合的な施策を講じることが必要だと考えます。

更に言えば、国民の税金で給料を上げるくらいであれば、直接、所得型の給付つき税額控除の実施を提案します。その財源を株式配当などへの金融所得課税に求めれば、所得の再分配にも資することになり、格差是正が進みます。財源は、所得控除の整理縮減でも捻出できます。所得控除から税額控除に移行すれば、富裕層の負担を増やし、所得の再配分効果が更に強化されます。

政府はガソリン補助金制度を実施していますが、現場のガソリンスタンドでは、値下げは一部に限定され、据置き、若しくは価格を引き上げたスタンドすら見られました。現場は大変混乱しています。補助上限の引上げを検討するなど、政府も政策の不十分さを認識しています。そこで、さきの臨時国会で我が党と日本維新の会で法案を提出したトリガー条項の発動が今こそ必要であり、法案審議を求めます。

本法案審議の過程で、租税特別措置についてスクラップ・アンド・ビルドの原則を維持することにつき、財務大臣の前向きな答弁がありましたが、コロナとの戦いが収束した暁には財政規律を守る姿勢を堅持していくべきです。

東日本大震災の後、巨額の復興予算が必要となった際に、当時の国会は、将来の世代にツケを回さないために、震災復興特別税を決めました。その結果、二年間の復興特別法人税に加え、二十五年間、二・一％の所得税の付加税を徴収し、住民税は、十年間、千円引き上げる形で、財源に充てることができています。

コロナ禍に対応するため、真に国民の命と暮らしを守るための歳出増加はやむを得ないと考えますが、そのための債務は特別に管理し、将来は震災復興特別税のような仕組みで、後代に負担を残さないようにすべきです。

そのことを申し上げた上で、本法案の狙いである成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向けた改正案の内容は必ずしも十分なものとは言えないものの、我が党の政策と方向性において軌を一にするものであり、今後、我が党の提案を真摯に取り上げていただくことを前提に、本法案に賛成するものであります。そのような我々の姿勢を、自信を持って堂々と国民の皆様に訴えていきます。

そして、これからも、是々非々で、政策先導型の改革中道政党として、与野党問わず連携し、国民の皆様が望む政策を一つでも多く実現することを誓いまして、私の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　赤木正幸君。

〔赤木正幸君登壇〕

○赤木正幸君　日本維新の会の赤木正幸です。

私は、政党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論をいたします。（拍手）

総理は、施政方針演説の中で、成長と分配の好循環の要となるのが分配戦略、その第一は所得の向上につながる賃上げですと声高に宣言されました。そして、賃上げに関わる租税措置の抜本的強化と銘打って、本法案に盛り込まれた賃上げ税制の拡充を示されました。しかし、税制改正のほかに示された公的価格の引上げ、中小企業の価格転嫁のための環境整備、最低賃金の引上げ等を含め、どれも小手先の対応、従来施策の延長のオンパレードで、これでは格差を是正する新しい資本主義を掲げる岸田政権として余りに乏しい内容ではありませんか。

二〇一三年以降十年近く実施してきている賃上げ税制は、二〇二〇年度までに利用額が二兆円を超えていますが、賃金上昇という果実を得るには至っていません。そもそも、法人税を支払うことができる黒字企業のみが適用対象となっているこの措置において、恩恵を受けている企業数は、今ですら、大企業、中小企業共に全体の一割程度にとどまっています。

新型コロナウイルス感染症との戦いが長期化し、景気が低迷する一方、昨年度の税収は過去最高を更新、法人税も見通しをはるかに上回る結果となりました。これは、飲食サービス業を始め多くの中小零細企業がコロナで大打撃を受けてあえいでいる一方、いわゆる巣ごもり需要の増加等で業績を大きく伸ばしている企業もあり、企業間格差が広がっていることを意味しています。そうした状況下、ターゲットとすべき業種や職種を絞り、より効果的な手を打つといった工夫や努力もせずに、単に黒字企業のみが恩恵を受けるという現在の措置を少し拡充する内容で、一体どれだけ更なる賃上げ効果が見込まれるのでしょうか。三十年にわたり低迷、横ばいしている賃金を回復軌道に乗せ得る案とお考えなのでしょうか。

総理は、成長分野への労働移動を推進するとおっしゃいます。しかし、言葉だけは勇ましいものの、新しい資本主義や勤労者皆保険と同様、中身が見えてきません。人への投資として三年で四千億円の施策パッケージをやると自ら施策を並べていくことを宣言されていますが、根本原因となっている環境の改善、構造改革には踏み込まれません。様々な弊害を是正する仕組みを埋め込み、そして分配や格差の問題にも正面から向き合うという総理の施政方針は、一体どこに反映されているのでしょうか。昨年の所信表明演説で、改革という言葉を一言も盛り込まれなかったことにもうなずけます。

技術が日進月歩で進化し、新たな分野での成長産業が次々に生まれていく一方、従来の事業継続だけでは市場から淘汰されるといった分野も多く出てきています。企業が時代の流れに合わせてフットワークよく事業領域を転換しなければ生き残れない今の時代にあって、現在の硬直的な日本型雇用、賃金制度は、企業にとってだけではなく、何よりも労働者にとって大きな弊害となっており、その根源にあるのが時代に合わない解雇規制です。

企業にしてみれば、一度雇用したらずっと雇い続けなければいけないのでは、なかなか賃上げに踏み切れません。また、社員を雇う際に、まずは非正規かパートを雇うことを考えてしまうことは、当然の帰結です。賃上げは、本来、企業間の市場競争の結果として実現されるものであり、企業が高成長分野への事業転換を進め、結果として生産性が向上し、働く人の賃上げを実現していくことこそが正しい筋道です。

解雇規制の緩和や金銭解決による解雇の導入の話になると、すぐに首切り法案として批判が出てきますが、本当にそうでしょうか。労働者から見た場合、解雇規制に守られている大企業の労働者は全体の三割にすぎません。その中にも、終身雇用に基づく年功賃金により、労働の対価である現在の給与に不満を抱えている方は数多くいます。もっと大事なことは、中小企業で働く約六五％の労働者が、何の補償すらなく簡単に解雇されてしまうという現状に日々直面しているという事実です。そうした弱い立場にある労働者にとって、解雇の際に転職のための追加支援金の受給がルールとして約束されれば、労働環境は大きく改善します。若者世代にとっても、望まぬ非正規やパートでの就職を余儀なくされる現状を大きく変えることができます。

時代に合わない解雇規制の緩和について、総理は、我が党からの質問に対して、本年度中に法技術的な論点について専門的な検討を取りまとめる、また、その結果を踏まえて検討していきたい旨の答弁をされましたが、そこには覚悟もスピードも感じられません。既に十年以上議論されてきたテーマであり、そのたびに、首切り法案との誤ったメッセージによる反対で腰砕けとなってきた案件です。成長分野への労働の円滑な移行が重要と考えているのであれば、今こそ、コロナ禍で露呈した脆弱な日本の従来型システムから脱却すべきであり、また、大きなチャンスではないでしょうか。

もちろん、労働者が解雇され次の仕事に就くまでの生活保障がなければなりません。だからこそ、解雇規制の緩和と同時に、行政によるセーフティーネットの充実をしっかりと行うことは不可欠と考えています。

日本維新の会は、コロナ禍であえぐ現状を考えれば、まずは高騰するガソリン代に対処すべく、速やかにトリガー条項の適用を可能とする法案を提出し、また、二年間の消費税五％への減税を断行して、国民の可処分所得を上げるべきと主張しています。

加えて、日本維新の会は、構造的問題から逃げることなく、税制、社会保障制度について真正面から改革を図る日本大改革プランを発表しています。フローからストックへをコンセプトとする税制改革、セーフティーネットとしてのベーシックインカム導入による抜本的社会保障改革、地方分権改革、労働市場改革、規制改革、デジタル改革による成長戦略、これら三位一体改革のプランによって、真の意味で持続可能な社会保障システムを構築するとともに、閉塞感の強い国民生活に豊かさの実感を取り戻します。

従来の発想や既得権益にとらわれることなく、抜本的な制度改革、規制改革を断行すべきです。我々日本維新の会は、その先頭に立って国民の皆様のための政策実現を目指すことをここにお誓いし、本法案についての反対討論とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（細田博之君）　田村貴昭君。

（田村貴昭君登壇）

○田村貴昭君　私は、日本共産党を代表して、所得税法等の一部を改正する法律案について、反対討論を行います。（拍手）

先日の本会議質疑において、岸田総理は、新自由主義的な考え方により格差や貧困が拡大するなどの弊害が明らかになったと私に答弁しました。しかしながら、その弊害は、本税制改正法案により、改善されないどころか、むしろ、格差拡大など、弊害の拡大すら懸念されます。

岸田総理は、総選挙で、所得税の一億円の壁の改善を公約したにもかかわらず、本法案に金融所得課税の強化を盛り込まず、棚上げしました。格差是正への逆行であるとともに、重大な公約違反であり、許されません。これが、反対する第一の理由です。

政府の白書が指摘しているように、新型コロナウイルス感染症の影響の下でも、近年の株価の上昇により、更に所得格差、資産格差が拡大しています。富裕層を優遇する金融所得課税の温存ではなく、直ちに格差是正のために応分の負担を求める所得税の改正を行うべきです。

過去二十年間で、大企業の利益は約二倍、内部留保は約三倍、配当は十七兆円増えて二十・二兆円になりました。一方、家計の可処分所得は、十三・九兆円増加したといいますが、消費税増税による家計負担の増加分を差し引くと、可処分所得の増加はほぼゼロという状態です。

消費拡大、格差是正のためにも、二十年間分の可処分所得を奪った消費税増税分を減税により国

民に還元するべきです。あわせて、中小零細業者や農家、フリーランス等を廃業に追い込む消費税のインボイス制度は、当然、中止すべきです。

法案に反対する第二の理由は、財界の要望に応えて、オープンイノベーション促進税制や5G導入促進税制など、大企業に対する減税の拡充、継続を盛り込んでいることです。

賃上げ促進税制を含め、政策効果も疑わしいまま大企業に有利な減税措置を繰り返しても、労働者の賃上げには回らず、配当や内部留保を拡大させるだけです。

岸田内閣の目玉政策である賃上げ促進税制は、二〇一三年に安倍政権の下で導入されました。しかしながら、二〇二〇年度の実質賃金は二〇一三年比で四・八％減少するなど、全く効果を上げていません。そもそも、二〇一九年度に利用した企業数は、国内企業約二百七十五万社に対して約十三万社しかなく、たった四・七％の適用にすぎません。

約六割が赤字の中小企業に恩恵が及ばない本制度では、貧困と格差の是正にはつながらず、大企業の内部留保を拡大させるだけです。

中小企業支援の抜本的拡充と一体に、最低賃金を千五百円へ引き上げ、正規雇用者の割合を増やす労働法制の改革など、賃上げ政策の根本的な政策転換が必要です。

また、オープンイノベーション促進税制の適用対象は、高水準の利益を上げているIT、金融、バイオ関連等の大企業であり、十分な投資余力もあります。技術革新競争のための投資は、自らの経営判断ですべきです。リスクのある投資だからと減税を要望するのは、大企業の御都合主義でしかありません。

また、5G促進税制も、寡占状況の大手通信事業者が携帯事業で高水準の利益を上げており、減税による恩恵が内部留保に積み上がるだけです。

自民党政権が租税特別措置など大企業減税を繰り返すことで、法人税は空洞化しています。資本金百億円超の大企業や連結法人の実際の法人税負担割合は、法人税率二三・四％に対し、たった一三・〇％しかありません。

新自由主義の弊害を是正するのが新しい資本主義といいながら、実際には大企業優遇税制の拡大、継続を更に図る本法案には反対であります。

以上で討論を終わります。（拍手）

○議長（細田博之君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（細田博之君）　採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（細田博之君）　起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（細田博之君）　本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	岸田	文雄君
総務大臣	金子	恭之君
法務大臣	古川	禎久君
外務大臣	林	芳正君
財務大臣	鈴木	俊一君
文部科学大臣	末松	信介君
厚生労働大臣	後藤	茂之君
農林水産大臣	金子原二郎君	
経済産業大臣	萩生田光一君	
国土交通大臣	斉藤	鉄夫君
環境大臣	山口	壮君
防衛大臣	岸	信夫君
国務大臣	小林	鷹之君
国務大臣	二之湯	智君
国務大臣	西銘恒三郎君	
国務大臣	野田	聖子君
国務大臣	堀内	詔子君
国務大臣	牧島かれん君	
国務大臣	松野	博一君
国務大臣	山際大志郎君	
国務大臣	若宮	健嗣君

○議長の報告

（議決通知）

一、去る八日、本院は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会委員に杉山治樹君、飯島淳子君及び堀江正之君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、総合科学技術・イノベーション会議議員に上山隆大君、波多野睦子君、篠原弘道君及び菅裕明君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、公益認定等委員会委員に佐久間総一郎君、亀谷かをり君、湯浅信好君、片岡麻紀君、佐藤彰紘君及び藤井邦子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、公正取引委員会委員に青木玲子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、国家公安委員会委員に竹部幸夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、公認会計士・監査審査会会長に松井隆幸君を、同委員に青木雅明君、志田薫君、玉井裕子君、徳賀芳弘君、上田亮子君、皆川邦仁君、千葉通子君及び吉田慶太君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、行政不服審査会委員に原優君、戸谷博子君、木村宏政君、川口貴公美君、佐脇敦子君及び中原茂樹君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に合田悦三君、白井玲子君、長屋聡君、秋定裕子君、岡庭真由美君、木村琢麿君、佐藤郁美君、太田匡彦君及び久末弥生君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、電波監理審議会委員に石本雅子君及び林秀弥君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、労働保険審査会委員に比佐和枝君及び廣尚典君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に小塩隆士君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、社会保険審査会委員に大谷すみれ君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、運輸審議会委員に三浦大介君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、運輸安全委員会委員長に武田展雄君を、同委員に早田久子君、島村淳君、津田宏果君及び中西美和君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る八日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に山崎まさよ君及び武田克彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

（理事補欠選任）

一、去る九日、予算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事　重徳　和彦君（理事近藤和也君去る九日理事辞任につきその補欠）

一、去る十日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事　中司　宏君（理事遠藤敬君去る十日理事辞任につきその補欠）

理事　遠藤　敬君（理事中司宏君去る十日理事辞任につきその補欠）

一、去る十五日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事　青柳陽一郎君（理事寺田学君去る十五日委員辞任につきその補欠）

理事　井坂　信彦君（理事伊藤俊輔君去る十五日理事辞任につきその補欠）

一、去る十八日、議院運営委員長において、次のとおり理事の補欠を指名した。

理事　中司　宏君（理事遠藤敬君去る十八日理事辞任につきその補欠）

理事　遠藤　敬君（理事中司宏君去る十八日理事辞任につきその補欠）

（常任委員辞任及び補欠選任）

一、去る八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任	補欠
青山　周平君	中川　郁子君
岩屋　毅君	永岡　桂子君
奥野　信亮君	堀井　学君
加藤　勝信君	鈴木　憲和君
木原　稔君	宮﨑　政久君
北村　誠吾君	小島　敏文君
石川　香織君	山井　和則君
道下　大樹君	湯原　俊二君
足立　康史君	髙橋　英明君
市村浩一郎君	和田有一朗君
伊佐　進一君	平林　晃君
前原　誠司君	長友　慎治君
宮本　徹君	田村　貴昭君
小島　敏文君	武井　俊輔君
鈴木　憲和君	鈴木　隼人君
鈴木　隼人君	加藤　勝信君
武井　俊輔君	北村　誠吾君
中川　郁子君	青山　周平君
永岡　桂子君	岩屋　毅君
堀井　学君	奥野　信亮君
宮﨑　政久君	木原　稔君
山井　和則君	石川　香織君
湯原　俊二君	道下　大樹君
髙橋　英明君	足立　康史君
和田有一朗君	市村浩一郎君
平林　晃君	伊佐　進一君
長友　慎治君	前原　誠司君
田村　貴昭君	宮本　徹君

一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
平沼正二郎君	長谷川淳二君
本庄　知史君	おおつき紅葉君
長谷川淳二君	平沼正二郎君
おおつき紅葉君	本庄　知史君

財務金融委員

辞任	補欠
中川　貴元君	山本　左近君
鷲尾英一郎君	国定　勇人君
国定　勇人君	鷲尾英一郎君
山本　左近君	中川　貴元君

予算委員

辞任	補欠
今村　雅弘君	古川　康君
岩屋　毅君	長坂　康正君
奥野　信亮君	菅家　一郎君
木原　稔君	宮﨑　政久君
北村　誠吾君	藤丸　敏君
下村　博文君	杉田　水脈君
古屋　圭司君	石川　昭政君
石川　香織君	柚木　道義君
道下　大樹君	青山　大人君
足立　康史君	阿部　弘樹君
市村浩一郎君	池畑浩太朗君
前原　誠司君	鈴木　義弘君
菅家　一郎君	小林　茂樹君
杉田　水脈君	和田　義明君
和田　義明君	吉川　赳君
石川　昭政君	古屋　圭司君
小林　茂樹君	奥野　信亮君
長坂　康正君	岩屋　毅君
藤丸　敏君	北村　誠吾君
古川　康君	今村　雅弘君
宮﨑　政久君	木原　稔君
吉川　赳君	下村　博文君
青山　大人君	道下　大樹君
柚木　道義君	石川　香織君
阿部　弘樹君	足立　康史君
池畑浩太朗君	市村浩一郎君
鈴木　義弘君	前原　誠司君

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任	補欠
小森　卓郎君	松本　尚君
石川　香織君	山岸　一生君
松本　尚君	小森　卓郎君
山岸　一生君	石川　香織君

予算委員

辞任	補欠
石破　茂君	高木　宏壽君
岩屋　毅君	斎藤　洋明君
奥野　信亮君	小林　茂樹君
加藤　勝信君	笹川　博義君
木原　稔君	宮﨑　政久君
北村　誠吾君	柿沢　未途君
山本　有二君	野中　厚君
石川　香織君	岡本あき子君
江田　憲司君	渡辺　創君
源馬謙太郎君	渡辺　周君
道下　大樹君	荒井　優君
足立　康史君	吉田とも代君
市村浩一郎君	漆間　譲司君
宮本　徹君	本村　伸子君
柿沢　未途君	石原　宏高君
斎藤　洋明君	あべ　俊子君
石原　宏高君	永岡　桂子君
あべ　俊子君	岩屋　毅君
小林　茂樹君	奥野　信亮君
笹川　博義君	加藤　勝信君
高木　宏壽君	石破　茂君
永岡　桂子君	北村　誠吾君
野中　厚君	山本　有二君
宮﨑　政久君	木原　稔君
荒井　優君	道下　大樹君
岡本あき子君	石川　香織君
渡辺　周君	源馬謙太郎君
渡辺　創君	江田　憲司君
漆間　譲司君	市村浩一郎君
吉田とも代君	足立　康史君
本村　伸子君	宮本　徹君

議院運営委員

辞任	補欠
遠藤　敬君	小野　泰輔君
塩川　鉄也君	宮本　徹君
小野　泰輔君	遠藤　敬君
宮本　徹君	塩川　鉄也君

一、去る十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任	補欠
奥野　信亮君	小林　茂樹君
木原　稔君	宮﨑　政久君
北村　誠吾君	藤丸　敏君
中谷　真一君	佐々木　紀君
石川　香織君	福田　昭夫君
江田　憲司君	梅谷　守君
長妻　昭君	藤岡　隆雄君
足立　康史君	早坂　敦君
市村浩一郎君	藤巻　健太君
輿水　恵一君	吉田　宣弘君
前原　誠司君	鈴木　敦君
宮本　徹君	高橋千鶴子君
緒方林太郎君	福島　伸享君
早坂　敦君	遠藤　良太君
小林　茂樹君	奥野　信亮君
佐々木　紀君	中谷　真一君
藤丸　敏君	北村　誠吾君
宮﨑　政久君	木原　稔君

梅谷　守君　江田　憲司君
福田　昭夫君　石川　香織君
藤岡　隆雄君　長妻　昭君
遠藤　良太君　足立　康史君
藤巻　健太君　市村浩一郎君
吉田　宣弘君　輿水　恵一君
鈴木　敦君　前原　誠司君
高橋千鶴子君　宮本　徹君
福島　伸享君　緒方林太郎君

一、去る十五日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　石川　香織君　補欠　野間　健君
野間　健君　渡辺　創君
渡辺　創君　石川　香織君

財務金融委員

辞任　沢田　良君　補欠　高橋　英明君
中川　宏昌君　山崎　正恭君
山崎　正恭君　庄子　賢一君
高橋　英明君　沢田　良君
庄子　賢一君　中川　宏昌君

予算委員

辞任　青山　周平君　補欠　神田　憲次君
岩屋　毅君　井出　庸生君
加藤　勝信君　笹川　博義君
木原　稔君　宮崎　政久君
北村　誠吾君　國場幸之助君
中谷　真一君　藤井比早之君
山本　有二君　杉田　水脈君
鷲尾英一郎君　高木　宏壽君
道下　大樹君　堤　かなめ君
前原　誠司君　斎藤アレックス君
緒方林太郎君　北神　圭朗君
國場幸之助君　石原　宏高君
北神　圭朗君　仁木　博文君
石原　宏高君　辻　清人君
辻　清人君　武井　俊輔君
井出　庸生君　岩屋　毅君
神田　憲次君　青山　周平君
笹川　博義君　加藤　勝信君
杉田　水脈君　山本　有二君
高木　宏壽君　鷲尾英一郎君
武井　俊輔君　北村　誠吾君
藤井比早之君　中谷　真一君
宮崎　政久君　木原　稔君
堤　かなめ君　道下　大樹君
斎藤アレックス君　前原　誠司君
仁木　博文君　緒方林太郎君

議院運営委員

辞任　寺田　学君　補欠　井坂　信彦君

一、去る十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財務金融委員

辞任　高村　正大君　補欠　柳本　顕君
鷲尾英一郎君　国定　勇人君
櫻井　周君　階　猛君
中川　宏昌君　日下　正喜君
国定　勇人君　鷲尾英一郎君
柳本　顕君　高村　正大君
階　猛君　櫻井　周君
日下　正喜君　中川　宏昌君

予算委員

辞任　石破　茂君　補欠　高見　康裕君
岩屋　毅君　杉田　水脈君
奥野　信亮君　高木　啓君
金田　勝年君　東　国幹君
下村　博文君　川崎ひでと君
古屋　圭司君　山本　左近君
渡辺　博道君　勝目　康君
衛藤征士郎君　國場幸之助君
北村　誠吾君　小森　卓郎君
江田　憲司君　松原　仁君
源馬謙太郎君　吉田はるみ君
伊佐　進一君　濵地　雅一君
中川　宏昌君　中野　洋昌君
前原　誠司君　鈴木　義弘君
石川　香織君　大島　敦君
落合　貴之君　小熊　慎司君
城井　崇君　渡辺　周君
階　猛君　吉川　元君
道下　大樹君　荒井　優君
市村浩一郎君　和田有一朗君
輿水　恵一君　國重　徹君
宮本　徹君　赤嶺　政賢君
勝目　康君　塩崎　彰久君
髙木　啓君　国定　勇人君
山本　有二君　西野　太亮君
小熊　慎司君　堤　かなめ君
近藤　和也君　湯原　俊二君
松原　仁君　菊田真紀子君
緒方林太郎君　吉良　州司君
東　国幹君　五十嵐　清君
杉田　水脈君　古川　直季君
平沢　勝栄君　鈴木　英敬君
大島　敦君　谷田川　元君
湯原　俊二君　山井　和則君
渡辺　周君　吉田　統彦君
吉良　州司君　福島　伸享君
國場幸之助君　土田　慎君
塩崎　彰久君　小林　茂樹君
荒井　優君　おおつき紅葉君
吉川　元君　岡本あき子君
岩谷　良平君　住吉　寛紀君
濵地　雅一君　平林　晃君
鈴木　義弘君　田中　健君
福島　伸享君　仁木　博文君
川崎ひでと君　尾身　朝子君
古川　直季君　山口　晋君
國重　徹君　河西　宏一君
中野　洋昌君　吉田久美子君
平林　晃君　金城　泰邦君
仁木　博文君　福島　伸享君
土田　慎君　柳本　顕君
谷田川　元君　渡辺　創君
山井　和則君　近藤　和也君
足立　康史君　杉本　和巳君
住吉　寛紀君　一谷勇一郎君
和田有一朗君　山本　剛正君
田中　健君　斎藤アレックス君
国定　勇人君　中川　貴元君
長妻　昭君　山田　勝彦君
吉田　統彦君　中川　正春君
吉田はるみ君　梅谷　守君
山本　剛正君　小野　泰輔君
赤嶺　政賢君　宮本　岳志君
福島　伸享君　北神　圭朗君
山口　晋君　井出　庸生君
菊田真紀子君　中島　克仁君
渡辺　創君　藤岡　隆雄君
堀場　幸子君　高橋千鶴子君
一谷勇一郎君　仁木　博文君
金城　泰邦君　小山　展弘君
庄子　賢一君　吉田　宣弘君
長友　慎治君　鈴木　敦君
宮本　岳志君　緑川　貴士君
北神　圭朗君　野間　健君
梅谷　守君　奥下　剛光君
おおつき紅葉君　福重　隆浩君
堤　かなめ君　古川　康君
中島　克仁君　吉川　赳君
日下　正喜君　石川　香織君
斎藤アレックス君　遠藤　良太君
中川　貴元君
神田　潤一君
岡本あき子君
庄子　賢一君
小林　茂樹君
柳本　顕君
藤岡　隆雄君
杉本　和巳君

日下　正喜君　　中川　宏昌君
福重　隆浩君　　庄子　賢一君
高橋千鶴子君　　笠井　亮君
五十嵐　清君　　上田　英俊君
尾身　朝子君　　中野　英幸君
遠藤　良太君　　足立　康史君
小野　泰輔君　　岬　麻紀君
奥下　剛光君　　岩谷　良平君
仁木　博文君　　緒方林太郎君
小山　展弘君　　階　猛君
井出　庸生君　　岩屋　毅君
上田　英俊君　　金田　勝年君
神田　潤一君　　山本　有二君
小森　卓郎君　　北村　誠吾君
鈴木　英敬君　　平沢　勝栄君
高見　康裕君　　石破　茂君
中野　英幸君　　下村　博文君
藤井比早之君　　奥野　信亮君
古川　康君　　渡辺　博道君
山本　左近君　　古屋　圭司君
吉川　赳君　　衛藤征士郎君
白石　洋一君　　道下　大樹君
末次　精一君　　源馬謙太郎君
中川　正春君　　城井　崇君
野間　健君　　江田　憲司君
緑川　貴士君　　落合　貴之君
山田　勝彦君　　長妻　昭君
岬　麻紀君　　市村浩一郎君
河西　宏一君　　輿水　恵一君
庄子　賢一君　　伊佐　進一君
鈴木　敦君　　前原　誠司君
笠井　亮君　　宮本　徹君

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠
石川　香織君　　馬場　雄基君
馬場　雄基君　　石川　香織君

予算委員

辞任　　補欠
石破　茂君　　石原　正敬君
奥野　信亮君　　塩崎　彰久君
下村　博文君　　勝目　康君
渡辺　博道君　　上田　英俊君
近藤　和也君　　馬場　雄基君
伊佐　進一君　　中野　洋昌君
輿水　恵一君　　金城　泰邦君
北村　誠吾君　　尾﨑　正直君
平沢　勝栄君　　松本　尚君
長妻　昭君　　笠　浩史君
足立　康史君　　美延　映夫君
岩谷　良平君　　空本　誠喜君
宮本　徹君　　本村　伸子君
上田　英俊君　　土田　慎君
勝目　康君　　石橋林太郎君
江田　憲司君　　金子　恵美君
道下　大樹君　　本庄　知史君
市村浩一郎君　　池下　卓君
空本　誠喜君　　金村　龍那君
前原　誠司君　　斎藤アレックス君
本村　伸子君　　田村　貴昭君
岩屋　毅君　　若林　健太君
衛藤征士郎君　　長谷川淳二君
金田　勝年君　　中野　英幸君
古屋　圭司君　　石井　拓君
階　猛君　　末松　義規君
美延　映夫君　　吉田　豊史君
中川　宏昌君　　平林　晃君
中野　洋昌君　　山崎　正恭君
塩崎　彰久君　　川崎ひでと君
土田　慎君　　畦元　将吾君
山本　有二君　　加藤　竜祥君
石川　香織君　　青山　大人君
落合　貴之君　　大西　健介君
池下　卓君　　青柳　仁士君
田村　貴昭君　　宮本　徹君
石井　拓君　　秋本　真利君
源馬謙太郎君　　神津たけし君

馬場　雄基君　　神谷　裕君
金村　龍那君　　伊東　信久君
金城　泰邦君　　大口　善徳君
宮本　徹君　　穀田　恵二君
秋本　真利君　　山口　晋君
川崎ひでと君　　武井　俊輔君
中野　英幸君　　国光あやの君
松本　尚君　　西野　太亮君
若林　健太君　　柳本　顕君
平林　晃君　　角田　秀穂君
長谷川淳二君　　神田　潤一君
青山　大人君　　櫻井　周君
末松　義規君　　白石　洋一君
本庄　知史君　　伊東　信久君
伊東　信久君　　赤木　正幸君
吉田　豊史君　　吉田とも代君
金子　恵美君　　早稲田ゆき君
城井　崇君　　福田　昭夫君
笠　浩史君　　山岡　達丸君
青柳　仁士君　　掘井　健智君
吉田とも代君　　池畑浩太朗君
大口　善徳君　　吉田久美子君
加藤　竜祥君　　平沼正二郎君
山口　晋君　　山下　貴司君
神谷　裕君　　山岸　一生君
神津たけし君　　源馬謙太郎君
櫻井　周君　　太　栄志君
白石　洋一君　　階　猛君
斎藤アレックス君　　田中　健君
畦元　将吾君　　渡辺　博道君
石橋林太郎君　　下村　博文君
石原　正敬君　　石破　茂君
尾﨑　正直君　　北村　誠吾君
神田　潤一君　　衛藤征士郎君
国光あやの君　　金田　勝年君
武井　俊輔君　　奥野　信亮君
西野　太亮君　　平沢　勝栄君
平沼正二郎君　　山本　有二君
柳本　顕君　　岩屋　毅君

山下　貴司君　　古屋　圭司君
大西　健介君　　落合　貴之君
田嶋　要君　　道下　大樹君
福田　昭夫君　　城井　崇君
太　栄志君　　石川　香織君
山岡　達丸君　　長妻　昭君
山岸　一生君　　近藤　和也君
早稲田ゆき君　　江田　憲司君
赤木　正幸君　　岩谷　良平君
池畑浩太朗君　　足立　康史君
掘井　健智君　　市村浩一郎君
角田　秀穂君　　中川　宏昌君
山崎　正恭君　　伊佐　進一君
吉田久美子君　　輿水　恵一君
前原　誠司君　　本村　伸子君
田中　健君　　玉木雄一郎君
穀田　恵二君　　池畑浩太朗君
宮本　徹君　　沢田　良君
一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任　　補欠
石破　茂君　　八木　哲也君
岩屋　毅君　　工藤　彰三君
加藤　勝信君　　野中　厚君
亀岡　偉民君　　山田　美樹君
木原　稔君　　宮﨑　政久君
平沢　勝栄君　　谷川　とむ君
渡辺　博道君　　櫻田　義孝君
石川　香織君　　野田　佳彦君
江田　憲司君　　野間　健君
長妻　昭君　　藤岡　隆雄君
道下　大樹君　　玄葉光一郎君
足立　康史君　　小野　泰輔君
市村浩一郎君　　沢田　良君
岩谷　良平君　　池畑浩太朗君
前原　誠司君　　玉木雄一郎君
宮本　徹君　　本村　伸子君
緒方林太郎君　　吉良　州司君
野間　健君　　太　栄志君
本村　伸子君　　塩川　鉄也君

太　栄志君　　神津たけし君
神津たけし君　　吉田はるみ君
工藤　彰三君　　岩屋　毅君
櫻田　義孝君　　渡辺　博道君
谷川　とむ君　　平沢　勝栄君
野中　厚君　　加藤　勝信君
宮崎　政久君　　木原　稔君
八木　哲也君　　石破　茂君
山田　美樹君　　亀岡　偉民君
玄葉光一郎君　　道下　大樹君
野田　佳彦君　　石川　香織君
藤岡　隆雄君　　長妻　昭君
吉田はるみ君　　江田　憲司君
池畑浩太朗君　　岩谷　良平君
小野　泰輔君　　足立　康史君
沢田　良君　　市村浩一郎君
玉木雄一郎君　　前原　誠司君
塩川　鉄也君　　宮本　徹君
吉良　州司君　　緒方林太郎君

議院運営委員

辞任　　補欠
遠藤　敬君　　池下　卓君
浅野　哲君　　田中　健君
池下　卓君　　遠藤　敬君
田中　健君　　浅野　哲君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任　　補欠
井林　辰憲君　　山本　左近君
古川　直季君　　山口　晋君
沢田　良君　　岩谷　良平君
山口　晋君　　古川　直季君
山本　左近君　　井林　辰憲君
岩谷　良平君　　沢田　良君

予算委員

辞任　　補欠
青山　周平君　　金子　俊平君
加藤　勝信君　　古川　康君
木原　稔君　　宮崎　政久君
中谷　真一君　　越智　隆雄君
石川　香織君　　末次　精一君
長妻　昭君　　吉田はるみ君
足立　康史君　　伊佐　進一君
伊佐　進一君　　青柳　仁士君
前原　誠司君　　中野　洋昌君
山田　勝彦君　　古川　元久君
金子　俊平君　　緒方林太郎君
古川　康君　　山田　賢司君
宮崎　政久君　　越智　隆雄君
越智　隆雄君　　末次　精一君
吉田はるみ君　　足立　康史君

一、去る十七日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

憲法審査会委員

辞任　　補欠
伊藤信太郎君　　尾身　朝子君
西村　康稔君　　塩崎　彰久君
古屋　圭司君　　小倉　將信君
太　栄志君　　藤岡　隆雄君
本庄　知史君　　渡辺　創君
尾身　朝子君　　土田　慎君
小倉　將信君　　古屋　圭司君
塩崎　彰久君　　西村　康稔君
土田　慎君　　伊藤信太郎君
藤岡　隆雄君　　太　栄志君
渡辺　創君　　本庄　知史君

（公聴会開会承認）

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は去る八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案
令和四年度一般会計予算
令和四年度特別会計予算
令和四年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題
令和四年度総予算について

右によって公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

令和四年二月八日

予算委員長　根本　匠

衆議院議長　細田　博之殿

（議案提出）

一、去る八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案

情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律案

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法案

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

一、去る十四日、議員から提出した議案は次のとおりである。

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案（小宮山泰子君外七名提出）

一、去る十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案（柚木道義君外七名提出）

一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

貿易保険法の一部を改正する法律案

（議案受領）

一、去る八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

政党助成法を廃止する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

賃金水準の上昇を伴う経済成長等を図るために講ずべき税制上の措置に関する法律案

一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

児童福祉法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、去る八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第四号）

以上二件　総務委員会　付託

（議案送付）

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（近藤和也君外十一名提出）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（中島克仁君外十一名提出）

一、去る十五日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている観光関連事業者に対する緊急の支援に関する法律案（小宮山泰子君外七名提出）

一、去る十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案（柚木道義君外七名提出）

（決議送付）

一、去る八日、細田議長から岸田内閣総理大臣宛て、次の決議を送付した。

ウクライナを巡る憂慮すべき状況の改善を求める決議

（質問書提出）

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国務大臣の定数に関する質問主意書（大西健介君提出）

ミャンマー国軍関係者の受け入れに関する質問主意書（大西健介君提出）

コロナ禍における旅費に関する質問主意書（山岸一生君提出）

一、昨二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

学級崩壊の早期対応に関する質問主意書（井坂信彦君提出）

中央銀行デジタル通貨（ＣＢＤＣ）に関する質問主意書（井坂信彦君提出）

介護保険制度における「ケアプランの公正中立性」に関する質問主意書（阿部知子君提出）

賃上げ企業優遇公共調達制度に関する質問主意書（神津たけし君提出）

（答弁書受領）

一、去る八日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮による日本人拉致問題の実際の規模に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本太郎君提出「検査を行わなくとも臨床症状で新型コロナウイルス感染者と診断してよい」との方針変更に関する質問に対する答弁書

令和四年一月二十七日提出

質問第八号

北朝鮮による日本人拉致問題の実際の規模に関する質問主意書

提出者　松原　仁

北朝鮮による日本人拉致問題の実際の規模に関する質問主意書

法務省は、刑事政策として効果的な治安対策を考える場合、その前提として、犯罪の発生状況を正確に把握しておくことが必要不可欠として、警察等に認知されていない犯罪の件数（暗数）を含め、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという実態を調べる暗数調査を行っている。令和元年版犯罪白書によれば、性的事件の被害申告率は十四・三パーセントで、大多数が警察等に認知されていないことが分かっている。北朝鮮による日本人拉致問題においても、被害者救出のため、犯罪の発生状況を把握しておく必要がある。

北朝鮮による日本人拉致は、多数の被害者が警察等に認知されていないことが、容易に推認できる。たとえば昭和五十五年に原敕晁さんが拉致されたいわゆる辛光洙事件で、犯人の北朝鮮工作員は、発覚を防ぐために身寄りがない日本人男性を狙うよう命令されていた。原さんが対象に選定されると、工作員らは架空の貿易会社の社長や専務、常務の役を演じるなど巧妙な手口で原さんを騙し、宮崎県の海岸まで誘導した。工作員が韓国で逮捕され犯行を自白していなければ、原さんは拉致の可能性を排除できない、いわゆる特定失踪者にもなっていなかった可能性が高い。また、昭和五十三年に曽我ひとみさんと曽我ミヨシさんが拉致されたいわゆる母娘拉致容疑事案は、暴力的に行われたものであり、詐欺による拉致よりも発覚する確率が格段に高いが、北朝鮮側が曽我ひとみさんの拉致を認めるまで、二人は拉致の可能性があると認識されていなかった。これらのことから、いわゆる認定被害者やいわゆる特定失踪者以外にも、多数の拉致被害者がいることは間違いない。

右の点をふまえて、以下質問する。

一　北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律第二条の規定により、内閣総理大臣は北朝鮮当局によって拉致された日本国民として十七名の日本人を認定している。当該十七名が、政府が北朝鮮当局によって拉致された日本国民として認識している全てか。政府の認識を問う。

二　前項において、政府が北朝鮮当局によって拉致された日本国民が前項の十七名に限られないと認識しているのであれば、政府として北朝鮮当局によって拉致された日本国民の総数を何名と認識しているか。

三　北朝鮮による日本人拉致で、警察等に認知されていない件数（暗数）は、どの程度であると考えるか。政府の把握されているところを説明されたい。

四　いわゆる認定被害者以外に、いわゆる特定失踪者や警察等に認知されていない被害者が多数いるとの事実認識を、北朝鮮との交渉や、政府による拉致問題啓発活動の中核に据えるべきと考えるが、見解如何。

右質問する。

内閣衆質二〇八第八号

令和四年二月八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮による日本人拉致問題の実際の規模に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松原仁君提出北朝鮮による日本人拉致問題の実際の規模に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十二号）第二条第一項第一号の認定がされている拉致被害者（以下「認定拉致被害者」という。）の人数は十七名であるが、政府としては、認定拉致被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が存在していると認識している。これ以上の詳細については、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

四について

御指摘の「中核に据えるべき」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、認定拉致被害者以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が存在しているとの認識の下、拉致問題の全面解決に向けて、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全て

の拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明及び拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していくとともに、広く拉致問題についての関心と認識を深めるための啓発の取組を引き続き推進していく考えである。

令和四年一月二十七日提出
質問第九号

「検査を行わなくとも臨床症状で新型コロナウイルス感染者と診断してよい」との方針変更に関する質問主意書

提出者　山本　太郎

「検査を行わなくとも臨床症状で新型コロナウイルス感染者と診断してよい」との方針変更に関する質問主意書

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は本年一月二十四日、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」との事務連絡（以下「当該事務連絡」という。）を各自治体に向けて発出した。当該事務連絡は、今後感染がさらに継続して急拡大した場合に備え、患者の症状や重症化リスク等に応じて、適切な医療の提供が確保されることを目的として、各自治体（都道府県又は保健所設置市）の判断で行うことを可能とする種々の対応を示したものと理解しているが、当該事務連絡による方針変更（以下「当該方針変更」という。）は、各自治体、医療機関はもとより広く国民に不安と混乱を生じさせかねないと懸念される。

以上を踏まえて当該方針変更に関する岸田内閣の認識を確認すべく、以下質問する。

一　当該事務連絡によって「自治体（都道府県又は保健所設置市）の判断で下記の対応を行うことが可能であることをお示しします。」として示された各々の対応について、これまで可能としていなかった理由は何か。その根拠となる法令の条文の該当箇所を明示するとともに明確に説明されたい。

二　当該事務連絡の発出によって、いかなるメリットおよびデメリットが生じ得るか。現時点で岸田内閣として想定しているものをそれぞれ網羅的かつ具体的に列挙されたい。

三　当該事務連絡の「地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合」では、「発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方については、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット等で自ら検査（以下「自己検査」という。）して」受診することを呼びかけるとしている。現在、診療・検査医療機関を有症状者が受診した際、医師が必要と認めた場合に行われる新型コロナウイルス感染症に対するＰＣＲ検査もしくは迅速抗原検査（以下「ＰＣＲ等検査」という。）にかかる費用については公費負担とされているところ、当該方針変更によって呼びかけられる自己検査にかかる費用は全額自己負担となるのか、あるいは後日全部もしくは一部還付されるのか、現時点において政府として決定している措置を明らかに示されたい。

四　上記三に関して、自己検査によって陽性であった患者が医療機関を受診した際に、医師の判断で再度のＰＣＲ等検査を行った場合、当該検査にかかる費用は公費負担となるのか。加えて当該患者の持参した自己検査の陽性結果のみをもって医師が新型コロナウイルス感染症との確定診断を行いつつ症状に対して投薬を行い、さらに当該患者の希望によってＰＣＲ等検査を行った場合は、そのすべてが公費負担となるのか。政府の見解を明らかにされたい。

五　上記三に関して、自己検査によって陰性であった患者が診療・検査医療機関以外の医療機関に治療を求めて受診した場合、その受診を断った医療機関は医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十九条第一項における「正当な事由」なく患者の診療を拒否したことになるのか、岸田内閣の認識を明らかに示されたい。

六　当該方針変更では「同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断すること（以下「当該臨床診断」という。）も自治体の判断で可能としている。当該事項について以下を問う。

1　当該臨床診断は、同居家族ではない職場や学校等における濃厚接触者に対して同様に行っても問題ないか。

2　当該事務連絡における「濃厚接触者」とは、いかなる者のことを指すのか。改めてその考え方を具体的に示されたい。

3　前記六の2での考え方に基づけば、保健所等によって判断された者以外でも当該事項における濃厚接触者に該当し得るか。

4　前記六の3において「該当し得る」とする場合、自己申告の者であっても濃厚接触者と判断して問題ないか。また、第三者によって申告された者であっても濃厚接触者と判断して問題ないか。

5　前記六の2での考え方に該当しない者であっても、感染者の同居家族であれば濃厚接触者と判断して問題ないか。

6　当該事項の注釈※3では、その有症状の濃厚接触者（以下「有症濃厚接触者」という。）を医師が検査を行わずに診断し届け出る場合について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）（以下「感染症法」という。）第十二条第一項に基づく医師の届出に当たっては、疑似症患者として届け出ること」としている。医師の判断で診断してよいとの事務連絡に基づき診断したにもかかわらず、当該有症濃厚接触者を「患者（確定例）として届け出ること」としないのはなぜか。その理由を明確に示されたい。加えてこの届出によって当該有症濃厚接触者は自治体が公表する新規感染者数に加えて計上されることになるのか否か、岸田内閣としての認識を明確に示されたい。

七　厚生労働省健康局結核感染症課が令和三年二月十日に発出した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正について（新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律関係）」に関するＱ＆Ａについて」という事務連絡（以下「当該Ｑ＆Ａ」という。）では、新型コロナウイルス感染症の疑似症患者の取扱いについて「新型コロナウイルス感染症の疑似症を呈しており、医師等が新型コロナウイルス感染症にかかっていると疑う場合には、当然『疑似症患者であって、当該感染症にかかっていると足りる正当な理由のあるもの』に該当します。」としている。一方、「感染症法第十五条第四項を新設した趣旨如何。」との問いに対しては、「行政検査を行うに当たって、都道府県知事等は、無症状者を含む患者の迅速な発見のため、感染症の性質、地域の感染状況、感染症が発生している施設・業務等を考慮することを明示したものです。」と回答し、「当該規定の新設に当たっての具体的な考え方」として「感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」を明確化するとともに、これらの者に対して積極的な行政検査の実施を求めている。すなわち当該方針変更は「当該感染症にかかっていると足りる正当な理由のあるもの」である疑似症患者を診断するに当たって必ずしも検査を行わなくとも問題ないとするものであって、当該Ｑ＆Ａで示されている感染症法第十五条第四項の新設趣旨と著しく齟齬をきたしていると考えるが、岸田内閣の認識如何。

八　当該臨床診断によって新型コロナウイルス感染症疑似症患者とされた者（以下「当該疑似症患者」という。）に関して、以下を問う。

1　当該疑似症患者と新型コロナウイルス患者（確定例）とは法的にすべて等しく扱われるのか。

2　当該疑似症患者に対して新型コロナウイルス感染症に関する治療が行われた場合、そのかかる医療費は全額公費負担となるのか。

3　前記八の2において、全額公費負担となる場合、当該疑似症患者が呈していた症状が、後日新型コロナウイルス感染症以外の疾患に起因するものであったと判明した際、すなわ

ち当該疑似症患者が新型コロナウイルスに感染していなかった際には、それまでにかかった医療費についてはいかなる措置がとられるのか。

九　令和三年十二月二十四日に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部及び医薬・生活衛生局総務課より発出された「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」の別添「新型コロナウイルス感染症における経口抗ウイルス薬の医療機関及び薬局への配分について」に関する質疑応答集（Q&A）について」の「抗原定量検査陽性例でも、PCR検査を実施せずに、本剤を処方することができるのか。」との問いに対しては「抗原定量検査でSARS－CoV－2感染が確認された場合は、再度PCR検査を行わずとも本剤を処方することが可能です。」との回答が示されている。また当該事務連絡では当該疑似症患者に対して「経口薬など治療薬の投与が必要となる場合等は、医師の判断で検査を行うことが可能であること。」とされている。

これら政府の見解を鑑みた場合、当該疑似症患者に対して経口抗ウイルス薬をはじめとした新型コロナウイルス感染症治療薬を処方・投与する際に、PCR等検査が必須であるのか否かが明らかにされていないことから医療現場をはじめ国民に不安と混乱を生じかねないと懸念される。当該方針変更にともない、当該疑似症患者に経口抗ウイルス薬をはじめとした新型コロナウイルス感染症治療薬を投与する場合、その投与前にPCR等検査を行わなくとも問題ないとするのか。岸田内閣としての認識を明確に示されたい。

十　前記六の6、八の1及び九に関して、当該疑似症患者が後日新型コロナウイルス感染症患者でないことが明らかになった場合、当該疑似症患者が疑似症患者と診断されたことに起因して被った不利益に対して政府はいかなる措置を講じるつもりか。各々について個別具体的に説明されたい。加えて当該疑似症患者が当該臨床診断が誤っていたことによって不利益を被ったことに対する一切の責任は、当該方針変更を行った政府にではなく、当該方針変更に従った各自治体あるいは当該臨床診断を下した医師にすべて帰するとの理解で問題ないか。岸田内閣としての認識を明確に示されたい。

十一　当該臨床診断が可能とされることによって、医療機関に対して当該臨床診断のもと「新型コロナウイルス感染症」との診断名を記した診断書の発行を求める有症濃厚接触者が急増し、医療機関の負担がむしろ増えるのではないかとの懸念が現場の医師から示されているが、そのような事態が生ずることは想定しているか。現時点での岸田内閣の認識を明確に示されたい。

十二　当該方針変更によって外来医療のひっ迫にいかなる効果をもたらし得るのか、科学的に分析あるいは試算したデータ、エビデンスが存在するのであれば、具体的に提示されたい。

十三　当該方針変更は、暫定的なものかあるいは恒久的なものか、明確に示されたい。暫定的なものであるとする場合、PCR等検査の試薬もしくはキットが潤沢に流通した時点で当該方針を見直すことはあり得るのか、明確に示されたい。加えて他に見直すことがあり得る状況がある場合、いかなる状況となった場合に見直すのか、現時点で岸田内閣として想定している状況を具体的に示されたい。また恒久的なものであるとする場合、今後新たな変異株が出現した場合であっても見直すことはないのか、明確に示されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇八第九号
令和四年二月八日
内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員山本太郎君提出「検査を行わなくとも臨床症状で新型コロナウイルス感染者と診断してよい」との方針変更に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

（別紙）

衆議院議員山本太郎君提出「検査を行わなくとも臨床症状で新型コロナウイルス感染者と診断してよい」との方針変更に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「当該事務連絡」（以下「令和四年事務連絡」という。）においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）等に基づく対応について、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、その長。以下「都道府県知事等」という。）の判断で行うことが可能なものを明確化したものであり、御指摘のような「これまで可能としていなかった」ものではない。

二及び十二について

お尋ねの「メリットおよびデメリット」については、「当該事務連絡の発出によって」影響を受ける対象は様々であることから、網羅的かつ具体的にお答えすることは困難であるが、令和四年事務連絡については、令和四年一月十三日に国立感染症研究所が公表した「実地疫学調査により得られた情報に基づいた国内のオミクロン株感染症例に関する暫定的な潜伏期間、家庭内二次感染率、感染経路に関する疫学情報（二千二十二年一月十日現在）」、専門家の議論等を踏まえ、「今後感染がさらに継続して急拡大した場合に備え、患者の症状や重症化リスク等に応じて、適切な医療の提供が確保されるよう」、「地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合」及び「外来医療のひっ迫が想定される場合」において、都道府県知事等の判断で行うことが可能な対応を示したものであり、各都道府県知事等により適切な対応が行われることにより、御指摘の「外来医療のひっ迫」を改善する効果が生じ得ると考えている。また、令和四年事務連絡においては、「本人が希望する場合には検査前でも医療機関への受診は可能であることや、症状が重い場合や急変時等には速やかに医療機関を受診するよう、併せて呼びかけること」等と示しており、必要な検査や医療が受けられるよう配慮している。

三について

お尋ねの「自己検査にかかる費用」については、感染症法第十五条第一項に基づく調査（以下「行政検査」という。）として行われる、都道府県知事等及び都道府県知事等から委託を受けた事業者等が発熱等の症状がある同条第三項の「感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」に対して配布した新型コロナウイルス感染症に係る検査キットの使用により当該者が自ら行う検査の場合は、感染症法第五十八条第一号及び第六十一条第三項の規定により都道府県及び国が負担することとなるが、行政検査の場合以外で自ら検査した場合は、当該検査に係る事情が様々であると考えられることから、負担を行う者について一概にお答えすることは困難である。なお、御指摘の「後日全部もしくは一部還付」することは、現時点では考えていない。

四について

前段のお尋ねについては、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和二年三月四日付け健感発〇三〇四第五号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において示しているとおり、医療機関において医師の判断により診療の一環として行われる新型コロナウイルス感染症に係る検査は行政検査として扱うこととしており、御指摘の「当該検査」は行政検査に当たることから、その費用は、感染症法第五十八条第一号及び第六十一条第三項の規定により都道府県及び国が負担することとなる。後段のお尋ねについては、当該医師が行っ

た診断等の内容に応じて個別具体的に判断する必要があるため、一概にお答えすることは困難である。

五について

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十九条第一項の規定による診療に応ずる義務の有無を判断するに当たっては、同項にいう正当な事由の有無を個々の事例に即して具体的に検討することが必要であるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

六の1及び2について

お尋ねについては、令和四年事務連絡の別添「本事務連絡に関するQ＆A」の「Q五．一．③の「同居家族などの感染者の濃厚接触者」とはどのような濃厚接触者か」において、「感染している可能性が非常に高い濃厚接触者として、家族等の同居人が感染者となった場合やクラスターが発生した施設の従業員で明らかな曝露歴がある場合などを想定しています。なお、あくまでも医師の裁量として検査を実施しなくても十分に新型コロナウイルス感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものと言える場合を想定しています」と示しているとおりである。

六の3から5までについて

御指摘の「濃厚接触者」については、都道府県知事等が、令和四年事務連絡の別添「本事務連絡に関するQ＆A」の「Q五．一．③の「同居家族などの感染者の濃厚接触者」とはどのような濃厚接触者か」、国立感染症研究所が作成した「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和三年十一月二十九日版）」、「B．一．一．五二九系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」（令和三年十一月三十日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のⅠの二の③等において示されている取扱いを踏まえ、個別具体的な状況に応じて判断することとなるため、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

六の6について

前段のお尋ねについては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十二条第一項及び第十四条第二項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和三年二月十日付け健感発〇二一〇第五号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の第七の一の（二）において、「患者（確定例）」の届出基準については、「（二）の臨床的特徴を有する者について、（四）に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合」としているところ、令和四年事務連絡の一の③により診断された者は、医師の判断により検査を行わず、臨床症状で診断しているため、当該「患者（確定例）」に該当しないことから、「患者（確定例）」として届け出ることとしていないものである。後段のお尋ねについては、令和四年事務連絡の別添「本事務連絡に関するQ＆A」の「Q九．一．③の疑似症患者は、自治体が公表している新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数に含めるのか」において、「一．③の疑似症患者は、自治体の公表において、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数に含めていただくようお願いします。その際、新規陽性者数の内数として、一．③の疑似症患者の数を明示する形で公表するようにご留意ください」と示しているとおりである。

七について

感染症法第十五条第四項については、「感染症の患者を迅速に発見することにより、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため」と規定し、御指摘の「当該Q＆A」においても、「例えば、新型コロナウイルス感染症については、無症状でも感染させるリスクがあると等のその特性に鑑み、現に感染が発生した施設等に限らず、特に医療機関、高齢者施設等を中心に、地域の関係者を幅広く対象に、検査を実施することが重要です」等と示すなど、地域における感染拡大の防止や早期発見を目的として幅広く検査を行うことが想定されている一方、令和四年事務連絡は、「今後感染がさらに継続して急拡大した場合」においても「適切な医療の提供が確保されるよう」、新型コロナウイルス感染症の患者を診断するに当たっての取扱いとして、「医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断すること」を可能とすることを示したものである。したがって、同項と令和四年事務連絡とでは、趣旨・目的、想定する状況や措置の内容等が異なることから、御指摘のような「齟齬」が生じるものであるとは考えていない。

八の1について

お尋ねの「法的にすべて等しく扱われるのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、感染症法第八条第二項において、「新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律の規定を適用する」と規定しているところ、御指摘の「当該疑似症患者」については、令和四年事務連絡において、「感染者の濃厚接触者が有症状となった場合」において医師により臨床症状で診断されているため、同項の「新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの」（以下「新型コロナ疑似症患者」という。）に該当するものである。

八の2及び3について

御指摘の「新型コロナウイルス感染症に関する治療」の意味するところが必ずしも明らかではないが、感染症法第八条第二項の規定により新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして適用する感染症法第二十六条第二項の規定において準用する感染症法第十九条又は第二十条の規定により入院の勧告又は入院の措置が講じられている新型コロナ疑似症患者の入院に要する費用については、感染症法第三十七条及び第四十二条並びに第五十八条第十号及び第十二号並びに第六十一条第二項の規定により都道府県及び国が負担することとなり、また、当該入院以外の新型コロナ疑似症患者に対する医療のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」（令和二年四月三十日付け健感発〇四三〇第三号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の「二．補助事業の対象となる医療」に要する費用については、「都道府県が医療機関等に対して・・・保険給付後のなお残る自己負担額を補助した場合、その費用を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象として補助する」こととしているところである。これらの取扱いについては、お尋ねの「それまでにかかった医療費」についても同様である。

九について

お尋ねについては、令和四年事務連絡の別添「本事務連絡に関するQ＆A」における「Q六．一　③の「同居家族などの感染者の濃厚接触者」について、経口薬など治療薬を投与する場合などにおいても検査を実施しなくてよいのか」において、「経口薬など治療薬を投与する場合や他疾患の可能性も相応に高く鑑別が必要な場合などにおいて、診断を確定する（※）ために検査を実施することは当然に必要となります」と示しているとおりである。

十について

お尋ねについては、御指摘の「不利益」の具体的に意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

十一について

御指摘の「当該臨床診断が可能とされることによって・・・医療機関の負担がむしろ増え

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

る」事態については、現時点では想定していない。

十三について

令和四年事務連絡は、現在の感染状況等を踏まえ、「地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合」及び「外来医療のひっ迫が想定される場合」において都道府県知事等の判断で行うことが可能な対応を示したものであるが、その見直しの必要性については、今後の感染状況、医療機関の状況、専門家の意見等を踏まえ総合的に判断する必要があると考えており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員緒方林太郎君提出水田活用の直接支払交付金に関する質問に対する答弁書

令和四年二月一日提出

質問第一〇号

水田活用の直接支払交付金に関する質問主意書

提出者　緒方林太郎

水田活用の直接支払交付金に関する質問主意書

令和四年度当初予算における「水田活用の直接支払交付金」に関し、農林水産省資料において「輸出等の新市場開拓に向けた低コスト生産の取組(略)を支援」との記述がある。この表現そのものがWTO農業協定第九条1における輸出補助金に該当するのではないか。政府の見解を求める。

右質問する。

内閣衆質二〇八第一〇号

令和四年二月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員緒方林太郎君提出水田活用の直接支払交付金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員緒方林太郎君提出水田活用の直接支払交付金に関する質問に対する答弁書

御指摘の水田活用の直接支払交付金は、輸出であるか否かを問わず新市場開拓に向けた米の低コスト生産の取組等を支援するものであり、御指摘の「輸出等の新市場開拓に向けた低コスト生産の取組(略)を支援」との記述は、その旨を説明したものである。いずれにせよ、同交付金は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Aの農業に関する協定第九条1に掲げる輸出補助金に該当しない。

一、去る十五日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員米山隆一君提出ヒトラーに例えて政治家等を論評する行為などの法的評価に関する質問に対する答弁書

令和四年二月三日提出

質問第一一号

ヒトラーに例えて政治家等を論評する行為などの法的評価に関する質問主意書

提出者　米山　隆一

ヒトラーに例えて政治家等を論評する行為などの法的評価に関する質問主意書

ヒトラーに例えて政治家等を論評する行為などについて、「国際法上あり得ない」「国際的にはご法度」、さらには「ヘイトスピーチに厳しいフランスやドイツの法規制ではヘイトスピーチに該当する可能性がある」などとする見解が、政治家、学者、有名なコメンテーターなどによりマスコミ等を通じて流布されている。正しい国際法、国内法規制等の認識を確認するために、以下の発言を例に政府の見解を問う。

1　二〇一二年三月十八日、谷垣禎一自由民主党総裁(当時)は、橋下徹氏が率いる「大阪維新の会」の国政進出に期待が高まる政治状況について、講演で「政党政治が駄目だということで昭和十年代に日本で軍部が出てきた。ヒトラー、ムソリーニが出てきた時もそういう雰囲気だったのだろう。」と発言した(以下「谷垣発言」という。)。

2　また、二〇一三年七月二十九日、麻生太郎副総理(当時)は、憲法改正議論について、「(ヒトラーの)あの手口を学んだらどうかね。」と発言した(以下「麻生発言」という。)。

3　さらに、二〇一五年十一月二十四日、自民党の西田昌司参議院議員は、自身のインターネット動画で、一般の方からの「ここ最近、橋下徹がヒトラーに見えてきました。私は眼科診断に行くべきでしょうか」との質問に対し、「普通そう見えるんですけどね。見えるというか、おそらくですね、橋下さんはヒトラーの研究をされてるんじゃないですかね。ヒトラーが世の中を、ドイツを制してきたのはまさに大衆から支持されてですね、熱狂の中で選ばれてきてるんですよね。この熱狂がヒトラーを生み出すんですよね。だから、橋下さんのやり方、熱狂させる、そのためにはありとあらゆることでメディアを使い、やってるってことで、ヒトラー戦略そのものをやっておられんじゃないか、ということで。ですから、正しく見えておられんじゃないでしょうか。」と発言した(以下「西田発言」という。)。

これらの、谷垣発言、麻生発言、西田発言のそれぞれについて、法的な観点からどう捉えるべきか、以下質問する。

一　谷垣発言、麻生発言、西田発言それぞれは、日本政府の見解として、国際法に反するまたは抵触すると認識するか。反するまたは抵触すると認識する場合は、具体的な国際法の法条とともにご回答されたい。

二　谷垣発言、麻生発言、西田発言のそれぞれは、外国で行われた場合、日本政府の見解として、当該国の法律で犯罪に該当すると認識するか。該当すると認識する場合は、具体的な国名、法条とともに回答されたい。特に、「公共の平穏を乱す形で、民族的・人種的・宗教的な集団を罵倒・中傷し、人間の尊厳を傷つけ、憎悪を煽り、暴力を誘発するような行為」「ナチ支配下で行われた行為を是認し、否定し、歪曲化する行為」「集会等でナチ支配を賛美・正当化し公共の平穏を乱す行為」などを禁止したドイツの「刑法百三十条」、「人種等を理由とする名誉棄損及び侮辱、人種等を理由とする差別・暴力行為・憎悪の扇動」などを禁止したフランスの「出版自由法」に該当すると認識するか。政府の把握するところを答えられたい。

三　谷垣発言、麻生発言、西田発言のそれぞれは、日本の国内法に反するまたは抵触するか。抵触すると認識する場合は、具体的な法条とともにご回答されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇八第一一号

令和四年二月十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

衆議院議長　細田　博之殿

衆議院議員米山隆一君提出ヒトラーに例えて政治家等を論評する行為などの法的評価に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員米山隆一君提出ヒトラーに例えて政治家等を論評する行為などの法的評価に関する質問に対する答弁書

一及び三について

御指摘の各発言が御指摘の「国際法」又は「日本の国内法」に違反するか又は抵触するか否かについては、具体的な状況等に即して判断されるべき事柄であり、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二について

お尋ねについては、仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外 令和四年二月二十二日

国会第二百八回 衆議院会議録 第六号(二)

〔本号(一)参照〕

令和四年度一般会計予算

右

国会に提出する。

令和四年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和4年度一般会計予算
予算総則

(歳入歳出予算)

第1条　令和4年度歳入歳出予算は、歳入歳出それぞれ107,596,424,558千円とし、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

(継続費)

第2条　「財政法」第14条の2の規定による既定の継続費の総額及び年割額の改定並びに新規の継続費は、「乙号継続費」に掲げるとおりとする。

(繰越明許費)

第3条　「財政法」第14条の3の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

(国庫債務負担行為)

第4条　「財政法」第15条第1項の規定により令和4年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

(歳入歳出予算等の内訳)

第5条　「財政法」第28条の規定により、「歳入予算明細書」、各省各庁の「予定経費要求書」、「継続費要求書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

(公債発行の限度額)

第6条　「財政法」第4条第1項ただし書の規定により令和4年度において公債を発行することができる限度額は、6,251,000,000千円とする。

2　「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」第3条第1項の規定により令和4年度において公債を発行することができる限度額は、30,675,000,000千円とする。

3　第1項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの(以下「外貨公債」という。)がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率(アメリカ合衆国通貨にあっては、令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間における実勢相場を平均した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場(その相場に1円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、1通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位(10通貨単位について1円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位)についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。)をいう。以下同じ。)により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を第1項の限度額に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

4　第1項及び第2項に規定する公債(外貨公債を除く。)の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を当該各項の限度額(第1項の限度額について第3項後段の規定の適用がある場合においては、当該規定により減算又は加算された後の限度額)に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

(公共事業費の範囲)

第7条　「財政法」第4条第3項の規定による公共事業費の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院施設費
	参議院	参議院施設費
	国立国会図書館	国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	裁判所施設費
内閣	内閣官房	内閣官房施設費、情報収集衛星施設費
	人事院	人事院施設費
内閣府	内閣本府	内閣本府施設費、独立行政法人国立公文書館施設整備費、沖縄政策費(沖縄製糖業体制強化対策整備費補助金及び沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金に限る。)、沖縄振興交付金事業推進費(沖縄振興公共投資交付金に限る。)、沖縄教育振興事業費、沖縄国立大学法人施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
	地方創生推進事務局	地方創生推進費(地方創生拠点整備交付金に限る。)、地方創生基盤整備事業推進費
	沖縄総合事務局	沖縄海岸事業調査諸費、沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業農村整備事業工事諸費、沖縄水産基盤整備事業調査諸費、沖縄災害復旧事業工事諸費

官報（号外）

	公正取引委員会	公正取引委員会施設費
	警察庁	警察庁施設費、交通警察費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）、警察活動基盤整備費（都道府県警察施設整備費補助金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省施設費、国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費、情報通信技術利用環境整備費（放送ネットワーク整備支援事業費補助金に限る。）
	消防庁	消防庁施設費、消防防災体制等整備費（消防防災施設整備費補助金に限る。）
法務省	法務本省	法務省施設費
外務省	外務本省	外務本省施設費、独立行政法人国際協力機構施設整備費
	在外公館	在外公館施設費
財務省	財務本省	財務本省施設費、公務員宿舎施設費、特定国有財産整備費
	財務局	財務局施設費
	税関	税関施設費、船舶建造費
	国税庁	国税庁施設費
文部科学省	文部科学本省	初等中等教育振興費（認定こども園施設整備交付金に限る。）、独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費、私立学校振興費（私立学校施設整備費補助金に限る。）、研究振興費（次世代放射光施設整備費補助金に限る。）、国立大学法人施設整備費、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費、国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費、公立文教施設整備費、独立行政法人日本学生支援機構施設整備費
	スポーツ庁	私立学校振興費、独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費
	文化庁	文化庁施設費、文化財保存事業費（国宝重要文化財等防災施設整備費補助金及び史跡等購入費補助金に限る。）、文化財保存施設整備費、独立行政法人国立美術館施設整備費
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省施設費、国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費、国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費、ハンセン病資料館施設費、医療提供体制基盤整備費（医療施設等施設整備費補助金及び医療提供体制施設整備交付金に限る。）、保健衛生施設整備費、水道施設整備費、生活基盤施設耐震化等対策費、保育対策費（保育所等整備交付金に限る。）、児童福祉施設整備費、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費、社会福祉施設整備費、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金に限る。）、介護保険制度運営推進費（地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金に限る。）、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費、水道施設整備事業調査諸費、水道施設災害復旧事業費
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設費
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設費
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設費
	地方厚生局	地方厚生局施設費
	都道府県労働局	都道府県労働局施設費
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省施設費、農林水産物・食品輸出促進対策費（農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金に限る。）、独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費、食料安全保障確立対策費（食料安全保障確立対策整備交付金に限る。）、担い手育成・確保等対策費（担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、農地集積・集約化等対策費（農地集積・集約化等対策整備交付金に限る。）、農業生産基盤整備推進費（特殊自然災害対策整備費補助金及び農業水利施設保全管理整備交付金に限る。）、海岸事業費、国産農産物生産基盤強化等対策費（国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金及び国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金に限る。）、国立研究開発法人農業・食

		品産業技術総合研究機構施設整備費、独立行政法人家畜改良センター施設整備費、農業・食品産業強化対策費（農業・食品産業強化対策整備交付金に限る。）、農林水産業環境政策推進費（農林水産業環境政策推進整備交付金に限る。）、農業農村整備事業費、農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入、農山漁村活性化対策費（農山漁村活性化対策整備交付金に限る。）、農山漁村地域整備事業費、海岸事業調査諸費、農業農村整備事業調査諸費、農業施設災害復旧事業費、農業施設災害関連事業費
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所施設費
	農林水産技術会議	農林水産技術会議施設費、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費
	地方農政局	地方農政局施設費、海岸事業工事諸費、農業農村整備事業工事諸費、農業施設災害復旧事業等工事諸費
	林野庁	林野庁施設費、国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費、治山事業費、森林整備事業費（森林環境保全整備事業費、森林整備事業調査費、森林環境保全整備事業費補助、水源林造成事業費補助、後進地域特例法適用団体補助率差額及び美しい森林づくり基盤整備交付金に限る。）、森林整備・林業等振興対策費（森林整備・林業等振興整備交付金に限る。）、治山事業工事諸費、森林整備事業工事諸費、山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費、山林施設災害復旧事業等工事諸費
	水産庁	国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費、船舶建造費、漁村振興対策費（漁村振興対策地方公共団体整備費補助金に限る。）、海岸事業費、水産基盤整備費、水産業強化対策費（水産業強化対策整備交付金に限る。）、海岸事業調査諸費、水産基盤整備事業工事諸費、漁港施設災害復旧事業費、漁港施設災害関連事業費
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省施設費、国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費、独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費、工業用水道事業費
	経済産業局	経済産業局施設費

国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設費、住宅対策事業費、住宅対策諸費（住宅建設事業調査費に限る。）、港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、水資源開発事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、下水道事業費、市街地防災事業費、住宅防災事業費、都市公園防災事業費、下水道防災事業費、河川管理施設整備費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、急傾斜地崩壊対策等事業費、防災・減災対策等強化事業推進費、海岸事業費、鉄道安全対策事業費、道路交通安全対策事業費（道路更新防災対策事業費、道路維持管理費、道路整備営繕宿舎費、交通連携道路事業費、道路交通安全施設等整備事業費、交通事故重点対策道路事業費、道路環境営繕宿舎費、道路更新防災等対策事業費補助、雪寒地域道路事業費補助、交通連携道路事業費補助、道路交通安全施設等整備事業費補助、道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額及び道路環境整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、港湾事業費（港湾改修費、貸付国有港湾施設整備事業費、港湾作業船整備費、特定離島港湾施設整備事業費、特定離島港湾維持管理費、営繕宿舎費、港湾事業調査費、港湾改修費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費（地域連携道路事業費、営繕宿舎費、道路調査費、地域連携道路事業費補助、高速道路連結部整備事業費補助、道路調査費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、整備新幹線建設推進高度化等事業費、整備新幹線整備事業費、都市再生・地域再生整備事業費（都市開発事業調査費、都市構造再編集中支援事業費補助、市街地再開発事業費補助及び都市再生推進事業費補助に限る。）、鉄道網整備事業費、都市・地域交通整備事業費、道路交通円滑化事業費（道路交通円滑化事業費、営繕宿舎費、道路交通円滑化事業費補助及び後進地域特例法適用団体補助率差額に限る。）、社会資本整備円滑化地籍整備事業費、社会資本総合整備事業費、官民連携基盤整備推進調査費、離島

官報（号外）

		振興費（小笠原諸島振興開発事業費補助に限る。）、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費、国立研究開発法人土木研究所施設整備費、国立研究開発法人建築研究所施設整備費、官庁営繕費、治水海岸事業調査諸費、水資源開発事業調査諸費、道路整備事業調査諸費、港湾事業調査諸費、都市開発事業調査諸費、都市水環境整備事業調査諸費、住宅建設事業調査諸費、国営公園等事業調査諸費、下水道事業調査諸費、河川等災害復旧事業費、住宅施設災害復旧事業費、鉄道施設災害復旧事業費、河川等災害関連事業費
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所施設費、治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費
	国土地理院	国土地理院施設費
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費、河川等災害復旧事業等工事諸費
	北海道開発局	北海道開発局施設費、北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業農村整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費
	気象庁	気象官署施設費
	海上保安庁	海上保安官署施設費、船舶建造費、船舶交通安全基盤整備事業費、船舶交通安全基盤整備事業工事諸費
環境省	環境本省	環境本省施設費、廃棄物・リサイクル対策推進費（廃棄物処理施設整備交付金に限る。）、廃棄物処理施設整備費、生物多様性保全等推進費（環境保全施設整備費補助金に限る。）、環境保全施設整備費、自然公園等事業費、環境保健対策推進費（水俣病総合対策施設整備費補助金に限る。）、国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費、廃棄物処理施設整備事業調査諸費、自然公園等事業工事諸費、廃棄物処理施設災害復旧事業費
	地方環境事務所	地方環境事務所施設費
	原子力規制委員会	原子力規制委員会施設費

（一時借入金等の最高額）

第８条　「財政法」第７条第３項の規定による財務省証券及び一時借入金の最高額は、20,000,000,000千円とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第９条　「財政法」第15条第２項の規定により令和４年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、100,000,000千円とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第10条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

主管	部	款	項
内閣府	政府資産整理収入	回収金等収入	東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入
財務省	前年度剰余金受入	前年度剰余金受入	東日本大震災復興前年度剰余金受入（「財政法」第６条の純剰余金の受入に限る。）
農林水産省	雑収入	諸収入	東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金 東日本大震災復興公共事業費負担金
国土交通省	政府資産整理収入	回収金等収入	東日本大震災復興貸付金等回収金収入

２　前項に規定するもののほか、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入、国家公務員宿舎の削減計画に基づき用途が廃止された宿舎の跡地等の売却益に相当する収入又は平成23年度の一般会計補正予算（第３号）に計上された復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（損失補償契約等の限度額）

第11条　次の表の左欄に掲げる契約の金額の限度は、令和４年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区　　分	限　　度　　額
	千円
「原子力損害賠償補償契約に関する法律」第８条の規定による金額の限度	補償契約金額の合計額　1,504,000,000
「矯正医官修学資金貸与法」第４条の規定による金額の限度	貸与すべき修学資金の総額　21,600
「農業近代化資金融通法」第３条第３項の規定による金額の限度	令和４年度以降22箇年度間を通ずる利子補給金の総額　5,289
「農業改良資金融通法」第９条第３項の規定による金額の限度	令和４年度以降15箇年度間を通ずる利子補給金の総額　119,687
「農業経営基盤強化促進法」の規定による金額の限度	令和４年度以降20箇年度間を通ずる利子補給金の総額　1,843,841
「農業経営基盤強化促進法」の規定による金額の限度	令和４年度以降27箇年度間を通ずる利子補給金の総額　3,427,806
「地域再生法」第14条第２項の規定による金額の限度	令和４年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　371,800
「地域再生法」第15条第２項の規定による金額の限度	令和４年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　39,000
「総合特別区域法」第28条第２項の規定による金額の限度	令和４年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　408,200
「総合特別区域法」第56条第２項の規定による金額の限度	令和４年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　439,400
「国家戦略特別区域法」第28条第２項の規定による金額の限度	令和４年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額　56,000
「展覧会における美術品損害の補償に関する法律」第５条の規定による金額の限度	約定評価額総額の合計額　619,000,000
「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法」第７条の規定による金額の限度	特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額　20,349,042,924
「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」第43条の規定による金額の限度	ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額の合計額　2,450,000,000

（債務保証契約の限度額）

第12条　次の表の左欄に掲げる法人が令和４年度において負担する債務につき、中欄に掲げる法律の規定により政府が同年度において保証することができる金額の限度は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（仮称）となった場合には、第５号左欄の「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（仮称）」と、「石油天然ガス・金属鉱物資源債券」とあるのは「エネルギー・金属鉱物資源債券（仮称）」と、中欄の「「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条」とあるのは「「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法」（仮称）」とそれぞれ読み替えるものとする。

債　　務	根　拠　規　定	金　額　の　限　度
1　株式会社日本政策金融公庫 危機対応円滑化業務に関する社債に係る債務	「株式会社日本政策金融公庫法」第55条第１項	額面総額100,000,000千円及びその利息に相当する金額
2　株式会社国際協力銀行 イ　社債のうち次に掲げるものに係る債務		
(1)　外貨をもって支払われるもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項	(1)に掲げる社債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる社債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が1,836,000,000千円に相当するこれらの社債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
(2)　本邦通貨をもって支払われる社債のうち外国において発行するもの	「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	
ロ　借入金に係る債務で外貨をもって支払われるもの	「株式会社国際協力銀行法」第35条第１項	外貨表示の元本を外国貨幣換算率により換算した金額の総額が40,000,000千円に相当する借入金に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他借入契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額

3　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門 国際協力機構債券のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる債券のうち外国において発行するもの	「国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律」第２条第２項 「独立行政法人国際協力機構法」第34条第１項	(1)に掲げる債券にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額及び(2)に掲げる債券にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が118,000,000千円に相当するこれらの債券に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額
4　独立行政法人農業者年金基金 借入金に係る債務	「独立行政法人農業者年金基金法」附則第17条第３項	元本金額70,319,923千円及びその利息に相当する金額
5　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 石油天然ガス・金属鉱物資源債券及び借入金に係る債務	「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」第15条	額面総額及び元本金額の合計額2,054,100,000千円並びにその利息に相当する金額
6　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 日本高速道路保有・債務返済機構債券に係る債務	「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法」第23条	額面総額120,000,000千円及びその利息に相当する金額
7　独立行政法人住宅金融支援機構 住宅金融支援機構債券に係る債務	「独立行政法人住宅金融支援機構法」第20条	額面総額220,000,000千円及びその利息に相当する金額
8　中間貯蔵・環境安全事業株式会社 借入金に係る債務	「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」第17条	元本金額1,000,000千円及びその利息に相当する金額
9　株式会社日本政策投資銀行 イ　社債及び日本政策投資銀行債（ロに掲げるものを除く。）に係る債務 ロ　社債及び日本政策投資銀行債のうち次に掲げるものに係る債務 (1)　外貨をもって支払われるもの (2)　本邦通貨をもって支払われる社債及び日本政策投資銀行債のうち外国において発行するもの	「株式会社日本政策投資銀行法」第25条第１項 同　項	額面総額230,000,000千円及びその利息に相当する金額 (1)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては外貨表示の額面を外国貨幣換算率により換算した金額の総額並びに(2)に掲げる社債及び日本政策投資銀行債にあっては本邦通貨表示の額面総額の合計額が220,000,000千円に相当するこれらの社債及び日本政策投資銀行債に係る金額並びにその利息及び元本の期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額並びに減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額 （ただし、イの額面総額にあっては130,000,000千円、ロの合計額にあっては220,000,000千円の範囲内で一方を減算し、当該減算した金額を他方に加算することができることとし、この場合においては、それぞれ当該加減算後の金額をその額面総額及び合計額とみなす。）
10　株式会社日本貿易保険 社債及び借入金に係る債務	「貿易保険法」	額面総額及び元本金額の合計額1,854,100,000千円並びにその利息に相当する金額

11　預金保険機構 次に掲げる預金保険機構債及び借入金に係る債務 (1)　「預金保険法」に係る業務((2)に掲げるものを除く。)に関するもの (2)　危機対応業務に関するもの (3)　金融再生業務及び廃止前の「金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律」に係る業務に関するもの (4)　金融機能強化業務に関するもの	「預金保険法」第42条の２ 「預金保険法」第126条第２項 「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第66条 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」附則第５条第２項 「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」第45条	(1)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額19,000,000,000千円、(2)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額35,000,000,000千円、(3)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額3,000,000,000千円並びに(4)に掲げる預金保険機構債及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額15,000,000,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
12　農水産業協同組合貯金保険機構 借入金に係る債務	「農水産業協同組合貯金保険法」第110条第２項	元本金額8,900,000,000千円及びその利息に相当する金額
13　銀行等保有株式取得機構 銀行等保有株式取得機構債及び借入金に係る債務	「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」第51条	額面総額及び元本金額の合計額20,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
14　株式会社産業革新投資機構 社債及び借入金に係る債務	「産業競争力強化法」第119条	額面総額及び元本金額の合計額3,340,000,000千円並びにその利息に相当する金額
15　株式会社地域経済活性化支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社地域経済活性化支援機構法」第44条	額面総額及び元本金額の合計額2,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
16　原子力損害賠償・廃炉等支援機構 原子力損害賠償・廃炉等支援機構債及び借入金に係る債務	「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」第61条	額面総額及び元本金額の合計額4,000,000,000千円並びにその利息に相当する金額
17　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法」第40条	額面総額及び元本金額の合計額50,000,000千円並びにその利息に相当する金額
18　株式会社民間資金等活用事業推進機構 社債及び借入金に係る債務	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」	額面総額及び元本金額の合計額80,000,000千円並びにその利息に相当する金額
19　株式会社海外需要開拓支援機構 借入金に係る債務	「株式会社海外需要開拓支援機構法」第32条	元本金額35,000,000千円及びその利息に相当する金額
20　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構 社債及び借入金に係る債務	「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」第33条	額面総額及び元本金額の合計額64,700,000千円並びにその利息に相当する金額

官報（号外）

21　電力広域的運営推進機関 電力広域的運営推進機関債及び借入金に係る債務	「電気事業法」第28条の53	額面総額及び元本金額の合計額120,000,000千円並びにその利息に相当する金額
22　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構 社債に係る債務	「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」第33条	額面総額15,500,000千円及びその利息に相当する金額
23　社会保険診療報酬支払基金 次に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金に係る債務 (1)　介護保険関係業務に関するもの (2)　高齢者医療制度関係業務((3)に掲げるものを除く。)に関するもの (3)　高齢者医療制度関係業務のうち後期高齢者交付金を交付するものに関するもの (4)　特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関するもの	「介護保険法」第169条 「高齢者の医療の確保に関する法律」第148条 同　条 「特定Ｂ型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」附則第４条第３項	(1)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額290,000,000千円、(2)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額300,000,000千円、(3)に掲げる社会保険診療報酬支払基金債券及び借入金にあっては額面総額及び元本金額の合計額580,000,000千円並びに(4)に掲げる借入金にあっては元本金額417,400,000千円並びにそれぞれの利息に相当する金額
24　「民間都市開発の推進に関する特別措置法」第３条第１項の規定により指定された民間都市開発推進機構 民間都市開発推進債券及び借入金に係る債務	「都市再生特別措置法」第125条第２項	額面総額及び元本金額の合計額45,000,000千円並びにその利息に相当する金額
25　「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第４条第１項の規定により指定された法人 社債に係る債務	「中部国際空港の設置及び管理に関する法律」第８条第１項	額面総額23,100,000千円及びその利息に相当する金額
26　生命保険契約者保護機構 借入金に係る債務	「保険業法」	元本金額460,000,000千円及びその利息に相当する金額
27　全国健康保険協会 借入金に係る債務	「健康保険法」	元本金額670,000,000千円及びその利息に相当する金額

2　政府は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により、前項第１号から第３号までの各号、第６号から第９号までの各号、第24号若しくは第25号に掲げる法人の事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合において、当該各号に掲げる法人が法令の規定に従い当該各号に規定する債券、社債又は借入金を増額して発行し又は借り入れるものにつき、その債務を保証する必要があるときは、当該各号の右欄に定める額面総額及び元本金額の合計額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該額面総額及び元本金額の合計額を増額することができる。

3　第１項第１号から第３号までの各号、第５号から第７号までの各号、第９号から第11号までの各号、第13号から第18号までの各号及び第20号から第25号までの各号に規定する債券又は社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため法令の規定に従い発行する債券又は社債の額面金額及びその利息に相当する金額（期限前任意償還に伴い支払うべき加算金その他引受契約に基づき支払うべき手数料等の経費に相当する金額及び減債基金等に払い込むべき金額に相当する金額があるときは、これらの金額を含む。）をこれらの各号に定める限度額（前項の規定により額面総額及び元本金額の合計額が増額された場合には、当該増額された後の金額）に加算した金額をそれぞれの限度額とする。

（予算の移替え等）

第13条　行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「乙号継続費」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における主管、所管及び組織の区分によることができない場合においては、主管、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は主管、所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　行政組織に関する法令の改廃等に伴い、この予算の主管又は所管、組織若しくは項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その主管又は所管、組織若しくは項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第14条　次の表の左欄及び中欄に掲げる所管及び組織のそれぞれの右欄の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

所管	組織	項
内閣府	内閣本府	沖縄振興交付金事業推進費、沖縄北部連携促進特別振興事業費、沖縄振興推進調査費、沖縄教育振興事業費、沖縄保健衛生諸費、沖縄国立大学法人施設整備費、沖縄開発事業費、沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費
	地方創生推進事務局	総合特区推進調整費、地方創生基盤整備事業推進費、特定地域づくり事業推進費
	科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術イノベーション創造推進費
	宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発利用推進費
	子ども・子育て本部	大学等修学支援費
デジタル庁	デジタル庁	情報通信技術調達等適正・効率化推進費
財務省	財務本省	特定国有財産整備費（「官公庁施設の建設等に関する法律」第10条の規定により国土交通大臣が行うものに限る。）
文部科学省	文部科学本省	南極地域観測事業費
国土交通省	国土交通本省	水資源開発事業費、防災・減災対策等強化事業推進費、離島振興事業費、北海道開発事業費、北海道特定特別総合開発事業推進費
	観光庁	国際観光旅客税財源観光振興費
環境省	環境本省	地球環境保全等試験研究費
	原子力規制委員会	放射能調査研究費

（予算の移用）

第15条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表の各号に掲げる各組織の経費の金額を当該各組織の間において相互に移用する場合、第２表の各号に掲げる各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合及び第３表の各号に掲げる各組織の経費の金額又は各項の経費の金額を当該各組織又は各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　各組織の間の移用

所管	移用することができる組織（括弧書は当該組織の経費を示す。）
1　内閣府	内閣本府（沖縄開発事業費、航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入）と沖縄総合事務局（沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費、沖縄農業農村整備事業工事諸費）
2　農林水産省	農林水産本省（海岸事業費、農業農村整備事業費）と地方農政局（海岸事業工事諸費、農業農村整備事業工事諸費）
3　国土交通省	イ　国土交通本省（港湾環境整備事業費、道路環境改善事業費、国営公園等事業費、都市水環境整備事業費、河川整備事業費、多目的ダム建設事業費、総合流域防災事業費、砂防事業費、海岸事業費、道路交通安全対策事業費、港湾事業費、エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費、地域連携道路事業費、航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、道路交通円滑化事業費）と国土技術政策総合研究所（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費）及び地方整備局（治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費）の各組織

	ロ　国土交通本省（航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入、北海道開発事業費）と北海道開発局（北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業農村整備事業等工事諸費、北海道災害復旧事業等工事諸費）

第２表　各項の間の移用

所管	組織	移用することができる項
１　内閣府	沖縄総合事務局	沖縄治水事業工事諸費、沖縄道路整備事業工事諸費、沖縄港湾空港整備事業工事諸費、沖縄道路環境整備事業工事諸費、沖縄国営公園事業工事諸費及び沖縄農業農村整備事業工事諸費の各項
２　農林水産省	農林水産本省	農業施設災害復旧事業費と農業施設災害関連事業費
	地方農政局	海岸事業工事諸費と農業農村整備事業工事諸費
	林野庁	イ　治山事業費と治山事業工事諸費 ロ　森林整備事業費と森林整備事業工事諸費 ハ　山林施設災害復旧事業費、山林施設災害関連事業費及び山林施設災害復旧事業等工事諸費の各項
	水産庁	イ　水産基盤整備費と水産基盤整備事業工事諸費 ロ　漁港施設災害復旧事業費と漁港施設災害関連事業費
３　国土交通省	国土交通本省	河川等災害復旧事業費と河川等災害関連事業費
	国土技術政策総合研究所	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費及び港湾空港整備事業工事諸費の各項
	地方整備局	治水海岸事業工事諸費、道路整備事業工事諸費、港湾空港整備事業工事諸費、都市環境整備事業工事諸費、国営公園等事業工事諸費及び河川等災害復旧事業等工事諸費の各項
	北海道開発局	北海道治水海岸事業工事諸費、北海道道路整備事業工事諸費、北海道港湾空港整備事業工事諸費、北海道都市環境整備事業工事諸費、北海道国営公園等事業工事諸費、北海道農業農村整備事業等工事諸費及び北海道災害復旧事業等工事諸費の各項
	海上保安庁	船舶交通安全基盤整備事業費と船舶交通安全基盤整備事業工事諸費
４　環境省	環境本省	自然公園等事業費と自然公園等事業工事諸費

第３表　各組織の間又は各項の間の移用

１	予定経費要求書に予定した職員基本給、政府開発援助職員基本給、職員諸手当、政府開発援助職員諸手当、超過勤務手当及び退職手当の各経費の金額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費に係る各組織又は各項
２	予定経費要求書に予定した赴任旅費の経費の金額に過不足を生じた場合における当該経費に係る各組織又は各項

（新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用）

第16条　「甲号歳入歳出予算」に計上した新型コロナウイルス感染症対策予備費は、新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止策に要する経費その他の同感染症に係る緊急を要する経費以外には使用しないものとする。

（俸給予算等の制限）

第17条　俸給予算の執行に当たっては、予定経費要求書に掲げる各省各庁の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

（消費税の収入が充てられる経費の範囲）

第18条　消費税の収入が充てられる経費（地方交付税交付金を除く。）の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所管	組織	項
国会	衆議院	衆議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	参議院	参議院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	国立国会図書館	国立国会図書館（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
裁判所	裁判所	最高裁判所（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
会計検査院	会計検査院	会計検査院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
内閣	内閣官房	内閣官房共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	人事院	人事院（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）

内閣府	内閣本府	内閣本府共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	子ども・子育て本部	大学等修学支援費、子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入（児童手当年金特別会計へ繰入、子どものための教育・保育給付等年金特別会計へ繰入及び地域子ども・子育て支援事業年金特別会計へ繰入に限る。）
	宮内庁	宮内庁（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	公正取引委員会	公正取引委員会（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	カジノ管理委員会	カジノ管理委員会（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	金融庁	金融庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
総務省	総務本省	総務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
法務省	法務本省	法務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
外務省	外務本省	外務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
財務省	財務本省	財務本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、国債費（年金特例公債償還財源等国債整理基金特別会計へ繰入に限る。）、国家公務員共済組合連合会等助成費（基礎年金等国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金及び基礎年金等日本郵政共済組合等負担金に限る。）
	国税庁	国税庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、私立学校振興費（基礎年金等日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。）
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）、感染症対策費（結核医療費補助金、結核医療費負担金及び感染症医療費負担金に限る。）、特定疾患等対策費（難病医療費等負担金、小児慢性特定疾病医療費負担金及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金に限る。）、原爆被爆者等援護対策費（原爆被爆者医療費に限る。）、医療提供体制基盤整備費（医療介護提供体制改革推進交付金及び医療提供体制設備整備交付金に限る。）、医療保険給付諸費（全国健康保険協会保険給付費等補助金、全国健康保険協会後期高齢者医療費支援金補助金、国民健康保険組合療養給付費補助金、国民健康保険組合後期高齢者医療費支援金補助金、後期高齢者医療給付費等負担金、国民健康保険療養給付費等負担金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金負担金、後期高齢者医療財政調整交付金、国民健康保険財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金及び国民健康保険保険者努力支援交付金に限る。）、麻薬・覚醒剤等対策費（麻薬中毒者措置入院費負担金に限る。）、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入（育児休業給付金労働保険特別会計へ繰入に限る。）、児童虐待等防止対策費（児童保護費負担金及び児童保護医療費負担金に限る。）、母子保健衛生対策費（母子保健衛生医療費負担金に限る。）、生活保護

		等対策費（医療扶助費等負担金及び介護扶助費等負担金に限る。）、特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入、障害保健福祉費（心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費、精神障害者医療保護入院費補助金、障害児入所医療費等負担金、精神障害者措置入院費負担金及び障害者医療費負担金に限る。）、公的年金制度等運営諸費（年金生活者支援給付金給付費に限る。）、基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入、私的年金制度整備運営費（国民年金基金等給付費負担金に限る。）、高齢者日常生活支援等推進費（地域支援事業交付金及び重層的支援体制整備事業交付金に限る。）、介護保険制度運営推進費（全国健康保険協会介護納付金補助金、国民健康保険組合介護納付金補助金、介護給付費等負担金、国民健康保険介護納付金負担金、介護給付費財政調整交付金、国民健康保険介護納付金財政調整交付金、医療介護提供体制改革推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金に限る。）
	国立更生援護機関	国立児童自立支援施設運営費（児童保護指導等旅費、入所児童見学等旅費、児童自立支援庁費及び入所児童食糧費に限る。）

農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
	林野庁	林野庁共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
環境省	環境本省	環境本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費（基礎年金等国家公務員共済組合負担金及び育児休業手当金国家公務員共済組合負担金に限る。）

甲号　歳入歳出予算

歳入

主管	部	款	項	金額（千円）	
国会	雑収入			2,067,592	
		国有財産利用収入		1,956,717	
			国有財産貸付収入	1,956,307	
			国有財産使用収入	410	
		諸収入		110,875	
			弁償及返納金	22,035	
			物品売払収入	7,865	
			雑入	80,975	

裁判所	政府資産整理収入			2,229,189	
		回収金等収入		2,229,189	
			貸付金等回収金収入	2,229,189	
	雑収入			64,078,015	
		国有財産利用収入		722,446	
			国有財産貸付収入	718,729	
			国有財産使用収入	3,717	
		納付金		49,180	
			法科大学院設置者納付金	49,180	
		諸収入		63,306,389	
			許可及手数料	1,666,993	
			懲罰及没収金	319,775	
			弁償及返納金	117,922	
			物品売払収入	36,179	
			雑入	61,165,520	
			計	66,307,204	
会計検査院	雑収入			4,682	
		国有財産利用収入		1,065	
			国有財産貸付収入	1,065	
		諸収入		3,617	
			弁償及返納金	935	
			物品売払収入	873	
			雑入	1,809	
内閣	雑収入			482,884	
		国有財産利用収入		33,654	
			国有財産貸付収入	33,414	
			国有財産使用収入	240	
		諸収入		449,230	
			弁償及返納金	445,059	
			物品売払収入	1,728	
			雑入	2,443	
内閣府	官業益金及官業収入			20,235	
		官業収入		20,235	
			病院収入	20,235	
	政府資産整理収入			33,086,034	
		国有財産処分収入		1,197,789	
			国有財産売払収入	1,197,789	

官報（号外）

		回収金等収入		31,888,245
			貸付金等回収金収入	2,332,773
			東日本大震災復興放射性物質汚染対策緊急除染等事業費回収金収入	29,555,472
	雑収入			66,150,014
		国有財産利用収入		1,316,848
			国有財産貸付収入	1,135,006
			国有財産使用収入	181,842
		納付金		5,144,086
			雑納付金	5,144,086
		諸収入		59,689,080
			特別会計受入金	151,224
			許可及手数料	554,737
			懲罰及没収金	54,113,746
			弁償及返納金	4,576,248
			物品売払収入	221,398
			雑入	71,727
			計	99,256,283
デジタル庁	雑収入			2,917
		諸収入		2,917
			弁償及返納金	1,871
			雑入	1,046
総務省	雑収入			178,406,157
		国有財産利用収入		187,582
			国有財産貸付収入	187,582
		納付金		89,166,592
			雑納付金	89,166,592
		諸収入		89,051,983
			許可及手数料	1,103,470
			弁償及返納金	2,322,611
			物品売払収入	32,457
			電波利用料収入	74,995,721
			特定基地局開設料収入	9,100,000
			雑入	1,497,724
法務省	雑収入			89,177,180
		国有財産利用収入		760,616
			国有財産貸付収入	759,584

		諸収入	利子収入	1,032
				88,416,564
			許可及手数料	47,096,277
			懲罰及没収金	36,949,584
			弁償及返納金	958,997
			物品売払収入	172,318
			矯正官署作業収入	2,821,246
			雑入	418,142
外務省	政府資産整理収入			101,077
		国有財産処分収入		101,077
			国有財産売払収入	101,077
	雑収入			39,468,437
		国有財産利用収入		519,146
			国有財産貸付収入	500,996
			利子収入	18,150
		納付金		13,849,536
			雑納付金	13,849,536
		諸収入		25,099,755
			許可及手数料	17,233,973
			弁償及返納金	7,786,051
			物品売払収入	38,202
			雑入	41,529
			計	39,569,514
財務省	租税及印紙収入			65,235,000,000
		租税		64,291,000,000
			所得税	20,382,000,000
			法人税	13,336,000,000
			相続税	2,619,000,000
			消費税	21,573,000,000
			酒税	1,128,000,000
			たばこ税	934,000,000
			揮発油税	2,079,000,000
			石油ガス税	5,000,000
			航空機燃料税	34,000,000
			石油石炭税	660,000,000
			電源開発促進税	313,000,000

			自動車重量税	385,000,000
			国際観光旅客税	9,000,000
			関税	825,000,000
			とん税	9,000,000
		印紙収入		944,000,000
			印紙収入	944,000,000
	政府資産整理収入			66,956,671
		国有財産処分収入		39,864,310
			国有財産売払収入	34,647,280
			特定国有財産売払収入	5,217,030
		回収金等収入		27,092,361
			特別会計整理収入	23,402,334
			引継債権整理収入	24
			政府出資回収金収入	3,690,003
	雑収入			2,787,081,586
		国有財産利用収入		86,483,431
			国有財産貸付収入	36,186,349
			国有財産使用収入	274
			利子収入	19,381
			配当金収入	50,277,427
		納付金		933,604,408
			日本銀行納付金	931,200,000
			独立行政法人造幣局納付金	1,746,330
			雑納付金	658,078
		諸収入		1,766,993,747
			特別会計受入金	1,694,628,065
			許可及手数料	2,310,291
			受託調査試験及役務収入	15,849,251
			懲罰及没収金	73,700
			弁償及返納金	1,344,699
			物品売払収入	444,621
			文官恩給費特別会計等負担金	265,593
			雑入	52,077,527
	公債金			36,926,000,000
		公債金		36,926,000,000
			公債金	6,251,000,000
			特例公債金	30,675,000,000

	前年度剰余金受入			53,145,806
		前年度剰余金受入		53,145,806
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	53,145,806
			計	105,068,184,063
文部科学省	政府資産整理収入			52,451,995
		回収金等収入		52,451,995
			貸付金等回収金収入	52,451,995
	雑収入			23,339,841
		国有財産利用収入		711,671
			国有財産貸付収入	697,049
			国有財産使用収入	14,622
		納付金		5,124,800
			独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金	3,773,053
			雑納付金	1,351,747
		諸収入		17,503,370
			許可及手数料	21,789
			弁償及返納金	11,727,519
			物品売払収入	5,249
			雑入	5,748,813
			計	75,791,836
厚生労働省	官業益金及官業収入			836,710
		官業収入		836,710
			病院収入	836,710
	政府資産整理収入			5,143,911
		回収金等収入		5,143,911
			貸付金等回収金収入	5,143,911
	雑収入			675,041,749
		国有財産利用収入		477,469
			国有財産貸付収入	471,460
			国有財産使用収入	6,009
		納付金		2,112,906
			雑納付金	2,112,906
		諸収入		672,451,374
			特別会計受入金	806,150
			授業料及入学検定料	115,017

官報（号外）

			許可及手数料	85,206
			受託調査試験及役務収入	170,367
			弁償及返納金	670,075,346
			物品売払収入	71,948
			雑入	1,127,340
			計	681,022,370
農林水産省	官業益金及官業収入			34,880,623
		官業収入		34,880,623
			国有林野事業収入	34,880,623
	政府資産整理収入			1,857,473
		国有財産処分収入		885,633
			国有財産売払収入	885,633
		回収金等収入		971,840
			貸付金等回収金収入	971,840
	雑収入			411,504,572
		国有財産利用収入		972,032
			国有財産貸付収入	971,108
			利子収入	924
		納付金		341,263,253
			日本中央競馬会納付金	340,479,993
			雑納付金	783,260
		諸収入		69,269,287
			特別会計受入金	3,377,571
			東日本大震災復興食料安定供給特別会計受入金	30
			公共事業費負担金	41,411,959
			東日本大震災復興公共事業費負担金	13,560
			許可及手数料	57,219
			受託調査試験及役務収入	5,702,303
			懲罰及没収金	16,222
			弁償及返納金	16,696,023
			物品売払収入	199,468
			雑入	1,794,932
			計	448,242,668
経済産業省	政府資産整理収入			1,356,011
		回収金等収入		1,356,011
			特別会計整理収入	133

	雑収入			1,355,878
		国有財産利用収入		17,175,530
				251,408
			国有財産貸付収入	251,408
		納付金		10,638,096
			特定アルコール譲渡者納付金	10,621,930
			雑納付金	16,166
		諸収入		6,286,026
			許可及手数料	316
			弁償及返納金	4,262,993
			物品売払収入	139,050
			雑入	1,883,667
			計	18,531,541
国土交通省	政府資産整理収入			88,011,696
		国有財産処分収入		8,506
			国有財産売払収入	8,506
		回収金等収入		88,003,190
			特別会計整理収入	66,497,510
			貸付金等回収金収入	21,289,222
			東日本大震災復興貸付金等回収金収入	216,458
	雑収入			683,882,206
		国有財産利用収入		5,834,721
			国有財産貸付収入	3,328,807
			国有財産使用収入	2,500,521
			利子収入	5,393
		納付金		546,811
			特定タンカー所有者納付金	98,000
			雑納付金	448,811
		諸収入		677,500,674
			公共事業費負担金	526,051,550
			許可及手数料	7,075,814
			受託調査試験及役務収入	85,241,457
			懲罰及没収金	12,900
			弁償及返納金	29,273,052
			物品売払収入	1,789,632

官報（号外）

			附帯工事費負担金	16,459,000	
			雑入	11,597,269	
			計	771,893,902	
環境省	雑収入			2,861,335	
		国有財産利用収入		1,495,866	
			国有財産貸付収入	897,091	
			国有財産使用収入	598,775	
		諸収入		1,365,469	
			許可及手数料	29,951	
			弁償及返納金	1,272,454	
			物品売払収入	152	
			雑入	62,912	
防衛省	官業益金及官業収入			15,184,188	
		官業収入		15,184,188	
			病院収入	15,184,188	
	政府資産整理収入			522,338	
		回収金等収入		522,338	
			貸付金等回収金収入	474,742	
			事故補償費返還金	47,596	
	雑収入			38,915,904	
		国有財産利用収入		6,797,184	
			国有財産貸付収入	6,690,006	
			国有財産使用収入	105,141	
			利子収入	2,037	
		納付金		30,588	
			雑納付金	30,588	
		諸収入		32,088,132	
			授業料及入学検定料	4,301	
			受託調査試験及役務収入	27,661	
			弁償及返納金	27,303,143	
			物品売払収入	1,514,873	
			雑入	3,238,154	
			計	54,622,430	
歳入総計				107,596,424,558	

歳出

所管	組織	項	金額(千円)
皇室費		内廷費	324,000
		宮廷費	6,724,774
		皇族費	260,165
		計	7,308,939
国会	衆議院	衆議院	64,204,171
		衆議院施設費	2,293,394
		衆議院予備経費	7,000
		計	66,504,565
	参議院	参議院	40,186,915
		参議院施設費	1,118,418
		参議院予備経費	5,000
		計	41,310,333
	国立国会図書館	国立国会図書館	19,003,302
		国立国会図書館施設費	1,240,059
		計	20,243,361
	裁判官訴追委員会	裁判官訴追委員会	134,374
	裁判官弾劾裁判所	裁判官弾劾裁判所	114,990
	国会所管合計		128,307,623
裁判所	裁判所	最高裁判所	85,081,071
		下級裁判所	203,308,154
		検察審査費	285,591
		裁判費	19,574,076
		裁判所施設費	14,556,658
		裁判所予備経費	8,000
		計	322,813,550
会計検査院	会計検査院	会計検査院	16,928,289
内閣	内閣官房	内閣官房共通費	33,497,346
		内閣官房施設費	1,602,676
		情報収集衛星業務費	55,760,651
		情報収集衛星施設費	6,756,494
		計	97,617,167
	内閣法制局	内閣法制局	1,017,697

	人事院	人事院	8,488,593
		人事院施設費	48,957
		計	8,537,550
	内閣所管	合計	107,172,414
内閣府	内閣本府	内閣本府共通費	26,304,121
		内閣本府施設費	2,440,356
		公文書等管理政策費	51,650
		独立行政法人国立公文書館運営費	2,411,031
		独立行政法人国立公文書館施設整備費	33,610
		政府広報費	8,073,868
		アイヌ政策推進費	2,052,916
		経済財政政策費	758,598
		地方創生支援費	1,436,717
		防災政策費	6,467,970
		電源開発促進税財源原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	8,871,000
		沖縄政策費	31,763,987
		沖縄振興交付金事業推進費	76,249,814
		沖縄振興特定事業推進費	8,000,000
		沖縄北部連携促進特別振興事業費	4,450,000
		沖縄振興推進調査費	40,000
		沖縄教育振興事業費	5,000,136
		沖縄保健衛生諸費	1,998
		沖縄国立大学法人施設整備費	16,262,677
		沖縄開発事業費	101,970,244
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費	2,619,000
		共生社会政策費	2,260,962
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費	62,526,359
		重要土地等調査費	492,186
		栄典行政費	2,741,945
		男女共同参画社会形成促進費	1,429,349
		食品安全政策費	316,602
		公益法人制度適正運営推進費	43,616

		経済社会総合研究所	1,843,788
		迎賓施設運営費	2,070,929
		航空機燃料税財源沖縄空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	242,759
		計	379,228,188
	地方創生推進事務局	地方創生推進事務局	2,093,789
		総合特区推進調整費	5,000
		地方創生推進費	62,423,000
		地方創生基盤整備事業推進費	39,777,000
		特定地域づくり事業推進費	500,000
		計	104,798,789
	知的財産戦略推進事務局	知的財産戦略推進事務局	215,999
	科学技術・イノベーション推進事務局	科学技術・イノベーション推進事務局	1,964,307
		科学技術イノベーション創造推進費	55,500,000
		計	57,464,307
	健康・医療戦略推進事務局	健康・医療戦略推進事務局	256,661
	宇宙開発戦略推進事務局	宇宙開発戦略推進事務局	17,661,789
		宇宙開発利用推進費	1,300,000
		計	18,961,789
	北方対策本部	北方対策本部	358,122
		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費	1,342,983
		計	1,701,105
	子ども・子育て本部	子ども・子育て本部	1,284,826
		大学等修学支援費	519,609,350
		子ども・子育て支援年金特別会計へ繰入	2,492,016,226
		計	3,012,910,402
	総合海洋政策推進事務局	総合海洋政策推進事務局	165,582
		有人国境離島政策推進費	5,035,517
		計	5,201,099
	国際平和協力本部	国際平和協力本部	682,024
	日本学術会議	日本学術会議	950,358
	官民人材交流センター	官民人材交流センター	254,329

官報（号外）

	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局	5,176,808
		沖縄海岸事業調査諸費	3,300
		沖縄治水事業工事諸費	1,744,317
		沖縄道路整備事業工事諸費	1,370,000
		沖縄港湾空港整備事業工事諸費	931,339
		沖縄道路環境整備事業工事諸費	110,000
		沖縄国営公園事業工事諸費	230,419
		沖縄農業農村整備事業工事諸費	839,005
		沖縄水産基盤整備事業調査諸費	3,617
		沖縄災害復旧事業工事諸費	275,000
		計	10,683,805
	宮内庁	宮内庁	12,060,772
	公正取引委員会	公正取引委員会	10,352,821
		公正取引委員会施設費	133,985
		計	10,486,806
	警察庁	警察庁共通費	93,052,443
		警察庁施設費	12,416,135
		生活安全警察費	223,507
		刑事警察費	242,153
		組織犯罪対策費	97,587
		交通警察費	17,368,970
		交通反則者納金財源交通安全対策特別交付金等交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	54,113,746
		警備警察費	9,720,583
		皇宮警察本部	8,319,609
		犯罪被害給付費	1,078,102
		サイバー警察費	218,852
		科学警察研究所	2,001,378
		警察活動基盤整備費	88,478,427
		計	287,331,492
	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	3,129,301
	カジノ管理委員会	カジノ管理委員会	3,522,352
	金融庁	金融庁共通費	21,201,646
		金融政策費	1,433,717
		計	22,635,363

	消費者庁	消費者庁共通費	4,176,655
		消費者政策費	3,614,934
		独立行政法人国民生活センター運営費	3,025,830
		計	10,817,419
	内閣府所管合計		3,943,292,360
デジタル庁	デジタル庁	デジタル庁共通費	10,137,522
		デジタル社会形成推進費	1,834,595
		情報通信技術調達等適正・効率化推進費	460,053,433
		計	472,025,550
総務省	総務本省	総務本省共通費	41,564,431
		総務本省施設費	1,133,372
		行政管理実施費	140,104
		行政評価等実施費	183,299
		地方行政制度整備費	639,572
		地域振興費	1,900,405
		地方財政制度整備費	52,204
		地方交付税交付金	15,655,838,658
		地方特例交付金	226,700,000
		地方税制度整備費	33,669
		選挙制度等整備費	60,699,027
		電子政府・電子自治体推進費	107,105,795
		情報通信技術研究開発推進費	8,545,303
		国立研究開発法人情報通信研究機構運営費	28,253,965
		国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費	90,200
		情報通信技術高度利活用推進費	4,145,838
		情報通信技術利用環境整備費	5,859,416
		電波利用料財源電波監視等実施費	71,883,056
		情報通信国際戦略推進費	1,362,114
		郵政行政推進費	800,639
		一般戦災死没者追悼等事業費	514,837
		恩給費	114,085,796

官報（号外）

		統計調査費	23,357,781
		独立行政法人統計センター運営費	7,906,235
		政党助成費	31,560,166
		国有提供施設等所在市町村助成交付金	29,940,000
		施設等所在市町村調整交付金	7,600,000
		計	16,431,895,882
	管区行政評価局	管区行政評価局共通費	6,479,294
		行政評価等実施費	805,957
		計	7,285,251
	総合通信局	総合通信局共通費	7,974,352
		情報通信技術高度利活用等推進費	45,550
		電波利用料財源電波監視等実施費	3,112,665
		計	11,132,567
	公害等調整委員会	公害等調整委員会	550,069
	消防庁	消防庁共通費	2,296,533
		消防庁施設費	126,355
		消防防災体制等整備費	9,121,327
		計	11,544,215
	総務省所管合計		16,462,407,984
法務省	法務本省	法務本省共通費	128,368,493
		基本法制整備費	129,248
		司法制度改革推進費	17,679,727
		日本司法支援センター運営費	15,663,505
		再犯防止等企画調整推進費	82,961
		検察企画調整費	59,865
		矯正企画調整費	135,798
		更生保護企画調整推進費	372,472
		債権管理回収業審査監督費	10,301
		人権擁護推進費	1,308,684
		訟務費	1,743,599
		法務省施設費	24,272,665

		法務行政情報化推進費	397,725
		計	190,225,043
	法務総合研究所	法務総合研究所共通費	1,834,582
		法務調査研究費	33,609
		国際協力推進費	312,878
		計	2,181,069
	検察庁	検察官署共通費	104,226,480
		検察費	5,379,844
		検察運営費	1,682,564
		計	111,288,888
	矯正官署	矯正官署共通費	167,755,079
		矯正管理業務費	6,454,242
		矯正収容費	44,326,920
		矯正施設民間開放推進費	15,373,130
		計	233,909,371
	更生保護官署	更生保護官署共通費	14,091,481
		更生保護活動費	12,604,919
		計	26,696,400
	法務局	法務局共通費	69,997,896
		登記事務処理費	23,217,738
		国籍等事務処理費	16,462,936
		人権擁護活動費	2,175,725
		計	111,854,295
	出入国在留管理庁	出入国在留管理庁共通費	39,140,310
		出入国管理企画調整推進費	3,176,728
		出入国管理業務費	9,297,442
		計	51,614,480
	公安審査委員会	公安審査委員会	66,160
	公安調査庁	公安調査庁共通費	13,453,760
		破壊的団体等調査費	2,495,747
		計	15,949,507
	法務省所管合計		743,785,213
外務省	外務本省	外務本省共通費	57,072,382
		外務本省施設費	767,301
		地域別外交費	5,840,237

官報（号外）

		分野別外交費	99,647,167
		広報文化交流及報道対策費	11,457,661
		独立行政法人国際交流基金運営費	12,624,845
		領事政策費	5,188,743
		経済協力費	197,284,818
		独立行政法人国際協力機構運営費	150,139,262
		独立行政法人国際協力機構施設整備費	1,612,306
		計	541,634,722
	在外公館	在外公館共通費	134,838,827
		在外公館施設費	5,253,142
		地域別外交費	996,568
		分野別外交費	547,820
		広報文化交流及報道対策費	1,506,035
		領事政策費	4,578,488
		経済協力費	1,044,536
		計	148,765,416
	外務省所管合計		690,400,138
財務省	財務本省	財務本省共通費	216,824,224
		財務本省施設費	260,075
		財政健全化推進費	851,370
		税制企画立案費	159,162
		資産債務管理費	91,183
		国債費	24,339,284,865
		公務員宿舎施設費	7,463,915
		特定国有財産整備費	2,316,615
		特定国有財産整備諸費	248,251
		貨幣製造及信用秩序制度等企画立案費	17,160,487
		関税制度等企画立案費	899,638
		経済協力費	77,806,694
		政策金融費	60,686,494
		国家公務員共済組合連合会等助成費	84,997,057
		復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入	82,931,326

		新型コロナウイルス感染症対策予備費	5,000,000,000
		予備費	500,000,000
		計	30,391,981,356
	財務局	財務局共通費	42,528,732
		財務局施設費	426,950
		財務局業務費	13,140,246
		計	56,095,928
	税関	税関共通費	73,248,081
		税関施設費	635,883
		税関業務費	20,623,143
		船舶建造費	841,465
		計	95,348,572
	国税庁	国税庁共通費	555,549,279
		国税庁施設費	3,037,668
		税務業務費	61,118,850
		国税不服審判所	4,697,176
		独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,010,829
		計	625,413,802
	財務省所管合計		31,168,839,658
文部科学省	文部科学本省	文部科学本省共通費	97,314,588
		教育政策推進費	43,115,390
		独立行政法人教職員支援機構運営費	1,223,205
		独立行政法人国立青少年教育振興機構運営費	8,405,009
		独立行政法人国立女性教育会館運営費	526,432
		初等中等教育振興費	524,321,834
		独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営費	1,084,169
		義務教育費国庫負担金	1,501,467,000
		高等教育振興費	29,321,892
		独立行政法人大学改革支援・学位授与機構運営費	1,862,274
		独立行政法人国立高等専門学校機構運営費	62,515,127

官　報（号外）

		独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費	951,471	
		育英事業費	105,753,331	
		私立学校振興費	550,063,217	
		科学技術・学術政策推進費	3,743,374	
		研究振興費	307,930,727	
		国立大学法人施設整備費	37,979,610	
		国立大学法人運営費	1,078,633,649	
		独立行政法人日本学術振興会運営費	27,175,350	
		研究開発推進費	122,996,722	
		国立研究開発法人物質・材料研究機構運営費	14,417,070	
		国立研究開発法人日本医療研究開発機構運営費	6,667,835	
		国立研究開発法人科学技術振興機構運営費	100,337,918	
		国立研究開発法人理化学研究所運営費	54,164,053	
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構運営費	21,661,287	
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	1,718,208	
		国立研究開発法人防災科学技術研究所運営費	7,860,959	
		南極地域観測事業費	4,306,196	
		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	107,978,088	
		国立研究開発法人海洋研究開発機構運営費	30,292,576	
		国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	3,551,804	
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構運営費	123,759,200	
		国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	2,781,196	
		国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	36,379,870	
		公立文教施設整備費	69,329,257	
		文化振興費	959,000	
		国際交流・協力推進費	29,099,427	

		独立行政法人日本学生支援機構運営費	15,534,730
		独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	415,036
		計	5,137,598,081
	文部科学本省所轄機関	国立教育政策研究所	3,589,215
		科学技術・学術政策研究所	893,138
		日本学士院	623,650
		計	5,106,003
	スポーツ庁	スポーツ庁共通費	1,241,913
		初等中等教育振興費	24,110
		私立学校振興費	80,000
		スポーツ振興費	9,815,698
		独立行政法人日本スポーツ振興センター運営費	20,604,158
		独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	93,130
		計	31,859,009
	文化庁	文化庁共通費	4,199,656
		文化庁施設費	166,744
		文化振興費	23,142,149
		文化財保存事業費	43,874,476
		文化財保存施設整備費	585,309
		文化振興基盤整備費	2,991,020
		日本芸術院	518,344
		独立行政法人国立科学博物館運営費	2,546,467
		独立行政法人国立美術館運営費	8,423,176
		独立行政法人国立美術館施設整備費	400,000
		独立行政法人国立文化財機構運営費	8,918,489
		独立行政法人日本芸術文化振興会運営費	11,515,905
		計	107,281,735
	文部科学省所管合計		5,281,844,828
厚生労働省	厚生労働本省	厚生労働本省共通費	107,706,732
		厚生労働本省施設費	247,131

官　報（号外）

		医療提供体制確保対策費	27,507,232	
		医療従事者等確保対策費	574,702	
		医療従事者資質向上対策費	54,393	
		医療情報化等推進費	1,571,267	
		医療安全確保推進費	1,412,452	
		国立研究開発法人国立がん研究センター運営費	6,556,300	
		国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	130,576	
		国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費	3,823,888	
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費	3,775,243	
		国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費	1,529,450	
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費	6,790,733	
		国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費	476,631	
		国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費	3,456,047	
		国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費	301,240	
		国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費	2,932,676	
		感染症対策費	152,281,214	
		特定疾患等対策費	149,898,717	
		ハンセン病資料館施設費	503,108	
		移植医療推進費	3,309,349	
		原爆被爆者等援護対策費	122,433,439	
		医薬品承認審査等推進費	897,958	
		医薬品安全対策等推進費	1,166,702	
		医薬品適正使用推進費	135,593	
		血液製剤対策費	649,423	
		医療技術実用化等推進費	1,982,521	
		医療提供体制基盤整備費	179,877,460	
		独立行政法人医薬品医療機器総合機構運営費	2,277,889	
		医療保険給付諸費	10,171,548,474	

		健康保険事業借入金諸費年金特別会計へ繰入	5,786,519	
		医療費適正化推進費	2,457,500	
		地域保健対策費	3,781,388	
		保健衛生施設整備費	3,622,852	
		健康増進対策費	37,363,630	
		健康危機管理推進費	876,754	
		食品等安全確保対策費	2,342,378	
		水道安全対策費	77,849	
		水道施設整備費	4,922,000	
		生活基盤施設耐震化等対策費	21,804,000	
		麻薬・覚醒剤等対策費	508,688	
		化学物質安全対策費	362,081	
		生活衛生対策費	4,642,712	
		労働条件確保・改善対策費	273,851	
		中小企業最低賃金引上げ支援対策費	1,188,922	
		特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支給諸費	301,578	
		労働者災害補償保険保険給付費労働保険特別会計へ繰入	8,140	
		職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	511	
		独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	429,050	
		男女均等雇用対策費	120,849	
		高齢者等雇用安定・促進費	18,900,077	
		失業等給付費等労働保険特別会計へ繰入	48,828,913	
		就職支援法事業費労働保険特別会計へ繰入	6,711,936	
		職業能力開発強化費	5,030,147	
		若年者等職業能力開発支援費	74,461	
		障害者等職業能力開発支援費	4,055,850	
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	867,964	
		保育対策費	87,019,244	
		児童虐待等防止対策費	160,709,397	
		母子保健衛生対策費	15,859,868	

官　報（号外）

		母子家庭等対策費	179,291,969
		子ども・子育て支援対策費	9,313,845
		児童福祉施設整備費	6,491,594
		生活保護等対策費	2,918,656,171
		自殺対策費	3,559,999
		社会福祉諸費	34,117,890
		遺族及留守家族等援護費	6,033,343
		戦没者慰霊事業費	3,962,215
		中国残留邦人等支援事業費	1,070,840
		恩給進達等実施費	172,339
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費	1,315,911
		独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費	165,207
		特別障害給付金給付費年金特別会計へ繰入	2,467,312
		社会福祉施設整備費	5,264,329
		独立行政法人福祉医療機構運営費	1,725,836
		障害保健福祉費	2,339,684,315
		公的年金制度等運営諸費	531,326,619
		基礎年金拠出金等年金特別会計へ繰入	12,155,728,244
		私的年金制度整備運営費	4,036,434
		高齢者日常生活支援等推進費	197,996,320
		介護保険制度運営推進費	3,336,828,691
		業務取扱費年金特別会計へ繰入	107,547,435
		国際機関活動推進費	12,445,331
		国際協力費	218,871
		厚生労働調査研究等推進費	59,761,397
		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費	4,024,297
		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費	20,196
		社会保障・税番号活用推進費	10,480,034
		水道施設整備事業調査諸費	3,000

		水道施設災害復旧事業費	356,000	
		計	33,328,803,633	
	検疫所	検疫所共通費	9,944,182	
		検疫業務等実施費	9,326,855	
		輸入食品検査業務実施費	1,735,695	
		計	21,006,732	
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所共通費	18,418,253	
		国立ハンセン病療養所施設費	3,383,868	
		国立ハンセン病療養所運営費	10,338,880	
		計	32,141,001	
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所共通費	9,810,714	
		厚生労働本省試験研究所施設費	235,191	
		血清等製造及検定費	374,216	
		厚生労働本省試験研究所試験研究費	5,041,249	
		計	15,461,370	
	国立更生援護機関	国立更生援護機関共通費	5,917,922	
		国立更生援護機関施設費	90,361	
		国立児童自立支援施設運営費	177,833	
		国立更生援護所運営費	1,877,938	
		計	8,064,054	
	地方厚生局	地方厚生局共通費	13,717,004	
		地方厚生局施設費	64,392	
		保険医療機関等指導監督等実施費	1,350,420	
		医師等国家試験実施費	915,584	
		麻薬・覚醒剤等対策費	523,951	
		医療観察等実施費	72,076	
		計	16,643,427	
	都道府県労働局	都道府県労働局共通費	85,444,292	
		都道府県労働局施設費	195,331	
		労働条件確保・改善対策費	700,016	
		男女均等雇用対策費	125,296	
		個別労働紛争対策費	80,472	
		職業紹介事業等実施費	34,316	
		高齢者等雇用安定・促進費	4,614,172	

		若年者等職業能力開発支援費	1,241,043
		計	92,434,938
	中央労働委員会	中央労働委員会共通費	1,210,444
		労使関係等安定形成促進費	283,001
		計	1,493,445
	厚生労働省所管合計		33,516,048,600
農林水産省	農林水産本省	農林水産本省共通費	92,173,388
		農林水産本省施設費	655,899
		新市場創出対策費	968,633
		農林水産物・食品輸出促進対策費	9,114,749
		消費者・食農連携深化対策費	239,604
		食品の安全・消費者の信頼確保対策費	1,249,188
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター運営費	6,718,918
		独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費	57,370
		食料安全保障確立対策費	19,672,163
		食料安全保障確立対策費食料安定供給特別会計へ繰入	113,100,000
		担い手育成・確保等対策費	186,756,057
		独立行政法人農業者年金基金運営費	4,166,742
		農業経営安定事業費等食料安定供給特別会計へ繰入	106,090,599
		共済掛金国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	63,767,387
		農地集積・集約化等対策費	46,398,058
		農業生産基盤整備推進費	26,861,119
		海岸事業費	3,976,851
		国産農産物生産基盤強化等対策費	381,232,836
		牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費	37,690,740
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	1,768,897
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	145,886

		独立行政法人農畜産業振興機構運営費	2,900,596
		独立行政法人家畜改良センター運営費	7,833,769
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費	200,000
		農業・食品産業強化対策費	12,565,973
		農林水産政策研究所	1,056,983
		農林水産業環境政策推進費	943,429
		農村整備推進対策費	77,592,983
		農業農村整備事業費	198,135,271
		農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入	5,911,000
		農山漁村活性化対策費	19,822,789
		農山漁村地域整備事業費	64,119,000
		農林水産統計調査費	3,542,898
		風水害等対策費	25,463
		受託工事等実施費	5,649,777
		海岸事業調査諸費	3,472
		農業農村整備事業調査諸費	1,038,687
		農業施設災害復旧事業費	8,243,338
		農業施設災害関連事業費	189,607
		計	1,512,580,119
	農林水産本省検査指導機関	農林水産本省検査指導所	16,207,192
		農林水産本省検査指導所施設費	240,627
		計	16,447,819
	農林水産技術会議	農林水産技術会議共通費	2,137,412
		農林水産技術会議施設費	162,722
		農林水産業イノベーション創出・技術開発推進費	4,251,169
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構運営費	54,358,663
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費	424,369
		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター運営費	3,631,426

		国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費	46,641
		計	65,012,402
	地方農政局	地方農政局	52,023,659
		地方農政局施設費	294,994
		海岸事業工事諸費	417,677
		農業農村整備事業工事諸費	19,833,042
		農業施設災害復旧事業等工事諸費	6,434
		計	72,575,806
	北海道農政事務所	北海道農政事務所	3,833,514
	林野庁	林野庁共通費	31,718,971
		林野庁施設費	1,031,160
		国立研究開発法人森林研究・整備機構運営費	10,275,780
		国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費	289,768
		森林整備・保全費	5,928,940
		国有林野産物等売払及管理処分業務費	15,623,032
		治山事業費	49,074,656
		森林整備事業費	110,854,284
		借入金利子国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	1,184,114
		国有林野事業収入財源借入金債務処理費国有林野事業債務管理特別会計へ繰入	18,764,390
		林業振興対策費	5,682,946
		林産物供給等振興対策費	2,514,015
		森林整備・林業等振興対策費	7,383,800
		治山事業工事諸費	5,303,344
		森林整備事業工事諸費	7,247,716
		山林施設災害復旧事業費	5,324,843
		山林施設災害関連事業費	4,999,231
		山林施設災害復旧事業等工事諸費	17,926
		計	283,218,916
	水産庁	水産庁共通費	7,814,624
		食料安全保障確立対策費	634,100

		国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	17,088,778
		国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費	247,863
		水産資源回復対策費	27,468,323
		船舶建造費	1,969,558
		漁業経営安定対策費	30,698,935
		保険料国庫負担金等食料安定供給特別会計へ繰入	17,618,760
		漁村振興対策費	4,439,260
		海岸事業費	2,928,114
		水産基盤整備費	35,820,337
		水産業強化対策費	2,654,526
		海岸事業調査諸費	4,886
		水産基盤整備事業工事諸費	52,663
		漁港施設災害復旧事業費	1,132,621
		漁港施設災害関連事業費	20,000
		計	150,593,348
	農林水産省所管合計		2,104,261,924
経済産業省	経済産業本省	経済産業本省共通費	46,995,275
		経済産業本省施設費	1,646,255
		産業・事業新陳代謝促進費	832,966
		独立行政法人経済産業研究所運営費	1,890,000
		技術革新促進・環境整備費	1,823,563
		登録免許税納付確認等事務費特許特別会計へ繰入	17,599
		国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	61,484,113
		国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費	540,500
		国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	14,537,336
		基準認証政策推進費	2,959,814
		独立行政法人製品評価技術基盤機構運営費	7,801,977
		独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費	2,165,000

官報（号外）

		経済産業統計調査費	1,475,375
		ものづくり産業振興費	23,172,677
		情報技術利活用促進費	3,730,982
		独立行政法人情報処理推進機構運営費	8,806,772
		サービス産業強化費	3,049,668
		クールジャパン推進費	5,051,449
		サイバーセキュリティ対策推進費	1,966,164
		産業保安・危機管理費	3,116,853
		国際交渉・連携推進費	3,536,018
		独立行政法人日本貿易振興機構運営費	25,503,111
		海外市場開拓支援費	7,866,420
		対内投資促進費	39,155
		貿易管理費	2,100,721
		地域経済活性化対策費	1,175,580
		工業用水道事業費	2,025,000
		環境政策推進費	391,617
		消費者行政推進費	365,666
		化学物質管理推進費	571,788
		計	236,639,414
	経済産業局	経済産業局共通費	14,192,449
		経済産業局施設費	86,969
		計	14,279,418
	産業保安監督官署	産業保安監督官署共通費	2,616,475
		産業保安・危機管理費	46,021
		計	2,662,496
	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁共通費	4,043,329
		鉱物資源安定供給確保費	686,362
		独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	3,797,650
		石油石炭税財源燃料安定供給対策及エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	407,882,000

		電源開発促進税財源電源立地対策及電源利用対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	143,278,000
		計	559,687,341
	中小企業庁	中小企業庁共通費	2,388,434
		経営革新・創業促進費	46,834,325
		独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	17,592,565
		中小企業事業環境整備費	19,953,272
		経営安定・取引適正化費	2,352,565
		計	89,121,161
経済産業省所管合計			902,389,830
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省共通費	128,878,949
		国土交通本省施設費	75,268
		住宅対策事業費	1,700,000
		住宅対策諸費	40,885,445
		住宅市場整備推進費	5,986,619
		総合的バリアフリー推進費	41,216
		海洋環境対策費	561,848
		港湾環境整備事業費	2,936,497
		道路環境等対策費	406,935
		道路環境改善事業費	114,341,000
		水資源対策費	93,130
		水資源開発事業費	14,110,996
		緑地環境対策費	160,000
		国営公園等事業費	21,423,927
		水環境対策費	193,183
		都市水環境整備事業費	21,817,942
		下水道事業費	8,824,794
		地球温暖化防止等対策費	7,661,824
		災害情報整備推進費	2,167
		住宅・市街地防災対策費	124,814
		市街地防災事業費	270,000
		住宅防災事業費	115,242,000
		都市公園防災事業費	2,437,000
		下水道防災事業費	52,138,106

官　報（号外）

		水害・土砂災害対策費	296,575	
		河川管理施設整備費	64,914	
		河川整備事業費	473,565,174	
		多目的ダム建設事業費	66,798,789	
		総合流域防災事業費	6,519,825	
		砂防事業費	114,796,880	
		急傾斜地崩壊対策等事業費	16,175	
		防災・減災対策等強化事業推進費	19,971,000	
		海岸事業費	29,036,717	
		公共交通等安全対策費	1,532,144	
		独立行政法人航空大学校運営費	2,520,223	
		鉄道安全対策事業費	5,511,000	
		道路交通安全対策費	269,993	
		道路交通安全対策事業費	858,555,000	
		総合的物流体系整備推進費	1,602,492	
		港湾事業費	184,396,322	
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費	700,094	
		景観形成推進費	72,000	
		地域連携道路事業費	539,730,000	
		整備新幹線建設推進高度化等事業費	1,432,000	
		整備新幹線整備事業費	80,372,000	
		航空機燃料税財源空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	25,220,398	
		航空機燃料税財源北海道空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	6,001,000	
		航空機燃料税財源離島空港整備事業費自動車安全特別会計へ繰入	58,000	
		都市・地域づくり推進費	1,605,900	
		都市再生・地域再生整備事業費	100,981,952	
		鉄道網整備推進費	304,396	
		鉄道網整備事業費	18,311,000	
		地域公共交通維持・活性化推進費	21,062,286	

		独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費	260,050	
		都市・地域交通整備事業費	900,000	
		道路交通円滑化推進費	130,779	
		道路交通円滑化事業費	224,601,000	
		社会資本整備・管理効率化推進費	1,111,077	
		不動産市場整備等推進費	4,593,032	
		建設市場整備推進費	757,461	
		国土交通統計調査費	819,156	
		国土調査費	5,362,869	
		社会資本整備円滑化地籍整備事業費	483,000	
		自動車運送業市場環境整備推進費	133,260	
		海事産業市場整備等推進費	1,030,766	
		独立行政法人海技教育機構運営費	6,795,323	
		国土形成推進費	308,554	
		社会資本総合整備事業費	1,299,703,000	
		官民連携基盤整備推進調査費	331,000	
		地理空間情報整備・活用推進費	71,714	
		離島振興費	4,893,753	
		離島振興事業費	53,033,940	
		北海道総合開発推進費	1,752,666	
		北海道開発事業費	509,109,148	
		北海道特定特別総合開発事業推進費	4,325,000	
		技術研究開発推進費	2,562,490	
		国立研究開発法人土木研究所運営費	8,733,327	
		国立研究開発法人土木研究所施設整備費	270,754	
		国立研究開発法人建築研究所運営費	1,854,982	
		国立研究開発法人建築研究所施設整備費	53,597	
		国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所運営費	5,113,778	

		独立行政法人自動車技術総合機構運営費	735,548
		情報化推進費	735,092
		国際協力費	1,970,333
		官庁施設保全等推進費	168,885
		官庁営繕費	17,556,017
		附帯・受託工事費	97,911,000
		治水海岸事業調査諸費	147,459
		水資源開発事業調査諸費	1,870
		道路整備事業調査諸費	65,364
		港湾事業調査諸費	81,536
		都市開発事業調査諸費	24,048
		都市水環境整備事業調査諸費	6,443
		住宅建設事業調査諸費	100,555
		国営公園等事業調査諸費	30,832
		下水道事業調査諸費	86,100
		河川等災害復旧事業費	37,269,982
		住宅施設災害復旧事業費	101,000
		鉄道施設災害復旧事業費	974,000
		河川等災害関連事業費	17,811,695
		自動車安全特別会計へ繰入	5,400,000
		自動車重量税業務取扱費自動車安全特別会計へ繰入	274,661
		計	5,422,165,805
	国土技術政策総合研究所	国土技術政策総合研究所共通費	3,062,373
		国土技術政策総合研究所施設費	84,328
		技術研究開発推進費	381,181
		治水海岸事業工事諸費	577,485
		道路整備事業工事諸費	493,163
		港湾空港整備事業工事諸費	206,674
		計	4,805,204
	国土地理院	国土地理院共通費	5,175,482
		国土地理院施設費	58,676
		災害情報整備推進費	512,771
		地理空間情報整備・活用等推進費	2,781,622

		技術研究開発推進費	79,707
		計	8,608,258
	海難審判所	海難審判所共通費	907,121
		海難審判費	25,685
		計	932,806
	地方整備局	地方整備局共通費	32,952,806
		地方整備推進費	497,657
		治水海岸事業工事諸費	88,334,630
		道路整備事業工事諸費	77,495,473
		港湾空港整備事業工事諸費	19,003,539
		都市環境整備事業工事諸費	8,472,615
		国営公園等事業工事諸費	1,823,241
		河川等災害復旧事業等工事諸費	457,869
		計	229,037,830
	北海道開発局	北海道開発局共通費	9,302,999
		北海道開発局施設費	33,643
		北海道開発行政推進費	47,897
		北海道治水海岸事業工事諸費	9,517,000
		北海道道路整備事業工事諸費	16,182,000
		北海道港湾空港整備事業工事諸費	2,798,000
		北海道都市環境整備事業工事諸費	1,558,000
		北海道国営公園等事業工事諸費	75,621
		北海道農業農村整備事業等工事諸費	9,302,231
		北海道災害復旧事業等工事諸費	38,454
		計	48,855,845
	地方運輸局	地方運輸局共通費	20,080,846
		地方運輸行政推進費	691,274
		計	20,772,120
	地方航空局	地方航空局共通費	2,364,651
		地方航空行政推進費	47,077
		計	2,411,728
	観光庁	観光庁共通費	2,119,818
		観光振興費	7,114,103

官報（号外）

		国際観光旅客税財源観光振興費	8,094,000
		独立行政法人国際観光振興機構運営費	6,540,000
		国際観光旅客税財源独立行政法人国際観光振興機構運営費	1,000
		計	23,868,921
	気象庁	気象官署共通費	34,931,134
		気象官署施設費	38,562
		観測予報等業務費	10,272,373
		気象研究所	2,241,735
		計	47,483,804
	運輸安全委員会	運輸安全委員会	2,141,138
	海上保安庁	海上保安官署共通費	107,369,947
		海上保安官署施設費	2,240,169
		船舶交通安全及海上治安対策費	71,962,414
		船舶建造費	20,210,075
		船舶交通安全基盤整備事業費	17,074,506
		船舶交通安全基盤整備事業工事諸費	785,494
		計	219,642,605
	国土交通省所管合計		6,030,726,064
環境省	環境本省	環境本省共通費	15,188,364
		環境本省施設費	4,174,726
		地球温暖化対策推進費	1,377,268
		石油石炭税財源エネルギー需給構造高度化対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	131,662,000
		地球環境保全等試験研究費	213,516
		地球環境保全費	2,678,689
		大気・水・土壌環境等保全費	5,431,809
		廃棄物・リサイクル対策推進費	6,802,169
		廃棄物処理施設整備費	37,604,374
		生物多様性保全等推進費	6,258,641
		環境保全施設整備費	445,998
		自然公園等事業費	7,152,248

		化学物質対策推進費	2,150,641
		環境保健対策推進費	14,210,736
		自動車重量税財源公害健康被害補償費	6,767,000
		環境・経済・社会の統合的向上費	721,755
		環境政策基盤整備費	4,300,687
		環境調査研修所	1,291,730
		独立行政法人環境再生保全機構運営費	6,671,445
		国立研究開発法人国立環境研究所運営費	16,387,344
		国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費	726,657
		石綿健康被害救済事務費労働保険特別会計へ繰入	231,444
		廃棄物処理施設整備事業調査諸費	4,626
		自然公園等事業工事諸費	602,752
		廃棄物処理施設災害復旧事業費	30,000
		計	273,086,619
	地方環境事務所	地方環境事務所共通費	4,880,185
		地方環境事務所施設費	49,918
		地方環境対策費	2,339,360
		計	7,269,463
	原子力規制委員会	原子力規制委員会共通費	4,484,721
		原子力規制委員会施設費	4,525,090
		原子力安全確保費	4,789,175
		放射能調査研究費	1,171,417
		電源開発促進税財源電源利用対策及原子力安全規制対策費エネルギー対策特別会計へ繰入	33,820,000
		計	48,790,403
	環境省所管合計		329,146,485
防衛省	防衛本省	防衛本省共通費	743,178,496
		防衛本省施設費	3,837,721
		自衛官給与費	1,442,837,001

官　報（号外）

		防衛力基盤強化推進費	795,704,688
		武器車両等整備費	837,519,515
		艦船整備費	179,333,399
		航空機整備費	654,899,838
		平成30年度甲Ｖ型警備艦建造費	8,434,196
		平成30年度潜水艦建造費	16,595,171
		令和元年度甲Ｖ型警備艦建造費	27,297,601
		令和元年度潜水艦建造費	14,196,848
		令和２年度甲Ｖ型警備艦建造費	34,310,046
		令和２年度潜水艦建造費	16,974,805
		令和３年度甲Ｖ型警備艦建造費	7,262,992
		令和３年度潜水艦建造費	1,909,350
		令和４年度甲Ｖ型警備艦建造費	2,209,486
		令和４年度潜水艦建造費	184,549
		在日米軍等駐留関連諸費	363,190,141
		独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費	3,271,212
		安全保障協力推進費	504,208
		計	5,153,651,263
	地方防衛局	地方防衛局	20,065,247
		地方防衛局施設費	63,771
		計	20,129,018
	防衛装備庁	防衛装備庁共通費	18,311,797
		防衛力基盤強化推進費	176,633,031
		計	194,944,828
	防衛省所管合計		5,368,725,109
歳出総計			107,596,424,558

乙号　継　　続　　費

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 平成30年度（千円）	令和元年度（千円）	令和２年度（千円）	令和３年度（千円）	令和４年度（千円）	令和５年度（千円）	事由
防衛省	防衛本省	平成30年度潜水艦建造費								
		既定	71,757,636	106,699	4,037,928	30,141,241	20,876,645	16,595,123	—	
		改定	71,757,684	106,699	4,037,928	30,141,241	20,876,645	16,595,171	—	平成30年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和元年度甲Ｖ型警備艦建造費								
		既定	95,030,559	—	1,617,398	13,094,721	53,023,589	27,294,851	—	
		改定	95,033,309	—	1,617,398	13,094,721	53,023,589	27,297,601	—	令和元年度甲Ｖ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和元年度潜水艦建造費								
		既定	69,923,084	—	74,772	3,277,296	28,723,136	14,196,847	23,651,033	
		改定	69,923,133	—	74,772	3,277,296	28,723,136	14,196,848	23,651,081	令和元年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 令和２年度（千円）	令和３年度（千円）	令和４年度（千円）	令和５年度（千円）	令和６年度（千円）	事由
		令和２年度甲Ｖ型警備艦建造費							
		既定	94,262,013	5,852,202	13,526,620	34,262,212	40,620,979	—	
		改定	94,312,595	5,852,202	13,526,620	34,310,046	40,623,727	—	令和２年度甲Ｖ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

官報（号外）

		令和２年度潜水艦建造費							
		既　定	71,040,780	914,704	7,537,872	16,974,802	24,721,496	20,891,906	
		改　定	71,043,126	914,704	7,537,872	16,974,805	24,723,791	20,891,954	令和２年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和３年度甲Ｖ型警備艦建造費							
		既　定	94,705,533	—	1,729,356	7,228,096	42,128,182	43,619,899	
		改　定	94,776,313	—	1,729,356	7,262,992	42,160,648	43,623,317	令和３年度甲Ｖ型警備艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため

所管	組織	項	総額（千円）	年割額 令和３年度（千円）	令和４年度（千円）	令和５年度（千円）	令和６年度（千円）	令和７年度（千円）	令和８年度（千円）	事由
		令和３年度潜水艦建造費								
		既　定	68,495,870	214,323	1,909,348	19,526,786	26,603,787	20,241,626	—	
		改　定	68,504,835	214,323	1,909,350	19,526,788	26,606,475	20,247,899	—	令和３年度潜水艦建造費については、外国為替相場の変更に伴いその総額及び年割額を改定する必要があるため
		令和４年度甲Ｖ型警備艦建造費	104,567,160	—	2,209,486	8,523,305	48,624,627	45,209,742	—	甲Ｖ型警備艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため
		令和４年度潜水艦建造費	73,974,828	—	184,549	2,797,493	23,991,983	25,272,612	21,728,191	潜水艦の建造については、建造工程が長期にわたり、一定の計画に従い工程の進捗に即応して後年度の負担となる契約を結ばなければならないため

丙号　繰越明許費

所管	組織	事項
皇室費		（項）宮廷費のうち
		庁費（施設整備監理費に限る。）
		施設整備費
国会	衆議院	（項）衆議院施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
	参議院	（項）参議院施設費
	国立国会図書館	（項）国立国会図書館施設費
裁判所	裁判所	（項）裁判所施設費のうち
		施設施工旅費
		施設施工庁費
		施設整備費
会計検査院	会計検査院	（項）会計検査院のうち
		会計検査情報処理業務庁費（決算確認システム開発費及び会計検査院ネットワークシステム整備費に限る。）
内閣	内閣官房	（項）内閣官房共通費のうち
		サイバーセキュリティ施策評価事務委託費
		内閣官房施設費
		情報収集衛星業務費のうち
		情報収集衛星システム開発等委託費
		情報収集衛星施設費
内閣府	内閣本府	（項）内閣本府施設費
		独立行政法人国立公文書館施設整備費
		アイヌ政策推進費のうち
		アイヌ政策推進交付金
		地方創生支援費のうち
		地方創生支援委託費（デジタル実装地域活性化推進事業費に限る。）
		地方創生支援事業費補助金（持続可能な開発目標達成推進事業費及び高校生地域留学推進設備整備事業費に限る。）
		防災政策費のうち
		被災者生活再建支援金補助金
		沖縄政策費のうち
		沖縄離島活性化推進事業費補助金
		沖縄離島生活環境基盤整備推進費補助金
		沖縄産業創出支援事業費補助金（沖縄産業域外競争力強化促進事業費に限る。）
		沖縄製糖業体制強化対策整備費補助金
		沖縄科学技術大学院大学学園補助金（研究棟設備整備費、実験基盤整備費、最先端研究・研究支援経費及び知的・産業クラスター形成推進研究費に限る。）
		沖縄科学技術大学院大学学園施設整備費補助金
		不発弾等処理交付金
		沖縄振興交付金事業推進費
		沖縄振興特定事業推進費
		沖縄北部連携促進特別振興事業費
		沖縄教育振興事業費
		沖縄国立大学法人施設整備費
		沖縄開発事業費
		沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費

		共生社会政策費のうち	沖縄総合事務局	（項）	沖縄治水事業工事諸費のうち
		地域子供の未来応援交付金			超過勤務手当
		遺棄化学兵器廃棄処理事業費のうち			日額旅費
		遺棄化学兵器廃棄処理業務庁費（資機材調達庁費に限る。）			工事雑費
		遺棄化学兵器廃棄処理事業等委託費			沖縄道路整備事業工事諸費のうち
		男女共同参画社会形成促進費のうち			超過勤務手当
		地域女性活躍推進交付金			日額旅費
		食品安全政策費のうち			工事雑費
		食品健康影響評価技術研究委託費			沖縄港湾空港整備事業工事諸費のうち
	地方創生推進事務局	（項） 地方創生推進事務局のうち			超過勤務手当
		地方創生推進委託費（スーパーシティ構想推進事業費に限る。）			日額旅費
		地方創生推進費			工事雑費
		地方創生基盤整備事業推進費			沖縄道路環境整備事業工事諸費のうち
	科学技術・イノベーション推進事務局	（項） 科学技術イノベーション創造推進費			超過勤務手当
	宇宙開発戦略推進事務局	（項） 宇宙開発戦略推進事務局のうち			日額旅費
		実用準天頂衛星システム開発等委託費			工事雑費
		宇宙開発利用推進費			沖縄国営公園事業工事諸費のうち
	子ども・子育て本部	（項） 子ども・子育て本部のうち			超過勤務手当
		地域少子化対策重点推進交付金			日額旅費
	総合海洋政策推進事務局	（項） 有人国境離島政策推進費のうち			工事雑費
		諸謝金（有人国境離島政策推進調査費に限る。）			沖縄農業農村整備事業工事諸費のうち
		特定有人国境離島地域社会維持推進交付金			超過勤務手当
	国際平和協力本部	（項） 国際平和協力本部のうち			日額旅費
		国際平和協力業務庁費（人道救援物資調達費に限る。）			工事雑費
	官民人材交流センター	（項） 官民人材交流センターのうち	公正取引委員会	（項）	公正取引委員会施設費
		応募認定退職者等再就職支援委託費	警察庁	（項）	警察庁共通費のうち
					庁費（警察総合庁舎移転関係経費に限る。）
					移転費
					警察庁施設費のうち
					施設施工旅費
					施設施工庁費
					警察庁施設費
					通信施設整備費

			マイナンバーカード関係システム事業費補助金
			預貯金口座情報提供等業務交付金
総　務　省	総　務　本　省	（項）総務本省施設費	
			地　域　振　興　費のうち
			地域経済循環創造事業交付金
			過疎地域持続的発展支援交付金
			電子政府・電子自治体推進費　のうち
			社会保障・税番号制度システム開発等委託費
			マイナンバーカード交付事業費補助金
			マイナンバーカード交付事務費補助金
			情報通信技術研究開発推進費　のうち
			医療研究開発推進事業費補助金
			情報通信技術高度利活用推進費　のうち
			情報通信技術研究開発調査費（デジタル活用支援推進事業費、放送コンテンツ地域情報発信力強化事業費、地域防災等地理空間情報利活用推進事業費及び地域課題解決スマートシティ推進事業経理検査等業務費に限る。）
			情報通信技術利活用事業費補助金
			情報通信利用促進支援事業費補助金（デジタル活用支援推進事業費及び放送コンテンツ地域情報発信力強化事業費に限る。）
			情報通信技術利用環境整備費　のうち
			情報通信技術研究開発調査費（ケーブルテレビネットワーク光化推進事業費に限る。）
			放送ネットワーク整備支援事業費補助金
		刑　事　警　察　費のうち	
		警察装備費（警察総合庁舎移転関係経費に限る。）	
		交　通　警　察　費のうち	
		都道府県警察施設整備費補助金	
		警　備　警　察　費のうち	
		警察装備費（警察総合庁舎移転関係経費に限る。）	
		皇　宮　警　察　本　部のうち	
		警察装備費（護衛・警備資機材整備費に限る。）	
		サ　イ　バ　ー　警　察　費のうち	
		警察装備費（警察総合庁舎移転関係経費に限る。）	
		警察活動基盤整備費のうち	
		警察通信機器整備費（広域犯罪対策通信機器整備費、警察総合庁舎移転関係経費、無線多重等通信機器整備費、移動無線通信機器整備費及び通信指令機器整備費に限る。）	
		警察通信維持費（広域犯罪対策通信機器整備費、警察総合庁舎移転関係経費及び無線多重等通信機器整備費に限る。）	
		都道府県警察施設整備費補助金	
	金　融　庁	（項）金　融　政　策　費のうち	
		諸謝金（金融機能強化特別措置調査費に限る。）	
	消　費　者　庁	（項）消　費　者　政　策　費のうち	
		地方消費者行政強化交付金	
デジタル庁	デ　ジ　タ　ル　庁	（項）デジタル社会形成推進費　のうち	
		情報処理業務庁費（準公共分野デジタル化推進事業費に限る。）	
		情報通信技術調達等適正・効率化推進費　のうち	
		情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）	
		情報通信技術調達等適正・効率化推進委託費	

官報（号外）

		電波利用料財源電波監視等実施費　のうち 施設施工旅費 電波監視等業務庁費（高度無線環境整備推進事業費、周波数ひっ迫対策技術試験事業費、電波利用・発射状況調査費、総合無線局監理システム改修費、周波数国際協調利用促進事業費及び課題解決型ローカル５Ｇ等実現開発実証事業費に限る。） 電波利用技術研究開発等業務庁費 電波利用技術研究開発等委託費（電波資源拡大研究開発事業費、電波伝搬模擬技術高度化事業費並びに電波安全性調査及び評価技術事業費に限る。） 施設整備費 革新的情報通信技術研究開発推進事業費補助金 無線システム普及支援事業費等補助金 情報通信国際戦略推進費　のうち 情報通信国際戦略推進業務庁費（多国間枠組データ流通等連携強化事業費及びグローバル・デジタル連結性パートナーシップ事業費に限る。） 情報通信技術研究開発調査費（ＩＣＴ海外展開パッケージ支援事業費、多国間枠組データ流通等連携強化事業費及びグローバル・デジタル連結性パートナーシップ事業費に限る。） 恩給費のうち 国会議員互助年金 文官等恩給費 旧軍人遺族等恩給費	法務省 外務省	総合通信局 消防庁 法務本省 法務局 出入国在留管理庁 外務本省	(項) 電波利用料財源電波監視等実施費　のうち 電波監視等業務庁費（周波数ひっ迫対策技術試験事業費に限る。） (項) 消防庁施設費 消防防災体制等整備費のうち 消防防災等業務庁費（緊急消防援助隊全国合同訓練設備整備費に限る。） 消防防災技術研究開発委託費 緊急消防援助隊設備整備費補助金 消防防災施設整備費補助金 (項) 更生保護企画調整推進費　のうち 更生保護事業費補助金（更生保護施設整備事業費に限る。） 法務省施設費のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 施設整備費 (項) 登記事務処理費のうち 登記業務庁費（長期相続登記未了土地調査費に限る。） 国籍等事務処理費のうち 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 (項) 出入国管理企画調整推進費　のうち 外国人受入環境整備交付金（一元的相談窓口整備事業費に限る。） 出入国管理業務費のうち 出入国管理業務庁費（出入国審査体制整備費に限る。） (項) 外務本省施設費 地域別外交費のうち 遺棄化学兵器調査事業等委託費 旧外地特別会計承継債務払戻金

		経済協力費のうち			公立文教施設整備等都道府県事務費交付金（公立文教施設災害復旧事務費交付金に限る。）
		政府開発援助経済開発等援助費			教育支援体制整備事業費交付金（ＩＣＴ環境整備事業費に限る。）
		独立行政法人国際協力機構施設整備費			認定こども園施設整備交付金
	在外公館	（項）在外公館共通費のうち			高等教育振興費のうち
		在外公館設備整備費（移転関係経費に限る。）			国際化拠点整備事業費補助金
		政府開発援助在外公館設備整備費（移転関係経費に限る。）			研究拠点形成費等補助金（卓越大学院構築事業費、ダブルメジャー大学院教育構築事業費及び医療人材養成拠点形成事業費に限る。）
		在外公館施設費			人材育成連携拠点形成費等補助金
財務省	財務本省	（項）財務本省施設費			国立大学改革・研究基盤強化推進補助金
		公務員宿舎施設費			国立大学法人先端研究推進費補助金
		特定国有財産整備費			独立行政法人国立高等専門学校機構施設整備費
	財務局	（項）財務局施設費			私立学校振興費のうち
		財務局業務費のうち			私立大学等研究設備整備費等補助金
		国有財産管理処分庁費（建物及び工作物解体撤去費に限る。）			私立学校施設整備費補助金
		合同宿舎管理費（建物及び工作物解体撤去費に限る。）			科学技術・学術政策推進費のうち
		普通財産維持費（崖地等補修費及び旧軍用墓地納骨堂補修費に限る。）			政策立案人材育成等拠点形成事業費補助金
	税関	（項）税関施設費のうち			地域産学官連携科学技術振興事業費補助金
		施設施工旅費			研究振興費のうち
		施設施工庁費			大学研究基盤強化委託費
		施設整備費			科学技術試験研究委託費
		船舶建造費			特定先端大型研究施設運営費等補助金（特定中性子線施設設備整備事業費に限る。）
	国税庁	（項）国税庁施設費のうち			高輝度放射光源共通基盤技術研究開発費補助金
		施設施工旅費			
		施設施工庁費			
		施設整備費			
文部科学省	文部科学本省	（項）教育政策推進費のうち			
		放送大学学園補助金（教材作成事業費及び放送事業費に限る。）			
		初等中等教育振興費のうち			
		学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育施設設備整備費に限る。）			

官報（号外）

		次世代放射光施設整備費補助金				核変換技術研究開発費補助金	
		国際研究拠点形成促進事業費補助金				廃炉研究等推進事業費補助金	
		共同利用・共同研究拠点形成事業費補助金				国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費	
		科学研究費補助金				国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費	
		研究大学強化促進費補助金				国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備費	
		高性能汎用計算機高度利用事業費補助金				公立文教施設整備費	
		次世代人工知能技術等研究開発拠点形成事業費補助金				独立行政法人日本学生支援機構施設整備費	
		人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金				私立学校振興費	
		国立大学法人施設整備費		スポーツ庁	(項)	独立行政法人日本スポーツ振興センター施設整備費	
		研究開発推進費のうち				文化庁共通費のうち	
		科学技術試験研究委託費				移転費	
		地球観測技術等調査研究委託費		文化庁	(項)	文化庁施設費	
		先端加速器共通基盤技術研究開発費補助金				文化振興費のうち	
		研究開発施設共用等促進費補助金				文化芸術振興費補助金(国際共同製作映画支援事業費に限る。)	
		医療研究開発推進事業費補助金(研究開発費、医薬品プロジェクト経費及びゲノム・データ基盤プロジェクト経費に限る。)				文化財保存事業費のうち	
		核セキュリティ強化等推進事業費補助金(核不拡散・核セキュリティ強化技術開発費に限る。)				国有文化財保存整備費	
		環境技術等研究開発推進事業費補助金				国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助金				国宝重要文化財等防災施設整備費補助金	
		地球観測システム研究開発費補助金				史跡等購入費補助金	
		先進的核融合研究開発費補助金				文化芸術振興費補助金(地域シンボル整備等事業費に限る。)	
		国際宇宙ステーション開発費補助金	厚生労働省	厚生労働本省	(項)	文化財保存施設整備費	
		基幹ロケット高度化推進費補助金				文化振興基盤整備費のうち	
						文化芸術振興費補助金	
						厚生労働本省施設費	
						国立研究開発法人国立がん研究センター施設整備費	

医療保険給付諸費のうち
国民健康保険団体連合会等補助金（国保総合システム改修事業費に限る。）
国民健康保険制度関係業務事業費補助金（国民健康保険保険者標準事務処理システム改修等事業費に限る。）
保健衛生施設整備費
健康増進対策費のうち
健康対策関係業務庁費（予防・健康づくり実証事業費に限る。）
水道施設整備費
生活基盤施設耐震化等対策費
生活衛生対策費のうち
生活衛生関係営業対策事業費補助金（受動喫煙防止対策事業費に限る。）
保育対策費のうち
保育対策事業費補助金（保育所等改修支援事業費、保育環境改善等事業費及び認可外保育施設改修支援事業費に限る。）
保育所等整備交付金
児童福祉施設整備費
遺族及留守家族等援護費のうち
遺族及留守家族等援護事務委託費（しょうけい館移転経費に限る。）
遺族等年金
戦没者慰霊事業費のうち
戦没者遺骨収集事業等旅費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）
戦没者遺骨収集事業等庁費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）
戦没者遺骨収集事業等委託費（硫黄島遺骨収集事業費に限る。）
戦没者慰霊碑建設費

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費
国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費
国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費
感染症対策費のうち
医薬品製剤化等業務庁費（プレパンデミックワクチン製剤化経費に限る。）
感染症流行予測調査費（新型コロナウイルス感染症疫学調査費に限る。）
ワクチン等購入費（ワクチン購入費に限る。）
医薬品買上費
疾病予防対策事業費等補助金（緊急風しん抗体検査等事業費に限る。）
特定疾患等対策費のうち
ハンセン病名誉回復事業等庁費（歴史的建造物補修経費に限る。）
疾病予防対策事業費等補助金（難病全ゲノム解析等実証事業費、臨床調査個人票電子化等推進事業費及び情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業費に限る。）
小児慢性特定疾病対策費補助金（医療意見書電子化等推進事業費及び情報提供ネットワークシステム活用環境整備事業費に限る。）
ハンセン病資料館施設費
医療提供体制基盤整備費のうち
医療施設等施設整備費補助金
医療提供体制施設整備交付金

官　報　（号　外）

						中国残留邦人等支援事業費　のうち 引揚者給与費（中国残留邦人等一時金に限る。）
						独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設整備費
						社会福祉施設整備費
						障害保健福祉費のうち 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金
						介護保険制度運営推進費　のうち 介護保険事業費補助金（介護保険制度見直し等システム改修事業費及び介護関連データ活用基盤構築事業費に限る。）
						地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金
						厚生労働調査研究等推進費　のうち 厚生労働科学研究費補助金
						医療研究開発推進事業費補助金
						国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金
						厚生労働行政推進調査事業費補助金
						保健衛生医療調査等推進事業費補助金
						国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所施設整備費
						社会保障・税番号活用推進費　のうち 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金
						水道施設災害復旧事業費
		国立ハンセン病療養所	（項）	国立ハンセン病療養所施設費		
		厚生労働本省試験研究機関	（項）	厚生労働本省試験研究所共通費　のうち 移転費		
						厚生労働本省試験研究所施設費
				国立更生援護機関	（項）	国立更生援護機関施設費
				地方厚生局	（項）	地方厚生局共通費のうち 移転費
						地方厚生局施設費
				都道府県労働局	（項）	都道府県労働局共通費のうち 移転費
						都道府県労働局施設費
			農林水産省	農林水産本省	（項）	農林水産本省施設費
						農林水産物・食品輸出促進対策費　のうち 農林水産物・食品輸出促進対策調査等委託費（既存添加物等申請事業費に限る。）
						農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金（戦略的輸出拡大サポート事業費、品目団体輸出力強化支援事業費及び海外出願促進対策事業費に限る。）
						農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金
						独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費
						食料安全保障確立対策費　のうち 食料安全保障確立対策推進交付金（農畜水産物安全性向上事業費及び伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止事業費に限る。）
						食料安全保障確立対策整備交付金
						担い手育成・確保等対策費　のうち 担い手育成・確保等対策事業費補助金（経営継承・発展等支援事業費、農の雇用事業費、経営発展支援事業費、サポート体制構築事業費、雇用就農資金事業費及び農業教育高度化事業費に限る。）

		担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金（集落営農活性化プロジェクト促進事業費及び人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業費に限る。）			農林水産業環境政策推進費のうち
		担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金			農林水産業環境政策推進整備交付金
		農地利用効率化等支援交付金			農業農村整備事業費
		農地集積・集約化等対策費のうち			農業農村整備事業費食料安定供給特別会計へ繰入
		農地集積・集約化等対策整備交付金			農山漁村活性化対策費のうち
		農業生産基盤整備推進費のうち			農山漁村活性化対策整備交付金
		農業生産基盤整備推進環境調査費			農山漁村地域整備事業費
		農業生産基盤整備推進地方公共団体事業費補助金			風水害等対策費
		特殊自然災害対策整備費補助金			受託工事等実施費のうち
		農業水利施設保全管理整備交付金			受託工事費
		農業水利施設保全管理推進交付金			農業施設災害復旧事業費
		海岸事業費			農業施設災害関連事業費
		国産農産物生産基盤強化等対策費のうち		農林水産本省検査指導機関	（項）農林水産本省検査指導所施設費のうち
		国際博覧会事業費補助金			施設施工旅費
		国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金			施設施工庁費
		甘味資源作物・国内産糖調整交付金			施設整備費
		国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金		農林水産技術会議	（項）農林水産技術会議施設費
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費			国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費
		独立行政法人家畜改良センター施設整備費			国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備費
		農業・食品産業強化対策費		地方農政局	（項）地方農政局のうち
					移転費
					地方農政局施設費
					海岸事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					農業農村整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当

			日額旅費
			工事雑費
			農業施設災害復旧事業等工事諸費
		林野庁	(項) 林野庁施設費
			国立研究開発法人森林研究・整備機構施設整備費
			森林整備・保全費のうち
			国有林野森林整備・保全管理費(森林景観活用観光資源環境整備事業費及び民国連携木材供給加速化対策事業費に限る。)
			森林整備・保全費補助金(花粉症対策苗木等植替促進事業費及び採種園等造成・改良等事業費に限る。)
			森林整備・保全地方公共団体事業費補助金(早生樹母樹林保全・整備事業費及び採種園等造成・改良等事業費に限る。)
			治山事業費
			森林整備事業費のうち
			森林環境保全整備事業費
			森林環境保全整備事業費補助
			水源林造成事業費補助
			美しい森林づくり基盤整備交付金
			林業振興対策費のうち
			林業振興事業費補助金(緑の雇用新規就業者育成推進事業費及び経営モデル実証事業費に限る。)
			林産物供給等振興対策費のうち
			林産物供給等振興事業費補助金(直交集成板活用先駆的建築物等支援事業費、都市部木材需要拡大事業費及び高強度・高耐火建築用木材製造技術開発・普及事業費に限る。)
			森林整備・林業等振興対策費のうち
			森林整備・林業等振興整備交付金
			治山事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			森林整備事業工事諸費のうち
			超過勤務手当
			日額旅費
			工事雑費
			山林施設災害復旧事業費
			山林施設災害関連事業費
			山林施設災害復旧事業等工事諸費
		水産庁	(項) 国立研究開発法人水産研究・教育機構施設整備費
			水産資源回復対策費のうち
			水産資源回復対策事業費補助金(海産物共同増養殖プロジェクト支援事業費に限る。)
			さけ・ます漁業協力事業費補助金
			水産資源回復対策地方公共団体事業費補助金
			船舶建造費
			漁業経営安定対策費のうち
			漁業経営安定対策事業費補助金(水産業成長産業化沿岸地域創出事業費、有害生物漁業被害防止対策事業費及び新規漁業就業者確保事業費に限る。)
			漁村振興対策費のうち
			漁村振興対策事業費補助金(特定水産物供給平準化事業費に限る。)
			漁村振興対策地方公共団体整備費補助金

		海岸事業費 水産基盤整備費 水産業強化対策費のうち 水産業強化対策整備交付金 漁港施設災害復旧事業費 漁港施設災害関連事業費			医療研究開発推進事業費補助金（官民若手研究者発掘支援事業費、予防・健康づくり研究開発基盤整備事業費、健康・医療研究開発データ統合利活用プラットフォーム事業費、医療機器等先進的研究開発・開発体制強靭化事業費、次世代治療・診断実現創薬基盤技術開発事業費及び再生医療・遺伝子治療の産業化基盤技術開発事業費に限る。）
経済産業省	経済産業本省	（項）経済産業本省施設費 産業・事業新陳代謝促進費のうち 中小企業新事業創出促進対策事業費補助金 技術革新促進・環境整備費のうち 中小企業新事業創出促進対策事業費補助金 産学連携推進事業費補助金 国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費 基準認証政策推進費のうち 産業標準化推進事業委託費（国際標準開発事業費に限る。） 独立行政法人製品評価技術基盤機構施設整備費 ものづくり産業振興費のうち 中小企業支援調査委託費（製造業外国人材技能水準確保事業費に限る。） 産業技術研究開発委託費（宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費に限る。） 産業技術実用化開発事業費補助金（宇宙産業技術情報基盤整備研究開発事業費に限る。） 中小企業医療研究開発推進事業費補助金			情報技術利活用促進費のうち 成果重視事業電子経済産業省構築事業開発委託費 クールジャパン推進費のうち コンテンツ産業等強化事業委託費（展示会等イベント産業高度化推進事業費に限る。） 国際博覧会出展事業委託費 コンテンツ産業等強化事業費補助金 国際博覧会事業費補助金 サイバーセキュリティ対策推進費のうち 中小企業サイバーセキュリティ対策促進事業費補助金 産業保安・危機管理費のうち 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 海外市場開拓支援費のうち 政府開発援助海外開発計画調査委託費 政府開発援助貿易投資促進事業費補助金（インフラ海外展開事業実施可能性調査事業費に限る。） 工業用水道事業費 消費者行政推進費のうち キャッシュレス化推進事業委託費
				経済産業局	（項）経済産業局施設費

官報（号外）

	資源エネルギー庁	(項)	鉱物資源安定供給確保費のうち 希少金属資源開発推進基盤整備委託費		環境対応等住宅需要喚起対策費補助金 空港脱炭素化推進事業費補助金
	中小企業庁	(項)	経営革新・創業促進費のうち 中小企業経営支援等対策委託費(成長型中小企業等研究開発支援事業費に限る。) 中小企業経営支援等対策費補助金(事業承継・引継ぎ・再生支援事業費、地方公共団体小規模事業者支援推進事業費、成長型中小企業等研究開発支援事業費及び商店街等機能活性化事業費に限る。)		住宅・市街地防災対策費のうち 都市安全確保促進事業費補助金 市街地防災事業費 住宅防災事業費 都市公園防災事業費 下水道防災事業費 河川整備事業費 多目的ダム建設事業費 総合流域防災事業費 砂防事業費 急傾斜地崩壊対策等事業費 防災・減災対策等強化事業推進費 海岸事業費 鉄道安全対策事業費 道路交通安全対策事業費 総合的物流体系整備推進費のうち 総合的物流体系整備推進調査費(ＡＩターミナル高度化実証事業費及び港湾貨物輸送高度化実証事業費に限る。) 国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金 港湾機能高度化事業費補助金 港湾事業費 エネルギー・鉄鋼港湾施設工事費 景観形成推進費 地域連携道路事業費のうち 地域連携道路事業費 営繕宿舎費 道路調査費
国土交通省	国土交通本省	(項)	国土交通本省施設費 住宅対策事業費 住宅市場整備推進費のうち 住宅市場整備推進等事業費補助金(共生社会実現住宅セーフティネット機能強化・推進事業費及び住宅ストック維持・向上促進事業費に限る。) 海洋環境対策費のうち 海洋環境対策調査費(海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定海域調査費に限る。) 港湾環境整備事業費 道路環境等対策費のうち 自動車環境総合改善対策費補助金 道路環境改善事業費 水資源開発事業費 国営公園等事業費 都市水環境整備事業費 下水道事業費 地球温暖化防止等対策費のうち 技術研究開発調査費(港湾分野脱炭素化推進費に限る。) 住宅・建築物環境対策事業費補助金		

		地域連携道路事業費補助 高速道路連結部整備事業費補助 道路調査費補助 特定連絡道路工事資金貸付金 整備新幹線建設推進高度化等事業費 整備新幹線整備事業費 都市・地域づくり推進費　のうち 防災集団移転促進事業費補助金 集落活性化推進事業費補助金 半島振興広域連携促進事業費補助金 都市開発海外展開支援事業費補助金 集約都市形成支援事業費補助金 官民連携都市再生推進事業費補助金 国際博覧会事業費補助金 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金 都市再生・地域再生整備事業費　のうち 都市開発事業調査費 都市構造再編集中支援事業費補助 市街地再開発事業費補助 都市再生推進事業費補助 都市開発資金貸付金 鉄道網整備事業費 地域公共交通維持・活性化推進費　のうち 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（施設整備費、旅客船整備費及び新モビリティサービス推進事業費に限る。） 地方空港受入環境整備事業費補助金（施設整備費に限る。）		都市・地域交通整備事業費 道路交通円滑化事業費 不動産市場整備等推進費　のうち 所有者不明土地等対策事業費補助金 国土調査費のうち 測量庁費（効率的手法導入推進基本調査費に限る。） 地籍整備推進調査費補助金 地籍調査費負担金 社会資本整備円滑化地籍整備事業費 海事産業市場整備等推進費　のうち 技術研究開発調査費（自動運航船実用化推進調査費及び船舶産業生産性向上促進調査費に限る。） 海事産業関連技術研究開発費補助金 社会資本総合整備事業費 官民連携基盤整備推進調査費 離島振興費のうち 離島活性化交付金 奄美群島振興交付金 小笠原諸島振興開発事業費補助 離島振興事業費 北海道総合開発推進費のうち 北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金（施設整備費に限る。） 北海道開発事業費 北海道特定特別総合開発事業推進費 技術研究開発推進費のうち 技術研究開発調査費（公共工事新技術導入促進調査費に限る。）	

官報（号外）

			技術研究開発委託費（鉄道技術開発・普及促進事業費に限る。）		
			技術研究開発費補助金		
			鉄道技術開発費補助金		
			国立研究開発法人土木研究所施設整備費		
			国立研究開発法人建築研究所施設整備費		
			情報化推進費のうち		
			情報処理業務庁費（高速ネットワーク等環境整備費に限る。）		
			官庁営繕費		
			附帯・受託工事費のうち		
			附帯工事費		
			道路附属物等復旧費		
			受託工事費		
			河川等災害復旧事業費		
			住宅施設災害復旧事業費		
			鉄道施設災害復旧事業費		
			河川等災害関連事業費		
	国土技術政策総合研究所	（項）	国土技術政策総合研究所施設費		
			技術研究開発推進費のうち		
			試験研究費（社会資本整備重点分野研究開発費に限る。）		
			治水海岸事業工事諸費のうち		
			超過勤務手当		
			工事雑費		
			道路整備事業工事諸費のうち		
			超過勤務手当		
			工事雑費		
			港湾空港整備事業工事諸費のうち		
			超過勤務手当		
			工事雑費		
				国土地理院	（項） 国土地理院施設費
					地理空間情報整備・活用等推進費のうち
					職員旅費（航空重力測量費に限る。）
					測量庁費（航空重力測量費及び空中写真撮影・正射画像作成費に限る。）
				地方整備局	（項） 地方整備局共通費のうち
					庁費（さいたま新都心合同庁舎２号館発光ダイオード照明設備整備費に限る。）
					治水海岸事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					道路整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					港湾空港整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					都市環境整備事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					国営公園等事業工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費
					河川等災害復旧事業等工事諸費のうち
					超過勤務手当
					日額旅費
					工事雑費

	北海道開発局	（項）北海道開発局施設費		観光庁	（項）観光振興費のうち
		北海道治水海岸事業工事諸費のうち			訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金（施設整備費に限る。）
		超過勤務手当			訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金
		日額旅費			国際観光旅客税財源観光振興費のうち
		工事雑費			国立公園等資源整備庁費
		北海道道路整備事業工事諸費のうち			国立公園等資源整備調査費
		超過勤務手当			文化資源活用委託費
		日額旅費			文化資源活用事業費補助金
		工事雑費			観光振興事業費補助金（インバウンド受入環境整備高度化事業費に限る。）
		北海道港湾空港整備事業工事諸費のうち			国立公園等資源整備事業費補助金
		超過勤務手当		気象庁	（項）気象官署共通費のうち
		日額旅費			移転費
		工事雑費			気象官署施設費
		北海道都市環境整備事業工事諸費のうち		海上保安庁	（項）海上保安官署施設費
		超過勤務手当			船舶交通安全及海上治安対策費のうち
		日額旅費			職員旅費（航空機検査監督旅費に限る。）
		工事雑費			航空機及船舶運航費（燃料費及び修繕費に限る。）
		北海道国営公園等事業工事諸費のうち			通信設備整備費
		超過勤務手当			航空機購入費
		日額旅費			船舶建造費
		工事雑費			船舶交通安全基盤整備事業費
		北海道農業農村整備事業等工事諸費のうち			船舶交通安全基盤整備事業工事諸費のうち
		超過勤務手当			超過勤務手当
		日額旅費			工事施行旅費
		工事雑費			工事雑費
		北海道災害復旧事業等工事諸費			
	地方運輸局	（項）地方運輸局共通費のうち			
		施設整備費			

環境省	環境本省	（項）環境本省施設費			自然公園等事業費
		地球温暖化対策推進費のうち			化学物質対策推進費のうち
		地球温暖化対策推進事業費補助金			老朽化化学兵器廃棄処理業務旅費
		地球環境保全等試験研究費			老朽化化学兵器廃棄処理業務庁費
		大気・水・土壌環境等保全費のうち			環境保全調査費（有機ヒ素化合物緊急対策費に限る。）
		不発弾廃棄処理業務庁費			環境保健対策推進費のうち
		地域環境保全対策費補助金			水俣病総合対策施設整備費補助金
		土壌汚染対策事業補助金			環境政策基盤整備費のうち
		廃棄物・リサイクル対策推進費のうち			公害調査費（いぶき観測情報整備費に限る。）
		産業廃棄物適正処理推進費補助金（ポリ塩化ビフェニル廃棄物対策環境整備事業費に限る。）			公害調査等委託費（放射線健康管理・健康不安対策事業費、気候変動政府間パネル評価報告書作成事業費及びいぶき後継機観測技術開発事業費に限る。）
		災害等廃棄物処理事業費補助金			国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費
		廃棄物処理施設整備交付金			自然公園等事業工事諸費のうち
		廃棄物処理施設整備費のうち			超過勤務手当
		廃棄物処理施設整備事業調査費			工事施行旅費
		廃棄物処理施設整備費補助			工事雑費
		循環型社会形成推進交付金			廃棄物処理施設災害復旧事業費
		生物多様性保全等推進費のうち	地方環境事務所	（項）	地方環境事務所施設費
		環境保全調査費（西之島総合学術調査費、自然生態系基盤防災減災推進費、沖合海底生物生息状況等調査事業費、生態系回復・連結促進事業費、特定民有地買上費、国立公園等施設利用環境整備費、国立公園等シカ管理対策費及び特定外来生物駆除等経費に限る。）			地方環境対策費のうち
		不動産購入費			移転費
		環境保全施設整備費補助金	原子力規制委員会	（項）	原子力規制委員会施設費
		鳥獣捕獲等事業交付金			放射能調査研究費のうち
		環境保全施設整備費			放射能測定費（原子力艦放射能測定調査設備整備費に限る。）
					放射能測定調査委託費

防衛省	防衛本省	（項）防衛本省施設費			諸器材購入費
		防衛力基盤強化推進費のうち			武器修理費
		職員旅費			通信維持費（通信機器修理費に限る。）
		施設施工旅費			車両修理費
		施設施工庁費			諸器材等維持費（諸器材等修理費に限る。）
		防衛施設安定運用業務庁費			艦船整備費のうち
		教育訓練費（教育訓練器材整備費に限る。）			艦船建造旅費
		油購入費			艦船建造庁費
		提供施設等借料			艦船修理費
		住宅防音工事助成申請等事務委託費			艦艇建造費
		施設整備費			航空機整備費
		公務員宿舎施設費			在日米軍等駐留関連諸費のうち
		提供施設等整備費			特別給付金
		不動産購入費			職員旅費（提供施設整備業務旅費に限る。）
		障害防止対策事業費補助金			在日米軍等駐留関連庁費（提供施設整備業務庁費に限る。）
		教育施設等騒音防止対策事業費補助金			提供施設等整備費
		施設周辺整備助成補助金			提供施設移設整備費
		道路改修等事業費補助金			在沖縄米海兵隊グアム移転事業費支出金
		施設周辺整備統合事業費補助金	地方防衛局	（項）地方防衛局施設費	
		再編推進事業費補助金	防衛装備庁	（項）防衛力基盤強化推進費のうち	
		特定防衛施設周辺整備調整交付金			施設施工旅費
		施設運営等関連見舞金			施設施工庁費
		移転等補償金			試験研究費（開発試験費に限る。）
		施設運営等関連補償費			研究用機械器具費
		武器車両等整備費のうち			試作品費
		武器購入費			防衛技術研究開発委託費
		通信機器購入費			施設整備費
		車両購入費			
		弾薬購入費			

官報（号外）

丁号　国庫債務負担行為

所管	組織	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
皇室費		医療機器借入れ	18,495	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	医療機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設公開業務	19,901	令和4年度	令和5年度	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		皇室施設整備	335,199	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	皇室施設の整備については、多くの日数を要するため
		三の丸尚蔵館収蔵品情報システム保守等	158,400	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	三の丸尚蔵館収蔵品情報システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国会	衆議院	事務機器等借入れ	216,874	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		衆議院職員採用試験問題作成等業務	18,382	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	衆議院における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	1,236,412	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用衆議院施設整備等事業に係る限度額の増額	43,982	令和4年度	令和4年度以降10箇年度以内	平成14年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用衆議院施設整備等事業」に基づいて実行した赤坂議員宿舎の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		衆議院施設整備	528,769	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	議事堂本館及び衆議院第二別館の施設の整備については、多くの日数を要するため
	参議院	参議院職員採用試験受験願書等インターネット受付システム利用	2,482	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	参議院職員採用試験受験願書等インターネット受付システムの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		会議録速成システム開発等	283,492	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	会議録速成システムの開発等については、多くの日数を要するため
		電子計算機等借入れ	791,307	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	1,189	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国立国会図書館	電子計算機等借入れ	3,010,391	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立国会図書館施設整備	1,500,243	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	国立国会図書館本館及び関西館の施設の整備並びに本館の施設の整備に必要な調査については、多くの日数を要するため

裁判所	裁判所	電子計算機等借入れ	2,725,328	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等機械警備	362,843	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		裁判所施設整備	7,194,790	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	津地方・家庭・簡易裁判所合同庁舎ほか8件の施設の整備については、多くの日数を要するため
会計検査院	会計検査院	事務機器借入れ等	9,264	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	5,480	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		会計検査院ネットワークシステム運用	1,634,117	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	会計検査院ネットワークシステムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		決算確認システム運用	17,570	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	決算確認システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	675,126	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣	内閣官房	車両借入れ	7,755	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	476	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	131,811	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	1,155,373	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		内閣官房施設整備	1,228,193	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	総理大臣官邸の施設の整備については、多くの日数を要するため
		情報収集衛星システム用電子計算機借入れ等	10,663,237	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報収集衛星システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	1,082,403	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報収集衛星システム運用	117,150	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	情報収集衛星システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報収集衛星システム開発等	28,231,859	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	情報収集衛星システムの開発等については、多くの日数を要するため
		情報収集衛星施設整備	1,167,515	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	情報収集衛星施設の整備については、多くの日数を要するため
	人事院	庁舎管理運営業務	49,908	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

内閣府	内閣本府	宿舎維持管理	17,424	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	宿舎の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	78,765	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所借入れ	219,875	令和4年度	令和5年度	事務所の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	17,896	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	平成21年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		内閣本府施設整備	379,297	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	内閣本府庁舎及び迎賓館本館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		仕様の変更に伴う内閣本府施設整備に係る限度額の増額	762,055	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	令和2年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「内閣本府施設整備」に基づいて実行した迎賓館本館の施設の整備に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		内閣本府施設整備に係る契約の一部変更	—	令和4年度	令和5年度まで1箇年度延長	令和2年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「内閣本府施設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和5年度まで1箇年度延長する必要があるため
		政府広報放送番組制作・放送業務	976,480	令和4年度	令和5年度	政府広報放送番組制作・放送業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		成果連動型民間委託契約方式普及促進事業	98,061	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	成果連動型民間委託契約方式普及促進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		成果連動型民間委託契約方式推進交付金交付事業	162,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	成果連動型民間委託契約方式推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を交付する旨の決定を行うことを要するため
		中央防災無線網専用通信回線等利用	7,971	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	中央防災無線網の専用通信回線等の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	7,295	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄公立学校施設整備費負担	2,326,802	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を負担する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄堰堤維持	1,466,757	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	福地川福地ダムほか8ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		沖縄治水事業発注者支援業務	114,800	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	治水事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

			沖縄堰堤公物管理補助業務	667,050	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	堰堤公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			沖縄道路整備事業発注者支援業務	1,227,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			沖縄地域連携道路事業	2,930,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	一般国道58号読谷道路（その４）ほか２箇所の地域連携推進工事については、多くの日数を要するため
			沖縄道路交通円滑化事業	19,660,000	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	一般国道506号小禄道路（その４）ほか11箇所の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
			沖縄道路維持	1,255,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	一般国道58号ほか５箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			沖縄道路公物管理補助業務	312,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			沖縄道路修繕事業	2,479,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	一般国道58号修繕ほか５箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
			沖縄港湾改修事業	6,464,000	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	那覇港ほか２港及び竹富南航路の改修工事については、多くの日数を要するため
			沖縄港湾整備事業発注者支援業務	829,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			沖縄道路交通安全施設等整備事業	650,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	一般国道329号金武屋嘉地区交差点改良（その２）ほか２箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
			沖縄交通事故重点対策道路事業	540,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	一般国道58号羽地地区歩道及び331号津波古地区歩道の交通事故重点対策工事並びに一般国道330号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
			沖縄無電柱化推進事業	140,000	令和４年度	令和５年度	一般国道58号電線共同溝の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
			沖縄国営公園整備	8,435,175	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	国営沖縄記念公園の施設の整備については、多くの日数を要するため
			沖縄国営公園維持管理	5,767,000	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	国営沖縄記念公園の維持管理については、多くの日数を要するため
			沖縄かんがい排水事業	1,918,000	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	宮古伊良部地区保良地下ダム（七又中央部）建設工事及び石垣島地区大浦１号配水池その他建設工事並びにこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
			競争導入公共サービス沖縄土地改良事業現場技術業務	80,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業現場技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			沖縄道路更新防災等対策事業費補助	180,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

		遺棄化学兵器発掘回収事業	1,290,415	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	遺棄化学兵器発掘回収事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		叙勲者名簿等作成業務	3,869	令和4年度	令和5年度	叙勲者名簿等作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	科学技術・イノベーション推進事務局	事務機器借入れ	4,752	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国際平和協力本部	事務機器借入れ	3,804	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	官民人材交流センター	再就職支援業務	36,808	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	再就職支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	沖縄総合事務局	車両借入れ	8,557	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	3,672	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		宿舎維持管理	19,805	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	宿舎の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	11,328	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		沖縄道路公物管理補助業務	73,251	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	1,837	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	宮内庁	皇室施設公開業務	10,688	令和4年度	令和5年度	皇室施設の公開業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	警察庁	事務機器借入れ	60,268	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	188,999	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,113	令和4年度	令和4年度以降10箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		警察庁施設整備	7,262,972	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	皇宮警察学校ほか5件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		電子計算機借入れ等	1,538,359	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		研究・鑑定資機材借入れ	20,068	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	研究・鑑定資機材の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		警察通信機器整備	660,007	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	警察通信機器の整備については、多くの日数を要するため
		警察通信機器借入れ	1,527,374	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	警察通信機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		都道府県警察施設整備費補助	1,266,967	令和4年度	令和5年度及び令和6年度	都道府県警察施設のうち千葉県富津警察署及び福岡県警察篠栗合同庁舎（仮称）の建設については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	個人情報保護委員会	事務機器借入れ	6,910	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		監視・監督分析支援業務	378,455	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	監視・監督分析支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	金融庁	公認会計士試験問題作成業務	3,212	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	公認会計士試験の問題作成業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		グローバル金融連携センター研究員招へい	44,175	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	グローバル金融連携センターへの研究員の招へいについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	消費者庁	事務機器借入れ	2,251	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子商取引モニタリング事業	248,133	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	電子商取引モニタリング事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
デジタル庁	デジタル庁	庁舎管理運営業務	27,540	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保障・税番号制度コールセンター運営事業	1,074,060	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	社会保障・税番号制度コールセンター運営事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報通信技術調達	268,633,141	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
総務省	総務本省	車両借入れ	312,165	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	656,319	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	320,120	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総務省施設整備	146,649	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	中央合同庁舎第2号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		総合無線局監理システム運用	1,719,446	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	総合無線局監理システムの運用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	14,287	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		電波監視施設整備	3,755,400	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	電波監視施設の整備については、多くの日数を要するため
		外国人恩給	年額 175	令和4年度	令和4年度以降	退職した1名の外国人恩給受給者に対し「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和49年法律第93号）に準じて令和4年度以降の年金につき年額175千円以内を増額して支給する契約を結ぶ必要があるため
		図書保管等業務	110,086	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	図書保管等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		政府統計共同利用システム整備	438,118	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	政府統計共同利用システムの整備については、多くの日数を要するため
		統計調査事業	8,693,248	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消費者物価指数基礎情報収集等業務	20,293	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	消費者物価指数基礎情報収集等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機借入れ等	9,848	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	管区行政評価局	車両借入れ	31,255	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	53,538	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		管区行政評価局移転事務室改修	42,020	令和4年度	令和6年度及び令和7年度	東京行政評価事務所の移転に伴う事務室の改修については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	314	令和4年度	令和4年度以降10箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	総合通信局	車両借入れ	33,460	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	消防庁	庁舎管理運営業務	13,546	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	8,517	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		消防庁施設整備	164,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	消防大学校本館の施設の整備については、多くの日数を要するため
法務省	法務本省	電話交換業務	103,578	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	電話交換業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		法務省施設整備	37,973,449	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	大阪拘置所ほか8件の施設の整備については、多くの日数を要するため

	法務総合研究所	庁舎管理運営業務	82,981	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	検察庁	庁舎機械警備	14,357	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,823,586	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電話交換業務	24,552	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	電話交換業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電話交換設備借入れ	30	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	電話交換設備の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	矯正官署	再犯防止等対策事業	100,546	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	再犯防止等対策事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		矯正施設医療業務	270,168	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	矯正施設の医療業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	325,350	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務（平成26年度）に係る限度額の増額	42,188	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	平成26年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した矯正施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う競争導入公共サービス施設管理運営業務（平成29年度）に係る限度額の増額	22,388	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「競争導入公共サービス施設管理運営業務」に基づいて実行した矯正施設の管理及び運営業務に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	更生保護官署	庁舎機械警備	1,935	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	212,953	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	11,636	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	法務局	事務機器借入れ	2,576	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	6,725	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,777,564	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	152,699	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	1,741	令和4年度	令和4年度以降10箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		電子計算機借入れ等	83,732	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		登記所備付地図作成業務	4,361,842	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	登記所備付地図作成業務については、多くの日数を要するため
		車両借入れ	237,238	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	出入国在留管理庁	車両借入れ	8,942	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	1,610	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	158,655	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	公安調査庁	庁舎機械警備	214	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	29,751	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	571	令和4年度	令和4年度以降10箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
外務省	外務本省	事務機器借入れ等	8,968,646	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外務本省施設整備	1,441,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	外務本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		日米行政官交流事業	3,116	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	日米行政官交流事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		在日米軍子女日本語補習教育事業	12,394	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	在日米軍子女日本語補習教育事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		人材育成留学等援助	320,304	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	人材育成留学等援助については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		外交政策啓発宣伝事業	22,386	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	外交政策啓発宣伝事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		難民等定住支援事業	174,352	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	難民等定住支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業		229,970	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	包括的核実験禁止条約国内運用体制整備事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業		237,802	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済開発等援助		51,880,000	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	独立行政法人国際協力機構が行う経済開発等援助については、その援助を円滑に実施するため、あらかじめその援助に充てるための資金を交付する旨の決定を行うことを要するため
		独立行政法人国際協力機構施設整備費補助		1,179,011	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	独立行政法人国際協力機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	在外公館	在外公館事務所及び館長公邸借入れ	年額	2,980,207	令和４年度	令和４年度以降所要の年限	在外公館における事務所及び館長公邸の用に供するための土地又は建物の借入れについては、その契約期間を１箇年以上とすることを要するため
		在外公館施設整備に係る契約の一部変更		—	令和４年度	令和６年度まで１箇年度延長	令和２年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「在外公館施設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和４年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和６年度まで１箇年度延長する必要があるため
財務省	財務本省	事務機器借入れ等		1,262,270	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ		3,805	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定施設整備		20,914,964	令和４年度	令和４年度以降４箇年度以内	特定国有財産整備計画による庁舎等の整備については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用特定施設整備調査		120,839	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	民間資金等を活用した特定国有財産整備計画による庁舎等の整備に関する調査については、多くの日数を要するため
	財務局	事務機器借入れ等		64,377	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務		40,809	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務		171,918	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備		5,675	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		未利用国有地埋蔵文化財調査		90,607	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	未利用国有地の埋蔵文化財調査については、多くの日数を要するため
		建物改修		140,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	建物の改修については、多くの日数を要するため

官報（号外）

		宿舎維持管理	5,232	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	宿舎の維持管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		土地補修	281,985	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	土地の補修については、多くの日数を要するため
	税関	庁舎管理運営業務	20,064	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等機械警備	2,195	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎等の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	607,421	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		監視取締用機器借入れ等	7,315,281	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	監視取締用の機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		税関監視艇建造	579,986	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	税関監視艇の建造については、多くの日数を要するため
	国税庁	庁舎管理運営業務	1,844,721	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	11,397	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		国税庁施設整備	2,302,953	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	沼津合同庁舎ほか8件の施設の整備については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	2,231,062	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	266,887	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務所等借入れ	955,836	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務所等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
文部科学省	文部科学本省	全国学力・学習状況調査事業	3,798,498	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	全国学力・学習状況調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		義務教育教科書購入	37,969,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	令和5年度の義務教育諸学校の児童生徒が使用する令和5年度前期用の教科書の購入については、その完了までに多くの日数を要するため
		アントレプレナーシップ全国展開調査分析業務	400,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	アントレプレナーシップ全国展開調査分析業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定先端大型研究施設運営費等補助	1,041,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が行う特定先端大型研究施設運営等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

		国立大学法人施設整備費補助	12,349,274	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	国立大学法人が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地震調査研究推進業務	780,000	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	地震調査研究推進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助	5,572,500	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が行う国際熱核融合実験炉研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際熱核融合実験炉研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和４年度	令和５年度まで１箇年度延長	平成25年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「国際熱核融合実験炉研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和４年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和５年度まで１箇年度延長する必要があるため
		地球観測システム研究開発費補助に係る契約の一部変更	—	令和４年度	令和５年度まで１箇年度延長	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「地球観測システム研究開発費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和４年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和５年度まで１箇年度延長する必要があるため
		先進的核融合研究開発費補助	220,000	令和４年度	令和５年度	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が行う先進的核融合研究開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国際宇宙ステーション開発費補助	12,017,138	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う国際宇宙ステーション開発事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		基幹ロケット高度化推進費補助	815,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が行う基幹ロケット高度化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		基幹ロケット高度化推進費補助に係る契約の一部変更	—	令和４年度	令和５年度まで１箇年度延長	令和元年度及び令和２年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為（事項）「基幹ロケット高度化推進費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和４年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和５年度まで１箇年度それぞれ延長する必要があるため
		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助	2,995,060	令和４年度	令和５年度及び令和６年度	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

		国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助に係る契約の一部変更	—	令和4年度	令和5年度まで1箇年度及び令和6年度まで1箇年度延長	令和元年度、令和2年度及び令和3年度の各年度の一般会計国庫債務負担行為(事項)「国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構施設整備費補助」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を、令和元年度及び令和2年度に係るものについては令和5年度まで1箇年度、令和3年度に係るものについては令和6年度まで1箇年度それぞれ延長する必要があるため
		南極地域観測用艦船機器整備	191,653	令和4年度	令和5年度	南極地域観測用艦船の計測機器の整備については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		南極地域観測用航空機整備	227,690	令和4年度	令和5年度	南極地域観測用航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		国立研究開発法人海洋研究開発機構船舶建造費補助	7,562,668	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	国立研究開発法人海洋研究開発機構が施行する北極域研究船建造事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		公立学校施設整備費負担	38,306,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	公立学校施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を負担する旨の決定を行うことを要するため
	文化庁	文化庁移転業務	217,706	令和4年度	令和5年度	文化庁の移転業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
厚生労働省	厚生労働本省	事務機器借入れ等	93,149	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	62,284	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		ハンセン病資料館施設整備	1,671,861	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	ハンセン病資料館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		成果連動型民間委託契約方式保健事業費補助	316,800	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	成果連動型民間委託契約方式保健事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		医薬品等費用対効果評価実施事業	1,638,144	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	医薬品等費用対効果評価実施事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		障害福祉サービス等経営実態調査事業	110,358	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	障害福祉サービス等経営実態調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		金融情報サービス利用	7,665	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	金融情報サービスの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		年金生活者支援給付金システム開発	551,915	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	年金生活者支援給付金システムの開発については、多くの日数を要するため
		保険者機能強化推進交付金等調査分析業務	30,843	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	保険者機能強化推進交付金等調査分析業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		介護事業経営実態調査事業	288,881	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	介護事業経営実態調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	検疫所	事務機器借入れ等	539,335	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国立ハンセン病療養所	国立ハンセン病療養所施設整備	2,080,332	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	国立療養所東北新生園ほか５件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	厚生労働本省試験研究機関	厚生労働本省試験研究所施設整備	435,410	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	国立感染症研究所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	258,808	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	国立更生援護機関	国立更生援護機関施設整備	206,187	令和４年度	令和５年度	国立障害者リハビリテーションセンターの改修工事については、多くの日数を要するため
		庁舎等解体撤去	371,804	令和４年度	令和５年度及び令和６年度	庁舎等の解体撤去については、多くの日数を要するため
		事務機器借入れ等	153,416	令和４年度	令和４年度以降４箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方厚生局	庁舎管理運営業務	46,787	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	204,086	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	3,750	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方厚生局施設整備	20,251	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	岡山第２合同庁舎及びさいたま新都心合同庁舎２号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	9,581	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	都道府県労働局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	50,140	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	68,328	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	175	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		都道府県労働局施設整備	41,647	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	岡山第２合同庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
	中央労働委員会	事務機器借入れ	3	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

農林水産省	農林水産本省	事務機器借入れ	18,744	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎等管理運営業務	49,926	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎等の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		農林水産本省施設整備	433,219	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	中央合同庁舎第1号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		戦略的輸出拡大サポート事業費補助	230,784	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	独立行政法人日本貿易振興機構が行う戦略的輸出拡大サポート事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸保全施設整備事業	960,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	西国東海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
		国際園芸博覧会政府出展事業	268,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	令和5年に開催される国際園芸博覧会における政府出展事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		指定野菜価格差補給交付金等交付資金補助	78,347,674	令和4年度	令和5年度	独立行政法人農畜産業振興機構が令和4年度において実施する指定野菜価格安定対策事業等については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめ価格差補給交付金等交付資金の不足に対し補助する旨の決定を行うことを要するため
		競争導入公共サービス土地改良事業現場技術業務	616,600	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業現場技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		かんがい排水事業	29,664,790	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	田沢二期地区水管理施設整備工事ほか31件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		農用地再編整備事業	3,372,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	南周防地区新川・本町団地区画整理（その1）工事ほか2件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		地すべり対策事業	369,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	笹ヶ峰二期地区索道建設工事については、多くの日数を要するため
		総合農地防災事業	15,983,750	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	河北潟周辺地区河北潟放水路防潮水門建設工事ほか4件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		農業競争力強化基盤整備事業費補助	293,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		畜産物流通調査事業	103,172	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	畜産物流通調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		青果物卸売市場調査事業	66,808	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	青果物卸売市場調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		土地改良事業関連受託工事	2,393,333	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	地方公共団体等からの委託に係る岩手山麓かんがい排水事業第二発電所水槽管理用道路その他工事ほか6件の工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため

	農林水産本省検査指導機関	庁舎管理運営業務	81,469	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	52,925	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		動植物探知犬調教・探知業務	148,428	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	動植物探知犬の調教・探知業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	農林水産技術会議	事務機器借入れ	4,827	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構施設整備費補助	619,717	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	地方農政局	事務機器借入れ	216,385	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	102,335	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	20,722	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	265,422	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方農政局施設整備	527,204	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	さいたま新都心合同庁舎2号館ほか2件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	北海道農政事務所	事務機器借入れ	9,875	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	4,240	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	林野庁	事務機器借入れ	176,192	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	9,840	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		林野庁施設整備	300,692	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	北海道森林管理局森林技術・支援センター庁舎及び三陸北部森林管理署久慈支署庁舎の施設の整備については、多くの日数を要するため
		治山事業	980,000	令和4年度	令和5年度	手取川地区ほか4地区の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		国有林野内治山事業	1,198,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	小良ヶ浜地区ほか8地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
		治山事業費補助	707,000	令和4年度	令和5年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

官報（号外）

		森林環境保全整備事業	5,363,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	網走西部地区ほか40地区の造林事業並びに日高地区ほか16地区の林道の新設及び改良工事については、多くの日数を要するため
		国有林野地ごしらえ・植栽等事業	304,800	令和4年度	令和5年度及び令和6年度	釧路根室地区ほか18地区の国有林野地ごしらえ・植栽等事業については、多くの日数を要するため
		国有林間伐等事業	4,300,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	国有林の間伐等事業については、多くの日数を要するため
		森林環境保全整備事業費補助	280,000	令和4年度	令和5年度	森林環境保全整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	水産庁	電子計算機等借入れ	44,473	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	22,560	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	660	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	24,866	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		水産物供給基盤整備事業費補助	820,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	水産物供給基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
経済産業省	経済産業本省	事務機器借入れ	1,095	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	283,140	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		経済産業本省施設整備	594,342	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	経済産業本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		データセンター地方拠点整備事業費補助	45,540,000	令和4年度	令和5年度以降3箇年度以内	データセンター地方拠点整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		経済産業省企業活動基本調査事業	181,508	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	経済産業省企業活動基本調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス海外事業活動基本調査事業	206,867	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う海外事業活動基本調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業	239,012	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	看護師・介護福祉士候補者日本語研修事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		工場立地動向調査事業	2,200	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	工場立地動向調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	経済産業局	事務機器借入れ	50,998	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	8,017	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	資源エネルギー庁	事務機器借入れ	12,753	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	中小企業庁	事務機器借入れ	7,920	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス中小企業実態基本調査事業	801,093	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う中小企業実態基本調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国土交通省	国土交通本省	国土交通本省施設整備	74,615	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	中央合同庁舎第2号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
		港湾環境整備事業費補助	184,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	港湾環境整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		港湾廃棄物処理施設整備事業費補助	2,013,975	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	廃棄物処理施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沿道環境改善事業	2,200,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	一般国道愛知302号名二環西部沿道環境改善及び神奈川409号川崎縦貫道路沿道環境改善の沿道環境改善工事については、多くの日数を要するため
		道路整備事業等発注者支援業務	37,841,400	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	道路整備事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		無電柱化推進事業	13,462,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	一般国道神奈川1号電線共同溝ほか49箇所の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用無電柱化推進等事業	2,600,000	令和4年度	令和4年度以降24箇年度以内	民間資金等を活用した一般国道愛媛33号電線共同溝及び富山41号電線共同溝の無電柱化推進工事等については、多くの日数を要するため
		現場事務所等営繕	369,542	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	現場事務所等の営繕工事等については、多くの日数を要するため
		無電柱化推進事業費補助	1,497,100	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	無電柱化推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		国営公園等整備	4,675,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	国営木曽三川公園ほか2箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		国営公園等事業発注者支援業務	252,100	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	国営公園等事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

			国営公園維持管理	11,172,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	国営みちのく杜の湖畔公園ほか4箇所の維持管理については、多くの日数を要するため
			競争導入公共サービス国営公園維持管理業務	15,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	競争を導入した公共サービスとして行う国営明石海峡公園の維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			総合水系環境整備事業	3,623,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	阿武隈川水系ほか65水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
			治水事業等発注者支援業務	17,651,384	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	治水事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			河川都市基盤整備事業	8,282,530	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	荒川ほか4河川の改修工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
			河川改修事業	93,057,468	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか103河川の改修工事及びこれらに附帯する工事並びに北上川ほか3河川の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
			物価の変動に伴う民間資金等活用河川関連施設整備等事業に係る限度額の増額	2,823	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	平成20年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用河川関連施設整備等事業」に基づいて実行した佐原広域交流拠点の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
			治水事業用地補償総合技術業務	132,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	治水事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			河川維持修繕	55,705,720	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか101河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
			航空機購入	3,100,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	公共施設等維持管理用ヘリコプターの購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
			河川等公物管理補助業務	15,970,790	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	河川等公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			堰堤維持	27,211,240	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	北上川田瀬ダムほか89ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
			河川総合開発事業	32,363,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	北上川北上川上流ダム再生事業ほか15ダムの建設工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
			流況調整河川事業	18,535,600	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	利根川那珂川霞ケ浦導水路の建設工事については、多くの日数を要するため
			河川激甚災害対策特別緊急事業	3,034,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	高梁川及び六角川の激甚災害対策特別緊急工事並びにこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
			河川工作物関連応急対策事業	11,486,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	鳴瀬川ほか17河川の河川工作物関連応急対策工事については、多くの日数を要するため
			堰堤改良事業	5,764,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	天竜川小渋ダムほか4ダムの改良工事については、多くの日数を要するため

		河川激甚災害対策特別緊急事業費補助	6,165,500	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	河川激甚災害対策特別緊急事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定洪水対策等推進事業費補助	1,866,100	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	特定洪水対策等推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		多目的ダム建設事業				
		木曽川新丸山ダム建設工事	8,310,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	木曽川新丸山ダムの建設工事及びこれに附帯する工事並びに建設事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		庄川利賀ダム建設工事	5,321,300	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庄川利賀ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		雄物川成瀬ダム建設工事	65,358,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	雄物川成瀬ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		豊川設楽ダム建設工事	10,919,829	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	豊川設楽ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		子吉川鳥海ダム建設工事	4,058,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	子吉川鳥海ダムの建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		鳴瀬川鳴瀬川総合開発建設工事	1,031,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	鳴瀬川鳴瀬川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		砂防事業	32,193,740	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	最上川水系ほか31水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
		地すべり対策事業	2,783,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	最上川・赤川月山地区ほか6地区の地すべり対策工事については、多くの日数を要するため
		砂防管理	1,060,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	桜島及び雲仙普賢岳の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
		特定緊急砂防事業	6,720,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	阿武隈川水系ほか2水系の特定緊急砂防工事については、多くの日数を要するため
		特定緊急地すべり対策事業費補助	140,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	特定緊急地すべり対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		特定土砂災害対策推進事業費補助	58,000	令和4年度	令和5年度	特定土砂災害対策推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		海岸保全施設整備事業	10,757,200	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	和歌山下津港海岸ほか17海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
		海岸事業発注者支援業務	1,369,880	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	海岸事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		海岸維持管理	530,130	令和4年度	令和5年度	沖ノ鳥島海岸の維持管理については、多くの日数を要するため
		海岸保全施設整備事業費補助	80,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	海岸保全施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路更新防災対策事業	36,951,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	一般国道福井8号敦賀防災道路ほか45箇所の道路更新防災対策工事及び一般国道福井8号の道路更新防災対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路維持	57,024,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線ほか207箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路除雪	7,359,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	高速自動車国道新潟日本海沿岸東北自動車道ほか119箇所の除雪については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路公物管理補助業務	7,966,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路修繕事業	200,547,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	高速自動車国道岩手東北横断自動車道釜石秋田線修繕ほか252箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		雪寒地域道路交通確保事業	1,312,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	一般国道広島2号広島防雪ほか8箇所の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		交通連携道路事業	10,830,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	一般国道東京15号品川道路及び東京246号渋谷道路（その3）の交通連携推進工事並びに一般国道東京15号の交通連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路交通安全施設等整備事業	32,558,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	一般国道神奈川1号神奈川地区道路情報提供装置ほか216箇所の交通安全施設等整備工事並びに一般国道和歌山42号及び石川157号の交通安全施設等整備事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路整備事業用地補償総合技術業務	358,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	道路整備事業用地補償総合技術業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		交通事故重点対策道路事業	22,521,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	一般国道岡山2号岡山香登西地区歩道ほか97箇所の交通事故重点対策工事及び一般国道山口2号の交通事故重点対策事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路更新防災等対策事業費補助	12,686,584	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		交通連携道路事業費補助	407,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	交通連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		港湾改修事業	109,351,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	東京港ほか77港及び東京湾中央航路ほか9航路の改修工事並びに長崎港の改修事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため

		港湾整備事業等発注者支援業務	6,619,406	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	港湾整備事業等発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定離島港湾施設整備事業	11,086,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	沖ノ鳥島及び南鳥島の特定離島港湾施設の建設工事については、多くの日数を要するため
		港湾改修事業費補助	6,589,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		エネルギー・鉄鋼港湾施設工事				
		和歌山下津港整備工事	833,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	和歌山下津港におけるエネルギー港湾施設の改修工事については、多くの日数を要するため
		地域連携道路事業	455,481,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	高速自動車国道茨城東関東自動車道水戸線潮来鉾田高架橋ほか405箇所の地域連携推進工事及び一般国道鹿児島3号ほか33箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		地域連携道路事業費補助	40,703,500	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	地域連携推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路交通円滑化事業	219,429,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	一般国道静岡1号静清藤枝道路（その2）ほか200箇所の交通円滑化工事及び一般国道静岡1号ほか18箇所の交通円滑化事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
		道路交通円滑化事業費補助	1,694,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	交通円滑化事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		事務機器借入れ等	1,088,326	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		建設関連業受注等調査業務	10,728	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	建設関連業受注等調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査業務	609,246	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う自動車輸送統計調査及び自動車燃料消費量調査業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島港湾改修事業	1,135,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	両津港ほか3港並びに蟐蛾ノ瀬戸航路及び万関瀬戸航路の改修工事については、多くの日数を要するため
		離島港湾整備事業発注者支援業務	198,858	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		離島治山事業費補助	50,000	令和4年度	令和5年度	治山事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		離島港湾改修事業費補助	1,686,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	港湾改修事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		離島水産基盤整備事業費補助	785,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	水産基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

官　報（号外）

			北海道海岸保全施設整備事業	200,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	胆振海岸の海岸保全施設整備工事については、多くの日数を要するため
			北海道海岸事業発注者支援業務	7,600	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	海岸事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			北海道国有林野内治山事業	390,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	紋別海岸地区及び樽前山地区の国有林野内の荒廃山地の復旧工事については、多くの日数を要するため
			北海道河川改修事業	10,532,500	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	石狩川ほか12河川の改修工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
			北海道治水事業発注者支援業務	2,672,400	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	治水事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			北海道河川維持修繕	6,120,100	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	石狩川ほか12河川の維持修繕工事については、多くの日数を要するため
			北海道河川等公物管理補助業務	645,800	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	河川等公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			北海道堰堤維持	4,045,132	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	石狩川桂沢ダムほか16ダムの維持修繕工事については、多くの日数を要するため
			北海道河川総合開発事業	320,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	石狩川雨竜川ダム再生事業及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
			石狩川幾春別川総合開発建設工事	14,455,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	石狩川幾春別川総合開発事業の建設工事及びこれに附帯する工事については、多くの日数を要するため
			北海道砂防事業	1,167,000	令和4年度	令和5年度	石狩川水系ほか2水系の砂防工事及びこれらに附帯する工事については、多くの日数を要するため
			北海道特定緊急砂防事業	925,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	厚真川水系の特定緊急砂防工事については、多くの日数を要するため
			北海道道路更新防災対策事業	9,875,000	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	一般国道239号苫前トンネルほか13箇所の道路更新防災対策工事については、多くの日数を要するため
			北海道道路整備事業発注者支援業務	2,339,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	道路整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			北海道地域連携道路事業	65,860,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線オオヌマトンネル（その3）ほか53箇所の地域連携推進工事及び高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線ほか2箇所の地域連携推進事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
			北海道道路交通円滑化事業	770,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	一般国道12号進徳光珠内道路（その2）及び275号篠津道路の交通円滑化工事については、多くの日数を要するため
			北海道道路維持	3,221,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	一般国道5号ほか21箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		北海道道路除雪	1,933,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	一般国道５号ほか17箇所の除雪については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路公物管理補助業務	204,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道道路修繕事業	37,092,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	一般国道５号修繕ほか47箇所の修繕工事については、多くの日数を要するため
		北海道雪寒地域道路交通確保事業	560,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	一般国道238号豊浜防雪（その２）ほか２箇所の雪寒工事については、多くの日数を要するため
		北海道港湾改修事業	4,276,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	室蘭港ほか28港の改修工事については、多くの日数を要するため
		北海道港湾整備事業発注者支援業務	203,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	港湾整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道総合水系環境整備事業	286,300	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	石狩川水系ほか５水系の総合水系環境整備事業については、多くの日数を要するため
		北海道道路交通安全施設等整備事業	8,090,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	一般国道230号留寿都中央帯ほか71箇所の交通安全施設等整備工事については、多くの日数を要するため
		北海道交通事故重点対策道路事業	1,585,000	令和４年度	令和５年度	一般国道５号宿野辺付加車線ほか６箇所の交通事故重点対策工事については、多くの日数を要するため
		北海道無電柱化推進事業	516,000	令和４年度	令和５年度	一般国道12号電線共同溝及び233号電線共同溝の無電柱化推進工事については、多くの日数を要するため
		北海道かんがい排水事業	890,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	芽室川西地区帯広かわにし導水路建設工事及び宇遠別川地区美咲排水機場改修工事については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス北海道土地改良事業発注者支援業務	328,000	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う土地改良事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		北海道特定漁港漁場整備事業	1,347,000	令和４年度	令和５年度	東浦漁港及び大津漁港の特定漁港漁場整備事業については、多くの日数を要するため
		北海道特定洪水対策等推進事業費補助	280,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	特定洪水対策等推進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道道路更新防災等対策事業費補助	204,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	道路更新防災等対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道農業競争力強化基盤整備事業費補助	154,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	農業競争力強化基盤整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道農村整備事業費補助	77,000	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	農村整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため

官報（号外）

		北海道農村地域防災減災事業費補助	264,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	農村地域防災減災事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		官庁営繕	25,038,963	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	官庁施設の営繕工事等については、多くの日数を要するため
		河川改修附帯工事	1,253,732	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	道路管理者の負担に係る中川ほか3河川の改修附帯工事については、多くの日数を要するため
		河川等災害復旧附帯工事	67,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	道路管理者の負担に係る久慈川の災害復旧附帯工事については、多くの日数を要するため
		道路改築附帯工事	1,654,544	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	公益事業者等の負担に係る一般国道東京20号共同溝ほか60箇所の共同溝附帯工事等については、多くの日数を要するため
		民間資金等活用道路改築附帯工事	27,200	令和4年度	令和12年度以降16箇年度以内	民間資金等を活用した公益事業者の負担に係る一般国道富山41号電線共同溝の電線共同溝附帯工事については、多くの日数を要するため
		道路維持附帯事業	4,257,834	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	公益事業者等の負担に係る一般国道東京1号ほか26箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川改修受託工事	3,802,500	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	地方公共団体等からの委託に係る西川樋門ほか10箇所の樋門等の建設工事については、多くの日数を要するため
		河川維持受託事業	584,920	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	地方公共団体等からの委託に係る中川ほか3河川の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川総合開発事業受託工事	1,566,540	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	地方公共団体等からの委託に係る庄川利賀ダムほか10ダムの一般国道471号改良工事等については、多くの日数を要するため
		道路改築受託工事	5,083,196	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	中日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道三重475号東海環状自動車道ほか9箇所の道路改築工事については、多くの日数を要するため
		道路維持受託事業	610,975	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	東日本高速道路株式会社等からの委託に係る一般国道埼玉298号ほか17箇所の維持については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		河川等災害復旧事業	183,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	久慈川の災害復旧工事については、多くの日数を要するため
		道路災害復旧事業	15,430,000	令和4年度	令和5年度以降3箇年度以内	一般国道熊本219号鎌瀬橋ほか8箇所の災害復旧工事については、多くの日数を要するため
		河川大規模災害関連事業	24,345,000	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	阿武隈川ほか8河川の大規模災害関連工事及びこれらに附帯する工事並びに那珂川ほか2河川の大規模災害関連事業に必要な用地の取得については、多くの日数を要するため
	国土技術政策総合研究所	情報通信設備利用	4,767	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	情報通信設備の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	国土地理院	庁舎管理運営業務	44,820	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		測量士・測量士補試験事業	103,921	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	測量士・測量士補試験事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	海難審判所	競争導入公共サービス施設管理運営業務	20,610	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方整備局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	114,930	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	1,799,627	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方整備局事務室改修	632,154	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	さいたま新都心合同庁舎2号館及び小石川地方合同庁舎の事務室の改修については、多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	3,167	令和4年度	令和4年度以降10箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		事務機器借入れ等	6,112,276	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	528,903	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		道路公物管理補助業務	98,200	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	道路公物管理補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	北海道開発局	事務機器借入れ等	653,708	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方運輸局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	140,109	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	15,920	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	地方航空局	庁舎管理運営業務	4,840	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	63	令和4年度	令和4年度以降10箇年度以内	平成29年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	観光庁	事務機器借入れ等	48,210	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官報（号外）

	気象庁	物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	14,360	令和4年度	令和4年度以降8箇年度以内	平成21年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用静止気象衛星施設維持管理運営に係る限度額の増額	90,784	令和4年度	令和4年度以降8箇年度以内	平成22年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用静止気象衛星施設維持管理運営」に基づいて実行した静止気象衛星施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
	運輸安全委員会	競争導入公共サービス施設管理運営業務	14,699	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	20,115	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	海上保安庁	海上保安官署施設整備	5,941,653	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	北九州航空基地及び北九州航空研修センターの施設の整備については、多くの日数を要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	188,976	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	3,402	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	165,578	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	133,190	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		無操縦者航空機借入れ	18,399,994	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	無操縦者航空機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		弾薬購入	275,987	令和4年度	令和5年度	弾薬のうち40ミリ砲弾及び30ミリ砲弾の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		民間資金等活用船舶交通安全基盤維持管理運営等	11,375,915	令和4年度	令和6年度以降20箇年度以内	民間資金等を活用した船舶交通安全基盤の維持管理、運営等については、多くの日数を要するため
		航空機用部品購入	504,320	令和4年度	令和5年度	航空機用部品の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
	環境省	環境本省	事務機器借入れ等	6,062	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
			不発弾陸上処理	1,025,904	令和4年度	令和6年度及び令和7年度	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき船舶からの排出が禁止された不発弾の陸上処理については、多くの日数を要するため
			オゾン計測機器借入れ等	43,890	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	オゾン計測機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		水鳥・湿地センター施設整備	352,800	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	涸沼水鳥・湿地センターの施設の整備については、多くの日数を要するため
		国民公園整備	650,000	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	新宿御苑の整備については、多くの日数を要するため
		環境保全普及推進事業	26,424	令和４年度	令和５年度	環境保全普及推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	15,108	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	11,978	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		分析機器借入れ	50,195	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	分析機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費補助	222,348	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	国立研究開発法人国立環境研究所が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
	地方環境事務所	事務機器借入れ	30,350	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	6,861	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	114,520	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方環境事務所施設整備	78,451	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	岡山第２合同庁舎及びくじゅう管理官事務所の施設の整備については、多くの日数を要するため
	原子力規制委員会	事務機器借入れ	4,146	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		放射能調査研究機器整備	5,755	令和４年度	令和６年度	放射能調査研究機器の整備については、多くの日数を要するため
防衛省	防衛本省	防衛省職員採用試験問題作成等業務	5,940	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	防衛省における職員採用試験の問題作成等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	2,779,798	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報化推進支援業務	97,566	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	情報化推進に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自衛官特殊被服購入	3,167,957	令和４年度	令和５年度	自衛官特殊被服の購入については、その生産に多くの日数を要するため

官　報（号外）

		庁舎管理運営業務	58,918	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	465	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		防衛本省施設整備	3,317,771	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	防衛本省施設の整備については、多くの日数を要するため
		教育訓練用器材購入	21,371,979	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち固定翼哨戒機（P―1）用搭乗員訓練装置等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		教育訓練用器材借入れ等	6,326,561	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	教育訓練用器材のうち飛行管理総合実習装置等の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練用器材整備	7,740,674	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	教育訓練用器材のうち哨戒ヘリコプター（SH―60K）用総合戦術訓練装置等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		装備品取得等効率化推進業務	839,604	令和4年度	令和5年度	装備品取得等効率化推進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		住宅防音事業関連事務手続補助業務	1,454,106	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	住宅防音事業関連事務手続補助業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		提供施設等整備	39,943,352	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	嘉手納飛行場ほか21箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		障害防止対策施設整備	1,564,462	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	東富士演習場ほか7箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		障害防止対策事業費補助	5,441,601	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	障害防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		教育施設等騒音防止対策事業費補助	22,952,223	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	教育施設等騒音防止対策事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		施設周辺整備助成補助	27,177,403	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	施設周辺整備助成事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		道路改修等事業費補助	5,351,206	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	道路改修等事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		公務員宿舎改修等	21,556,096	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	公務員宿舎の改修等については、多くの日数を要するため
		自衛隊施設整備	111,410,605	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	串本分屯基地警戒管制施設ほか97箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため

		医療器材購入	660,000	令和4年度	令和5年度	医療器材のうち線形加速器システムの購入については、その生産に多くの日数を要するため
		武器購入	122,910,317	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	武器のうち地対空誘導弾、機動戦闘車、戦車等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		仕様の変更に伴う武器購入に係る限度額の増額	5,817,604	令和4年度	令和6年度及び令和7年度	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器購入」に基づいて実行した陸上配備型イージス・システム（イージス・アショア）の購入に係る国庫の負担となる契約について、仕様の変更に伴いその限度額を増額する必要があるため
		武器購入に係る契約の一部変更	—	令和4年度	令和7年度まで2箇年度延長	令和元年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「武器購入」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和7年度まで2箇年度延長する必要があるため
		通信機器購入	140,884,297	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	通信機器のうち艦船用通信機器等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		通信機器購入に係る契約の一部変更	—	令和4年度	令和5年度まで1箇年度延長	平成30年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「通信機器購入」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和5年度まで1箇年度延長する必要があるため
		車両購入	7,718,552	令和4年度	令和5年度以降3箇年度以内	車両のうち大型トラック等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		弾薬購入	119,719,185	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	弾薬のうち空対空誘導弾（ＡＩＭ―120）等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		諸器材購入	42,043,151	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	諸器材のうち固定翼哨戒機（Ｐ―１）用整備器材等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		武器車両等整備	301,783,668	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	武器、車両等の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		艦船建造	71,198,537	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	海洋観測艦等5隻の建造については、多くの日数を要するため
		艦船整備	141,957,087	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	艦船の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		物価の変動に伴う民間資金等活用船舶維持管理運営に係る限度額の増額	255,256	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	平成27年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「民間資金等活用船舶維持管理運営」に基づいて実行した船舶の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

官　報（号外）

		航空機購入	176,434,414	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	戦闘機（F―35A）等13機、固定翼哨戒機（P―1）用機体構成品等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		特定防衛調達航空機購入	1,809,660	令和4年度	令和7年度以降3箇年度以内	特定防衛調達により行う輸送機（C―2）及び電波情報収集機（RC―2）用機体構成品の購入については、その生産に多くの日数を要するため
		航空機整備	647,314,990	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	航空機の整備については、その修理又は部品の生産若しくは輸入に多くの日数を要するため
		特定防衛調達航空機整備	12,807,175	令和4年度	令和4年度以降6箇年度以内	特定防衛調達により行う航空機の整備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		提供施設移設整備	477,457,484	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	普天間飛行場ほか7箇所の施設の移設工事については、多くの日数を要するため
		提供施設移設整備に係る契約の一部変更	―	令和4年度	令和5年度まで1箇年度延長	令和2年度一般会計国庫債務負担行為（事項）「提供施設移設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和5年度まで1箇年度延長する必要があるため
	地方防衛局	競争導入公共サービス施設管理運営業務	164,599	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	5,865	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	34,145	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地方防衛局施設整備	204,467	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	さいたま新都心合同庁舎2号館の施設の整備については、多くの日数を要するため
	防衛装備庁	研究開発	264,784,343	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	研究開発のうち次期戦闘機等の試作に必要な資材等の生産又は研究については、多くの日数を要するため
		防衛通信衛星整備等支援業務	167,568	令和4年度	令和5年度	防衛通信衛星の整備等に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		装備品取得等効率化推進業務	826,630	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	装備品取得等効率化推進業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		自衛隊施設整備	19,067,654	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	次世代装備研究所庁舎ほか11箇所の施設の整備については、多くの日数を要するため
		サイバーセキュリティ対策支援業務	47,021	令和4年度	令和5年度	サイバーセキュリティ対策に係る支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

令和四年度一般会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進する一方、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成長と分配の好循環を実現するため成長戦略、分配戦略などに基づき予算を重点配分しつつ、東日本大震災を始め各地の災害からの復興・創生や防災・減災、国土強靱化等に対応するとともに、現下の国際情勢に的確に対応し、国家の安全保障の確保に必要な予算を講じるため、いわゆる「十六か月予算」の考え方で、令和三年度補正予算と一体として、編成されたものである。

歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して〇・七パーセント増の六十七兆三千七百四十六億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を六兆六千七百十億円下回る三十六兆九千二百六十億円で、公債依存度は三十四・三パーセントとなっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1　租税及印紙収入	六五、二三五、〇〇〇百万円

成長と分配の好循環の実現に向けて、多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化するとともに、スタートアップと既存企業の協働によるオープンイノベーションを更に促進するための措置を講ずるなど、所要の税制改正を行うこととしている。

2　官業益金及官業収入	五〇、九二二百万円
3　政府資産整理収入	二五一、七一六百万円
4　雑収入	五、〇七九、六四一百万円
5　公債金	三六、九二六、〇〇〇百万円
(1)　公債金	六、二五一、〇〇〇百万円
(2)　特例公債金	三〇、六七五、〇〇〇百万円
6　前年度剰余金受入	五三、一四六百万円
計	一〇七、五九六、四二五百万円

歳出

1　社会保障関係費	三六、二七三、五四二百万円
(1)　年金給付費	一二、七六四、〇七二百万円
(2)　医療給付費	一二、〇九二、五〇六百万円
(3)　介護給付費	三、五八〇、二五七百万円
(4)　少子化対策費	三、一〇九、四一六百万円
(5)　生活扶助等社会福祉費	四、一七五、八六七百万円
(6)　保健衛生対策費	四七五、六〇二百万円
(7)　雇用労災対策費	七五、八二三百万円

令和四年度診療報酬・薬価等改定等の様々な改革努力を積み重ねることにより、社会保障関係費の実質的な伸びは対前年度四千四百億円程度の増加となり、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針に沿ったものになっている。また、「新しい経済政策パッケージ」（平成二十九年十二月八日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針二〇一九」（令和元年六月二十一日閣議決定）等を踏まえ、令和元年十月の消費税率の引上げによる増収分を活用し、社会保障の充実を実施することとしている。

2　文教及び科学振興費	五、三九〇、一一六百万円
(1)　義務教育費国庫負担金	一、五〇一、四六七百万円
(2)　科学技術振興費	一、三七八、七六五百万円
(3)　文教施設費	七四、三二九百万円
(4)　教育振興助成費	二、三一三、八五二百万円
(5)　育英事業費	一二一、七〇三百万円

教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、所要額を計上している。

3　国債費	二四、三三九、二八五百万円
4　恩給関係費	一二二、一四九百万円
(1)　文官等恩給費	五、四五二百万円
(2)　旧軍人遺族等恩給費	一〇八、八六七百万円
(3)　恩給支給事務費	七二六百万円
(4)　遺族及び留守家族等援護費	七、一〇五百万円
5　地方交付税交付金	一五、六五五、八三九百万円

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額十五兆九千三百十四億円から、平成二十年度、二十一年度、二十八年度及び令和元年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和二十五年法律第二百十一号）等に基づき、令和四年度分の交付税の総額から減額することとされている額二千九百十億円を控除し、加算することとされている額百五十四億円を加えた額を計上している。

6　地方特例交付金　二二六、七〇〇百万円

交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特例交付金及び新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金を交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7　防衛関係費　五、三六八、七二五百万円

平成三十年十二月十八日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成三十一年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成三十一年度～平成三十五年度）について」等を踏まえ、多次元統合防衛力の構築に向けて、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努めることとしている。

8　公共事業関係費　六、〇五七、五二三百万円

(1)　治山治水対策事業費　九五〇、七三七百万円
(2)　道路整備事業費　一、六六五、九八六百万円
(3)　港湾空港鉄道等整備事業費　三九八、七八三百万円
(4)　住宅都市環境整備事業費　七二九、九三二百万円
(5)　公園水道廃棄物処理等施設整備費　一六一、九一一百万円
(6)　農林水産基盤整備事業費　六〇八、〇五二百万円
(7)　社会資本総合整備事業費　一、三九七、三〇一百万円
(8)　推進費等　六七、五七三百万円
(9)　災害復旧等事業費　七七、二四八百万円

防災・減災対策におけるソフト対策の強化や新技術の活用による老朽化対策の効率化といった観点を踏まえつつ、防災・減災、国土強靱化の取組への重点化を実施するほか、人口減少に対応した広域的なコンパクト・プラス・ネットワークの推進や生産性向上・成長力強化につながるインフラ整備を進める観点から、メリハリ付けを強化することとしている。

9　経済協力費　五一〇、五四七百万円

ＯＤＡ事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10　中小企業対策費　一七一、二六七百万円

取引適正化対策や事業再生・事業承継支援に資金の重点的な配分を図るとともに、デジタル化をはじめ生産性向上に向けた支援など、現下の中小企業・小規模事業者を取り巻く経営課題に対応するために必要な額を計上する一方、中小企業・小規模事業者に対する貸出動向等を踏まえた政策金融に要する経費を減額することとしている。

11　エネルギー対策費　八七五、六四二百万円

「第六次エネルギー基本計画」（令和三年十月二十二日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12　食料安定供給関係費　一、二七〇、一二一百万円

「食料・農業・農村基本法」（平成十一年法律第百六号）の基本理念として掲げられている食料の安定供給の確保に資する諸施策を実施するために必要な経費を計上している。

13　その他の事項経費　五、八三四、九六八百万円

14　新型コロナウイルス感染症対策予備費　五、〇〇〇、〇〇〇百万円

今後の新型コロナウイルス感染症の状況や経済動向を踏まえ、必要な対策を講じるため、計上することとしている。

15　予備費　五〇〇、〇〇〇百万円

計　一〇七、五九六、四二五百万円

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ及び日本共産党から、それぞれ、「令和四年度一般会計予算、令和四年度特別会計予算及び令和四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和四年二月二十一日

予算委員長　根本　匠

衆議院議長　細田　博之殿

令和四年度特別会計予算

右

国会に提出する。

令和四年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和４年度特別会計予算

予算総則

（歳入歳出予算）

第１条　次に掲げる各特別会計の令和４年度歳入歳出予算は、「甲号歳入歳出予算」に掲げるとおりとする。

内閣府、総務省及び財務省所管	交付税及び譲与税配付金
財務省所管	地震再保険
	国債整理基金
	外国為替資金
財務省及び国土交通省所管	財政投融資
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管	エネルギー対策
厚生労働省所管	労働保険
内閣府及び厚生労働省所管	年金
農林水産省所管	食料安定供給
	国有林野事業債務管理
経済産業省所管	特許
国土交通省所管	自動車安全
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省所管	東日本大震災復興

（繰越明許費）

第２条　各特別会計において、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「丙号繰越明許費」に掲げるとおりとする。

（国庫債務負担行為）

第３条　各特別会計において、「財政法」第15条第１項の規定により令和４年度において国が債務を負担する行為は、「丁号国庫債務負担行為」に掲げるとおりとする。

（歳入歳出予算等の内訳）

第４条　「特別会計に関する法律」第５条第２項の規定により、各特別会計の「歳入歳出予定計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」は、別に添付する。

（国債整理基金特別会計における日本銀行引受公債の限度額）

第５条　国債整理基金特別会計において、「財政法」第５条ただし書の規定により政府が令和４年度において発行する公債を日本銀行に引き受けさせることができる金額は、同行の保有する公債の借換えのために必要な金額とする。

（災害復旧等国庫債務負担行為の限度額）

第６条　自動車安全特別会計空港整備勘定において、「財政法」第15条第２項の規定により令和４年度において災害復旧その他緊急の必要がある場合に国が債務を負担する行為の限度額は、2,000,000千円とする。

（借入金等の限度額）

第７条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第13条第２項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額	
交付税及び譲与税配付金		29,612,295,408千円
食料安定供給	国営土地改良事業勘定	800,000
国有林野事業債務管理		334,700,000
自動車安全	空港整備勘定	164,500,000

２　エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定における「特別会計に関する法律」の規定による借入金及び証券の限度額は、1,498,700,000千円とする。

３　エネルギー対策特別会計原子力損害賠償支援勘定における「特別会計に関する法律」の規定による借入金及び証券の限度額は、11,211,900,000千円とする。

４　食料安定供給特別会計食糧管理勘定における「特別会計に関する法律」第136条第１項の規定による証券の限度額は、323,760,000千円とする。

（一時借入金等の限度額）

第８条　次の表の左欄に掲げる各特別会計の「特別会計に関する法律」第15条第２項及び第83条第２項の規定による一時借入金、融通証券及び繰替金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

特別会計	限度額	
交付税及び譲与税配付金		29,612,295,408千円
国債整理基金		10,000,000,000
外国為替資金		195,000,000,000
エネルギー対策	エネルギー需給勘定	1,488,300,000
	原子力損害賠償支援勘定	3,079,600,000
労働保険	雇用勘定	1,300,000,000
年金	健康勘定	1,452,416,212

食料安定供給	食糧管理勘定	323,760,000
国有林野事業債務管理		96,200,000
特許		874,000
自動車安全	空港整備勘定	10,000,000
東日本大震災復興		650,000,000

2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定における「財政融資資金法」第９条第２項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額は、15,000,000,000千円とする。

（翌年度における国債の整理又は償還のための借換国債発行の限度額）

第９条　国債整理基金特別会計において、「特別会計に関する法律」第47条第１項の規定により令和４年度において翌年度における国債の整理又は償還のため借換国債を発行することができる限度額は、20,000,000,000千円とする。

2　前項に規定する借換国債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（財政投融資特別会計財政融資資金勘定における公債発行の限度額）

第10条　財政投融資特別会計財政融資資金勘定において、「特別会計に関する法律」第62条第２項の規定による令和４年度において公債を発行することができる限度額は、25,000,000,000千円とする。ただし、第19条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額したときは、その増額した金額の範囲内において、公債発行の限度額を増額することができる。

2　前項に規定する公債で外貨をもって支払われるもの（以下「外貨公債」という。）がある場合における同項の限度額の規定の適用については、当該外貨公債の外貨表示の額面金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、令和２年10月１日から令和３年９月30日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額によるものとする。この場合において、当該外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が、前段の規定により算出して得た額を上回るとき又は下回るときは、それぞれの差増額又は差減額に相当する金額を前項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合には、当該増額された後の限度額）に減算又は加算した金額を同項の限度額とする。

3　第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（同項ただし書の規定により限度額が増額された場合及び前項後段の規定により減算又は加算された場合には、当該増額及び減算又は加算された後の限度額）に加算した金額を第１項の限度額とする。

（エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定の電源開発促進税収入の各対策への帰属）

第11条　「特別会計に関する法律」の規定により、電源立地対策に充てるため令和４年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、同法に規定する同勘定への繰入相当額（同年度の電源開発促進税収入については、375分の161を基礎として算出）のうち、同年度の電源立地対策に要する費用と電源立地対策に係る令和３年度の決算上の剰余金見込額（令和２年度の決算上の剰余金から令和３年度への繰越金及び令和３年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額並びに令和３年度の剰余金の見込額の合算額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

2　「特別会計に関する法律」の規定により、電源利用対策に充てるため令和４年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、同法に規定する同勘定への繰入相当額（同年度の電源開発促進税収入については、375分の146を基礎として算出）のうち、同年度の電源利用対策に要する費用と電源利用対策に係る令和３年度の決算上の剰余金見込額（令和２年度の決算上の剰余金から令和３年度への繰越金及び令和３年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

3　「特別会計に関する法律」の規定により、原子力安全規制対策に充てるため令和４年度にエネルギー対策特別会計電源開発促進勘定に繰り入れる金額は、同法に規定する同勘定への繰入相当額（同年度の電源開発促進税収入については、375分の68を基礎として算出）のうち、同年度の原子力安全規制対策に要する費用と原子力安全規制対策に係る令和３年度の決算上の剰余金見込額（令和２年度の決算上の剰余金から令和３年度への繰越金及び令和３年度予算の歳入に計上した金額を控除した金額をいう。）及び雑収入の見込額の合算額との差額に相当する金額とする。

（決算上の剰余金の一般会計の歳入への繰入れ）

第12条　「特別会計に関する法律」第８条第２項の規定により令和４年度において外国為替資金特別会計から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、1,424,482,911千円とする。

2　「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第34条第２項の規定により令和４年度において食料安定供給特別会計漁船再保険勘定から一般会計の歳入に繰り入れる金額は、1,957,024千円とする。

（東日本大震災復興特別会計における公債発行の限度額）

第13条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第４項の規定により令和４年度において公債を発行することができる限度額は、171,600,000千円とする。

2　前項に規定する公債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額に加算した金額を限度額とする。

（復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲）

第14条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第72条第４項の規定による復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲は、次に掲げるとおりとする。

特別会計	款	項
国債整理基金	配当金収入	東日本大震災復興配当金収入
	運用収入	東日本大震災復興運用収入
	雑収入	東日本大震災復興雑収入
東日本大震災復興	他会計より受入	特別会計より受入
	公共事業費負担金収入	公共事業費負担金収入
	災害等廃棄物処理事業費負担金収入	災害等廃棄物処理事業費負担金収入
	雑収入	事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入
		貸付金等回収金収入
		雑収入

2　前項に規定するもののほか、東日本大震災復興特別会計においては、「平成23年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律」第９条第３項の規定による特定原子力損害の賠償請求権その他の国が有する原子力損害に係る請求権若しくは求償権の行使による収入その他原子力事故に起因する収入又は復興費用に関連して発生する貸付金等回収金収入、雑納付金、弁償及返納金等があった場合においては、当該収入は、前項に規定する復興費用及び償還費用の財源に充てる収入の範囲に属するものとする。

（復興費用の範囲）

第15条　「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第５項の規定による復興費用の範囲は、「甲号歳入歳出予算」における東日本大震災復興特別会計の歳出（復興債費（復興債償還費用に限る。）を除く。）に掲げるとおりとする。

（日本電信電話株式会社の株式の処分限度数）

第16条　財政投融資特別会計投資勘定において、「日本電信電話株式会社等に関する法律」第７条の規定により令和４年度に処分することができる日本電信電話株式会社の株式の限度数は、92,925,448株とする。ただし、株式の分割又は併合があった場合は、分割又は併合の比率（二以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって処分することができる株式の限度数とする。

（利子補給契約の限度額）

第17条　東日本大震災復興特別会計において、「東日本大震災復興特別区域法」第44条第２項の規定による令和４年度の利子補給契約に係る同年度以降７箇年度間を通ずる利子補給金の総額の限度は、862,728千円とする。

（再保険契約の限度額）

第18条　地震再保険特別会計において、「地震保険に関する法律」第３条第３項の規定による令和４年度の１回の地震等により支払うべき再保険金の総額の限度は、11,775,100,000千円とする。

（財政融資資金の長期運用予定額）

第19条　令和４年度における「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第２条第１項に規定する財政融資資金の長期運用予定額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。ただし、「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（仮称）となった場合には、第14号左欄の「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とあるのは「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（仮称）」と読み替えるものとする。

区分	長期運用予定額
（国）	
1　エネルギー対策特別会計	10,400,000千円
2　食料安定供給特別会計	800,000
3　自動車安全特別会計	164,500,000
（政府関係機関）	
4　沖縄振興開発金融公庫	221,700,000
5　株式会社日本政策金融公庫	4,792,700,000
6　株式会社国際協力銀行	401,000,000
7　独立行政法人国際協力機構	523,700,000
（独立行政法人等）	
8　日本私立学校振興・共済事業団	22,100,000
9　国立研究開発法人森林研究・整備機構	4,900,000
10　国立研究開発法人科学技術振興機構	4,888,900,000
11　独立行政法人福祉医療機構	856,500,000
12　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	237,000,000
13　独立行政法人水資源機構	1,400,000
14　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	300,000
15　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	51,100,000
16　独立行政法人日本学生支援機構	584,900,000
17　独立行政法人国立病院機構	11,100,000
18　独立行政法人都市再生機構	512,400,000

19　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000
20　独立行政法人住宅金融支援機構	34,900,000
21　国立研究開発法人国立成育医療研究センター	1,000,000
22　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	200,000
23　全国土地改良事業団体連合会	900,000
24　株式会社日本政策投資銀行	300,000,000
（地方公共団体）	
25　地方公共団体	2,626,400,000

2　前項第７号に規定する独立行政法人国際協力機構への長期運用予定額は、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力業務に充てられるものを予定している。

3　予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により第１項第４号から第25号までの各号に掲げる区分ごとの長期運用予定額の増額を必要とする特別の事由があるときは、当該各号に定める金額のそれぞれ100分の50に相当する金額の範囲内において、当該長期運用予定額を増額することができる。ただし、当該各号の増額の合計額が当該各号に定める金額の合計額の100分の25に相当する金額を超えてはならない。

（歳入歳出予算の弾力条項等）

第20条　次の表の左欄に掲げる各特別会計において、「特別会計に関する法律」第７条第１項の規定により、当該特別会計の目的に照らして中欄に掲げる事由により経費を増額する必要がある場合であって、右欄に掲げる事由により当該経費に充てるべき収入の増加を確保することができるときは、当該確保することができる金額を限度として、当該経費を増額することができる。

特別会計	経費増額事由	収入増加事由
1　交付税及び譲与税配付金	地方譲与税譲与金に必要な経費の不足	地方揮発油税、石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量税、航空機燃料税及び特別とん税の収入の増加
2　地震再保険	再保険金に必要な経費の不足	再保険金支払に必要な積立金からの受入金、借入金その他の収入の増加
3　国債整理基金	債務償還費、利子等に必要な経費の不足	国債の償還金、利子並びに発行及び償還に関する諸費の支出に充てるための他会計からの受入金の増加
	前年度発行の償還期間１年以下の公債の償還に必要な経費の不足	借換国債の発行による公債金収入の増加
	予見し難い市場環境の変化への対応等に伴う公債の買入消却に必要な経費の不足	13,000,000,000千円を限度とする借換国債の発行による公債金収入の増加
	株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加
4　財政投融資	財政融資資金勘定における預託金利子に必要な経費の不足	特別会計の積立金等の受入資金の増加等に伴う収入の増加
	財政融資資金勘定における第19条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合の財政融資資金への繰入れに必要な経費の不足	第10条第１項ただし書の規定を適用した場合の公債金収入の増加
	財政融資資金勘定における第19条第３項の規定により財政融資資金の長期運用予定額を増額した場合、外貨公債の発行に係る本邦通貨による収入額が第10条第２項前段の規定により算出した金額を下回る場合及び第10条第１項に規定する公債（外貨公債を除く。）の発行価格が額面金額を下回る場合の公債の利子及び発行に必要な経費の不足	第10条第１項ただし書、第２項後段及び第３項の規定を適用した場合の公債金収入の増加に伴う運用利殖金収入等の増加
	投資勘定における株式売払いに必要な経費の不足	株式売払いによる収入の増加
5　エネルギー対策	電源開発促進勘定における諸支出金に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
6　労働保険	労災勘定における保険給付又は雇用勘定における失業等給付及び育児休業給付に必要な経費の不足	徴収勘定より受入の額のうち純保険料に相当する金額の増加
	雇用勘定における失業等給付及び職業訓練受講給付金に必要な経費の不足	「雇用保険法」の規定による一般会計からの受入金の増加
	雇用勘定における予見し難い経済事情の変動による雇用安定事業に直接必要な経費の不足	雇用安定資金からの歳入組入れによる収入の増加

	雇用勘定における新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用安定事業に直接必要な経費の不足	「雇用保険法」の規定による一般会計からの受入金の増加
	徴収勘定における石綿健康被害救済事業交付金に必要な経費の不足	一般拠出金収入の増加
	徴収勘定における他勘定への繰入れに必要な経費の不足	保険料収入の増加
7　年　金	国民年金勘定における特別障害給付金給付又は福祉年金給付に必要な経費の不足	一般会計からの受入金の増加
	国民年金勘定における国民年金給付又は厚生年金勘定における保険給付に必要な経費の不足	保険料収入のうち純保険料に相当する金額の増加
	健康勘定における保険料等交付金に必要な経費の不足	保険料収入の増加
8　食料安定供給	食糧管理勘定における1,565千トンを限度とする「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第４条の規定による食糧買入費に必要な経費の不足	当該買入費に充てるための「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」第43条及び「飼料需給安定法」第５条の規定による食糧売払代の収入の増加
	農業再保険勘定及び漁船再保険勘定における再保険金又は漁業共済保険勘定における保険金に必要な経費の不足	再保険料収入又は保険料収入の増加
	国営土地改良事業勘定における事業のため直接必要な経費の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）の増加
9　国有林野事業債務管理	借入金の利子に充てるための国債整理基金特別会計への繰入れに必要な経費の不足	借入金の利子に充てるための一般会計からの受入金の増加
10　特　許	工業所有権に関する事務量の増加のため直接必要な経費の不足	特許料等収入の増加
11　自動車安全	保障勘定における保障金に必要な経費の不足	賦課金収入の増加
	自動車検査登録勘定における検査、登録又は指定の件数の増加に伴う事務量の増加のため直接必要な経費の不足	検査登録手数料収入の増加
	空港整備勘定における事業のため直接必要な経費（その他の収入を充てる場合には、災害復旧に必要な経費に限る。）の不足	一般会計からの受入金（当該受入金に関連して増加する収入を含む。）又は借入金を除くその他の収入の増加

2　第２条の規定によるもののほか、前項第８号及び第11号による経費の増額を行った場合であって、かつ、一般会計からの受入金が防災・減災対策等強化事業推進費及び北海道特定特別総合開発事業推進費からの受入金である場合には、当該増額に係る経費については、事業の性質上その実施に相当の期間を要し、かつ、事業が本年度内に終わらない場合にも引き続いて実施する必要があるものであり、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地の関係、補償処理の困難、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合もあるため、「財政法」第14条の３の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費とする。

（東日本大震災復興特別会計における予算の移替え等）

第21条　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等による職務権限の変更等に伴い、予算の執行に関し、「甲号歳入歳出予算」、「丙号繰越明許費」及び「丁号国庫債務負担行為」における所管及び組織の区分によることができない場合においては、所管若しくは組織の設置、廃止若しくは名称の変更を行い、又は所管若しくは組織の間において予算の移替えをすることができる。

2　東日本大震災復興特別会計において、行政組織に関する法令の改廃等に伴い、その予算の所管、組織又は項に用いられている行政機関の名称が実際の行政機関の名称と対応しないことになった場合においても、その所管、組織又は項に係る予算は、その目的の実質に従い、そのまま執行することができる。

第22条　東日本大震災復興特別会計において、所管復興庁、組織復興庁の東日本大震災復興支援対策費、原子力災害復興再生支援事業費、内閣共通費、法務省共通費、文部科学省共通費、農林水産省共通費、環境省共通費、地域活性化等復興政策費、治安復興政策費、治安復興事業費、消費生活復興政策費、生活基盤行政復興政策費、生活基盤行政復興事業費、法務行政復興政策費、財務行政復興事業費、教育・科学技術等復興政策費、教育・科学技術等復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費、社会保障等復興政策費、社会保障等復興事業費、農林水産業復興政策費、農林水産業復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人水産研究・教育機

構運営費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費、経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費、東日本大震災復興国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費、東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費、住宅・地域公共交通等復興政策費、環境保全復興政策費、環境保全復興事業費、東日本大震災復興事業費、東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費、東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費、東日本大震災災害復旧等事業費、東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費及び東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費の項に係る予算を使用する場合においては、その実施にあたる各省各庁所管の当該組織にその必要とする予算の移替えをすることができる。

（予算の移用）

第23条　「財政法」第33条第１項ただし書の規定により移用することができる場合は、第１表から第４表までに掲げる各特別会計の各項の経費の金額を当該各項の間において相互に移用する場合とする。

第１表　特別会計の各項の間の移用

特別会計	移用することができる項
外国為替資金	各項

第２表　特別会計の一部の勘定の項の間の移用

特別会計	勘定	移用することができる項
財政投融資	財政融資資金	各項
エネルギー対策	エネルギー需給	燃料安定供給対策費、エネルギー需給構造高度化対策費、事務取扱費、諸支出金及び国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	電源開発促進	電源立地対策費、電源利用対策費、原子力安全規制対策費、事務取扱費及び諸支出金の各項
労働保険	労災	労働安全衛生対策費、保険給付費、職務上年金給付費年金特別会計へ繰入、職務上年金給付費等交付金、社会復帰促進等事業費、仕事生活調和推進費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、業務取扱費、施設整備費及び保険料返還金等徴収勘定へ繰入の各項
	雇用	労使関係安定形成促進費、男女均等雇用対策費、中小企業退職金共済等事業費、個別労働紛争対策費、職業紹介事業等実施費、地域雇用機会創出等対策費、高齢者等雇用安定・促進費、失業等給付費、育児休業給付費、就職支援法事業費、職業能力開発強化費、若年者等職業能力開発支援費、障害者職業能力開発支援費、技能継承・振興推進費、業務取扱費、施設整備費、育児休業給付資金へ繰入、保険料返還金等徴収勘定へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入の各項
	徴収	業務取扱費、保険給付費等財源労災勘定へ繰入、失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入及び諸支出金の各項
年金	基礎年金、国民年金、厚生年金、健康、子ども・子育て支援	各項
	業務	業務取扱費、社会保険オンラインシステム費及び日本年金機構運営費の各項
食料安定供給	食糧管理	食糧買入費と食糧管理費
	国営土地改良事業	土地改良事業費と土地改良事業工事諸費
自動車安全	保障	保障費及び再保険及保険費の各項と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入
	自動車検査登録	業務取扱費と施設整備費
	自動車事故対策	自動車事故対策費と業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入

	空港整備	空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費、沖縄空港整備事業費及び航空路整備事業費の各項と空港等整備事業工事諸費
		空港整備事業費、北海道空港整備事業費、離島空港整備事業費及び沖縄空港整備事業費の各項と航空路整備事業費

第３表　特別会計の一部の項の間の移用

特別会計	移用することができる項
特許	事務取扱費と施設整備費

第４表　東日本大震災復興特別会計における一部の項の間の移用

特別会計	所管	組織	移用することができる項
東日本大震災復興	復興庁	復興庁	東日本大震災復興事業費と東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費

（俸給予算等の制限）

第24条　俸給予算の執行に当たっては、歳入歳出予定計算書に掲げる各特別会計の職員予算定員及び俸給額表によるものとし、当該経費の金額の範囲内であっても、当該定員の増加又は俸給額の増額をみだりに行ってはならない。

甲号　歳入歳出予算

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金	他会計より受入		16,078,595,052	地方交付税交付金	16,890,656,182
			一般会計より受入	15,936,652,404	地方特例交付金	226,700,000
			財政投融資特別会計より受入	50,000,000	交通安全対策特別交付金	53,505,630
			東日本大震災復興特別会計より受入	91,942,648	地方譲与税譲与金	2,597,802,500
		租税		4,262,700,000	事務取扱費	264,650
			地方法人税	1,712,700,000	諸支出金	326,491
			地方揮発油税	222,500,000	国債整理基金特別会計へ繰入	30,183,195,408
			石油ガス税	5,000,000	予備費	2,600,000
			特別法人事業税	2,004,400,000		
			自動車重量税	291,600,000		
			航空機燃料税	15,200,000		
			特別とん税	11,300,000		
		借入金		29,612,295,408		
			借入金	29,612,295,408		
		雑収入		1,985		
			雑収入	1,985		

官報（号外）

		前年度剰余金受入		1,465,543,579		
			前年度剰余金受入	1,464,547,464		
			東日本大震災復興前年度剰余金受入	996,115		
		合計		51,419,136,024	合計	49,955,050,861
財務省	地震再保険	再保険料収入		81,617,959	再保険費	109,940,861
			再保険料収入	81,617,959	事務取扱費	88,832
		雑収入		28,412,234	予備費	500
			雑収入	28,412,234		
		合計		110,030,193	合計	110,030,193
	国債整理基金	他会計より受入		92,353,458,980	国債整理支出	241,735,989,200
			他会計より受入	92,333,090,103	復興債整理支出	4,055,493,700
			東日本大震災復興他会計より受入	20,368,877		
		租税		112,600,000		
			たばこ特別税	112,600,000		
		公債金		152,940,381,987		
			公債金	149,081,480,324		
			復興借換公債金	3,858,901,663		
		資産処分収入		172,107,637		
			東日本大震災復興株式売払収入	172,107,637		
		配当金収入		3,972,392		
			東日本大震災復興配当金収入	3,972,392		
		運用収入		29,986,148		
			運用収入	29,864,426		
			東日本大震災復興運用収入	121,722		
		雑収入		178,975,756		
			雑収入	178,954,347		
			東日本大震災復興雑収入	21,409		
		合計		245,791,482,900	合計	245,791,482,900
	外国為替資金	外国為替等売買差益		161,025,000	事務取扱費	3,158,160
			外国為替等売買差益	161,025,000	諸支出金	348,074,791
		運用収入		2,329,606,733	融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	747
			運用収入	2,329,606,733	国債整理基金特別会計へ繰入	496,251,843

		雑収入		560	予備費	300,000,000
			雑収入	560		
		合計		2,490,632,293	合計	1,147,485,541
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	資金運用収入		1,014,335,934	財政融資資金へ繰入	25,000,000,000
			運用利殖金収入	1,014,335,934	事務取扱費	5,934,084
		公債金		25,000,000,000	諸支出金	257,337,748
			公債金	25,000,000,000	公債等事務取扱費一般会計へ繰入	106,387
		財政融資資金より受入		22,001,225,689	国債整理基金特別会計へ繰入	22,591,732,183
			財政融資資金より受入	22,001,225,689	予備費	60,000
		他勘定より受入		34,339		
			投資勘定より受入	34,339		
		雑収入		46,889,845		
			雑収入	46,889,845		
		合計		48,062,485,807	合計	47,855,170,402
	投資勘定	運用収入		293,139,809	産業投資支出	326,200,000
			償還金収入	5,000,000	事務取扱費	118,627
			利子収入	94,248	地方公共団体金融機構納付金収入財政融資資金勘定へ繰入	34,339
			納付金	66,925,079	一般会計へ繰入	270,038,011
			配当金収入	184,151,184	地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	50,000,000
			出資回収金収入	36,969,298	国債整理基金特別会計へ繰入	114
		資産処分収入		183,397,569	産業投資予備費	70,000,000
			株式売払収入	183,397,569		
		雑収入		2,550		
			雑収入	2,550		
		前年度剰余金受入		239,851,163		
			前年度剰余金受入	239,851,163		
		合計		716,391,091	合計	716,391,091
	特定国有財産整備勘定	国有財産処分収入		13,976,375	特定国有財産整備費	22,065,853
			国有財産売払収入	13,976,375	事務取扱費	457,163

官報（号外）

		雑収入		99,706	予備費	10,000
			雑収入	99,706		
		前年度剰余金受入		39,470,357		
			前年度剰余金受入	39,470,357		
		合計		53,546,438	合計	22,533,016
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	他会計より受入		539,544,000	燃料安定供給対策費	244,279,568
			一般会計より受入	539,544,000	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	38,800,000
		石油証券及借入金収入		1,498,700,000	エネルギー需給構造高度化対策費	328,609,480
			石油証券及借入金収入	1,498,700,000	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	142,230,804
		備蓄石油売払代		20,377,709	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	17,298,386
			備蓄石油売払代	20,377,709	事務取扱費	7,718,377
		雑収入		27,626,445	諸支出金	200
			雑収入	27,626,445	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	8
		前年度剰余金受入		150,521,077	国債整理基金特別会計へ繰入	1,454,822,408
			前年度剰余金受入	150,521,077	予備費	3,010,000
		合計		2,236,769,231	合計	2,236,769,231
	電源開発促進勘定	他会計より受入		293,947,088	電源立地対策費	159,383,941
			電源立地対策財源一般会計より受入	143,301,992	電源利用対策費	16,553,405
			電源利用対策財源一般会計より受入	108,728,189	原子力安全規制対策費	26,506,505
			原子力安全規制対策財源一般会計より受入	41,916,907	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	93,358,241
		雑収入		984,969	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	284,524
			雑収入	984,969	事務取扱費	25,838,711
		前年度剰余金受入		27,503,687	諸支出金	417
			前年度剰余金受入	27,503,687	予備費	510,000
		合計		322,435,744	合計	322,435,744

		原子力損害賠償支援勘定	原子力損害賠償支援資金より受入		4,646,741	事務取扱費	982
				原子力損害賠償支援資金より受入	4,646,741	国債整理基金特別会計へ繰入	11,216,818,331
			原子力損害賠償支援証券及借入金収入		11,211,900,000		
				原子力損害賠償支援証券及借入金収入	11,211,900,000		
			原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入		10		
				原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	10		
			雑収入		538		
				雑収入	538		
			前年度剰余金受入		272,024		
				前年度剰余金受入	272,024		
			合計		11,216,819,313	合計	11,216,819,313
	厚生労働省	労働保険 労災勘定	保険収入		1,051,362,333	労働安全衛生対策費	27,172,338
				他勘定より受入	862,115,454	保険給付費	764,558,448
				一般会計より受入	8,140	職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	6,040,744
				未経過保険料受入	21,996,343	職務上年金給付費等交付金	5,013,907
				支払備金受入	167,242,396	社会復帰促進等事業費	137,743,864
			運用収入		101,230,852	独立行政法人労働者健康安全機構運営費	11,220,887
				運用収入	101,230,852	独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	1,824,689
			独立行政法人納付金		28,135	仕事生活調和推進費	10,899,754
				独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	28,135	中小企業退職金共済等事業費	1,559,613
			雑収入		22,201,583	独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	126,102
				雑収入	22,201,583	個別労働紛争対策費	1,974,969
						業務取扱費	64,616,929
						施設整備費	1,273,016
						保険料返還金等徴収勘定へ繰入	37,722,335
						予備費	6,300,000
			合計		1,174,822,903	合計	1,078,047,595

官報（号外）

	雇用勘定	保険収入		2,302,523,910	労使関係安定形成促進費	369,345
			他勘定より受入	2,246,983,061	男女均等雇用対策費	15,573,436
			一般会計より受入	55,540,849	中小企業退職金共済等事業費	5,924,211
		積立金より受入		1,264,401,500	独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	28,964
			積立金より受入	1,264,401,500	個別労働紛争対策費	1,974,946
		運用収入		4,676	職業紹介事業等実施費	80,306,322
			運用収入	4,676	地域雇用機会創出等対策費	763,689,904
		独立行政法人納付金		372,260	高齢者等雇用安定・促進費	210,360,055
			独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	8,529	失業等給付費	1,379,553,826
			独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	363,731	育児休業給付費	729,994,563
		雑収入		26,358,837	就職支援法事業費	25,337,307
			雑収入	26,358,837	職業能力開発強化費	60,778,542
					若年者等職業能力開発支援費	3,358,979
					独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	65,148,967
					独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	2,000,463
					障害者職業能力開発支援費	1,634,397
					技能継承・振興推進費	3,616,793
					独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,573,670
					業務取扱費	119,753,948
					施設整備費	3,842,091
					育児休業給付資金へ繰入	37,486,000
					保険料返還金等徴収勘定へ繰入	26,302,454
					国債整理基金特別会計へ繰入	52,000
					予備費	55,000,000
		合計		3,593,661,183	合計	3,593,661,183

	徴収勘定	保険収入		3,107,448,638	業務取扱費	35,939,864
			保険料収入	3,107,259,332	保険給付費等財源労災勘定へ繰入	862,115,454
			印紙収入	189,306	失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	2,246,983,061
		他会計より受入		231,444	諸支出金	41,444,831
			一般会計より受入	231,444	予備費	100,000
		一般拠出金収入		4,041,877		
			一般拠出金収入	4,041,877		
		他勘定より受入		64,024,789		
			他勘定より受入	64,024,789		
		雑収入		1,651,494		
			雑収入	1,651,494		
		前年度剰余金受入		9,184,968		
			前年度剰余金受入	9,184,968		
		合計		3,186,583,210	合計	3,186,583,210
内閣府及び厚生労働省	年金					
	基礎年金勘定	拠出金等収入		25,554,152,565	基礎年金給付費	27,109,283,728
			拠出金等収入	25,553,794,834	基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	450,161,297
			運用収入	357,731	諸支出金	653,887
		積立金より受入		2,102,820,904	予備費	108,000,000
			積立金より受入	2,102,820,904		
		雑収入		11,125,443		
			雑収入	11,125,443		
		合計		27,668,098,912	合計	27,668,098,912
	国民年金勘定	保険収入		3,219,708,990	特別障害給付金給付費	2,514,692
			保険料収入	1,147,776,219	福祉年金給付費	9,050
			一般会計より受入	1,911,398,784	国民年金給付費	320,807,163
			基礎年金勘定より受入	160,532,864	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,360,494,041
			運用収入	1,123	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	66,420,560
		積立金より受入		361,196,088	諸支出金	60,321,939
			積立金より受入	361,196,088	予備費	1,300,000

官報（号外）

		独立行政法人納付金		230,138,063		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	227,610,368		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	2,527,695		
		雑収入		801,315		
			雑収入	801,315		
		前年度剰余金受入		22,989		
			前年度剰余金受入	22,989		
		合計		3,811,867,445	合計	3,811,867,445
	厚生年金勘定	保険収入		47,738,067,580	保険給付費	24,431,960,272
			保険料収入	32,607,889,824	実施機関保険給付費等交付金	4,764,683,440
			一般会計より受入	10,246,797,283	基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	19,803,492,397
			労働保険特別会計より受入	6,040,744	年金相談事業費等業務勘定へ繰入	192,386,813
			基礎年金勘定より受入	220,468,396	諸支出金	49,614,836
			存続厚生年金基金等徴収金	977,230	予備費	96,000,000
			解散厚生年金基金等徴収金	114,110,986		
			実施機関拠出金収入	4,493,526,271		
			存続組合等納付金	48,238,093		
			運用収入	18,753		
		積立金より受入		878,932,780		
			積立金より受入	878,932,780		
		独立行政法人納付金		708,144,990		
			年金積立金管理運用独立行政法人納付金	662,400,000		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	45,744,990		
		雑収入		12,992,408		
			雑収入	12,992,408		
		合計		49,338,137,758	合計	49,338,137,758

	健康勘定	保険収入		10,932,714,398	保険料等交付金	10,910,268,563
			保険料収入	10,926,635,859	業務取扱費等業務勘定へ繰入	32,322,408
			一般会計より受入	5,786,519	諸支出金	5,415,823
			日雇拠出金収入	292,020	国債整理基金特別会計へ繰入	1,452,416,212
		運用収入		10		
			運用収入	10		
		独立行政法人納付金		69,861		
			業務勘定より受入	69,861		
		借入金		1,446,629,693		
			借入金	1,446,629,693		
		雑収入		2,350		
			雑収入	2,350		
		前年度剰余金受入		21,006,694		
			前年度剰余金受入	21,006,694		
		合計		12,400,423,006	合計	12,400,423,006
	子ども・子育て支援勘定	拠出金収入		651,989,037	児童手当等交付金	1,258,773,224
			事業主拠出金収入	651,989,037	子ども・子育て支援推進費	1,626,519,266
		他会計より受入		2,492,016,226	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	370,114,778
			一般会計より受入	2,492,016,226	業務取扱費	10,698,507
		積立金より受入		63,731,056	諸支出金	217,350
			積立金より受入	63,731,056	予備費	7,500,000
		雑収入		6,747,963		
			雑収入	6,747,963		
		前年度剰余金受入		59,338,843		
			前年度剰余金受入	59,338,843		
		合計		3,273,823,125	合計	3,273,823,125
	業務勘定	他会計より受入		107,547,435	業務取扱費	40,941,115
			一般会計より受入	107,547,435	社会保険オンラインシステム費	67,089,363
		他勘定より受入		292,888,653	日本年金機構運営費	311,028,741
			他勘定より受入	292,888,653	独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	72,171

官報(号外)

		特別保健福祉事業資金より受入		17,664	一般会計へ繰入	17,664
			特別保健福祉事業資金より受入	17,664	予備費	12,000
		独立行政法人納付金		57,997		
			独立行政法人福祉医療機構納付金	57,997		
		雑収入		9,661,553		
			雑収入	9,661,553		
		前年度剰余金受入		8,987,752		
			前年度剰余金受入	8,987,752		
		合計		419,161,054	合計	419,161,054
農林水産省	食料安定供給					
	農業経営安定勘定	他勘定より受入		124,186,326	農業経営安定事業費	274,212,321
			食糧管理勘定より受入	124,186,326	事務取扱費業務勘定へ繰入	66,013
		他会計より受入		106,090,599	予備費	100,000
			一般会計より受入	106,090,599		
		独立行政法人納付金		17,463,358		
			独立行政法人農畜産業振興機構納付金	17,463,358		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		前年度剰余金受入		26,638,031		
			前年度剰余金受入	26,638,031		
		合計		274,378,334	合計	274,378,334
	食糧管理勘定	食糧売払代		466,394,035	食糧買入費	453,267,909
			食糧売払代	466,394,035	食糧管理費	37,710,871
		輸入食糧納付金		434,438	交付金等他勘定へ繰入	135,042,539
			輸入食糧納付金	434,438	融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	1
		他会計より受入		113,100,000	国債整理基金特別会計へ繰入	204,527,677
			一般会計より受入	113,100,000	予備費	85,000,000
		食糧証券収入		323,760,000		
			食糧証券収入	323,760,000		

		雑収入		11,860,524		
			雑収入	11,860,524		
		合計		915,548,997	合計	915,548,997
	農業再保険勘定	農業再保険収入		73,913,765	農業再保険費及交付金	73,611,152
			再保険料	947,986	事務取扱費業務勘定へ繰入	923,622
			一般会計より受入	63,767,387	予備費	18,000,000
			前年度繰越資金受入	9,198,392		
		積立金より受入		19,065,774		
			積立金より受入	19,065,774		
		雑収入		1,538		
			雑収入	1,538		
		合計		92,981,077	合計	92,534,774
	漁船再保険勘定	漁船再保険収入		8,000,403	漁船再保険費及交付金	6,583,150
			再保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	476,663
			一般会計より受入	7,031,273	予備費	100,000
			前年度繰越資金受入	969,120		
		積立金より受入		99,923		
			積立金より受入	99,923		
		雑収入		77		
			雑収入	77		
		合計		8,100,403	合計	7,159,813
	漁業共済保険勘定	漁業共済保険収入		12,739,396	漁業共済保険費及交付金	22,795,169
			保険料	10	事務取扱費業務勘定へ繰入	115,219
			一般会計より受入	10,587,487	国債整理基金特別会計へ繰入	1,170,176
			前年度繰越資金受入	2,151,899	予備費	100,000
		借入金		11,700,000		
			借入金	11,700,000		
		雑収入		20		
			雑収入	20		
		合計		24,439,416	合計	24,180,564
	業務勘定	他勘定より受入		12,437,730	事務取扱費	12,238,251
			他勘定より受入	12,437,730	予備費	200,000
		雑収入		521		
			雑収入	521		
		合計		12,438,251	合計	12,438,251

官報（号外）

	国営土地改良事業勘定	他会計より受入		5,911,000	土地改良事業費	6,228,030
			一般会計より受入	5,911,000	土地改良事業工事諸費	899,970
		土地改良事業費負担金等収入		7,517,807	土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	1,420,547
			土地改良事業費負担金収入	7,517,807	東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	30
		借入金		800,000	東日本大震災復興土地改良事業費負担金等収入東日本大震災復興特別会計へ繰入	766
			借入金	800,000	国債整理基金特別会計へ繰入	5,621,464
		雑収入		118,572	予備費	200,000
			雑収入	118,572		
		前年度剰余金受入		23,428		
			前年度剰余金受入	23,428		
		合計		14,370,807	合計	14,370,807
	国有林野事業債務管理	他会計より受入		19,948,504	国債整理基金特別会計へ繰入	354,648,504
			一般会計より受入	19,948,504		
		借入金		334,700,000		
			借入金	334,700,000		
		合計		354,648,504	合計	354,648,504
経済産業省	特許	特許料等収入		148,629,656	独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	10,761,811
			特許印紙収入	82,543,441	事務取扱費	132,833,586
			特許料等収入	66,086,215	施設整備費	10,289,381
		他会計より受入		17,599	予備費	200,000
			一般会計より受入	17,599		
		雑収入		252,984		
			雑収入	252,984		
		前年度剰余金受入		40,874,947		
			前年度剰余金受入	40,874,947		
		合計		189,775,186	合計	154,084,778

国土交通省	自動車安全保障勘定	保障事業収入		1,378,927	保障費	1,397,948
			賦課金収入	1,378,927	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	802,919
		積立金より受入		282,443	再保険及保険費	145,338
			積立金より受入	282,443	予備費	60,000
		雑収入		414,149		
			雑収入	414,149		
		前年度剰余金受入		61,019,927		
			前年度剰余金受入	61,019,927		
		合計		63,095,446	合計	2,406,205
	自動車検査登録勘定	検査登録手数料収入		33,904,459	独立行政法人自動車技術総合機構運営費	2,532,205
			検査登録印紙収入	20,305,343	独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	1,290,852
			検査登録手数料収入	13,599,116	業務取扱費	37,087,792
		他会計より受入		274,661	施設整備費	1,291,834
			一般会計より受入	274,661	予備費	150,000
		他勘定より受入		1,190,239		
			他勘定より受入	1,190,239		
		雑収入		455,865		
			雑収入	455,865		
		前年度剰余金受入		16,885,426		
			前年度剰余金受入	16,885,426		
		合計		52,710,650	合計	42,352,683
	自動車事故対策勘定	積立金より受入		7,630,005	自動車事故対策費	6,243,261
			積立金より受入	7,630,005	独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,637,590
		他会計より受入		5,400,000	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	441,000
			一般会計より受入	5,400,000	業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	387,320
		償還金収入		449,000		
			償還金収入	449,000		
		独立行政法人納付金収入		111,409		
			独立行政法人自動車事故対策機構納付金収入	111,409		
		雑収入		1,118,757		
			雑収入	1,118,757		
		合計		14,709,171	合計	14,709,171

官報（号外）

	空港整備勘定	空港使用料収入		93,260,316	空港等維持運営費	149,430,905
			空港使用料収入	93,260,316	空港整備事業費	118,776,435
		他会計より受入		31,522,157	北海道空港整備事業費	11,732,928
			一般会計より受入	31,522,157	離島空港整備事業費	2,137,160
		地方公共団体工事費負担金収入		7,621,703	沖縄空港整備事業費	11,489,831
			地方公共団体工事費負担金収入	7,621,703	航空路整備事業費	28,771,810
		借入金		164,500,000	空港整備事業資金貸付金	7,599,000
			借入金	164,500,000	成田国際空港整備事業資金貸付金	15,400,000
		償還金収入		9,095,232	北海道空港整備事業資金貸付金	5,828,000
			償還金収入	9,095,232	地域公共交通維持・活性化推進費	1,472,705
		受託工事納付金収入		36,000	空港等整備事業工事諸費	1,700,945
			受託工事納付金収入	36,000	受託工事費	36,000
		空港等財産処分収入		3,581	空港等災害復旧事業費	288,000
			空港等財産処分収入	3,581	国債整理基金特別会計へ繰入	33,343,238
		雑収入		42,891,309	予備費	330,000
			雑収入	42,891,309		
		前年度剰余金受入		39,406,659		
			前年度剰余金受入	39,406,659		
		合計		388,336,957	合計	388,336,957

所管	特別会計	歳入			歳出	
		款	項	金額(千円)	所管・組織・項	金額(千円)
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	租税		428,000,000	復興庁	578,953,491
			復興特別所得税	428,000,000	復興庁	578,953,491
		他会計より受入		82,932,092	復興庁共通費	5,975,351
			一般会計より受入	82,931,326	東日本大震災復興支援対策費	12,167,860
			特別会計より受入	766	原子力災害復興再生支援事業費	81,440,628
		公債金		171,600,000	新しい東北施策推進費	329,006
			復興公債金	171,600,000	内閣共通費	42,867

		公共事業費負担金収入		86,208	法務省共通費	86,840
			公共事業費負担金収入	86,208	文部科学省共通費	280,463
		災害等廃棄物処理事業費負担金収入		67,313	農林水産省共通費	106,025
			災害等廃棄物処理事業費負担金収入	67,313	環境省共通費	5,671,534
		雑収入		158,588,840	地域活性化等復興政策費	10,172,041
			事故由来放射性物質汚染対処費回収金収入	149,706,154	治安復興政策費	49,318
			貸付金等回収金収入	1,348,241	治安復興事業費	253,883
			雑収入	7,534,445	消費生活復興政策費	279,000
					生活基盤行政復興政策費	347,706
					生活基盤行政復興事業費	132,589
					法務行政復興政策費	84,836
					財務行政復興事業費	200,000
					教育・科学技術等復興政策費	8,117,321
					教育・科学技術等復興事業費	34,558
					東日本大震災復興国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	1,978,488
					社会保障等復興政策費	8,311,445
					社会保障等復興事業費	1,936,949
					農林水産業復興政策費	16,896,165
					農林水産業復興事業費	5,860,009
					東日本大震災復興国立研究開発法人水産研究・教育機構運営費	181,554
					経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費	27,477,369

官　報（号外）

					経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費	2,426,482
					東日本大震災復興国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費	579,040
					東日本大震災復興独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	450,923
					住宅・地域公共交通等復興政策費	899,384
					環境保全復興政策費	134,655,934
					環境保全復興事業費	204,827,082
					東日本大震災復興事業費	41,160,340
					東日本大震災復興港湾整備事業工事諸費	8,787
					東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費	29,660
					東日本大震災災害復旧等事業費	5,475,100
					東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費	22,900
					東日本大震災復興河川等災害復旧事業工事諸費	4,054
					総　務　省	91,942,648
					総　務　本　省	91,942,648
					地方交付税交付金	91,942,648
					財　務　省	170,378,314
					財　務　本　省	170,378,314
					復　興　債　費	20,378,314
					復興加速化・福島再生予備費	150,000,000
		合　計		841,274,453	合　計	841,274,453

丙号　繰越明許費

所管	特別会計	事項
財務省	地震再保険	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
	外国為替資金	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
財務省及び国土交通省	財政投融資	
	財政融資資金勘定	（項）事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
	投資勘定	（項）産業投資支出のうち 出資金（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構出資金、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資金、株式会社脱炭素化支援機構（仮称）出資金、株式会社日本政策投資銀行出資金、株式会社海外需要開拓支援機構出資金、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構出資金及び株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構出資金に限る。） 事務取扱費のうち 情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
	特定国有財産整備勘定	（項）特定国有財産整備費 事務取扱費のうち 庁費（建物及び工作物解体撤去費に限る。）
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策	
	エネルギー需給勘定	（項）燃料安定供給対策費のうち 国家備蓄石油増強対策事業費 石油天然ガス基礎調査等委託費 石油資源開発技術等研究調査等委託費 国家備蓄石油管理等委託費（施設等整備事業費及び備蓄石油放出対策事業費に限る。） 産油国等連携強化促進事業費補助金（石油天然ガス権益・安定供給確保資源国関係強化支援事業費及び産炭国石炭採掘・保安技術移転事業費に限る。） 石油精製合理化対策事業費等補助金（石油供給構造高度化事業費に限る。） 石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金（石油製品販売業環境保全対策事業費、過疎地等石油製品流通体制整備事業費、災害時社会的重要インフラ自衛的燃料備蓄推進事業費及び地域燃料供給体制構築支援事業費に限る。） 石油資源採掘対策事業費補助金（国内石油天然ガス地質調査事業費に限る。） 石油貯蔵施設立地対策等交付金 エネルギー需給構造高度化対策費　のうち 非化石エネルギー等導入促進対策調査等委託費（宇宙太陽光発電無線送受電技術高効率化研究開発事業費及び超高温利用水素大量製造技術実証事業費に限る。） エネルギー使用合理化設備導入促進対策調査等委託費（エネルギー使用合理化技術開発等事業費、海洋鉱物資源開発資源量評価・生産技術等調査事業費、エネルギーインフラ海外展開事業実施可能性調査事業費、省エネルギー等国際標準獲

事業費、脱炭素化・先導的廃棄物処理システム実証事業費、脱炭素復興まちづくり推進事業費、洋上風力発電導入促進実証等事業費、地域共創・分野横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業費、脱炭素化革新的触媒技術開発・実証事業費、脱炭素型ライフスタイル転換促進事業費、潮流発電地域脱炭素化モデル構築事業費、空港脱炭素化促進事業費、ライフスタイル変革促進脱炭素社会構築事業費、物流分野二酸化炭素削減対策促進事業費及び地域共生型地熱利活用方策等検討事業費に限る。）

非化石エネルギー等導入促進対策費補助金（地熱発電資源量調査・理解促進事業費、風力発電送電網整備実証事業費、固定価格買取制度等賦課金特例制度施行事業費、クリーンエネルギー自動車導入促進事業費、燃料電池自動車普及促進水素ステーション整備事業費、エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費、福島県再生可能エネルギー導入促進支援事業費、地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費、水力発電導入加速化事業費、災害時強靱性向上天然ガス利用設備導入支援事業費、需要家主導太陽光発電導入促進事業費及び洋上風力発電人材育成事業費に限る。）

エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（休廃止鉱山鉱害防止エネルギー使用合理化事業費、エネルギーインフラ海外展開事業実施可能性調査事業費、エネルギー使用合理化技術開発等事業費、先進的省エネルギー投資促進支援事業費、住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費、内航船革新的運航効率化実証事業費及び新技術サプライチェーン全

得・普及促進事業費、鉱物資源開発推進探査等事業費及び休廃止鉱山坑廃水処理高度化技術調査事業費に限る。）

温暖化対策調査等委託費（地球温暖化・資源循環対策等調査事業費、二国間クレジット取得等インフラ整備調査事業費及び二酸化炭素貯留適地調査事業費に限る。）

二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費（二国間オフセット・クレジット制度構築・実施等事業費、エネルギー起源二酸化炭素排出削減技術評価・検証事業費、二国間オフセット・クレジット制度推進衛星検証技術高度化事業費、二酸化炭素回収・貯留脱炭素社会推進事業費、再生可能エネルギー等活用水素社会推進事業費、循環産業戦略的国際展開海外二酸化炭素削減支援事業費、環境配慮型再生可能エネルギー導入情報整備事業費、温室効果ガス排出管理デジタルガバメント構築事業費、脱炭素イノベーション地域循環共生圏構築事業費、脱炭素社会プラスチック等資源循環システム構築実証事業費、革新的新素材等普及展開加速化事業費、浮体式洋上風力発電地域脱炭素化ビジネス促進事業費、脱炭素型金属リサイクルシステム早期社会実装化実証事業費、地域脱炭素化気候変動対策基盤整備事業費、再生可能エネルギー導入持続可能レジリエント地域社会実現支援事業費、革新的省二酸化炭素型感染症対策技術等実用化加速実証事業費、配送拠点等エネルギーステーション化地域貢献型脱炭素物流等構築事業費、離島再生可能エネルギー主力化・レジリエンス強化実証事業費、地域再生可能エネルギー主力化・レジリエンス強化促進

体輸送効率化推進事業費に限る。）				事業費、住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化等促進事業費及びライフスタイル変革促進脱炭素社会構築事業費に限る。）
一酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入補助事業費、業務用施設等省二酸化炭素促進事業費、物流分野二酸化炭素削減対策促進事業費、脱フロン社会構築型業務用冷凍空調機器省エネルギー化推進事業費、低炭素型イーゼルトラック普及加速化事業費、循環産業戦略的国際展開海外二酸化炭素削減支援事業費、省エネルギー型大型漁化槽システム導入推進事業費、廃棄物処理施設先進的設備導入推進等事業費、脱炭素イノベーション地域循環共生圏構築事業費、電動化対応トラック・バス導入加速事業費、脱炭素社会プラスチック等資源循環システム構築実証事業費、地域再生可能エネルギー主力化・レジリエンス強化促進事業費、ラーンショップ等エネルギーサービス化地域貢献型脱炭素物流等構築事業費、革新的新素材等普及展開加速化事業費、廃棄物エネルギー有効活用マルチベネフィット達成促進事業費、地域レジリエンス・脱炭素化同時実現避難施設等自立分散型エネルギー設備等導入推進事業費、再生可能エネルギー導入持続社会実現支援事業費、地域社会構築リース促進脱炭素事業費、再生可能エネルギー等活用水素社会推進事業費、革新的省二酸化炭素型感染症対策技術等実用化加速実証事業費、工場・事業場先導的脱炭素化取組推進事業費、脱炭素社会構築資源循環高度化設備導入促進事業費、脱炭素化設備導入促ち創・分野横断型カーボンニュートラル技術開発・実証事業費、空港・港湾・海				業費及び交付金 非化石エネルギー等技術開発費補助金 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金
				事　務　取　扱　費のうち情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
		電　源　開　発　促　進　勘　定	（項）	電　源　立　地　対　策　費のうち電源立地等推進対策補助金（特別電源所在県科学技術振興事業費に限る。）
				電源立地等推進対策交付金（放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金、調整等立地地域特別交付金、原子力発電施設立地地域共生交付金、核燃料サイクル関係推進交付金、福島特定原子力施設地域振興交付金、原子力施設等立地地域交付金、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金、広報・調査等交付金に限る。）
				電源立地地域対策交付金等事務費交付金 電　源　立　地　対　策　費のうち放射性廃棄物処分基準調査等委託費（低レベル放射性廃棄物処分技術開発事業費、高レベル放射性廃棄物等地層処分技術開発事業費及び放射性廃棄物共通技術調査等事業費に限る。）
				軽水炉等改良技術確証試験等委託費（原子力システム研究開発事業費、原子力利用状況等調査事業費、原子力安全性向上共通基盤整備技術開発事業費、高速炉炉心・燃料・材料等開発事業費及び原子力産業基盤強化事業費に限る。）
				原子力発電関連技術開発費等補助金

官　報（号外）

				産業医学助成費補助金（産業医養成施設整備費に限る。）
				社会復帰促進等事業費のうち
				施設施工旅費
				施設施工庁費
				施設整備費
				労災疾病臨床研究事業費補助金
				独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費
				業務取扱費のうち
				情報処理業務庁費（政府情報システム整備費及び労働基準行政システム改修費に限る。）
				施設整備費
		雇用勘定	（項）	高齢者等雇用安定・促進費のうち
				施設施工旅費
				施設施工庁費
				施設整備費
				職業能力開発強化費のうち
				職業能力開発校設備整備費等補助金（公共職業能力開発施設等整備費に限る。）
				独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費
				業務取扱費のうち
				情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
				施設整備費
		徴収勘定	（項）	業務取扱費のうち
				情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
	内閣府及び厚生労働省	年金		
		子ども・子育て支援勘定	（項）	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費のうち
				子ども・子育て支援施設整備交付金
				ウラン探鉱支援事業費等補助金
				原子力安全規制対策費のうち
				原子力災害影響調査等委託費
				原子力施設等防災対策等委託費（環境放射能水準調査事業費、海洋環境放射能総合評価事業費、発電炉設計審査分野規制研究事業費、原子力施設外部事象等安全規制研究事業費、原子力施設地質構造等調査・研究事業費、避難指示区域等環境放射線モニタリング推進事業費、廃炉作業安全研究事業費、大規模噴火プロセス等知見整備研究事業費、航空機モニタリング運用技術確立等事業費、燃料破損規制高度化研究事業費、実機材料等経年劣化評価・検証事業費及び重大事故発生時放射性物質放出規制高度化研究事業費に限る。）
				原子力災害対策事業費補助金
				原子力施設等防災対策等交付金
				国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費
				事務取扱費のうち
				情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
				原子力安全業務庁費（原子力施設外部事象等安全規制研究経費、原子力施設地質構造等調査・研究経費、大規模噴火プロセス等知見整備研究経費及び燃料破損規制高度化研究経費に限る。）
厚生労働省	労働保険	労災勘定	（項）	労働安全衛生対策費のうち
				施設施工旅費
				施設施工庁費
				施設整備費

		業務取扱費のうち			中小企業等知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金及びスタートアップ国際権利化支援事業費補助金に限る。）
		情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）			施設整備費
	業務勘定	（項）業務取扱費のうち	国土交通省	自動車安全	
		庁費（さいたま新都心合同庁舎２号館発光ダイオード照明設備整備費及び北海道厚生局移転関係経費に限る。）		自動車検査登録勘定	（項）独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費
		情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）			業務取扱費のうち
		社会保険オンラインシステム費のうち			情報処理業務庁費（政府情報システム整備費及び次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発費に限る。）
		社会保険オンラインシステム業務庁費（年金給付システム改修費、オープンシステム化経費及び社会保障・税番号管理システム開発費に限る。）			施設整備費
				自動車事故対策勘定	（項）独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費
農林水産省	食料安定供給			空港整備勘定	（項）空港等維持運営費のうち
	食糧管理勘定	（項）食糧買入費のうち			情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
		食糧買入費（輸入米等買入費、輸入食糧麦等買入費及び輸入飼料買入費に限る。）			空港整備事業費
					北海道空港整備事業費
					離島空港整備事業費
	業務勘定	（項）事務取扱費のうち			沖縄空港整備事業費
		情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）			航空路整備事業費
					空港整備事業資金貸付金
	国営土地改良事業勘定	（項）土地改良事業費			成田国際空港整備事業資金貸付金
		土地改良事業工事諸費のうち			北海道空港整備事業資金貸付金
		超過勤務手当			地域公共交通維持・活性化推進費
		日額旅費			空港等整備事業工事諸費のうち
		情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）			超過勤務手当
		工事雑費			日額旅費
経済産業省	特許	（項）事務取扱費のうち			情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）
		情報処理業務庁費（政府情報システム整備費に限る。）			工事雑費
		成果重視事業特許事務機械化庁費（特許事務総合機械化開発費、特許庁システム管理費及び特許庁システム整備費に限る。）			受託工事費
					空港等災害復旧事業費

官報（号外）

所管	特別会計	所管・組織・事項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁 復興庁 (項) 原子力災害復興再生支援事業費 のうち 施設施工旅費 施設施工庁費 福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費 新産業創出等研究開発委託費 施設整備費 不動産購入費 福島再生加速化交付金 環境省共通費のうち 移転費 地域活性化等復興政策費 のうち 避難指示区域入域管理等委託費(物理的防護措置実施経費に限る。) 被災者生活再建支援金補助金 治安復興政策費のうち 警察通信機器整備費 治安復興事業費 消費生活復興政策費 生活基盤行政復興政策費 のうち 情報通信基盤災害復旧事業費補助金 情報通信技術利活用事業費補助金 緊急消防援助隊活動費負担金 生活基盤行政復興事業費 のうち 消防防災設備災害復旧費補助金 消防防災施設災害復旧費補助金

所管	特別会計	所管・組織・事項
		教育・科学技術等復興政策費 のうち 私立学校施設災害復旧都道府県事務費交付金 教育・科学技術等復興事業費 社会保障等復興事業費 のうち 社会福祉施設等災害復旧費補助金 農林水産業復興政策費 のうち 国有林野森林整備・保全管理費 森林整備・保全調査等委託費(森林・林業再生実証等事業費及び放射性物質対処型林業再生対策事業費に限る。) 森林整備・保全地方公共団体事業費補助金 水源林復興促進対策費補助金 漁業経営安定対策事業費補助金(漁業経営体質強化機器設備導入支援事業費に限る。) 漁業経営安定対策地方公共団体事業費補助金 共同利用漁船等復旧支援対策費補助金 共同利用小型漁船建造費補助金 農林水産業再生支援交付金 農林水産業復興事業費 経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興政策費 のうち 地域経済産業活性化対策委託費(原子力災害被災事業者自立等支援事業費に限る。)

		地域経済産業活性化対策費補助金（原子力災害被災事業者自立等支援事業費に限る。）			特定復興拠点整備業務補償金
		経済・産業及エネルギー安定供給確保等復興事業費　のうち			放射性物質汚染廃棄物処理業務補償金
		中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金			放射線量低減処理業務補償金
		住宅・地域公共交通等復興政策費　のうち			環境保全復興事業費
		ブルーツーリズム推進支援事業費補助金			東日本大震災復興事業費　のうち
		環境保全復興政策費　のうち			国営追悼・祈念施設整備費
		放射線量低減処理業務庁費			農業水利施設放射性物質対策事業費
		環境放射線測定等庁費（リアルタイム線量システム更新経費に限る。）			森林環境保全整備事業費
		環境保全調査費（放射性物質汚染廃棄物処理費に限る。）			農業生産基盤整備事業調査費
		災害等廃棄物処理事業費			治山事業費補助
		特定復興拠点整備事業費			森林環境保全整備事業費補助
		放射性物質汚染廃棄物処理事業費			水源林造成事業費補助
		放射性物質除去土壌等管理調査費			農業生産基盤整備事業調査費補助
		放射性物質汚染廃棄物処理業務委託費			循環型社会形成推進交付金
		放射性物質汚染廃棄物処理業務地方公共団体委託費			農山漁村地域整備交付金
		放射性物質測定調査委託費			社会資本整備総合交付金
		放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金（農林業系廃棄物処理等事業費に限る。）			東日本大震災復興国営追悼・祈念施設整備事業工事諸費　のうち
		放射線量低減対策特別緊急事業費補助金			超過勤務手当
					東日本大震災災害復旧等事業費
					東日本大震災復興農業施設災害復旧事業等工事諸費

丁号　国庫債務負担行為

所管	特別会計	事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
財務省	地震再保険	情報通信技術調達	1,059	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	外国為替資金	情報通信技術調達	8,611	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	42,862	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
財務省及び国土交通省	財政投融資					
	財政融資資金勘定	情報通信技術調達	288,141	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	1,349,598	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	投資勘定	情報通信技術調達	1,724	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	2,204	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	特定国有財産整備勘定	特定施設整備に係る契約の一部変更	—	令和4年度	令和5年度まで1箇年度延長	平成30年度特別会計国庫債務負担行為（事項）「特定施設整備」に基づいて実行した国庫の負担となる契約の一部を、令和4年度において変更し、当該契約による支出すべき年限を令和5年度まで1箇年度延長する必要があるため
内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省	エネルギー対策					
	エネルギー需給勘定	災害時地域エネルギー供給拠点整備事業費補助	126,060	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	災害時地域エネルギー供給拠点整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		過疎地域等石油製品流通体制整備事業費補助	937,314	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	過疎地域等石油製品流通体制整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		エネルギー消費統計調査事業	411,498	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	エネルギー消費統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特定業種石油等消費統計調査事業	24,648	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	特定業種石油等消費統計調査事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		温室効果ガス観測技術衛星等開発	2,000,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	温室効果ガス観測技術衛星等の開発については、多くの日数を要するため
		エネルギー使用合理化等事業者支援事業費補助	605,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	エネルギー使用合理化等事業者支援事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		二国間オフセット・クレジット制度活用設備導入事業費補助	18,500,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	二国間オフセット・クレジット制度を活用した設備導入事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		地域循環共生圏構築促進事業費補助	30,203,816	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	地域循環共生圏構築促進事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		情報通信技術調達	128,951	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	電源開発促進勘定	情報通信技術調達	15,603	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	6,213	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	28,120	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		統合原子力防災ネットワークシステム運用等	1,085,980	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	統合原子力防災ネットワークシステムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		原子力規制検査用解析コード利用	864	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	原子力規制検査用の解析コードの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
厚生労働省	労働保険 労災勘定	原子力発電所作業員長期的健康管理システム運用等	675,068	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	原子力発電所作業員長期的健康管理システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		石綿届出システム運用等	565,378	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	石綿届出システムの運用等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		雇用環境・均等行政情報システム運用支援業務	30,194	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	雇用環境・均等行政情報システムの運用支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		多言語電話通訳支援事業	13,594	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	多言語電話通訳支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	104,459	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

官　報（号外）

		労災特別介護施設整備	181,795	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	愛知労災特別介護施設の整備については、多くの日数を要するため
		障害者職業能力開発校施設整備	693,383	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	北海道障害者職業能力開発校及び広島障害者職業能力開発校の施設の整備については、多くの日数を要するため
		独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費補助	646,503	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	独立行政法人労働者健康安全機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		情報通信技術調達	1,258,306	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	1,035	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	50,139	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	323,874	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	197,652	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働基準行政システム改修等	7,301,826	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	労働基準行政システムの改修等については、多くの日数を要するため
		労働基準行政システム用電子計算機借入れ	493,411	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	労働基準行政システム用の電子計算機の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働基準行政システム保守等	4,334,823	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	労働基準行政システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		第三者行為災害支給調整事業	2,613,681	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	第三者行為災害支給調整事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	160,567	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	渋谷労働基準監督署及び今治労働基準監督署の施設の整備については、多くの日数を要するため
	雇用勘定	雇用環境・均等行政情報システム運用支援業務	30,194	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	雇用環境・均等行政情報システムの運用支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		多言語電話通訳支援事業	67,970	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	多言語電話通訳支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	42,672	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		ハローワークシステム用電子計算機借入れ等	38,317,796	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	ハローワークシステム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		不安定就労者就職支援事業	348,652	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	不安定就労者就職支援事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		地域雇用活性化推進事業	2,620,280	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	地域雇用活性化推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		生涯現役促進地域連携事業	316,995	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	生涯現役促進地域連携事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		総合的職業能力開発プログラム推進事業	15,326,203	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	総合的職業能力開発プログラム推進事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助	1,954,617	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が施行する施設整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		障害者職業訓練委託事業	12,943	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	障害者職業訓練委託事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報通信技術調達	2,109,909	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎機械警備	1,665	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	庁舎の機械警備については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	543,281	令和４年度	令和４年度以降４箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		車両借入れ	290,379	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		教育訓練給付制度情報管理システム用電子計算機借入れ等	543,524	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	教育訓練給付制度情報管理システム用の電子計算機の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	658,097	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	渋谷公共職業安定所ほか３件の施設の整備については、多くの日数を要するため
	徴収勘定	情報通信技術調達	75,415	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	101	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

		車両借入れ	29,287	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	車両の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	120,738	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		労働保険適用徴収システム管理業務等	2,184,016	令和4年度	令和5年度以降4箇年度以内	労働保険適用徴収システムの管理業務等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
内閣府及び厚生労働省	年金					
	子ども・子育て支援勘定	情報通信技術調達	929	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	情報通信技術調達	128,114	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		情報セキュリティ監査委託事業	69,102	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	情報セキュリティ監査委託事業については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	296,099	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	26,364	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		決済代行サービス利用	184,873	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	決済代行サービスの利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムソフトウェア等利用	8,773,869	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムのソフトウェア等の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		社会保険オンラインシステムオープンシステム化開発等	186,595,243	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	社会保険オンラインシステムの一部をオープンシステム化するための開発等については、多くの日数を要するため
農林水産省	食料安定供給					
	食糧管理勘定	輸入主要食糧買入れ	167,700,000	令和4年度	令和5年度	外国からの主要食糧の買入れについては、多くの日数を要するため
		輸入飼料買入れ	8,100,000	令和4年度	令和5年度	外国からの飼料の買入れについては、多くの日数を要するため
		米穀販売・管理業務	26,916,164	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	米穀販売・管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
	業務勘定	情報通信技術調達	81,943	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ	318	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	事務機器の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため

	国営土地改良事業勘定	かんがい排水事業				
		那珂川沿岸（二期）農業水利事業	2,470,000	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	那珂川沿岸（二期）農業水利事業については、多くの日数を要するため
		情報通信技術調達	3,996	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
経済産業省	特許	情報通信技術調達	1,179,827	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器等借入れ	206,782	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	2,796,713	令和４年度	令和５年度以降３箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		電子計算機等借入れ	18,479,563	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	電子計算機等の借入れについては、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特許庁システム管理	1,512,358	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	特許庁システムの管理については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		特許庁システム整備	10,521,015	令和４年度	令和５年度以降４箇年度以内	特許庁システムの整備については、多くの日数を要するため
		特許庁事務室移転等業務	240,214	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	特許庁事務室の移転等業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		申請書面電子化業務	160,600	令和４年度	令和５年度以降４箇年度以内	申請書面電子化業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		審査資料インターネット有料情報利用	87,557	令和４年度	令和４年度及び令和５年度	審査資料インターネット有料情報の利用については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
国土交通省	自動車安全					
	自動車検査登録勘定	情報通信技術調達	1,677,845	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス施設管理運営業務	51,823	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う施設の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	160,751	令和４年度	令和４年度以降５箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		次期審査・リコール課個別業務システム開発等	1,023,942	令和４年度	令和４年度以降３箇年度以内	次期審査・リコール課個別業務システムの開発等については、多くの日数を要するため

官報（号外）

		次期自動車登録検査業務電子情報処理システム開発等	10,414,206	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	次期自動車登録検査業務電子情報処理システムの開発等については、多くの日数を要するため
		自動車検査証出力用紙製造等	6,128,953	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	自動車検査証出力用紙の製造等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		施設整備	21,130	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	中部運輸局浜松自動車検査登録事務所の施設の整備については、多くの日数を要するため
	空港整備勘定	情報通信技術調達	5,297,211	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		庁舎管理運営業務	75,827	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	庁舎の管理及び運営業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		競争導入公共サービス空港等維持管理業務	1,177,057	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	競争を導入した公共サービスとして行う空港等維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		空港等維持管理業務	31,069,888	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	空港等維持管理業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		大型化学消防車等購入	1,055,493	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	大型化学消防車等の購入については、その生産又は輸入に多くの日数を要するため
		航空気象実況データ収集処理システム保守等	146,751	令和4年度	令和5年度以降4箇年度以内	航空気象実況データ収集処理システムの保守等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		事務機器借入れ等	47,088	令和4年度	令和4年度以降5箇年度以内	事務機器の借入れ等については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		物価の変動等に伴う民間資金等活用空港整備等事業に係る限度額の増額	415,220	令和4年度	令和4年度以降13箇年度以内	平成17年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用空港整備等事業」に基づいて実行した東京国際空港の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動等に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用航空路整備等事業に係る限度額の増額	2,124	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	平成18年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用航空路整備等事業」に基づいて実行した那覇航空交通管制部の施設の整備等に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため
		物価の変動に伴う民間資金等活用官庁施設維持管理運営に係る限度額の増額	983	令和4年度	令和4年度以降10箇年度以内	平成29年度特別会計国庫債務負担行為(事項)「民間資金等活用官庁施設維持管理運営」に基づいて実行した官庁施設の維持管理及び運営に係る国庫の負担となる契約について、物価の変動に伴いその限度額を増額する必要があるため

		空港整備	74,275,700	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	東京国際空港ほか29空港の整備については、多くの日数を要するため
		空港整備事業発注者支援業務	1,165,778	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	空港整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		空港整備事業費補助	375,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		北海道空港整備	1,755,240	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	新千歳空港ほか7空港の整備については、多くの日数を要するため
		離島空港整備事業費補助	80,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	空港整備事業については、その事業を円滑に実施するため、あらかじめその事業費を補助する旨の決定を行うことを要するため
		沖縄空港整備	1,009,520	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	那覇空港ほか3空港の整備については、多くの日数を要するため
		沖縄空港整備事業発注者支援業務	220,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	空港整備事業発注者支援業務については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		航空路整備	17,015,200	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	航空交通管制施設の整備については、多くの日数を要するため
所管	特別会計	所管・組織・事項	限度額（千円）	行為年度	国庫の負担となる年度	事由
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省	東日本大震災復興	復興庁				
		復興庁				
		情報通信技術調達	364,669	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	情報通信技術に係る調達については、複数年度にわたる契約を結ぶことを要するため
		除去土壌等仮置場等原状回復	5,659,150	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	除去土壌等仮置場等の原状回復については、多くの日数を要するため
		放射性物質汚染廃棄物埋立処分	5,272,000	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	放射性物質汚染廃棄物の埋立処分については、多くの日数を要するため
		指定廃棄物最終処分場整備	19,311,830	令和4年度	令和4年度及び令和5年度	指定廃棄物の最終処分場の整備については、多くの日数を要するため
		放射性物質除去土壌等管理施設整備	11,500,000	令和4年度	令和4年度以降3箇年度以内	放射性物質除去土壌等管理施設の整備については、多くの日数を要するため
		国営追悼・祈念施設整備	1,871,450	令和4年度	令和4年度以降4箇年度以内	両竹地区の国営追悼・祈念施設の整備については、多くの日数を要するため

令和四年度特別会計予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等十三特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、四百六十七兆二千八百二十三億九千六百万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、二百十八兆四千八百六十五億九千七百万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入(百万円)		歳出(百万円)	
五一、四一九、一三六		四九、九五五、〇五一	

歳入では、一般会計から十五兆九千三百六十六億五千二百万円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として九百十九億四千三百万円を受け入れるほか、地方法人税については、一兆七千百二十七億円を計上し、その全額から平成二十八年度地方法人税決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。歳出では、一時借入金の利子並びに令和三年度における借入金の償還及び利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金十六兆八千九百六億五千六百万円（うち、震災復興特別交付税九百二十九億三千九百万円）を計上している。

2　国債整理基金特別会計

歳入(百万円)		歳出(百万円)	
二四五、七九一、四八三		二四五、七九一、四八三	

歳入において、一般会計から二十四兆三千三百八十四億九千百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から六十七兆九千九百四十六億円、東日本大震災復興特別会計から二百三億六千九百万円をそれぞれ受け入れるほか、租税千百二十六億円、公債金百四十九兆八百十四億八千万円、復興借換公債金三兆八千五百八十九億二百万円、東日本大震災復興株式売払収入千七百二十一億八百万円、東日本大震災復興配当金収入三十九億七千二百万円、運用収入二百九十八億六千四百万円、東日本大震災復興運用収入一億二千二百万円、雑収入千七百八十九億五千四百万円及び東日本大震災復興雑収入二千百万円をそれぞれ見込んでいる。

3　外国為替資金特別会計

歳入(百万円)		歳出(百万円)	
二、四九〇、六三二		一、一四七、四八六	

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して百九十五兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成十九年法律第二十三号）第八条第二項の規定により令和三年度において生ずる決算上の剰余のうち一兆四千二百四十四億八千三百万円を令和四年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4　財政投融資特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 財政融資資金勘定	四八、〇六二、四八六	四七、八五五、一七〇
(2) 投資勘定	七一六、三九一	七一六、三九一
(3) 特定国有財産整備勘定	五三、五四六	二二、五三三

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を二十五兆円、一時借入金等の限度額を十五兆円としている。

投資勘定において、科学技術立国の実現、経済安全保障の推進等を図ることとし、三千二百六十二億円の産業投資支出を行うこととしている。

5　エネルギー対策特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) エネルギー需給勘定	二、二三六、七六九	二、二三六、七六九
(2) 電源開発促進勘定	三二二、四三六	三二二、四三六
(3) 原子力損害賠償支援勘定	一一、二一六、八一九	一一、二一六、八一九

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成二十三年法律第九十四号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6　労働保険特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) 労災勘定	一、一七四、八二三	一、〇七八、〇四八
(2) 雇用勘定	三、五九三、六六一	三、五九三、六六一
(3) 徴収勘定	三、一八六、五八三	三、一八六、五八三

労災勘定においては、保険給付費について、令和三年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として一兆三千七百九十五億五千四百万円（うち一般会計からの繰入二百十億七千百万円）を、育児休業給付の支給に要する費用として七千二百九十九億九千五百万円（うち一般会計からの繰入九十一億二千五百万円）を計上している。

7　年金特別会計

	歳　入（百万円）	歳　出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	二七、六六八、〇九九	二七、六六八、〇九九
(2) 国民年金勘定	三、八一一、八六七	三、八一一、八六七
(3) 厚生年金勘定	四九、三三八、一三八	四九、三三八、一三八
(4) 健康勘定	一二、四〇〇、四二三	一二、四〇〇、四二三
(5) 子ども・子育て支援勘定	三、二七三、八二三	三、二七三、八二三
(6) 業務勘定	四一九、一六一	四一九、一六一

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、一兆九千百十三億九千九百万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、十兆二千四百六十七億九千七百万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成二十七年度（十月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、五十七億八千七百万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当の支給に必要な所要額を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費や、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、二兆四千九百二十億千六百万円を受け入れることとしている。

以上のほか、地震再保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全、東日本大震災復興の各特別会計についても所要の措置を講じている。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ及び日本共産党から、それぞれ、「令和四年度一般会計予算、令和四年度特別会計予算及び令和四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和四年二月二十一日

予算委員長　根本　匠

衆議院議長　細田　博之殿

令和四年度政府関係機関予算

右

国会に提出する。

令和四年一月十七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

令和４年度政府関係機関予算

予　算　総　則

（収入支出予算）

第１条　次に掲げる各政府関係機関の令和４年度収入支出予算は、「甲号収入支出予算」に掲げるとおりとする。

沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社国際協力銀行
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

２　前項に規定する独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門とは、「独立行政法人国際協力機構法」第13条第１項第２号に規定する業務並びに同項第８号及び第９号並びに同条第３項に規定する業務のうち有償資金協力に係るものに関する部門をいう。

（借入金等の限度額）

第２条　次の表の左欄に掲げる公庫の「沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律」第５条第２項第１号及び第２号の規定による借入金又は債券の限度額並びに株式会社の「株式会社日本政策金融公庫法」第31条第２項第１号及び第２号の規定による借入金又は社債の限度額並びに株式会社の「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第17条、「産業競争力強化法」第21条の17第２項及び第35条第２項、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」附則第７条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の「産業競争力強化法」第39条第２項、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律」による改正後の「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」第24条第１項、「造船法」第27条第１項並びに「海上運送法」第39条の35第１項の規定による借入金の限度額は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

公庫又は株式会社	限度		額
沖縄振興開発金融公庫	政府からの借入金の総額		221,700,000千円
	政府以外の者からの借入金の総額		1,000,000
	沖縄振興開発金融公庫債券の額面総額		10,000,000
	沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の額面総額		743,000
株式会社日本政策金融公庫	国民一般向け業務	借入金の総額	2,300,000,000
		社債の額面総額	170,000,000
	農林水産業者向け業務	借入金の総額	627,000,000
		社債の額面総額	20,000,000
	中小企業者向け業務	借入金の総額	1,180,000,000
		社債の額面総額	100,000,000
	危機対応円滑化業務	借入金の総額	474,000,000
		社債の額面総額	100,000,000
	特定事業等促進円滑化業務	借入金の総額	211,700,000

２　財務大臣は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に掲げる公庫又は株式会社において事業資金又は借入金、債券及び社債により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、法令の規定に従い同項の借入金、債券及び社債のそれぞれの限度額の100分の50に相当する金額の範囲内において、当該限度額を増額することができる。

３　第１項に規定する沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券及び社債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項のそれぞれの限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

（保険契約等の限度額）

第３条　株式会社日本政策金融公庫の次の表の左欄に掲げる法律の規定による金額の限度は、令和４年度においてそれぞれ右欄に掲げるとおりとする。

根拠規定	限度額	
「株式会社日本政策金融公庫法」第31条	貸付金の総額	24,000,000千円
	「株式会社日本政策金融公庫法」別表第２第２号及び第５号に掲げる業務として行う取引において支払うことを約する金銭の額の総額	
	農林水産業者向け業務	1,850,000
	中小企業者向け業務	45,000,000
	保証金額の総額	60,500,000
	保険価額の総額	20,585,000,000
	補塡の額の総額	531,300,000
「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」第６条	保険価額の総額	86,000,000

（収入支出予算の弾力条項）

第４条　次の表の左欄に掲げる各政府関係機関において、中欄に掲げる事由により収入金額が予算額に比して増加（第１号にあっては同号に掲げる増額）するときは、財務大臣の承認を受けて、その増加する金額を限度として（第１号にあっては予算額を超えて）それぞれの右欄に掲げる経費を増額することができる。

政府関係機関	要件	経費
1　沖縄振興開発金融公庫又は株式会社日本政策金融公庫（信用保険等業務を除く。）	第２条第２項及び第３項の規定による借入金の借入れ及び債券又は社債の発行の増額	借入金及び債券又は社債の利子その他の事業量の増加に伴い直接必要な経費
2　株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	貸付業務に係る事業量の増加	貸付業務の増加に直接必要な経費

2　株式会社日本政策金融公庫信用保険等業務において、「中小企業信用保険法」、「株式会社日本政策金融公庫法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく保険金の支出が増加し、保険金の予算に不足を生ずるときは、信用保険等業務に整理された勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に相当する金額を限度として財務大臣が定める金額を増額することができる。

（流用の制限）

第５条　株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行又は独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門がその経費の金額を相互に流用し、又はその経費と他の経費との間にその金額を相互に流用する場合において、「株式会社日本政策金融公庫法」第38条第１項、「株式会社国際協力銀行法」第24条第１項又は「独立行政法人国際協力機構法」第26条第１項の規定により財務大臣の承認を受けなければならない経費は、次に掲げるとおりとする。

（１）　役職員に対して支給する給与に要する経費

（２）　交際費に要する経費

（俸給予算等の制限）

第６条　第１条に掲げる政府関係機関（独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門を除く。）は、それぞれ支出予算の範囲内であっても、役職員の定員及び給与をこの予算において予定した定員及び給与の基準を超えてみだりに増加し又は支給してはならない。

2　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門は、支出予算の範囲内であっても、役職員の給与をこの予算において予定した給与の基準を超えてみだりに支給してはならない。

（補　則）

第７条　第１条に掲げる政府関係機関が令和４年度において発行する債券若しくは社債又は借り入れる借入金で外貨をもって支払わなければならないものがあるときは、その額面総額又は元本金額は、外貨による額面総額又は元本金額を外国貨幣換算率（アメリカ合衆国通貨にあっては、令和２年10月１日から令和３年９月30日までの間における実勢相場を平均した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）をいい、アメリカ合衆国通貨以外の通貨にあっては、同期間における当該通貨のアメリカ合衆国通貨に対する市場実勢を当該為替相場をもって裁定した為替相場（その相場に１円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。ただし、１通貨単位について10円未満となる通貨にあっては、100通貨単位（10通貨単位について１円未満となる通貨にあっては、1,000通貨単位）についての値をとり、円単位未満を四捨五入する。）をいう。）により換算した金額とする。

2　前項の規定は、株式会社日本政策金融公庫が令和４年度において行う外貨をもって支払わなければならない債務の保証があるときの保証金額の総額を換算する場合に準用する。

甲号　収入支出予算

政府関係機関	収入			支出	
	款	項	金額（千円）	項	金額（千円）
沖縄振興開発金融公庫	事業益金		14,693,342	事業損金	11,647,676
		事業益金	14,693,342	予備費	150,000
	雑収入		1,960,873		
		一般会計より受入	1,931,337		
		エネルギー対策特別会計より受入	4,425		

官報（号外）

		住宅資金貸付手数料収入	7,532		
		雑収入	17,579		
	合計		16,654,215	合計	11,797,676
株式会社日本政策金融公庫					
国民一般向け業務	事業益金		273,405,217	事業損金	149,036,370
		事業益金	273,405,217	予備費	1,447,000
	雑収入		22,115,739		
		一般会計より受入	20,332,724		
		運用収入	188		
		雑収入	1,782,827		
	合計		295,520,956	合計	150,483,370
農林水産業者向け業務	事業益金		26,166,347	事業損金	39,397,904
		事業益金	26,166,347	予備費	550,000
	雑収入		18,005,543		
		一般会計より受入	17,281,130		
		東日本大震災復興特別会計より受入	9,740		
		運用収入	1,800		
		雑収入	712,873		
	合計		44,171,890	合計	39,947,904
中小企業者向け業務	事業益金		152,102,464	事業損金	80,398,799
		事業益金	152,102,464	予備費	640,000
	雑収入		20,500,282		
		一般会計より受入	14,074,000		
		エネルギー対策特別会計より受入	357		
		運用収入	148,131		
		雑収入	6,277,794		
	合計		172,602,746	合計	81,038,799
信用保険等業務	事業益金		440	事業損金	5,104,646
		事業益金	440	保険費	874,653,774
	保険料収入		246,649,613	予備費	260,000
		保険料収入	246,649,613		
	回収金		75,047,939		
		回収金	75,047,939		
	雑収入		329,457		

		運用収入	144,324		
		雑収入	185,133		
	合計		322,027,449	合計	880,018,420
危機対応円滑化業務	事業益金		124,984,533	事業損金	127,922,674
		事業益金	124,984,533	補償金	179,343,851
	補償料収入		9,484,233	利子補給金	101,944,711
		補償料収入	9,484,233	予備費	9,000
	雑収入		340,030		
		一般会計より受入	216,252		
		運用収入	122,586		
		雑収入	1,192		
	合計		134,808,796	合計	409,220,236
特定事業等促進円滑化業務	事業益金		3,821,552	事業損金	3,918,985
		事業益金	3,821,552	利子補給金	600,000
	雑収入		702,434	予備費	5,000
		一般会計より受入	102,123		
		エネルギー対策特別会計より受入	600,000		
		運用収入	1		
		雑収入	310		
	合計		4,523,986	合計	4,523,985
株式会社国際協力銀行	事業益金		611,119,989	事業損金	834,119,925
		事業益金	611,119,989	予備費	233,591
	雑収入		274,507,470		
		運用収入	3,841,203		
		雑収入	270,666,267		
	合計		885,627,459	合計	834,353,516
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門	事業益金		126,824,070	事業損金	107,712,348
		事業益金	126,824,070	予備費	140,600
	雑収入		1,966,553		
		運用収入	28,417		
		雑収入	1,938,136		
	合計		128,790,623	合計	107,852,948

令和四年度政府関係機関予算に関する報告書

一　予算の要旨

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1　沖縄振興開発金融公庫

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一六、六五四	一一、七九八

新型コロナウイルス感染症により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、新分野展開、業態転換などの事業再構築の取組や生産性向上に資する設備投資等を支援するほか、現行の「沖縄振興特別措置法」（平成十四年法律第十四号）の期限到来後の新たな沖縄振興策の初年度にあたり、政策金融の取組を推進し、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として二千九百三十億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資二十一億円を予定している。

2　株式会社日本政策金融公庫

	収　入（百万円）	支　出（百万円）
(1)	国民一般向け業務	二九五、五二一	一五〇、四八三
(2)	農林水産業者向け業務	四四、一七二	三九、九四八
(3)	中小企業者向け業務	一七二、六〇三	八一、〇三九
(4)	信用保険等業務	三二二、〇二七	八八〇、〇一八
(5)	危機対応円滑化業務	一三四、八〇九	四〇九、二二〇
(6)	特定事業等促進円滑化業務	四、五二四	四、五二四

国民一般向け業務において、新型コロナウイルス感染症により厳しい状況にある小規模事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、新分野展開、業態転換などの事業再構築の取組や生産性向上に資する設備投資等を支援するほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとしている。このため、新型コロナウイルス感染症特別貸付等を含め総額五兆八千九百六十億円（うち、小規模事業者経営改善資金貸付三千九百三十億円）の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金二十億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金二億七百万円、財政融資資金の借入れ二兆三千億円、社債の発行による収入千七百億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で十七兆七百六十七億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で六百六十億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは二百四十億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金四百七十三億二千万円を予定している。

3　株式会社国際協力銀行

収　入（百万円）	支　出（百万円）
八八五、六二七	八三四、三五四

我が国産業の国際競争力強化の観点等から、諸外国における脱炭素社会の実現に向けた取組や国際的なサプライチェーンの強靭化・再構築の取組、ポストコロナを見据えた新たな海外事業展開等を支援していくこととし、総額二兆三千億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融資特別会計投資勘定からの出資金八百五十億円、外国通貨長期借入金四百億円、財政融資資金からの借入金四千十億円、社債の発行による収入一兆八千五百六十億円及び借入金償還等△八百二十億円を予定している。

4　独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収　入（百万円）	支　出（百万円）
一二八、七九一	一〇七、八五三

開発途上地域の政府等に対して、一兆四千二百億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金四百七十億九千万円、財政融資資金からの借入金五千二百三十七億円、国際協力機構債券の発行による収入千九百八十億円及び貸付回収金等六千五百十二億千万円を予定している。

二　予算の可決理由

本予算は、最近の経済情勢等に鑑み、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、立憲民主党・無所属、国民民主党・無所属クラブ及び日本共産党から、それぞれ、「令和四年度一般会計予算、令和四年度特別会計予算及び令和四年度政府関係機関予算につき撤回のうえ編成替えを求めるの動議」が提出されたが、いずれも否決された。

右報告する。

令和四年二月二十一日

予算委員長　根本　匠

衆議院議長　細田　博之殿

地方税法等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。
令和四年一月二十八日
内閣総理大臣　岸田　文雄

地方税法等の一部を改正する法律

（地方税法の一部改正）

第一条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条の五の二第二項中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に、「第三百二十一条の八第六十項」を「第三百二十一条の八第六十二項」に、「第五十三条第七十七項」を「第五十三条第七十九項」に、「第三百二十一条の八第七十四項」を「第三百二十一条の八第七十六項」に改める。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

第二十四条第六項中「第五十三条第六十三項から第七十九項まで」を「第五十三条第六十五項から第八十一項まで」に改める。

第二十四条の二第五項の表第五十三条第五十八項の項中「第五十三条第五十八項」を「第五十三条第六十項」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定配偶者の氏名

第五十二条第二項第三号中「第六十四項第一号」を「第六十六項第一号」に改める。

第五十三条第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「、前項」を「、同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法人税法第六十九条第十六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

二　法人税法第六十九条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

第五十三条第八十項を同条第八十二項とし、同条第七十九項中「第六十七項」を「第六十九項」に、「第七十七項」を「第七十九項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に、「第六十六項」を「第六十八項」に改め、同項を同条第八十一項とし、同条第七十八項を同条第八十項とし、同条第七十七項中「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第七十六項中「第六十七項後段」を「第六十九項後段」に、「第七十四項」を「第七十六項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十五項中「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に、「第七十二項」を「第七十四項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第七十四項中「第六十七項」を「第六十九項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十三項を同条第七十五項とし、同条第七十二項中「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十一項中「第六十八項」を「第七十項」に、「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に、「第六十九項」を「第七十一項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十項中「第六十八項」を「第七十項」に、「第六十七項前段」を「第六十九項前段」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条中第六十九項を第七十一項とし、第六十八項を第七十項とし、同条第六十七項中「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第六十六項中「第六十三項本文」を「第六十五項本文」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第六十五項中「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十三項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十六項」を「第六十八項」に、「第七十八項」を「第八十項」に改め、同項ただし書中「、磁気テープ」を削り、同項を同条第六十五項とし、同条第六十二項を同条第六十四項とし、同条第六十一項中「第五十九項」を「第六十一項」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十項を同条第六十二項とし、同条第五十九項中「第六十二項」を「第六十四項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第五十八項を同条第六十項とし、同条第五十七項中「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に、「第五十項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条中第五十六項を第五十八項とし、第五十五項を第五十七項とし、同条第五十四項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十三項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十二項中「第五十四項」を「第五十六項」に、「第五十六項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十一項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十五項及び第四十六項」を「第四十七項及び第四十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に、「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十項中「第四十八項」を「第五十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条中第四十九項を第五十一項とし、第四十八項を第五十項とし、同条第四十七項中「第五十二項」を「第五十四項」に、「第五十三項又は第五十六項」を「第五十五項又は第五十八項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十

六項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十六項を同条第四十八項とし、同条第四十五項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十五項を同条第四十七項とし、同条第四十四項第一号中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同項第二号中「第六十九条第二十項」を「第六十九条第二十一項」に改め、「場合」の下に「(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三　地方法人税法第十二条第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)

第五十三条第四十四項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46　対象事業年度について前項の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第五十三条第四十三項中「この項」の下に「から第四十六項まで」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「及び第四十四項第一号」を「から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「次項から第四十四項まで」を「次項から第四十五項まで」に、「この項から第四十四項まで」を「この項から第四十六項まで」に、「この項及び第四十四項第一号」を「この項及び第四十五項第一号」に改め、「(前項の規定の適用を受けたものを除く。)」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第四十三項及び第四十四項第一号」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項の次に次の一項を加える。

41　適用事業年度について前項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第七十二条の二第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業(」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。)」を「(以下この節において「導管ガス供給業」という。)」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項に次の一号を加える。

四　ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。)を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第七十二条の二十四の二第一項及び第七十二条の二十四の七第四項において「特定ガス供給業」という。)　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第四項第一号、第七十二条の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第九項、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第四項の項中「第七十二条の二十四の七第四項」を「第七十二条の二十四の七第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二十四の七第五項第二号	特別法人以外の法人
	特別法人以外の法人(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十五第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

第七十二条の二十四の二第一項中「ガス供給業」の下に「(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。)」を加える。

第七十二条の二十四の七第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号ハ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号中「及び第四項各号(第一号ハを除く。)」を「、第四項各号に規定する率及び第五項各号」に改め、同項第二号中「及び第四項第一号ハ」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「付加価値額、資本金等の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項各号」に改め、同項に次の一号を加える。

十一　労働者協同組合連合会

第七十二条の二十四の七中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。)」を加え、同項中第一号を

削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二　各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

三　各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十五第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の二十六第四項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「同号ロ」を「同項第三号ロ」に改め、同条第八項ただし書中「又は同項第三号イ若しくはロに掲げる」を「、同項第三号イ若しくはロに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十項中「並びに同項第三号イ及びロに掲げる」を「、同項第三号イ及びロに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十一項中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改める。

第七十二条の二十九第一項及び第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の三十二第一項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第七十二条の四十一の二第一項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同条第一号又は第三号」を「同項第三号」に改める。

第七十二条の四十八の二第五項中「更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該」を削り、「同項に規定する課税標準等又は税額等」を「第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び申告書又は修正申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」に改める。

第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第七十三条の十四中第十四項を第十五項とし、第五項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　道府県は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。

第七十三条の二十四第六項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　道府県は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

第二百九十四条第八項中「第三百二十一条の八第六十項から第七十六項まで」を「第三百二十一条の八第六十二項から第七十八項まで」に改める。

第二百九十四条の二第五項の表第三百二十一条の八第五十八項の項中「第三百二十一条の八第五十八項」を「第三百二十一条の八第六十項」に改める。

第三百十二条第三項第三号中「第六十一項第一号」を「第六十三項第一号」に改める。

第三百十七条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。）の氏名

第三百十七条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　特定配偶者の氏名

第三百十七条の六第五項第二号中「、磁気テープ」を削り、同条第九項中「第三百二十一条の八第六十三項」を「第三百二十一条の八第六十五項」に改める。

第三百二十一条の八第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項」を「第四十八項」に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九条第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「、前項」を「、同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法人税法第六十九条第十六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

二　法人税法第六十九条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

三　地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

第三百二十一条の八第七十七項を同条第七十九項とし、同条第七十六項中「第六十四項」を「第六十六項」に、「第七十四項」を「第七十六項」に、「第六十項」を「第六十二項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第七十五項を同条第七十七項とし、同条第七十四項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第七十三項中「第六十四項後段」を「第六十六項後段」に、「第七十一項」を「第七十三項」に、「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第七十二項中「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に、「第六十九項」を

「第七十一項」に、「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第七十一項中「第六十四項」を「第六十六項」に、「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第七十項を同条第七十二項とし、同条第六十九項中「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第六十八項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に、「第六十六項」を「第六十八項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第六十七項中「第六十五項」を「第六十七項」に、「第六十四項前段」を「第六十六項前段」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条中第六十六項を第六十八項とし、第六十五項を第六十七項とし、同条第六十四項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第六十三項中「第六十項本文」を「第六十二項本文」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十二項中「第六十項」を「第六十二項」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十一項を同条第六十三項とし、同条第六十項中「第六十二項」を「第六十四項」に、「第六十三項」を「第六十五項」に改め、同項ただし書中「、磁気テープ」を削り、同項を同条第六十二項とし、同条中第五十九項を第六十一項とし、第五十八項を第六十項とし、同条第五十七項中「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に、「第五十項」を「第五十二項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条中第五十六項を第五十八項とし、第五十五項を第五十七項とし、同条第五十四項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第五十三項中「第五十六項」を「第五十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十二項中「第五十四項」を「第五十六項」に、「第五十六項」を「第五十八項」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十一項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十五項及び第四十六項」を「第四十七項及び第四十八項」に、「第四十七項」を「第四十九項」に、「第四十八項」を「第五十項」に、「第四十九項」を「第五十一項」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十項中「第四十八項」を「第五十項」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条中第四十九項を第五十一項とし、第四十八項を第五十項とし、同条第四十七項中「第五十二項」を「第五十四項」に、「第五十三項又は第五十六項」を「第五十五項又は第五十八項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第四十六項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十六項を同条第四十八項とし、同条第四十五項中「第四十一項及び第四十二項」を「第四十二項及び第四十三項」に改め、同項の表第四十一項の項中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十四項」を「第四十六項」に改め、同表第四十二項の項中「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同条第四十五項を同条第四十七項とし、同条第四十四項第一号中「第四十一項」を「第四十二項」に、「第四十二項」を「第四十三項」に改め、同項第二号中「第六十九条第二十項」を「第六十九条第二十一項」に改め、「場合」の下に「(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)」を加え、同項に次の一号を加える。

三　地方法人税法第十二条第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)

第三百二十一条の八第四十四項を同条第四十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

46　対象事業年度について前項の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第三百二十一条の八第四十三項中「この項」の下に「から第四十六項まで」を加え、同項を同条第四十四項とし、同条第四十二項中「及び第四十四項第一号」を「から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十一項中「次項から第四十四項まで」を「次項から第四十五項まで」に、「この項から第四十四項まで」を「この項から第四十六項まで」に、「この項及び第四十四項第一号」を「この項及び第四十五項第一号」に改め、「(前項の規定の適用を受けたものを除く。)」を削り、「申告書に添付された書類」及び「更正」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第四十三項及び第四十四項第一号」を「第四十四項から第四十六項まで」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十項の次に次の一項を加える。

41　適用事業年度について前項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

第三百四十九条の三第二項中「第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」の下に「(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「同条第五項」を「同法第二条第五項」に改める。

第三百八十二条第一項中「その旨」の下に「その他総務省令で定める事項」を加える。

第三百八十二条の二第一項中「次項、」を「以下この条、」に、「写し(当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項」を「写し(当該固定資産課税台帳の備付けが同項」に改め、「次項及び」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該部分に記載をされている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該部分又はその写しを閲覧に供することが適当でないと認められる場合には、当該部分に総務省令で定める措置を講じたもの又はその写し(当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める措置を講じたものに記録をされている事項を記載した書類)を閲覧に供することができる。

第三百八十二条の二第二項中「により固定資産課税台帳」の下に「(同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第三百八十二条の三に次のただし書を加える。

ただし、当該証明書に記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、当該証明書に総務省令で定める措置を講じたものを交付することができる。

第四百二十二条の三中「その基準年度の価格又は比準価格」の下に「その他総務省令で定める事項」を加える。

第六百二条第一項中「日（以下本項」を「日（以下この項」に、「。以下本項」を「。以下この項」に改め、同項第一号ロ中「第三十七条第四項第一号」を「第三十七条第三項第一号」に改め、同項第二号中「本項」を「この項」に、「本号」を「この号」に改める。

第七百三十四条第四項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

第七百四十七条の二第一項中「で総務省令で定めるもの」を削り、「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に改め、同項第一号中「第五十三条第六十三項」を「第五十三条第六十五項」に改め、同項第七号中「第三百二十一条の八第六十二項」を「第三百二十一条の八第六十項」に改め、同条第二項中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に改める。

第七百四十七条の三第一項中「で総務省令で定めるもの」を削り、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改め、同条第二項中「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改める。

第七百四十七条の六中「特定書面等地方税関係申告等」を「書面等地方税関係申告等」に、「特定地方税関係申告等」を「書面等以外地方税関係申告等」に改める。

第七百六十二条第二号ロ(1)中「第五十三条第六十三項及び第六十六項」を「第五十三条第六十五項及び第六十八項」に、「第三百二十一条の八第六十二項及び第六十五項」に改める。

附則第四条第一項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「に第一項」を「に同項」に改める。

附則第四条の二第一項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第七項第二号及び第十三項第二号中「に第一項」を「に同項」に改める。

附則第五条の四の二第一項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改め、同条第五項中「令和十五年度」を「令和二十年度」に、「令和三年」を「令和七年」に改め、同項第一号中「第十七項」を「第十九項」に改める。

附則第七条第三項第一号及び第十項第一号中「、性別」を削る。

附則第七条の五の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（法人の道府県民税及び市町村民税の非課税）」を付する。

附則第七条の六を削る。

附則第八条第八項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第九項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第八条の二の二第一項中「同条第四十二項」を「同条第四十三項」に、「同条第四十五項及び第四十六項」を「同条第四十七項及び第四十八項」を「第四十三項、第四十九項及び第五十項（同条第五十一項」に改め、同条第六項中「第三百二十一条の八第五十一項」を「第三百二十一条の八第五十三項」に改める。

附則第八条の五の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（事業税の非課税）」を付し、同条中「第七十二条の二十四の七第六項の」を「第七十二条の二十四の七第七項の」に、「第七十二条の二十四の七第六項に」を「第七十二条の二十四の七第七項に」に、「第七十二条の二十四の七第六項第一号」を「第七十二条の二十四の七第七項第一号」に改める。

附則第八条の六を削る。

附則第九条第十項中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「掲げる法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「第四十二条の十二の五第三項第五号」を「第四十二条の十二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、「場合」の下に「（当該事業年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第十四項及び第十五項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは、「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第十六項中「控除対象新規雇用者給与等支給増加額」を「控除対象雇用者給与等支給額」に改め、同条第十七項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に、「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」を「との合計額」に、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」を「との合計額から、当該合計額に、令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては二十分の十七を、同年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては五分の四を、同年四月一日から令和

七年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては十分の七を、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては五分の三を、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度にあつては二分の一をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して得た額」に改め、同条第十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附則第九条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に、「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附則第十条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（不動産取得税の非課税）」を付し、同条第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条を附則第十条の三とし、附則第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二　道府県は、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この条において「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の所有者があつたものとみなし、これらの家屋の取得を取得者とみなして不動産取得税を課する。

附則第十一条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）の施行の日」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第十条第二号」を「第十一条第一項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とし、同条に次の一項を加える。

18　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の二第一項に規定する医療機関の再編の事業により政令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の五第三項中「第七十三条の十四第六項に」を「第七十三条の十四第七項に」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第七十三条の十四第六項、第八項及び第九項」を「第七十三条の十四第七項、第九項及び第十項」に改め、同項の表第七十三条の十四第六項の項中「第七十三条の十四第七項」を「第七十三条の十四第八項」に改め、同表第七十三条の十四第八項及び第九項第一号、第七十三条の二十七の三第一項並びに附則第十一条第一項の項中「第七十三条の十四第八項及び第九項第一号」を「第七十三条の十四第九項及び第十項第一号」に改める。

附則第十一条の六中「第七十三条の十四第六項、第八項若しくは第九項」を「第七十三条の十四第七項、第九項若しくは第十項」に改める。

附則第十二条の二の九の次に次の一条を加える。

（国際博覧会の開催に伴う自動車税の非課税）

第十二条の二の九の二　道府県は、令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

附則第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（固定資産税等の非課税）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　市町村は、令和五年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この条において「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは第三百四十三条第八項に規定する埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二条、同項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

附則第十五条第一項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第五号中「使用する者が」を「使用する者（令和四年四月一日以後に供用が開始された同法第二条第三号に規定する公共下水道の同条第七号に規定する排水区域内の工場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限る。）が当該工場等に」に、「四分の三」を「五分の四」に、「三分の二以上六分の五以下」を「十分の七以上十分の九以下」に改め、同条第三項及び第五項中「令和三年度」を「令和五年度」に改め、同条第七項中「平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「三分の二」に改め、同条第十一項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同条中第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十九項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条中第二十一項を第二十項とし、第二十二項を第二十一項とし、同条第二十三項中「第三十一項」を「第三

十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条中第二十四項を第二十三項とし、第二十五項を第二十四項とし、第二十六項を第二十五項とし、同条第二十七項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項」に、「同条第四項第六号」を「同条第三項第六号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「この号」を「この号及び次号ハ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条中第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とし、同条第三十二項中「令和四年三月三十一日までの間に」を「令和七年三月三十一日までの間に新設した」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項及び第三十七項を削り、同条第三十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）の施行の日」に、「同法第十五条」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十五条」に改め、「三分の二」の下に「（当該土地及び償却資産のうち同法第二条第三項第八号に掲げる事業により整備する施設の用に供するものにあつては、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の三）」を加え、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項を同条第三十七項とし、同条第四十一項中「令和二年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）の施行の日」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者」を「同法第十九条第七項の規定による公告があつた同条第一項に規定する地域計画において同条第三項の規定により地図に表示された同法第四条第一項に規定する農用地等に係る同法第十九条第三項に規定する農業を担う者」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十二項を同条第三十九項とし、同条第四十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十項とし、同条中第四十一項を第四十二項とし、第四十六項を第四十三項とし、同条に次の一項を加える。

44　令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法第五十三条第一項の規定により指定された貯留機能保全区域（以下この項において「貯留機能保全区域」という。）内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の一月一日（当該指定された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

附則第十五条の二第一項中「前条第十三項若しくは第十四項」を「前条第十三項」に改め、同条第二項中「令和三年度」を「令和八年度」に、「、第十四項若しくは第二十八項」を「若しくは第二十七項」に改める。

附則第十五条の三中「令和三年度」を「令和八年度」に改める。

附則第十五条の六第一項中「昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、「第十五条の九の二第一項において同じ。）」の下に「（住宅の新築に係る都市再生特別措置法第八十八条第一項の規定による届出に係る同条第三項の規定による勧告（以下この項において「勧告」という。）を受けた者が、同条第五項の規定により当該勧告に従わなかつた旨を公表された場合における当該勧告に従わないで新築した住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一部が同項に規定する区域に含まれるものに限る。）を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改める。

附則第十五条の七第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の八第四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の九第一項、第四項及び第五項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第九項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「同年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「改修工事で」を「改修工事その他の工事で」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第十項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「同年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同条第十一項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修工事等」を「熱損失防止改修工事」に改め、同条第十二項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修等専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改める。

附則第十五条の九の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に改め、同条第五項中「平成二十年一月一日」を「平成二十六年四月一日」に、「平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に、「特定熱損失

防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同条第六項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第七項中「特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附則第十五条の十一第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十七条第六号イの表(2)中「令和四年度又は」を「令和四年度である場合であつて、当該土地が令和三年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和四年改正前の地方税法」という。）第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が」に改める。

附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十項、第十八項、第二十一項、第三十三項から第三十五項まで、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項及び第四十三項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び同条第六

託者等」に改め、「第二百三十一条の二の二の規定」の下に「又は第七百四十七条の七の規定」を加え、「当該指定納付受託者」を「当該指定納付受託者等」に改め、「第二百三十一条の二の五第一項の規定」の下に「又は第七百四十七条の十第一項の規定」を加え、「同項の」を「これらの規定に規定する」に改め、同条第二項中「規定」の下に「又は第七百四十七条の十第一項の規定」を加え、「指定納付受託者」を「指定納付受託者等」に改める。

第二十条の五の二第二項中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に改める。

第三十二条第十三項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第三十七条の四中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第四十五条の二第一項ただし書中「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第四十五条の三第二項中「附記された事項」を「付記された事項（総務省令で定める事項を除く。）」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第七十三条の十八第一項中「条例の」を「条例で」に、「によつて」を「により、条例で定める期間内に」に、「同条例」を「条例」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

第七十三条の十八第三項中「においては」を「には」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項ただし書の場合においても、道府県知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該道府県の条例で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関し条例で定める事項を申告させ、又は報告させることができる。

第七十三条の二十の次に次の一条を加える。

（登記所からの通知）

第七十三条の二十の二　登記所は、第三百八十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長に通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならない。

第七十三条の二十二中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十八第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「条例の定めるところによつて」を「条例で定めるところにより」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十三条の二十五第一項中「取得者から」の下に「、当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第二項を削り、同条第三項中「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第七十三条の二十七の二第二項中「取得者から」の下に「、当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで及び」を「及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の二十七の三第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「取得者から」の下に「、当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで、第七十三条の二十六及び」を「及び第三項、第七十三条の二十六並びに」に改める。

第七十三条の二十七の四第二項中「取得者から」の下に「、当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで及び」を「及び第三項並びに」に改める。

第七十三条の二十七の六第二項中「取得者から」の下に「、当該道府県の条例で定めるところにより、」を加え、同条第三項中「から第四項まで、第七十三条の二十六及び」を「及び第三項、第七十三条の二十六並びに」に改める。

第三百十三条第十三項中「特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「前年分の所得税に係る第三百十七条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第三百十四条の九第一項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改める。

第三百十七条の二第一項ただし書中「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第三百十七条の三第二項中「附記された事項」を「付記された事項（総務省令で定める事項を除く。）」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第三百八十二条第二項を次のように改める。

2　前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一　所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは

百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合（登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹消した場合を除く。）

二　登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他総務省令で定める者から不動産登記法第百十九条第六項の申出を受けた場合

三　前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める場合

第三百八十二条第三項中「前二項」を「第一項（前項（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）」に、「においては」を「には」に、「本項」を「この項」に改める。

第三百八十二条の二第二項中「この項」の下に「及び第三百八十二条の四」を加える。

第三百八十二条の三の次に次の一条を加える。

（固定資産課税台帳の閲覧等の特例）

第三百八十二条の四　市町村長は、第三百八十二条の二の規定により固定資産課税台帳若しくはその写しを閲覧に供し、若しくは第三百八十七条第三項若しくは第四項の規定により土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しを閲覧に供し、又は第二十条の十若しくは前条の規定により証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）を交付する場合において、当該閲覧又は交付に係る固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に記載（当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十条第二項又は第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、記録。以下この条において同じ。）をされている住所が第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定による通知に係る者の住所（総務省令で定めるものに限る。）であるとき（総務省令で定める場合に限る。）は、第二十条の十、第三百八十二条の二、前条並びに第三百八十七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、当該固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をしたもの若しくはその写し（当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十条第二項又は第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める事項の記載をしたものに記録をされている事項を記載した書類）を閲覧に供し、又は当該証明書に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを交付しなければならない。

第七百四十七条の二第一項中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に、「この条から第七百四十七条の五までにおいて「機構」を「この章において「機構」に改める。

第七百四十七条の三第一項、第七百四十七条の四第一項及び第七百四十七条の五第一項中「第七百四十七条の六」を「第七百四十七条の十三」に改める。

第七百四十七条の六中「前条の」を「第七百四十七条の六から前条までの」に改め、第六章中同条を第七百四十七条の十三とする。

第七百四十七条の五の二第二項中「法人の事業税その他の政令で定める」を削り、同条第三項中「この項及び次条」を「この章」に改め、同条を第七百四十七条の六とし、同条の次に次の六条を加える。

（機構指定納付受託者に対する納付又は納入の委託）

第七百四十七条の七　特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、電子情報処理組織を使用して行う機構指定納付受託者（次条第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。）に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付し、又は納入しようとするときは、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができる。

（機構指定納付受託者）

第七百四十七条の八　特定徴収金の納付又は納入に関する事務（以下この章において「納付等事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち機構が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下この章において「機構指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けて、納付等事務を行うことができる。

2　機構は、前項の規定による指定をしたときは、機構指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3　機構指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を機構に届け出なければならない。

4　機構は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　地方団体は、第一項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

6　地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようにしなければならない。

（納付等事務の委託）

第七百四十七条の九　第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けた機構指定納付受託者は、当該委託を受けた納付等事務の一部を、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。

（機構指定納付受託者の納付又は納入）

第七百四十七条の十　機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、機構が指定する日までに当該委託を受けた特定徴収金を機構に納付し、又は納入しなければならない。

2　機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を機構に報告しなければならない。

3　機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、総務省令で定めるところにより、当該報告に係る事項を当該報告に係る特定徴収金を納付し、又は納入すべき地方団体に通知しなければならない。

4　第一項の場合において、当該機構指定納付受託者が同項の指定する日までに当該特定徴収金を機構に納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなす。

（機構指定納付受託者の帳簿保存等の義務）

第七百四十七条の十一　機構指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付等事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2　機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、総務省令で定めるところにより、機構指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3　機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、機構指定納付受託者の事務所に立ち入り、機構指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5　第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（機構指定納付受託者の指定の取消し）

第七百四十七条の十二　機構は、機構指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第七百四十七条の八第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一　第七百四十七条の八第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二　第七百四十七条の十第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四　前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2　機構は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第七百六十二条第二号ロ(3)中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

第七百八十六条第二項及び第七百八十八条第二項中「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改める。

第七百九十条の二中「第七百四十七条の五の二第二項」を「第七百四十七条の六第二項」に、「第七百四十七条の五の二第三項」を「第七百四十七条の六第三項」に改め、「特別徴収義務者」の下に「（機構が機構指定納付受託者（第七百四十七条の八第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。）を指定した場合には、当該機構指定納付受託者（当該機構指定納付受託者が第七百四十七条の九の規定により第七百四十七条の八第一項に規定する納付等事務の一部を第七百四十七条の九に規定する政令で定める者に委託した場合には、当該者を含む。）を含む。）」を加える。

附則第十一条の四第二項中「この条」を「この項」に改め、「、同条第二項中「土地」とあるのは「施設」と」を削り、同条第五項中「この条」を「この項」に改め、「、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と」を削り、同条第七項中「この条」を「この項」に改め、「、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と」を削る。

附則第三十三条の二第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（次に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削り、同条第六項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税」を「前年分の所得税」に、「につき同項」を「につき租税特別措置法第八条の四第一項」に、「受けようとする旨の記載のある第三百十三条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（次に掲げる場合を除く。）」及び「ものとし、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削り、同項各号を削る。

附則第三十五条の二の三第一項中「第十項」を「第七項」に改め、同条第五項中「附則第三十五条の二の六第十二項」を「附則第三十五条の二の六第九項」に、「附則第三十五条の二の六第十一項から第二十項まで」を「附則第三十五条の二の六第八項から第十四項まで」に改める。

附則第三十五条の二の五第一項中「、第五項、第七項及び第八項並びに次条」を「及び第六項」に、「いう。第七項」を「いう。第六項」に改め、同条第二項中「以下この条及び次条」を「次項」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「前項に定めるもののほか、第一項から第四項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第七項を第六項とし、第八項を削り、同条第九項中「に定めるもののほか、第七項」を削り、同項を同条第七項とする。

附則第三十五条の二の六第一項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税」を「年分の所得税」に、「第四十五条の二第一項の規定による申告書」を「所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第百二十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同条第二項中「第六項」を「第五項」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の道府県民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを

含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第五項の規定の適用がある場合における」を「第四項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第五項」を「附則第三十五条の二の六第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第八項及び第九項を削り、第十項を第七項とし、同条第十一項中「年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税」を「年分の所得税」に、「第三百十七条の二第一項の規定による申告書」を「確定申告書」に、「市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む」を「租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十二項中「第十六項」を「第十二項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項を削り、同条第十四項中「第十一項の規定の適用がある場合における」を「第八項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第十一項」を「附則第三十五条の二の六第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税」を「年分の所得税」に、「上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（第十八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）」を「確定申告書」に改め、「（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）」を削り、「年度分の市町村民税」を「年分の所得税」に、「これらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）」を「確定申告書」に改め、「とき」の下に「（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）」を加え、「第十一項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項中「第十一項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十七項中「第十五項の規定の適用がある場合における」を「第十一項の規定の適用がある場合における」に、「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十八項及び第十九項を削り、同条第二十項中「第十一項」を「第八項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第三百八十二条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　不動産登記法第七十六条の三第三項の規定による付記をした場合

三　不動産登記法第七十六条の四の規定による符号の表示をした場合

第三百八十二条の四中「第二号」を「第四号」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第四条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

附則第八条第十一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部改正）

第五条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

第七十二条の二第一項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同号ロ中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改め、同項第二号中「ガス供給業」を「ガス供給業のうち」に、「以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を「（以下この節において「導管ガス供給業」という。）」に、「及び貿易保険業」を「並びに貿易保険業」に改め、同項第三号中「及び同項第十四号」を「、同項第十四号」に改め、「発電事業等」という。）」の下に「及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四　ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第七十二条の二十四の二第一項及び第七十二条の二十四の七第四項において「特定ガス供給業」という。）　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十四の四、第七十二条の二十四の七第一項第一号及び第四項第一号、第七十二条の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第九項、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項の項中「及び第四項第一号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第一項第三号及び第四項第三号の項中「及び第四項第三号」を削り、同表第七十二条の二十四の七第四項の項中「第七十二条の二十四の七第四項」を「第七十二条の二十四の七第五項」に改め、同項の次に次のように加える。

第七十二条の二十四の七第五項第二号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

第七十二条の二の二第八項の表第七十二条の二十五第一項の項中「掲げる事業」を「同項第二号に掲げる事業」に改める。

第七十二条の五第一項第五号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改める。

第七十二条の二十四の二第一項中「ガス供給業」の下に「（導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。）」を加える。

第七十二条の二十四の七第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同項第一号イ中「次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる」を「各事業年度の所得に百分の一の」に、「計算した金額を合計した」を「得た」に改め、同号ハの表を削り、同条第二項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に、「ガス供給業」を「導管ガス供給業」に改め、同条第三項中「及び発電事業等」を「、発電事業等及び特定卸供給事業」に改め、同条第九項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同項第一号中「及び第四項各号（第一号ハを除く。）」を「、第四項各号に規定する率及び第五項各号」に改め、同項第二号中「及び第四項第一号ハ」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、「付加価値額、資本金等の額又は」を削り、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項第二号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「のもの」の下に「（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同項第三号中「その他」を「特別法人以外」に改め、同号を同項第二号とし、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二　各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

三　各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

第七十二条の二十五第一項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「資本割又は同号ロ」を「資本割又は同項第三号ロ」に改め、同条第十一項中「法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の二十六第四項中「同項第三号イに掲げる法人」の下に「又は同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加え、「同号ロ」を「同項第三号ロ」に改め、同条第八項ただし書中「又は同項第三号イ若しくはロに掲げる」を「、同項第三号イ若しくはロに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十項中「並びに同項第三号イ及びロに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う」に改め、同条第十二項中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に改める。

第七十二条の二十九第一項及び第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第七十二条の四十一の二第一項中「法人」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改め、同条第三項第二号ロ中「含む。）」の下に「、同条第一項第十一号の二に規定する配電事業（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）を加え、同号ハ中「発電事業等」の下に「及び特定卸供給事業」を加え、同条第九項第一号中「又は送電事業」を「、送電事業又は配電事業」に、「及び送電事業」を「、送電事業及び配電事業」に改め、同項第二号中「送電事業」の下に「、配電事業」を加える。

第七十二条の四十八の二第五項中「更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該」を削り、「同項に規定する課税標準等又は税額等」を「第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び申告書又は修正申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」に改める。

第七十二条の七十六第一号中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項」を「第五項」に改める。

第七百三十四条第四項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

附則第八条の五中「第七十二条の二十四の七第六項の」を「第七十二条の二十四の七第七項各号」に、「第七十二条の二十四の七第七項に」を「第七十二条の二十四の七第六項第一号」を「第七十二条の二十四の七第七項第一号」に改める。

附則第九条第十項中「規定するガス供給業」を「規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十三項中「連結申告法人（」の下に「以下この項及び」を、「）を除く。）」の下に「並びに第七十二条の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人（連結申告法人を除く。）」を加え、「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「第四十二条の十二の五第三項第四号」を「第四十二条の十二の五第三項第四号」に、「新規雇用者給与等支給額から」を「継続雇用者給与等支給額から」に、「同項第六号」を「同項第五号」に、「新規雇用者比較給与等支給額」を「継続雇用者比較給与等支給額」に、「百分の二」を「百分の三」に改め、「場合」の下に「（当該事業年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、同条第三項第三号に規定する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）」を加え、「同項第四号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第六号」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第十四項中「限る。）」の下に「並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人（連結申告法人に限る。）」を加え、同条第十五項中「第

十三項中「控除対象新規雇用者給与等支給額」とあるのは「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「第十三項中「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは「控除対象雇用者給与等支給増加額」に改め、同条第十六項中「これらの規定中」を「第十三項中「控除対象雇用者給与等支給増加額」とあるのは「控除対象雇用者給与等支給増加額に、同号イに規定する雇用者給与等支給額のうち第十六項に規定する事業税を課されない事業等以外の事業に係る額（以下この項において「特定雇用者給与等支給額」という。）（特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該法人の特定雇用者給与等支給額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除して計算した割合を乗じて計算した金額」と、第十四項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第十七項中「第十三項及び第十四項の規定」を「第十三項の規定による控除の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額又は第十四項の規定」に改め、同条に次の一項を加える。

23　特定吸収分割会社（令和二年八月十三日においてガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業（以下この項において「一般ガス導管事業」という。）の用に供する導管の総体としての規模が同法第五十四条の二に規定する政令で定める規模以上であることその他同条に規定する政令で定める要件に該当する同法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者であつた者であつて、同日から令和四年四月一日までの間（以下この項において「特定期間」という。）に会社法第七百五十七条の規定により吸収分割をする同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。）又は特定吸収分割承継会社（特定期間内に同法第七百五十七条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業、一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業のいずれかを営む会社法第七百五十七条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社がその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を二以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、ガスの安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものを行う場合における第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

附則第九条の二中「同条第四項第二号」を「同条第五項第一号」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「前項第二号」を「前項第一号」に、「第七十二条の二十四の七第一項第一号若しくは第三号」を「第七十二条の二十四の七第一項第三号」に、「同項第一号又は第三号」を「同項第三号」に改める。

附則第九条の二の二第一項中「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法等の一部改正）

第六条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し、」に改める。

附則第八条第十一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同条第十三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部改正）

第七条　地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法第五十三条第十二項を同条第二十三項とし、同項の前に六項を加える改正規定（同条第十七項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の下に「（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第一号に規定する場合における当該金額）」を加え、同改正規定（同条第十九項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の下に「（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第二号イに規定する場合における当該金額）」を加え、同法第三百二十一条の八第十二項を同条第二十三項とし、同項の前に六項を加える改正規定（同条第十七項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の下に「（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第一号に規定する場合における当該金額）」を加え、同改正規定（同条第十九項に係る部分に限る。）中「計算した金額」の下に「（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第二号イに規定する場合における当該金額）」を加え、同法附則第八条の改正規定を次のように改める。

附則第八条第一項中「以下この条」を「第三項」に、「同項又は同法第四十二条の四第七項」を「同条第四項」に、「これらの規定」を「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」に、「、「第四十二条の四第一項」を「「第四十二条の四第一項、第七項、第八項第六号ロ及び第七号、第十三項並びに第十八項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の四第一項、第七項、第八項第六号ロ及び第七号」を「第四十二条の四第一項、第七項、第八項第六号ロ及び第七号、第十三項並びに第十八項」に、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2　当分の間、租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項に規定する中小企業者等（第四項から第十二項までにおいて「中小企業者等」という。）の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同法第四十二条の四第七項又は第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第四項並びに第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において準用する場合を含む。）」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中

「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第四項」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」とする。

3　当分の間、中小企業者等の各事業年度（当該各事業年度又は当該中小企業者等に係る租税特別措置法第四十二条の四第八項第三号イの他の通算法人の同項第二号に規定する他の事業年度において同項第五号に規定する当初申告税額控除可能分配額（同項第三号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。）がある場合の当該各事業年度に限る。）の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ並びに第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項、第四項、第七項、第八項第六号ロ及び第七号並びに第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項中「第四十二条の四第一項」とあるのは「第四十二条の四第一項及び第十一項から第十四項まで」と、「又は第六十三条第一項」とあるのは「若しくは第六十三条第一項」とする。

附則第八条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を削り、同条第九項中「第四十二条の十二第五項第一号」を「第四十二条の十二第六項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第十項を削り、第十一項を第八項とし、第十二項を削り、第十三項を第九項とし、第十四項を削り、第十五項を第十項とし、第十六項を削り、第十七項を第十一項とし、第十八項を削り、同条第十九項中「第四十二条の四第一項及び第四項」を「第四十二条の四第一項、第四項及び第七項から第十三項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の七項を加える。

13　第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する最初通算事業年度終了の日において、特定医療法人（租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。以下この条において同じ。）である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第四項第一号及び第三百二十一条の八第四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同法第六十六条第一項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

14　第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十三項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

15　第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十三項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

16　第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十四項第一号及び第三百二十一条の八第十四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

17　第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十三項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

18　第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十六項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

19　第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法

人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十六項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八条第二十項及び第二十一項を削る。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第八条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第六項第七号中「地方税法第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他」を削る。

第八条第五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十一項第七号中「地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第九条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条の二の二第七項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）」を「年分の所得税に係る地方税法第四十五条の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十四項第七号中「地方税法第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）」を削る。

（航空機燃料譲与税法の一部改正）

第十条　航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（航空機燃料譲与税の譲与額の特例）

2　令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第九条第二項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第六条の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項において同じ。）の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る令和三年度に所属する航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該超える額の九分の二に相当する額を控除した額（当該控除した額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額を加算した額」と、同表三月の項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」とする。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第十一条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の一部改正）

第十二条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

附則第八条のうち地方税法第三百十四条の九第二項の改正規定中「申告書に係る年度分の個人の道府県民税、」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税、」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正）

第十三条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「第七十二条の二十四の七第六項」を「第七十二条の二十四の七第七項」に改

め、同条第五号中「課される法人」の下に「（地方税法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業を行う法人に限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。

六　収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（地方税法第七十二条の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人に限る。）　基準法人収入割額に百分の六十二・五の税率を乗じて得た金額

第十四条第一項中「第五十三条第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第五十三条第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に、「第三百二十一条の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第三百二十一条の八第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に改める。

第二十条第二項中「第七百四十七条の五の二」を「第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条の規定　公布の日

二　第一条中地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の改正規定、第四条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項の改正規定、第五条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の改正規定並びに第六条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の改正規定並びに同法附則第五条の四の二第一項及び第五項、第三十四条の二第三項及び第六項、第四十五条並びに第六十一条の改正規定並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第十条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで並びに第二十七条（地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第二十一条の改正規定を除く。）の規定　令和五年一月一日

四　第二条（次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）、第十一条、第十二条（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十条第二項の改正規定に限る。）及び第十三条（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十条第二項の改正規定に限る。）並びに附則第九条の規定　令和五年四月一日

五　第二条中地方税法第三十二条第十三項及び第十五項、第三十七条の四、第四十五条の二第一項ただし書、第四十五条の三第二項及び第三項、第三百十三条第十三項及び第十五項、第三百十四条の九第一項、第三百十七条の二第一項ただし書並びに第三百十七条の三第二項及び第三項の改正規定並びに同法附則第三十三条の二第二項及び第六項、第三十五条の二の三第一項及び第五項、第三十五条の二の五並びに第三十五条の二の六の改正規定並びに第八条及び第九条並びに附則第四条、第十一条、第十九条及び第二十条の規定　令和六年一月一日

六　第一条中地方税法第七十二条の二十四の七第六項に一号を加える改正規定　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日

七　第一条中地方税法附則第十一条第八項の改正規定（「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める部分に限る。）及び同法附則第十五条の七第一項の改正規定（「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める部分に限る。）　住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

八　第一条中地方税法附則第十五条第三十九項の改正規定（同項を同条第三十六項とする部分を除く。）並びに附則第十三条第九項及び第十七条第四項の規定　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

九　第一条中地方税法附則第十一条第一項の改正規定及び同法附則第十五条第四十一項の改正規定（令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第三十八項とする部分を除く。）並びに附則第八条第二項及び第三項並びに第十三条第十項及び第十一項の規定　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

十　第二条中地方税法第三百八十二条第二項及び第三項並びに第三百八十二条の二第二項の改正規定並びに同法第三百八十二条の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第十四条の規定　民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十一　第三条及び附則第十五条の規定　民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（更正請求書に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和四年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税（これらの地方税以外の地方税については、同日後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する当該地方税）に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税並びに同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和四年前の年分の個人の事業及び令和四年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税（これらの地方税以外の地方税については、同日以前にその納税義務又は特別徴収義務が成立した当該地方税）に係る第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2　新法第七十二条の四十八の二第五項の規定

は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税に係る旧法第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条　新法第四十五条の三の二第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「三号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新法第四十五条の三の二第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第四十五条の三の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2　新法第四十五条の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3　新法附則第五条の四の二第一項から第四項までの規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。以下この項及び第五項において「所得税法等改正法」という。）第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）第六項及び第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4　新法附則第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同条第一項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについて適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が施行日前に支出した旧法附則第七条第一項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

5　新法附則第四十五条第二項及び第三項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「新震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第七項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6　道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧法附則第六十一条第一項の規定により読み替えて適用される旧法附則第五条の四の二第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

7　新法附則第六十一条第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

8　次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9　旧法附則第七条の六第一項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第四条　附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「六年新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　六年新法附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第五項に規定する申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

第五条　第四条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「新令和二年改正前地方税法」という。）第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。次条第二項において「令和二年改正前法人税法」という。）第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）分の法人の道府県民税に係る新令和二年改正前地方税法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税に係る第四条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2　新令和二年改正前地方税法附則第八条第十一項及び第十三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第六条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び次条第四項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新法第七十二条の二第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）（次条第四項において「ガス製造事業者等」という。）に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（令和二年改正前法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次条第四項において同じ。）に係る当該法人の個別所得金額（令和二年改正前法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条第四項において同じ。）の計算の例により算定していたものとみなす。

3　旧法附則第八条の六第一項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第七条　別段の定めがあるものを除き、第五条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「新令和二年改正前地方税法」という。）の規定は、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2　新令和二年改正前地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税に係るこれらの規定に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税に係る第五条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（第四項において「旧令和二年改正前地方税法」という。）第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

3　新令和二年改正前地方税法第七十二条の二第一項第三号、第七十二条の二十四の七第二項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第三項並びに第七十二条の四十八第三項及び第九項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4　最初事業年度開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新令和二年改正前地方税法第七十二条の二第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス製造事業者等に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新令和二年改正前地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧令和二年改正前地方税法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

（不動産取得税に関する経過措置）

第八条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　新法附則第十一条第一項の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3　旧法附則第十一条第一項の規定は、農業経営

基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十一条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、「令和三年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日」とする。

第九条　附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項及び附則第十八条第一項において「五年新法」という。）第七十三条の十八、第七十三条の二十五、第七十三条の二十七の二から第七十三条の二十七の四まで及び第七十三条の二十七の六の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2　五年新法第七十三条の二十の二の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後にされる五年新法第三百八十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知について適用する。

（市町村民税に関する経過措置）

第十条　新法第三百十七条の三の二第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第三百十七条の三の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2　新法第三百十七条の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3　新法附則第五条の四の二第五項から第八項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4　新法附則第七条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する同条第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求めについて適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が施行日前に支払した旧法附則第七条第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

5　新法附則第四十五条第五項及び第六項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第七項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6　市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

7　新法附則第六十一条第二項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。次項及び第七項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

8　次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

9　旧法附則第七条の六第三項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十一条　六年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2　六年新法附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属

する年度の翌年度分の市町村民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第十五項に規定する申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）」と、「について連続して確定申告書を」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

第十二条　第六条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「新令和二年改正前地方税法」という。）第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税に係る第六条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2　新令和二年改正前地方税法附則第八条第十一項及び第十三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第十三条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十四条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2　令和七年三月三十一日までの間に旧法第三百四十九条の三第二項に規定する一般ガス導管事業者のうちガス事業法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者が新設した同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「六分の五」とする。

3　令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4　令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5　平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6　令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十四項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7　平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十六項に規定する取得をされた同項に規定する対象特定電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10　令和二年四月一日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11　附則第一条第九号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第十一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十八項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和二年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日」と、「認定就農者（」とあるのは「認定就農者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第十一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の」とする。

12　昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13　昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14　平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15　平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16　平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17　平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十四条　附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百八十二条の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二条の二の規定による固定資産課税台帳（同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）若しくはその写しの閲覧若しくは同法第三百八十七条第三項若しくは第四項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しの閲覧又は同法第二十条の十若しくは第三百八十二条の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

第十五条　第三条の規定による改正後の地方税法第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後にされる不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七十六条の三第三項の規定による付記について適用する。

（事業所税に関する経過措置）

第十六条　旧法附則第三十三条第一項から第四項までに規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2　施行日の前日において沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。次項から第五項までにおいて「旧沖縄振興特別措置法」という。）第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画に定められている沖縄振興特別措置法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（次項から第五項までにおいて「新沖縄振興特別措置法」という。）第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第一項に規定する観光地形成促進地域とみなして、同項の規定を適用する。

3　施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている沖縄振興特別措置法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第四項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第二項に規定する情報通信産業振興地域とみなして、同項の規定を適用する。

4　施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画に定められている旧沖縄振興特別措置法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第三十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第三項に規定する産業イノベーション促進地域とみなして、同項の規定を適用する。

5　施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている沖縄振興特別措置法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第四項に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなして、同項の規定を適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第十七条　別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2　令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十二号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（機構指定納付受託者の指定に関する経過措置）

第十八条　地方税共同機構（以下この条において「機構」という。）は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、五年新法第七百四十七条の八第一項の規定の例により、機構指定納付受託者（同項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）の指定をすることができる。この場合において、その指定を受けた機構指定納付受託者は、同日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2　地方団体は、前項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

3　地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようにしなければならない。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第八条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第五項及び第六項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第七項、第八項（第七号に係る部分に限る。）及び第

九項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2　第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十三項、第十四項（第七号に係る部分に限る。）及び第十五項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（航空機燃料譲与税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　第十条の規定による改正後の航空機燃料譲与税法第三条第一項の規定の適用については、令和五年度分の航空機燃料譲与税に限り、同項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の収納に係る令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額に、同年の四月」と、「航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和五年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額を加算した額」とする。

2　令和四年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「収入見込額の十三分の十一」とあるのは「収入見込額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税の収入見込額を控除した額」と、「決算額の十三分の十一」とあるのは「決算額から同年度の航空機燃料譲与税に充てられた航空機燃料税の収入額の決算額を控除した額」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

3　令和五年度における特別会計に関する法律附則第二百五十九条の五第一項の規定の適用については、同項中「十三分の十一」とあるのは「十三分の九」と、同項第一号中「航空機燃料税の収入額の予算額」とあるのは「航空機燃料税の収入見込額の十三分の十一に相当する額として同年度の一般会計の歳入予算に計上された金額」とする。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条　第十三条の規定による改正後の特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第七条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第二十五条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百八十二条第二項中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改める。

（地方交付税法の一部改正）

第二十六条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「第七十二条の二十四の七第十項」を「第七十二条の二十四の七第十一項」に改める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十七条　地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、地方税法第四十五条の三の三第一項の改正規定中「第四十五条の三の三第一項中」の下に「「扶養親族（」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改め、同法第三百十七条の三の三第一項の改正規定中「第三百十七条の三の三第一項中」の下に「「扶養親族（」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改める。

附則第二十一条第一項、第三項及び第四項を削り、同条第二項を同条とする。

理　由

現下の経済情勢等を踏まえ、商業地等に係る令和四年度分の固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、令和四年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の二・五パーセントとする措置を講ずること。

2　法人事業税について、付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等を行うこと。

3　個人住民税について、住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うこと。

4　税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

5　この法律は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行すること。

なお、本案の施行に伴い、平年度において七億円の減収が見込まれる。

二　議案の可決理由

現下の経済情勢等を踏まえ、地方税に関し、所要の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

右報告する。

令和四年二月二十一日

総務委員長　赤羽　一嘉

衆議院議長　細田　博之殿

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和四年一月二十八日

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方交付税法等の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項第八号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第九号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第十号中「から令和二年度」を「及び平成十七年度から令和三年度」に改め、同項第十一号中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十三号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十五号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同表第三項の表第四十号(1)及び(2)中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十三号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十四号中「平成十四年度から令和二年度まで」を「平成十五年度から令和三年度まで」に改め、同項第十五号中「平成二十四年度から令和二年度まで」を「平成二十五年度から令和三年度まで」に改め、同項第十六号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同表第四十七号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成十三年度及び」を削り、同号(9)中「令和二年度」の下に「及び令和三年度」を加え、同表第四十八号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同号(1)中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同号(2)中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同表第四十九号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改める。

第十三条第五項の表道府県の項第八号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号及び第十号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改め、同表市町村の項第八号中「平成十三年度、」を削り、「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同項第九号中「から令和二年度」を「及び平成十七年度から令和三年度」に改め、同項第十一号中「平成十三年度」を「平成十四年度」に改め、同項第十二号中「平成十三年度から令和二年度まで」を「平成十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十三号中「平成二十三年度から令和二年度まで」を「平成二十四年度から令和三年度まで」に改め、同項第十四号中「及び令和二年度」を「から令和三年度までの各年度」に改める。

附則第四条の見出し中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条中「令和三年度に限り」を「令和四年度に限り」に、「第五号」を「第三号」に、「に四千億円を加算した額から第六号から第八号まで」を「から第四号から第六号まで」に、「千三百二十六億二千七百二十九万七千円」を「九百二十九億三千八百七十六万三千円」に改め、同条第二号中「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）」に改め、「及び第四項」を削り、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「二千二百四十六億円」を「百五十四億円」に改め、同条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「令和三年度」を「令和四年度」に、「三十兆千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「令和二年度」を「令和三年度」に、「三十兆九千六百二十二億九千五百四十万八千円」を「三十兆千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「令和三年度」を「令和四年度」に、「七百六十億円」を「七百九億円」に改め、同号を同条第五号とし、同条第八号中「附則第四条の二第五項」を「附則第四条の二第四項」に、「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「三千四億四千二百四十八万二千円」を「二千四百六十億七千七百八万二千円」に改め、同号を同条第六号とし、同条に次の一項を加える。

2　令和四年度分として交付すべき交付税の総額に係る第六条第二項の規定による額の算定については、旧法附則第四条の二第五項の規定において同年度における第六条第二項に規定する合算額から減額することとされていた四百四十九億百七十二万円を減額する。

附則第四条の二の見出し及び同条第一項中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「令和四年度から令和三十六年度まで」を「令和五年度から令和三十七年度まで」に改め、同条第三項中「令和四年度から」を「令和五年度から」に改め、同項の表を次のように改める。

年度	金額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

附則第四条の二第四項中「、地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方交付税法附則第四条第四号に掲げる額に相当する額」を削り、「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第五項中「令和四年度」を「令和五年度」に、「である二千二百四十五億八百六十万円」を「のうち千七百九十六億六百八十八万円」に改める。

附則第四条の三を削る。

附則第六条第一項中「令和三年度及び」を削る。

附則第六条の二の見出し中「令和三年度及び令和四年度の各年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第一項中「令和三年度及び令和四年度の各年度分」を「令和四年度分」に改め、「令和三年度にあつては」及び「とし、令和四年度にあつては同条の規定により算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額」を削り、同項第一号中「三兆二千四百二十億四千九百九十六万六千円」を「九千五百四十三億四千百十六万三千円」に改め、「第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削り、同項第二号中「二兆二千三百七十五億九千百六十八万八千円」を「八千二百六十一億四千六百八万二千円」に改め、同条第二項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号中「旧法」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）第一条の規定による改正前の地方交付税法」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　令和三年度における基準財政収入額を旧法附則第六条の二の規定の適用がないものとした場合における当該年度の基準財政需要額で除して得た数値

附則第六条の二第三項中「第十条第三項本文の規定により令和三年八月三十一日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた」を削る。

附則第七条の四の見出し中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条第一号イ中「以下この条において「令和二年地方税法等改正法」という。）」を「次号において「令和二年法律第五号」という。）、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号。次号において「令和二年法律第二十六号」という。）」に改め、「令和三年地方税法等改正法」という。）」の下に「、地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。以下この条において「令和四年地方税法等改正法」という。）」を加え、「という。）及び」を「という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次号において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）」に、「の施行」を「及び所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。次号において「令和四年所得税法等改正法」という。）の施行」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ロからニまでの規定中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ホ中「及び令和三年地方税法等改正法」を「、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ヘ中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ト中「及び令和三年地方税法等改正法」を「、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号チ中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同条第二号イ中「令和二年地方税法等改正法」を「令和二年法律第五号、令和二年法律第二十六号」に、「震災特例法」を「令和四年地方税法等改正法、震災特例法」に、「及び令和三年所得税法等改正法」を「、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法及び令和四年所得税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ロ中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ハ中「及び令和三年地方税法等改正法」を「、令和三年地方税法等改正法及び令和四年地方税法等改正法」に、「令和三年度」を「令和四年度」に改め、同号ニからヘまでの規定中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第九条中「令和三年度」を「令和十三年度」に改める。

附則第九条の二中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改める。

附則第十一条の見出し中「令和三年度分」を「令和四年度分」に改め、同条中「令和三年度に」を「令和四年度に」に、「同じ。）」を「同じ。）及び」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和二年度震災復興特別交付税額」を「令和三年度震災復興特別交付税額」に、「附則第四条」を「附則第四条第一項」に、「千三百二十六億二千七百二十九万七千円」を「九百二十九億三千八百七十六万三千円」に改め、「及び一兆五千億円」及び「に一兆五千億円を加算した額」を削り、「額」を「額及び」に改める。

附則第十二条の見出しを「（令和四年度震災復興特別交付税額の一部の令和五年度における交付等）」に改め、同条第一項中「令和三年度分」を「令和四年度分」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度分」に改め、同条第二項中「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度分」を「令和五年度分」に改める。

附則第十三条第一項中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条第二項中「附則第四条第一項」に、「、令和三年度」を「、令和四年度」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十四条の見出し中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条中「令和三年度及び令和四年度及び令和五年度」に、「令和三年度に」を「令和四年度に」に、「令和三年度震災復興特別交付税額」を「令和四年度震災復興特別交付税額」に、「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第八号）」を「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）」に、「令和二年度震災復興特別交付税額のうち令和二年度」を「令和三年度震災復興特別交付税額のうち令和三年度」に、「、令和四年度」を「、令和五年度」に改める。

附則第十五条第一項中「令和三年度及び令和四年度」を「令和四年度及び令和五年度」に改め、同条第三項中「令和五年度」を「令和六年度」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　八、四四〇、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一三五、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　一、九五〇、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一八四、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　二八、九〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、四六〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一〇、二〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　五、〇五〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、二四〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、〇四一、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　五、九四三、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　六、六六六、〇〇〇
		生徒数	一人につき　五九、三〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　五、五九七、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二、一九八、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　三、三八〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二一一、〇〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　三〇五、五四〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　九、四四〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一九、七〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　一四、九〇〇
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき　五五、七〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき　九一、八〇〇
	5　労働費	人口	一人につき　四二七
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき　一一五、〇〇〇
	2　林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　五、二二〇
		公有林野の面積	一ヘクタールにつき　一五、四〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき　三五八、〇〇〇
	4　商工行政費	人口	一人につき　二、〇一〇
	六　総務費		
	1　徴税費	世帯数	一世帯につき　五、七〇〇
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき　八五四、〇〇〇
	3　地域振興費	人口	一人につき　五三六
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき　九五〇
	八　補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度における国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行した地方債に係る元利償還金	千円につき　八〇〇
		平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度における国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行については同意又は許可を得た地方債の額	千円につき　三二

九　地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	五九
十　財源対策債償還費	平成十四年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	三一
十一　減税補填債償還費	個人の道府県民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすこととされた地方債のうち当該各年度において起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	五九
十二　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六〇
十三　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十四年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇二

十四　国土強靭化施策債償還費	令和元年度から令和三年度までの各年度において国土強靭化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一
市町村			
一　消防費	人口	一人につき	一一、五〇〇円
二　土木費			
1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき	七一、三〇〇
	道路の延長	一キロメートルにつき	一九〇、〇〇〇
2　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき	二八、〇〇〇
	港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき	五、四六〇
	漁港における係留施設の延長	一メートルにつき	一〇、〇〇〇
	漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき	三、五五〇
3　都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき	九六八
4　公園費	人口	一人につき	五二八
5　下水道費	都市公園の面積	千平方メートルにつき	三七、〇〇〇
6　その他の土木費	人口	一人につき	一〇一
	人口	一人につき	一、三八〇
三　教育費			
1　小学校費	児童数	一人につき	四五、〇〇〇
	学級数	一学級につき	八九三、〇〇〇
	学校数	一校につき	一一、五七三、〇〇〇
	生徒数	一人につき	四二、〇〇〇
	学級数	一学級につき	一、一一三、〇〇〇
	学校数	一校につき	一〇、一四八、〇〇〇
	教職員数	一人につき	六、五四五、〇〇〇
	生徒数	一人につき	七五、七〇〇
2　中学校費			
3　高等学校費			

4 その他の教育費	人口	一人につき	五、六四〇
	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校就学前子どもの数	一人につき	七一五、〇〇〇
四 厚生費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	九、四五〇
2 社会福祉費	人口	一人につき	二七、七〇〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	八、三一〇
4 高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき	六九、八〇〇
	七十五歳以上人口	一人につき	八〇、五〇〇
5 清掃費	人口	一人につき	五、〇二〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	九〇、五〇〇
2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	一人につき	四七一、〇〇〇
3 商工行政費	人口	一人につき	一、三五〇
六 総務費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	四、一五〇
2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	一籍につき	一、一二〇
	世帯数	一世帯につき	二、〇一〇
3 地域振興費	人口	一人につき	一、七四〇
	面積	一平方キロメートルにつき	一、〇二五、〇〇〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇
八 辺地対策事業債償還費	辺地対策事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
九 補正予算債償還費	平成四年度から平成十年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	八〇〇
	平成十四年度及び平成十六年度から令和三年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	三一
十 地方税減収補填債償還費	地方税の減収補填のため平成十五年度及び平成十七年度から令和三年度までの各年度において特別に発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一八
十一 財源対策債償還費	平成十三年度から令和三年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	三一
十二 減税補填債償還費	個人の市町村民税に係る特別減税等による平成六年度から平成八年度まで及び平成十四年度から平成十八年度までの各年度の減収を補填するため当該各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六〇

十三　臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十四年度から令和三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	六〇・
十四　東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	平成二十四年度から令和三年度までの各年度において東日本大震災全国緊急防災施策等に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一〇二
十五　国土強靱化施策債償還費	令和元年度から令和三年度までの各年度において国土強靱化施策に要する費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の額	千円につき	一

別表第二道府県の項中「九、七七〇」を「九、一〇〇」に、「一、一三一、〇〇〇」を「一、〇九三、〇〇〇」に改め、同表市町村の項中「一九、〇〇〇」を「一七、七〇〇」に、「二、二七九、〇〇〇」を「二、二一〇、〇〇〇」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「令和三十六年度」を「令和三十五年度」に、「三十兆千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十九兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」に、「、令和四年度」を「、令和五年度」に、「二十六兆二千百二十二億九千五百四十万八千円」を「二十五兆六千百二十二億九千五百四十万八千円」に改め、同項の表中「一令和四年度　千億円」を削り、「三千億円」を「五千億円」に改める。

附則第五条中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

附則第九条第一項中「令和三年度」を「令和四年度」に、「附則第四条第二号及び第四号」を「附則第四条第一項第二号」に、「に二千五百億円を加算した額から同条第八号」を「から同項第六号」に改め、同条第二項中「令和四年度」を「令和五年度」に改め、同条第三項中「令和四年度から令和二十六年度まで」を「令和五年度から令和二十六年度まで」に、「、令和四年度」を「、令和五年度」に改め、同項第一号の表を次のように改める。

年度	金額
令和五年度	千二百十七億円
令和六年度	八百三十四億円
令和七年度	七百七十五億円
令和八年度	五百三十五億円
令和九年度	五百四十八億円
令和十年度	四百五十五億円
令和十一年度	四百二十八億円
令和十二年度	四百二十一億円
令和十三年度	三億円
令和十四年度	三億円

附則第九条第三項第二号中「令和四年度」を「令和五年度」に改める。

附則第十条第一項中「第二条第三項」を「第三条第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前項に規定するもののほか、」を削り、「地方公共団体金融機構法」の下に「（平成十九年法律第六十四号）」を加え、同項を同条第三項とする。

附則第十一条第二項並びに第十二条の四第一項及び第三項中「及び第四項」を削る。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第三条　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都民税を含む。以下同じ」を「都民税を含む。第三条において同じ」に、「区民税を含む。以下同じ」を「区民税を含む。同条において同じ」に、「控除（次条第二項及び」を「控除（」に改め、「、自動車税の環境性能割の収入が同法附則第十二条の二の十第二項の規定による非課税及び同法附則第十二条の二の十二第二項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の二において「自動車税税率特例等」という。）により減少すること並びに軽自動車税の環境性能割の収入が同法附則第二十九条の八の二の規定による非課税及び同法附則第二十九条の十八第三項の規定による税率の特例（次条第二項及び第三条の三において「軽自動車税税率特例等」という。）により減少すること」を削る。

第二条第二項から第四項までを削る。

第三条の見出しを「（地方特例交付金の額）」に改め、同条中「個人住民税減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「個人住民税減収補填特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改める。

第三条の二及び第三条の三を削る。

第四条第一項中「第二条第四項」を「前条第二項」に改める。

第五条第一項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金の」を「地方特例交付金の」に、「個人住民税減収補填特例交付金総額」を「地方特例交付金総額」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「第二条第一項」を「第二条」に改め、同条第二項中「第二条第四項」を「第三条第二項」に、「同条第一項」を「同法第二条」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。

（地方交付税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方交付税法（次条において「新地方交付税法」という。）の規定は、令和四年度分の地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方交付税については、なお従前の例による。

（令和四年度における基準財政収入額の算定方法の特例）

第三条　令和四年度分の地方交付税に係る新地方交付税法第十四条の規定による基準財政収入額の算定に係る同条第三項の規定の適用については、同項の表道府県の項第十二号中「前年度の特別法人事業譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の特別法人事業譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額と、同項第十七号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額と、同表市町村の項第十二号中「前年度の地方消費税交付金の交付額」とあるのは「当該年度の地方消費税交付金の交付見込額」として総務大臣が定める額と、同項第二十一号中「前年度の森林環境譲与税の譲与額」とあるのは「当該年度の森林環境譲与税の譲与見込額」として総務大臣が定める額とする。

（特別会計に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第二条の規定による改正後の特別会計に関する法律の規定は、令和四年度の予算から適用する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第三条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（次項において「新特例交付金法」という。）の規定は、令和四年度分の地方特例交付金及び地方交付税から適用し、令和三年度分までの地方特例交付金及び地方交付税については、なお従前の例による。

2　令和四年度分の地方特例交付金に限り、新特例交付金法第五条第一項の規定の適用については、同項の表四月の項中「地方特例交付金の額」とあるのは「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第三条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（以下この表において「旧法」という。）第二条第二項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額」と、「地方特例交付金総額に」とあるのは「旧法第三条第一項に規定する個人住民税減収補塡特例交付金総額に」とする。

理　由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和四年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1　地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

㈠　地方交付税の総額の特例

(1)　令和四年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税の法定率分の額に、法定加算額百五十四億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特別会計」という。）借入金償還額五千億円、同特別会計借入金利子支払額七百九億円等を控除した額十八兆五百三十八億円とすること。

(2)　交付税特別会計借入金について、令和四年度及び令和五年度の償還額を増額し、令和三十六年度までに償還することとすること。

(3)　令和四年度に活用することとしていた地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金二千億円について、その活用を取りやめること。

㈡　基準財政需要額の算定方法の改正

(1)　令和四年度における措置として、「地域デジタル社会推進費」において、地域社会のデジタル化の推進に要する経費の財源を措置するほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するため、令和四年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正すること。

(2)　臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

㈢　震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、令和四年度分の地方交付税の総額に九百二十九億円を加算するほか、令和四年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

2　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税減収補塡特例交付金及び軽自動車税減収補塡特例交付金を廃止すること。

3　施行期日

この法律は、令和四年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、令和四年度分の地方交付税の総額の特例措置等を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

三　本案施行に要する経費

令和四年度特別会計予算の交付税特別会計の歳出において、地方交付税交付金十六兆八千九百七億円が計上されている。

右報告する。

令和四年二月二十一日

総務委員長　赤羽　一嘉

衆議院議長　細田　博之殿

所得税法等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

令和四年一月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄

所得税法等の一部を改正する法律

（所得税法の一部改正）

第一条　所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「（以下この条」を「（以下この項」に改め、「。以下この条において同じ。」を削り、同条第三項から第五項までを削り、同条第六項を同条第三項とする。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第四十二条第一項中「受け、その年においてその国庫補助金等をもつてその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした場合には、」を「受けた場合（に改め、「当該取得又は改良をした後」を削り、「死亡し」を「死亡し、」に、「の時」を「の時。以下この項及び同条第一項において同じ。」に、「限り、その国庫補助金等のうちその固定資産の取得又は改良に充てた部分の金額に相当する金額」を「限る。）において、その年十二月三十一日までにその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をしたときは、その交付を受けた国庫補助金等の額に相当する金額（その固定資産がその年の前年以前の各年において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該国庫補助金等の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額）」に改め、同条第五項中「国庫補助金等により取得し、若しくは改良した」を「第一項の規定の適用を受けた」に、「同項」を「第二項」に改める。

第四十三条第一項中「（その者がその年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時）」を削り、同条第六項中「取得し」を「取得し、」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　その年において不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき業務を行う居住者又はその年において雑所得を生ずべき業務を行う居住者でその年の前々年分の当該雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が三百万円を超えるものが、隠蔽仮装行為（その所得の金額又は所得税の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装することをいう。）に基づき確定申告書（その申告に係る所得税についての調査があつたことにより当該所得税について決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかつた場合には、これらの確定申告書に係る年分のこれらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として政令で定める額を除く。以下この項において「売上原価の額」という。）及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額（その居住者がその年分の確定申告書を提出していた場合には、これらの額のうち、その提出した当該確定申告書に記載した第百二十条第一項第一号（確定所得申告）に掲げる金額又は当該確定申告書に係る修正申告書（その申告に係る所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知した後に提出された修正申告書を除く。）に記載した国税通則法第十九条第四項第一号（修正申告）に掲げる課税標準等の計算の基礎とされていた金額を除く。）は、その者の各年分の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入しない。ただし、次に掲げる場合に該当する当該売上原価の額又は費用の額については、この限りでない。

一　次に掲げるものにより当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかつたことをその居住者において証明した場合を含む。）

イ　その居住者が第百四十八条第一項（青色申告者の帳簿書類）又は第二百三十二条第一項若しくは第二項（事業所得等）を有する者の帳簿書類の備付け等）に規定する財務省令で定めるところにより保存する帳簿書類

ロ　イに掲げるもののほか、その居住者がその住所地その他の財務省令で定める場所に保存する帳簿書類その他の物件

二　前号イ又はロに掲げるものにより、当該売上原価の額又は費用の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（同号に掲げる場合を除く。）であつて、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

第百五十一条の四第四項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第百七十七条を次のように改める。

（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）

第百七十七条　第七条第一項第四号（課税所得の範囲）、第百七十四条（内国法人に係る所得税の課税標準）及び第百七十五条（内国法人に係る所得税の税率）の規定は、内国法人（一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によつて法人税法第二条第六号（定義）に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定めるもの（次項において「一般社団法人等」という。）を除く。以下この条において同じ。）が支払を受ける当該内国法人の同法第二十三条第五項（受取配当等の益金不算入）に規定する完全子法人株式等に該当する株式等（同条第一項に規定する株式等をいい、当該内国法人が自己の名義をもつて有するものに限る。次項において同じ。）に係る第二十四条第一項（配当所得）に規定する配当等については、適用しない。

2　第七条第一項第四号、第百七十四条及び第百七十五条の規定は、内国法人（当該内国法人が他の内国法人（一般社団法人等を除く。）の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額の三分の一を超える数又は金額の株式等を有する場合として政令で定める場合における当該内国法人の株式等（前項に規定する完全子法人株式等に該当する株式等を除く。）に係る第二十四条第一項に規定する配当等については、適用しない。

第百九十八条第五項中「同条第二項に規定する」の下に「社会保険料の金額、小規模企業共済等掛金の額、」を加える。

第二百十二条第三項中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「特例」の下に「又は第百七十七条（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例）」を加え、同条第四項中「配当等の支払があつたものとみなす場合」及び「賞与の支払があつたものとみなす場合」を「源泉徴収義務」

に改める。

第二百二十八条の四第一項第二号中「、磁気テープ」を削る。

（法人税法の一部改正）

第二条　法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条第三項中「第十七項（同条第二十二項」を「第十八項（同条第二十四項」に改め、同条第四項中「地方法人税の額」の下に「（利子税の額を除く。）」を加え、同条第五項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改める。

第三十八条第一項第二号及び第五号中「第十九条第四項第三号ハ」を「第十九条第四項第二号ハ」に改める。

第四十二条第一項中「もの（の下に「以下」を加え、「受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした」を「受けた」に、「その固定資産につき、」を「当該事業年度終了の時までに取得又は改良をしたその交付の目的に適合した固定資産につき、当該事業年度において」に、「取得又は改良に充てた」を「交付を受けた」に改め、「金額（の下に「その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該国庫補助金等の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。」を加え、同条第二項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、同条第五項中「国庫補助金等（」を「当該適格分割等の直前の時までに取得又は改良をした固定資産（」に、「適格分割等の直前」を「直前」に改め、「ものに限る。）をもって取得又は改良をした固定資産（当該」及び「。以下この項において同じ」を削り、「その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額」を「当該事業年度において第一項に規定する圧縮限度額」に、「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第六項中「。以下この項において同じ」を削り、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第四十五条第一項中「受け、当該事業年度においてその金銭又は資材をもってその施設を構成する固定資産を取得した場合において、その」を「受けた場合において、当該事業年度終了の時までに取得したその施設を構成する」に改め、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「又は資材の価額に相当する金額（を「若しくは資材の価額のうちその固定資産の取得に要した金額に達するまでの金額（その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得した減価償却資産である場合には、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。」に改め、同条第二項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、同条第五項中「より」の下に「当該適格分割等の直前の時までに取得した」を加え、「適格分割等の直前」を「直前」に、「受け、かつ、当該交付を受けた金銭又は資材をもって取得したもので当該」を「受けた場合におけるその」に、「その交付を受けた金銭の額又は資材の価額」を「当該事業年度において第一項に規定する圧縮限度額」に、「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第六項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第四十六条第一項中「賦課し」を「賦課した場合において、当該事業年度終了の時までに取得又は改良をしたその事業の用に供する固定資産につき」に、「（以下この項において「納付金」という。）をもってその事業の用に供する」を「のうちその」に、「又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた納付金に相当する金額（を「若しくは改良に要した金額に達するまでの金額（その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。」に改め、同条第六項中「。以下この項において同じ」を削り、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改める。

4　第一項の規定の適用を受けた固定資産の取得価額その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条第一項中「受け、当該事業年度においてその保険金等をもってその滅失をした所有固定資産に代替する同一種類の固定資産（以下この条において「代替資産」という。）の」を「受けた場合において、当該事業年度終了の時までに」に、「以下この項及び第五項」を「第五項」に、「し、又はその損壊をした所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産の改良をした場合において、これらの固定資産につき、」を「した代替資産（その所有固定資産に代替する同一種類の固定資産をいう。以下この条において同じ。）又は当該事業年度終了の時までに改良をした損壊資産等（その損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産をいう。第五項において同じ。）につき、当該事業年度において」に、「取得又は改良に充てた」を「支払を受けた」に改め、同条第二項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、同条第五項中「により」の下に「当該適格分割等の直前の時までに取得又は改良をした」を加え、「適格分割等の直前」を「直前」に、「、所有固定資産の滅失若しくは損壊により保険金等の支払を受け、かつ、当該保険金等をもって取得をした代替資産又は当該期間内に、当該滅失若しくは損壊により保険金等の支払を受け、かつ、当該保険金等をもって改良をした損壊した所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産」を「所有固定資産の滅失又は損壊により保険金等の支払を受けた場合におけるその滅失又は損壊に係る代替資産又は損壊資産等」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第六項中「。以下この項において同じ」を削り、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第五十五条第一項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る法人税についての調査があったことにより当該法人税について国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかった場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の所得の金額の計算の通則）に掲げる原価の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として政令で定める額を除く。）、同項第二号に掲げる費用の額及び同項第三号に掲げる損失の額（その内国法人が当該事業年度の確定申告書を提出していた場合には、これらの額のうち、その提出した当該確定申告書に記載した第七十四条第一項第一号（確定申告）に掲げる金額又は当該確定申告書に係る修正申告書（その申告に係る法人税についての調査があったことにより当該法人税について更正があるべきことを予知した後に提出された修正申告書を除く。）に記載した同法第十九条第四項第一号（修正申告）に掲げる課税標準等の計算の基礎とされていた金額を除く。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

ただし、次に掲げる場合に該当する当該原価の額、費用の額又は損失の額については、この限りでない。

一　次に掲げるものにより当該原価の額、費用の額又は損失の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかつたことをその内国法人において証明した場合を含む。）

イ　その内国法人が第百二十六条第一項（青色申告法人の帳簿書類）又は第百五十条の二第一項（帳簿書類の備付け等）に規定する財務省令で定めるところにより保存する帳簿書類

ロ　イに掲げるもののほか、その内国法人がその納税地その他の財務省令で定める場所に保存する帳簿書類その他の物件

二　前号イ又はロに掲げるものにより、当該原価の額、費用の額又は損失の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（同号に掲げる場合を除く。）であつて、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

第六十四条の五第八項中「第十九項」を「第二十項」に改める。

第六十七条第一項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改め、同条第三項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「第十二条第八項」を「第十二条第九項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項第五号中「附帯税（利子税を除く。以下この号において同じ。）の負担額及び附帯税の負担額の減少額並びに」を「同条第四項に規定する通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額に限る。）及び」に改める。

第六十九条第二項及び第三項中「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同条第十二項中「第十七項（第二十二項」を「第十八項（第二十四項」に改め、同条第十五項中「この項及び次項」を「第十七項まで」に、「この項に」を「この項及び第十七項に」に改め、同条第十六項第三号を削り、同条第三十項中「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十九項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十一項及び第二十四項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「含む。）」を「含む。次項及び第三十三項において同じ。）」に、「を添付しなければならない」を「その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この項において「明細書」という。）を添付し、かつ、第十九項の規定により加算されるべき金額に係る控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該金額として記載された金額を限度とする」に改め、同項を同条第三十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

32　法人税に関する調査を行つた結果、通算法人の各事業年度（第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来していないものに限る。）において第十八項又は第十九項の規定を適用すべきと認める場合には、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、当該通算法人に対し、その調査結果の内容（第十八項又は第十九項の規定を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む。）を説明するものとする。

33　実地の調査により国税通則法第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する質問検査等を行つた通算法人について同条第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該通算法人の同法第七十四条の十一第四項（調査の終了の際の手続）の同意があるときは、当該通算法人への前項に規定する説明に代えて、当該税務代理人への同項に規定する説明を行うことができる。

第六十九条第二十八項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十六項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十五項中「第十七項」を「第十八項」に、「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十五項及び第二十九項」を「第二十七項及び第三十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十七項及び第十八項」を「第十八項及び第十九項」に改め、同項の表第十七項の項中「第十七項」を「第二十二項」に改め、同表第十八項の項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第二十二項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十七項及び第十八項」を「第十八項及び第十九項」に改め、同項の表第十七項の項中「第十七項」を「第二十二項」に改め、同表第十八項の項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十七項」を「第二十二項」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同項第二号中「第十七項」を「第十八項」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　対象事業年度（第三十二項又は第三十三項に規定する通算税効果額（附帯税の額に係る部分の金額に限る。）及び」に改める。

第六十九条第二項及び第三項中「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同条第十二項中「第十七項（第二十二項」を「第十八項（第二十四項」に改め、同条第十五項中「この項及び次項」を「第十七項まで」に、「この項に」を「この項及び第十七項に」に改め、同条第十六項第三号を削り、同条第三十項中「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十九項中「第十九項」を「第二十項」に、「第二十一項及び第二十四項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「含む。）」を「含む。次項及び第三十三項において同じ。）」に、「を添付しなければならない」を「その他の財務省令で定める事項を記載した書類（以下この項において「明細書」という。）を添付し、かつ、第十九項の規定により加算されるべき金額に係る控除対象外国法人税の額を課されたことを証する書類その他の財務省令で定める書類を保存しなければならない。この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該金額として記載された金額を限度とする」に改め、同項を同条第三十一項とし、同項の次に次の二項を加える。

32　法人税に関する調査を行つた結果、通算法人の各事業年度（第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が到来していないものに限る。）において第十八項又は第十九項の規定を適用すべきと認める場合には、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、当該通算法人に対し、その調査結果の内容（第十八項又は第十九項の規定を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む。）を説明するものとする。

33　実地の調査により国税通則法第七十四条の九第一項（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する質問検査等を行つた通算法人について同条第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該通算法人の同法第七十四条の十一第四項（調査の終了の際の手続）の同意があるときは、当該通算法人への前項に規定する説明に代えて、当該税務代理人への同項に規定する説明を行うことができる。

第六十九条第二十八項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十六項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十五項中「第十七項」を「第十八項」に、「第二十一項及び第二十二項」を「第二十三項及び第二十四項」に、「第二十八項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第二十五項及び第二十九項」を「第二十七項及び第三十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十七項及び第十八項」を「第十八項及び第十九項」に改め、同項の表第十七項の項中「第十七項」を「第二十二項」に改め、同表第十八項の項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第二十一項中「第十七項及び第十八項」を「第十八項及び第十九項」に改め、同項の表第十七項の項中「第十七項」を「第二十二項」に改め、同表第十八項の項中「第十八項」を「第十九項」に改め、同条第二十項中「第十七項」を「第二十二項」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同項第二号中「第十七項」を「第十八項」に、「第十八項」を「第十九項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　対象事業年度（第三十二項又は第三十三項の規定による説明が行われた日の属するものに限る。以下この号において同じ。）の第七十四条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根拠が第三十二項又は第三十三項の規定による説明の内容と異なる場合

第六十九条第二十項を同条第二十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

22　対象事業年度について前項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第二十項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第六十九条第十九項中「この項」の下に「及び第二十二項」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「及び第二十項」を「から第二十二項まで」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「。以下第二十項」を「。以下第二十一項」に、「（以下第二十項」を「（以下第二十二項」に、「この項及び第二十項」を「この項及び第二十一項」に改め、「（前項の規定の適用を受けたものを除く。）」及び「（更正又は決定の手続）」を削り、「更正通知書に添付された書類」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第十九項及び第二十項」を「第二十項から第二十二項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項の次に次の一項を加える。

17　適用事業年度について前項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第十五項の規定の適用については、前項の規定にかかわ

らず、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなす。

第七十一条第一項第一号中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に改め、同条第二項第一号中「第六十九条第二十一項」を「第六十九条第二十三項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改める。

第七十二条第三項中「第六十四条の五第五項」を「第五十五条第三項（不正行為等に係る費用等）中第七十四条第一項第一号（確定申告）」とあるのは「第七十二条第一項第一号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）」と、第六十四条の五第五項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項及び第二十一項第三号」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改める。

第七十五条の四第一項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第八十条第一項中「第十七項」を「第十八項」に、「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に改め、同条第七項中「（この条」の下に「第五項に係る部分を除く。）」を加え、同項第一号中「当該欠損事業年度において生じた欠損金額」を「当該通算対象外欠損金額」に改め、「に達するまでの金額」を削り、同項第二号中「と当該欠損金額」を「を超える場合のその超える部分の金額から当該金額」に、「とのうちいずれか多い金額を超える場合のその超える部分の」を「を控除した」に改め、同項第四号中「より当該各事業年度の所得に対する法人税の額につき」を「より」に改める。

第百四十二条の二第一項第二号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、「の損金不算入」を削り、同条第三項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改める。

第百四十四条の二第十項中「第六十九条第二十三項、第二十四項及び第二十六項」を「第六十九条第二十五項、第二十六項及び第二十八項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に、「第十七項」を「第十八項」に改める。

第百四十四条の四第四項第一号中「第六十九条第二十三項」を「第六十九条第二十五項」に、「第六十九条第二十四項」を「第六十九条第二十六項」に改め、同条第七項中「及び第四項」を削る。

別表第三生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る。）から生活衛生同業小組合までの項を削り、同表水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会の項の次に次のように加える。

生活衛生同業組合（組合員に出資をさせるものに限る。）	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
生活衛生同業組合連合会（会員に出資をさせるものに限る。）	
生活衛生同業小組合	

別表第三に次のように加える。

労働者協同組合連合会	労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）

（令和二年改正前法人税法の一部改正）

第三条　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「令和二年改正法」という。）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第三条の規定による改正前の法人税法（以下「令和二年改正前法人税法」という。）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第二号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条第六項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改める。

第三十八条第一項第二号及び第五号中「第十九条第四項第三号ハ」を「第十九条第四項第二号ハ」に改める。

第四十二条第一項中「もの（」の下に「以下」を加え、「受け、当該事業年度においてその国庫補助金等をもってその交付の目的に適合した固定資産の取得又は改良をした」を「受けた」に、「その固定資産につき、」を「当該事業年度終了の時までに取得又は改良をしたその交付の目的に適合した固定資産につき、当該事業年度において」に、「取得又は改良に充てた」を「交付を受けた」に改め、「金額（」の下に「その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該国庫補助金等の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。」を加え、同条第二項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、同条第五項中「国庫補助金等（」を「当該適格分割等の直前の時までに取得又は改良をした固定資産（」に、「適格分割等の直前」を「直前」に改め、「ものに限る。）をもって取得又は改良をした固定資産（当該」及び「。以下この項において同じ」を削り、「その取得又は改良に充てた国庫補助金等の額」を「当該事業年度において第一項に規定する圧縮限度額」に、「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第六項中「。以下この項において同じ」を削り、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第四十五条第一項中「受け、当該事業年度においてその金銭又は資材をもってその施設を構成する固定資産を取得した場合において、その」を「受けた場合において、当該事業年度終了の時までに取得したその施設を構成する」に改め、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「又は資材の価額に相当する金額（」を「若しくは資材の価額のうちその固定資産の取得に要した金額に達するまでの金額（その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得した減価償却資産である場合には、当該金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。」に改め、同条第二項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第四十六条第一項中「賦課し」を「賦課した場合において、当該事業年度終了の時までに取得又は改良をしたその事業の用に供する固定資産につき」に、「（以下この項において「納付金」という。）をもってその事業の用に供する」を「のうちその」に、「又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた納付金に相当する金額（」を「若しくは改良に要した金額に達するまでの金額（その固定資産が当該事業年度前の各事業年度において取得又は改良をした減価償却資産である場合には、当該

金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額。」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の規定の適用を受けた固定資産の取得価額その他前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十七条第一項中「受け、当該事業年度においてその保険金等をもつてその滅失をした所有固定資産に代替する同一種類の固定資産（以下この条において「代替資産」という。）の」を「受けた場合において、当該事業年度終了の時までに」に、「以下この項及び第五項」を「第五項」に、「し、又はその損壊をした所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産の改良をした場合において、これらの固定資産につき、」を「した代替資産（その所有固定資産に代替する同一種類の固定資産をいう。以下この条において同じ。）又は当該事業年度終了の時までに改良をした損壊資産等（その損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産をいう。第五項において同じ。）につき、当該事業年度において」に、「取得又は改良に充てた」を「支払を受けた」に改め、同条第二項中「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、同条第五項中「）により」の下に「当該適格分割等の直前の時までに取得又は改良をした」を加え、「適格分割等の直前」を「直前」に、「、所有固定資産の滅失若しくは損壊により保険金等の支払を受け、かつ、当該保険金等をもつて取得をした代替資産又は当該期間内に、当該滅失若しくは損壊により保険金等の支払を受け、かつ、当該保険金等をもつて改良をした損壊した所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産」を「所有固定資産の滅失又は損壊により保険金等の支払を受けた場合におけるその滅失又は損壊に係る代替資産又は損壊資産等」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第六項中「。以下この項において同じ」を削り、「つき、」の下に「当該事業年度において」を加え、「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第五十五条第一項中「この項及び次項」を「この条」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　内国法人が、隠蔽仮装行為に基づき確定申告書（その申告に係る法人税についての調査があつたことにより当該法人税について国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があるべきことを予知して提出された期限後申告書を除く。以下この項において同じ。）を提出しており、又は確定申告書を提出していなかつた場合には、これらの確定申告書に係る事業年度の第二十二条第三項第一号（各事業年度の所得の金額の計算の通則）に掲げる原価の額（資産の販売又は譲渡における当該資産の取得に直接に要した額及び資産の引渡しを要する役務の提供における当該資産の取得に直接に要した額として政令で定める額を除く。）、同項第二号に掲げる費用の額及び同項第三号に掲げる損失の額（その内国法人が当該事業年度の確定申告書を提出していた場合には、これらの額のうち、その提出した当該確定申告書に記載した第七十四条第一項第一号（確定申告）に掲げる金額又は当該確定申告書に係る修正申告書（その申告に係る法人税についての調査があつたことにより当該法人税について更正があるべきことを予知した後に提出された修正申告書を除く。）に記載した同法第十九条第四項第一号（修正申告）に掲げる課税標準等の計算の基礎とされていた金額を除く。）は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、次に掲げる場合に該当する当該原価の額、費用の額又は損失の額については、この限りでない。

一　次に掲げるものにより当該原価の額、費用の額又は損失の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない事情により、当該取引に係るイに掲げる帳簿書類の保存をすることができなかつたことをその内国法人において証明した場合を含む。）

イ　その内国法人が第百二十六条第一項（青色申告法人の帳簿書類）又は第百五十条の二第一項（帳簿書類の備付け等）に規定する財務省令で定めるところにより保存する帳簿書類

ロ　イに掲げるもののほか、その内国法人がその納税地その他の財務省令で定める場所に保存する帳簿書類その他の物件

二　前号イ又はロに掲げるものにより、当該原価の額、費用の額又は損失の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合（同号に掲げる場合を除く。）であつて、当該相手方に対する調査その他の方法により税務署長が、当該取引が行われ、これらの額が生じたと認める場合

第百四十二条の二第一項第二号中「第五十五条第三項」を「第五十五条第四項」に改め、同条第三項中「第五十五条第四項」を「第五十五条第五項」に改める。

（地方法人税法の一部改正）

第四条　地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「次条第八項（同条第十一項」を「次条第九項（同条第十三項」に改める。

第十二条第五項中「この項及び次項」を「第七項まで」に、「この項に」を「この項及び第七項に」に改め、同条第六項第二号中「第三号」を「第二号」に、「を除く」を「に限る」に改め、同条第十五項中「第八項」を「第九項」に、「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に、「含む。）」を「含む。次項及び第十九項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項の規定により加算されるべき金額の計算の基礎となる控除対象外国法人税の額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該書類に控除対象外国法人税の額として記載された金額を限度とする。

第十二条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第七項」を「第八項」に、「第十一項及び第十二項」を「第十三項及び第十四項」に改め、「いう。以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第十五項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同項の表第七項の項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第七項及び第八項」を「第八項及び第九項」に改め、同項の表第七項の項中「第七項」を「第八項」に、「第十項」を「第九項」に改め、同表第八項の項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第十一項を同条第十三項とし、同条第十項第二号中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　対象課税事業年度（第十八項又は第十九項の規定による説明が行われた日の属するものに限る。以下この号において同じ。）の第十九条第一項の規定による申告書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額及びその計算の根

拠が第十八項又は第十九項の規定による説明の内容と異なる場合

第十二条第十項を同条第十一項とし、同項の次に次の一項を加える。

12　対象課税事業年度について前項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第十項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該対象課税事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

第十二条第九項中「この項」の下に「及び第十二項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「及び第十項」を「から第十二項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「。以下第十項」を「。以下第十一項」に、「(以下第十項」を「(以下第十二項」に、「この項及び第十項」を「この項及び第十一項」に改め、「(前項の規定の適用を受けたものを除く。)」を削り、「更正通知書に添付された書類」の下に「のうち、最も新しいもの」を加え、「第九項及び第十項」を「第十項から第十二項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　適用課税事業年度について前項(第一号に係る部分に限る。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第五項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該適用課税事業年度の税額控除額として記載された金額を当初申告税額控除額とみなす。

第十二条に次の三項を加える。

18　地方法人税に関する調査を行った結果、通算法人の各課税事業年度(第十九条第一項の規定による申告書の提出期限が到来していないものに限る。)において第八項又は第九項の規定を適用すべきと認める場合には、国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、当該通算法人に対し、その調査結果の内容(第八項又は第九項の規定を適用すべきと認めた金額及びその理由を含む。)を説明するものとする。

19　実地の調査により国税通則法第七十四条の九第一項に規定する質問検査等を行った通算法人について同条第三項第二号に規定する税務代理人がある場合において、当該通算法人の同法第七十四条の十一第四項の同意があるときは、当該通算法人への前項に規定する説明に代えて、当該税務代理人への同項に規定する説明を行うことができる。

20　第三項及び第十五項から前項までに定めるもののほか、第一項、第二項及び第四項から第十四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六条第一項第一号中「第十二条第八項」を「第十二条第九項」に改め、同条第二項第一号中「第十二条第十一項」を「第十二条第十三項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改める。

第十七条第三項中「及び第九項」を「、第十項及び第十一項第三号」に、「同条第十三項」を「同条第十五項」に改める。

第十九条の三第一項ただし書中「、磁気テープ」を削る。

第二十三条第一項中「第七項」を「第八項」に、「第十二条第八項」を「第十二条第九項」に改める。

(相続税法の一部改正)

第五条　相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第三項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第七項」に改める。

第五十条第二項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第五十八条の見出しを「(法務大臣等の通知)」に改め、同条第一項を次のように改める。

法務大臣は、死亡又は失踪(以下この項及び次項において「死亡等」という。)に関する届書に係る戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第百二十条の四第一項(届書等情報の提供)に規定する届書等情報(これに類するものとして財務省令で定めるものを含む。)の提供を受けたときは、当該届書等情報に記録されている情報及び当該死亡等をした者の戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報で財務省令で定めるものを、当該届書等情報の提供を受けた日の属する月の翌月末日までに国税庁長官に通知しなければならない。

第五十八条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　市町村長は、当該市町村長その他戸籍又は住民基本台帳に関する事務をつかさどる者が当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書を受理したとき又は当該届書に係る事項の通知を受けたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項その他の事項で財務省令で定めるものを、当該届書を受理した日又は当該通知を受けた日の属する月の翌月末日までに当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

第五十九条第五項第二号中「、磁気テープ」を削る。

(登録免許税法の一部改正)

第六条　登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第二項」を「第四項」に、「掲げる場所」を「定める場所」に改める。

第二十一条中「にはり付けて」を「(当該登記等を受ける者が当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用して当該登記等の申請を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十六条及び第三十一条第二項を除き、以下同じ。)に貼り付けて」に改める。

第二十二条中「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

第二十三条第一項中「にはり付けて」を「(当該官庁又は公署が電子情報処理組織を使用して当該登記等の嘱託を行う場合には、当該登記等に係る登記機関の定める書類。第二十五条及び第三十一条第三項において同じ。)に貼り付けて」に改め、同条第二項中「を同項の」を「を同項に規定する」に、「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

第二十四条第一項中「はり付けて」を「貼り付けて」に改める。

第二十四条の二の見出し中「による登記等の申請等の場合の」を「を使用する方法等による」に改め、同条第一項本文を次のように改める。

登記等を受ける者又は次条第一項の規定による委託を受けた納付受託者(第二十四条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次条において同じ。)は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税又は当該委託を受けた登録免許税を、第二十一条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより国に納付することができる。

第二十四条の二第二項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の五条を加える。

(納付受託者に対する納付の委託)

第二十四条の三　登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税を電子情報処理組織を使用

する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、当該納付受託者に納付を委託することができる。

2　前項の規定により免許等につき課されるべき登録免許税の額に相当する登録免許税の納付を委託する場合における前条第二項の規定の適用については、同項中「納付の」とあるのは、「納付の委託の」とする。

3　登記等を受ける者が第一項の通知に基づき登録免許税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該登録免許税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該登録免許税の納付があつたものとみなして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

（納付受託者）

第二十四条の四　登録免許税の納付に関する事務（以下この項及び第二十四条の六第一項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として登記等を所管する省庁の長（以下「所管省庁の長」という。）が指定するもの（以下「納付受託者」という。）は、当該登記等を受ける者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2　所管省庁の長は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3　納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を所管省庁の長に届け出なければならない。

4　所管省庁の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（納付受託者の納付）

第二十四条の五　納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた登録免許税を国に納付しなければならない。

2　納付受託者は、第二十四条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及びその年月日を当該委託に係る所管省庁の長に報告しなければならない。

（納付受託者の帳簿保存等の義務）

第二十四条の六　納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2　所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3　所管省庁の長は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5　第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（納付受託者の指定の取消し）

第二十四条の七　所管省庁の長は、第二十四条の四第一項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一　第二十四条の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二　第二十四条の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四　前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2　所管省庁の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第二十五条中「前条第二項」を「第二十四条の二第二項」に、「ある場合」を「ある場合並びに納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた場合」に改め、「（前条第三項及び第三十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「当該登記等の嘱託書とし、前条第三項及び第三十五条第四項の規定により第二十二条又は第二十三条第二項の規定を読み替えて適用する場合にあつては当該登記等に係る登記機関の定める書類とする。」を「、当該登記等の嘱託書」に改める。

第二十七条第二号中「の期限」を「（第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の期限」に改める。

第二十八条第一項中「第二十四条の二第三項及び」を削り、「ときは」の下に「、第三項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

3　登記機関は、登録免許税の納期限（第二十四条の五第一項に規定する政令で定める日が当該納期限後に到来する場合には、当該政令で定める日）後において、納付受託者が第二十四条の三第一項の規定による委託を受けた登録免許税の額の全部又は一部を納付していない事実を知つたときは、遅滞なく、当該納付受託者の住所又は事務所の所在地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

第二十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「第二十四条の二第三項及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　税務署長は、前条第三項の通知を受けた場合には、国税の保証人に関する徴収の例により当該通知に係る同項に規定する納付していない登録免許税を当該通知に係る納付受託者から徴収する。

3　税務署長は、第二十四条の五第一項の規定により納付受託者が納付すべき登録免許税については、当該納付受託者に対して国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該登録免許税に係る登記等を受けた者から徴収することができない。

第三十一条第一項中「各号の」を「各号に掲げる場合の」に、「事実があるときは」を「場合には」に改め、同項第一号及び第二号中「とき」を「場合」に、「除く。）」を「除く。）」に改め、同項第三号中「とき。」を「場合」に改め、同条第二項中「に規定する」を「（第二十四条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する」に改め、同条第三項中「又は第二十四条の二第三項の規定により第二十一条から第二十三条までの規定を読み替えて適用する場合」を削り、「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第四項中「はり付けられた」を「貼り付けられた」に改め、同条第六項中「日から」を

「日（第二十四条の三第一項の規定により当該登録免許税の納付の委託をした者にあつては、当該納付の委託をした日。次項において同じ。）から」に改め、同条第八項ただし書中「第四号に規定する」を「当該各号（第二号を除く。）に掲げる場合のいずれかに該当する場合の」に、「同号」を「当該各号」に改める。

第三十五条の見出し中「登記」を「登記等」に改め、同条第一項中「登記を」を「登記等を」に改め、「不動産登記法第十八条（申請の方法）（他の法令において準用する場合を含む。）の規定により」を削り、「登記の」を「登記等の」に改め、同条第三項中「第十八条」を「（平成十六年法律第百二十三号）第十八条（申請の方法）」に改め、同条第四項中「及び第二十二条中「の申請書」を「中「当該登記等に係る登記官署等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該登記等の申請又は嘱託をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して」に、「並びに」を「及び」に、「「の嘱託書」を「「電子情報処理組織を使用して」に、「「に係る登記機関の定める書類」と、同条第二項中「登記等の嘱託書」とあるのは「登記機関の定める書類」を「、「磁気ディスクを提出して」に改める。

別表第一第十号㈠を次のように改める。

㈠　著作権の移転の登録	
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき一万八千円

別表第一第十号㈡を次のように改める。

㈡　著作権を目的とする質権の移転の登録	
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作権の件数	一件につき千五百円

別表第一第十一号㈠を次のように改める。

㈠　出版権の移転の登録	
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき一万八千円

別表第一第十一号㈡を次のように改める。

㈡　出版権を目的とする質権の移転の登録	
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	出版権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	出版権の件数	一件につき千五百円

別表第一第十二号㈠を次のように改める。

㈠　著作隣接権の移転の登録	
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき九千円

別表第一第十二号㈢を次のように改める。

㈢　著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	
イ　相続又は法人の合併による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき千五百円
ロ　その他の原因による移転の登録	著作隣接権の件数	一件につき三千円

（消費税法の一部改正）

第七条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「が、」の下に「免税購入対象者（」を加え、「（以下」を「であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条から第十八条まで（上陸の許可）に規定する上陸の許可を受けて在留する者、同法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は同法別表第一の三の表の短期滞在の在留資格をもつて在留する者その他政令で定める者をいう。以下」に、「「非居住者」という」を「同じ」に改め、同条第二項中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同条第三項中「非居住者」を「免税購入対象者」に、「居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる」及び「居住者となる」を「免税購入対象者でなくなる」に、「なる時」を「なくなる時」に改め、同条第四項、第六項及び第八項中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10　税関長は、政令で定めるところにより、第三項本文の承認及び徴収に係る権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する消費税に関する法令の規定に基づく権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

第二十条第三号中「この条から第二十二条まで」を「この号、次条第二項及び第二十二条第二号」に改める。

第二十一条第一項中「受けようとする」を「受ける」に、「が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における」を「の」に改め、同条第二項中「受けようとする」を「受ける」に、「が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があつた日後における」を「の」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第二十五条の見出し中「納税地」を「法人の納税地」に改め、同条中「事業者」を「法人」に改め、「第二十一条第一項から第三項までの規定に規定する書類の提出又は」を削る。

（自動車重量税法の一部改正）

第八条　自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第十四条」を「第十四条第一項若しくは第四項」に、「掲げる場所」を「定める場所」に改める。

第十条の二を次のように改める。

（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）

第十条の二　自動車検査証の交付等を受ける者若しくは車両番号の指定を受ける者又は次条第一項の規定による委託を受けた納付受託者（第十条の四第一項に規定する納付受託者をいう。次条において同じ。）は、当該検査自動車若しくは届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税又は当該委託を受けた自動車重量税を、第八条から前条までの規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものにより国に納付することができる。

第十条の二の次に次の五条を加える。

（納付受託者に対する納付の委託）

第十条の三　自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、当該検査自動車又は届出軽自動車につき課されるべき自動車重量税の額に相当する自動車重量税を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を使用して行う

納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするときは、当該納付受託者に納付を委託することができる。

2　自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者が前項の通知に基づき自動車重量税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該自動車重量税の納付の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該自動車重量税の納付があつたものとみなして、国税通則法の延滞税に関する規定を適用する。

（納付受託者）

第十条の四　自動車重量税の納付に関する事務（以下この項及び第十条の六第一項において「納付事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として国土交通大臣が指定するもの（以下「納付受託者」という。）は、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

2　国土交通大臣は、前項の規定による指定をしたときは、納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他財務省令で定める事項を公示しなければならない。

3　納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

4　国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（納付受託者の納付）

第十条の五　納付受託者は、第十条の三第一項の規定による委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた自動車重量税を国に納付しなければならない。

2　納付受託者は、第十条の三第一項の規定による委託を受けたときは、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及びその年月日を国土交通大臣に報告しなければならない。

（納付受託者の帳簿保存等の義務）

第十条の六　納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2　国土交通大臣は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、財務省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3　国土交通大臣は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5　第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（納付受託者の指定の取消し）

第十条の七　国土交通大臣は、第十条の四第一項の規定による指定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一　第十条の四第一項に規定する指定の要件に該当しなくなつたとき。

二　第十条の五第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三　前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四　前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2　国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第十一条中「行なうとき」を「行うとき（納付受託者が第十条の三第一項の規定による委託を受けた場合にあつては、財務省令で定めるとき）」に改める。

第十二条第一項中「はり付けられた」を「貼り付けられた」に、「金額若しくは」を「金額、」に、「がその」を「若しくは納付受託者が第十条の三第一項の規定による委託を受けた自動車重量税の額がその」に改める。

第十三条第一項中「ときは」の下に「、第三項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条に次の一項を加える。

3　国土交通大臣等は、納付受託者が第十条の三第一項の規定による委託を受けた自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事実を第十条の五第一項に規定する政令で定める日後に知つたときは、遅滞なく、当該納付受託者の住所又は事務所の所在地の所轄税務署長に対し、その旨及び財務省令で定める事項を通知しなければならない。

第十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　税務署長は、前条第三項の通知を受けた場合には、国税の保証人に関する徴収の例により当該通知に係る同項に規定する納付していない自動車重量税を当該通知に係る納付受託者から徴収する。

3　税務署長は、第十条の五第一項の規定により納付受託者が納付すべき自動車重量税については、当該納付受託者に対して国税通則法第四十条（滞納処分）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該自動車重量税に係る自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた者から徴収することができない。

第十六条第一項中「各号の」を「各号に掲げる場合の」に、「ときは」を「場合には」に、「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第一号中「とき。」を「場合」に改め、同項第二号中「とき（」を「場合（」に、「他の行政機関の」を「国税に関する」に、「審査請求」を「不服申立て」に、「ときを除く。）。」を「場合を除く。）」に改め、同条第二項中「掲げる」を「定める」に改め、同条第四項中「掲げる日に」を「定める日に」に改め、同項ただし書中「第二号に規定する」を「当該各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合の」に、「同号に掲げる」を「当該各号に定める」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第九条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号ハ中「純損失の繰戻しによる還付」の下に「の手続等」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加

える。

三　その申告前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額

第二十三条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額」を加える。

第三十三条の見出しを「(賦課決定の所轄庁等)」に改め、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定により税関長が賦課決定を行う場合において、当該賦課決定が消費税法第八条第三項(輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免税)の規定により直ちに徴収する消費税に係るものであるときその他政令で定めるときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第三項又は第四項の規定による賦課決定通知書又は納税告知書の送達に代え、当該職員に口頭で当該賦課決定の通知をさせることができる。

第三十四条第一項ただし書中「による申請又は届出の場合の」及び「による登記等の申請等の場合の」を「を使用する方法等による」に改める。

第三十五条第二項第一号中「第十九条第四項第三号(修正申告により納付すべき税額」を「第十九条第四項第二号(修正申告」に改め、同項第二号中「により納付すべき税額)」を「又は決定の手続)」に改める。

第四十三条第二項第一号中「賦課決定の所轄庁」を「賦課決定の所轄庁等」に改める。

第四十五条第一項中「同章」の下に「(第三十四条の六(納付受託者の帳簿保存等の義務)及び第三十六条(納税の告知)を除く。)」を、「税関」との下に「、「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、第三十四条の六第二項及び第三項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、「国税局長」とあるのは「税関長」と」を加え、「(納税の告知)中」を「中「税務署長」とあるのは「税関長」と、「とする」を「と、同条第二項中「税務署長」とあるのは「税関長」とする」に改める。

第六十五条第一項中「第七項」を「第八項」に、「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同条第二項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第三項第一号中「次項」を「第五項」に改め、同項第二号中「第七項」を「第八項」に、「次項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第五項中「次条第六項」を「次条第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定に該当する場合において、当該納税者が、帳簿(財務省令で定めるものに限るものとし、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び次条第四項において同じ。)に記載し、又は記録すべき事項に関しその修正申告書の提出又は更正(以下この項において「修正申告等」という。)があつた時前に、国税庁、国税局又は税務署の当該職員(以下この項及び同条第四項において「当該職員」という。)から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき(当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)は、第一項の過少申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告等の基因となる当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項に係るもの以外のもの(以下この項において「帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実」という。)があるときは、当該帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に百分の十の割合(第二号に掲げる場合に該当するときは、百分の五の割合)を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかつた場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項のうち、納税申告書の作成の基礎となる重要なものとして財務省令で定める事項(次号及び次条第四項において「特定事項」という。)の記載若しくは記録が著しく不十分である場合として財務省令で定める場合

二　当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項のうち、特定事項の記載又は記録が不十分である場合として財務省令で定める場合(前号に掲げる場合を除く。)

第六十六条第一項中「期限後申告等による」を「申告納税方式による国税等の」に改め、同条第二項中「第七項」を「第八項」に、「前条第四項」を「第六項」に、「前条第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第四項」を「前条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項の規定に該当する場合において、当該納税者が、帳簿に記載し、又は記録すべき事項に関しその期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定(以下この項において「期限後申告等」という。)があつた時前に、当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき(当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。)は、第一項の無申告加算税の額は、同項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となる当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項に係るもの以外のもの(以下この項において「帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実」という。)があるときは、当該帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に百分の十の割合(第二号に掲げる場合に該当するときは、百分の五の割合)を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一　当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかつた場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項のうち、特定事項の記載若しくは記録が著しく不十分である場合として財務省令で定める場合(前号に掲げる場合を除く。)

二　当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項のうち、特定事項の記載又は記録が不十分である場合として財務省令で定める場合(前号に掲げる場合を除く。)

第六十八条第二項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、同条第四項中「第三十六条第一項」の下に「(第二号に係る部分に限る。)」を加え、「(同項第二号に係るものに限る。)」を削る。

第七十条第一項第一号中「場合にする」の下に「第二十五条(決定)の規定による」を加え、同条第四項中「第六十六条第六項」を「第六十六条第七項」に改める。

第七十三条第三項第二号中「発せられた日」の下に「（当該更正決定等に係る賦課決定通知書の送達に代え、口頭で賦課決定の通知がされた場合には、当該賦課決定の通知がされた日）」を加え、同項第三号中「もの」の下に「（賦課決定通知書の送達に代え、口頭で賦課決定の通知がされた国税に係るものを含む。）」を加える。

第七十四条の二第五項中「第六十五条第五項」を「第六十五条第六項」に改める。

（令和二年改正前国税通則法の一部改正）

第十条　令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十三条の規定による改正前の国税通則法（以下「令和二年改正前国税通則法」という。）の一部を次のように改正する。

第十九条第四項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号ハ中「純損失の繰戻しによる還付」の下に「の手続等」を加え、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　その申告前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額

第二十三条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に「、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び還付金の額に相当する税額」を加える。

第三十五条第二項第一号中「第十九条第四項第三号（修正申告により納付すべき税額」を「第十九条第四項第二号（修正申告」に改め、同項第二号中「により納付すべき税額）」を「又は決定の手続）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「準備金（」を「特定船舶に係る特別修繕準備金（」に、「第六十六条の二）」を「第六十六条）」に、「第六十六条の二の二」を「第六十六条の二」に改める。

第五条の三第四項第七号ホ中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第八条の四第一項第一号中「定める日」の下に「。以下この号及び第九項において同じ。」を、「同じ。）。」の下に「以下この号及び第九項並びに」を、「出資を有する者」の下に「（当該配当等の支払を受ける者で当該配当等の支払に係る基準日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に法人税法第二条第十号に規定する同族会社に該当することとなる法人と合算して当該内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の三以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有することとなるものを含む。）」を加え、同条第五項中「以下この条」を「次項及び第七項」に改め、同条に次の六項を加える。

9　第一項第一号の配当等の支払をすべき内国法人は、当該配当等の支払の確定した日から一月以内に、当該配当等の支払に係る基準日における当該内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の百分の一以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、個人番号その他の財務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、当該内国法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出（当該報告書の提出に代えて行う当該報告書に記載すべき事項を記録した光ディスク等（第四十二条の二の二第一項第二号に規定する光ディスク等をいう。）の提出を含む。第四十二条の三第四項第二号において同じ。）をしなければならない。

10　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の報告書の同項に規定する提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書の当該提出をする義務がある者に質問し、その者の同項の配当等の支払に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

11　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第九項の報告書の同項に規定する提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

12　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第十項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

13　第十項及び第十一項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

14　前項に定めるもののほか、第十一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第九条の四の二第三項中「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）」を削る。

第十条の四の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改め、同条第三項中「二年」を「三年」に改める。

第十条の五第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次項及び第三項」に、「地域再生法第十七条の二第三項の認定（以下この条」を「同条第三項の認定（次項及び第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

第十条の五第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　三十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年の移転型特定新規雇用者数がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額）を加算した金額

ロ　二十万円に、当該個人の当該適用年の地方事業所基準雇用者数から当該適用年の新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年の特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「特定非新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年の移転型地方事業所基準雇

用者数から当該適用年の移転型新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年の移転型特定非新規雇用者数に達するまでの数(口において「移転型特定非新規雇用者基礎数」という。)が零を超える場合には、二十万円に、当該特定非新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額)・

第十条の五第二項中「前項第一号ロ」を「前項第一号」に改め、同条第三項第六号中「第八号及び第九号」を「以下この項」に改め、同項第八号中「適用対象特定業務施設において適用年」を「適用年(当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間)」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、同項第十号を同項第十五号とし、同項第九号中「適用対象特定業務施設において適用年」を「適用年(当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間)」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、「もの」の下に「(次号及び第十四号において「新規雇用者」という。)」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一　特定非新規雇用者数　適用年(当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間)において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者(新規雇用者を除く。)で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十二　移転型地方事業所基準雇用者数　移転型適用対象特定業務施設のみを個人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十三　移転型新規雇用者総数　適用年(当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間)において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十四　移転型特定非新規雇用者数　適用年(当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間)において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者(新規雇用者を除く。)で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五第三項第八号の次に次の一号を加える。

九　移転型特定新規雇用者数　適用年(当該適用年が計画の認定を受けた日の属する年である場合には、同日から当該適用年の十二月三十一日までの期間)に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において移転型適用対象特定業務施設(地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた個人の当該計画の認定に係る適用対象特定業務施設をいう。以下この項において同じ。)に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第十条の五の四第一項中「令和元年から令和五年まで」を「令和五年及び令和六年」に、「(令和元年」を「(令和五年」に、「国内新規雇用者」を「国内雇用者」に、「第一号に掲げる要件を満たすとき」を「当該個人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合(第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。)が百分の三以上であるとき」に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に、「残額)の」を「残額)に」に、「おいて第二号」を「おいて次の各号」に、「百分の二十」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合(その年において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合)を加算した割合)を乗じて計算した」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること　百分の十

第十条の五の四第一項第二号中「含む」の下に「。第三項第三号において同じ」を加え、「次項第二号イ」を「次項第二号」に、「こと。」を「こと　百分の五」に改め、同条第二項中「及び次項第十一号」を削り、「令和五年」を「令和六年」に、「が百分の一・五」を「(第一号において「雇用者給与等支給増加割合」という。)が百分の一・五」に、「残額)の」を「残額)に」に、「おいて次」を「おいて次の各号」に、「百分の二十五」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合(その年において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合)を加算した割合)を乗じて計算した」に改め、同項各号を次のように改める。

一　雇用者給与等支給増加割合が百分の二・五以上であること　百分の十五

二　当該中小事業者のその年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること　百分の十

第十条の五の四第三項第一号を次のように改める。

一　国内雇用者　個人の使用人(当該個人と政令で定める特殊の関係のある者を除く。)のうち当該個人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

第十条の五の四第三項第三号から第五号までを次のように改める。

三　継続雇用者給与等支給額　継続雇用者(個人の各年(以下この項において「適用年」という。)及び当該適用年の前年の各月分のその個人の給与等の支給を受けた国内雇用者として政令で定めるものをいう。次号において同じ。)に対する当該適用年の給与等の支給額(その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。)がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。)として政令で定める金額をいう。

四　継続雇用者比較給与等支給額　前号の個人の継続雇用者に対する適用年の前年の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

五　控除対象雇用者給与等支給増加額　個人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額(当該金額が当該個人の調整雇用者給与等支給増加額(イに掲げる金額からロに掲げる金額を控

除した金額をいう。）を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

第十条の五の四第三項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とし、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を削り、同条第五項中「控除対象新規雇用者給与等支給額又は」を削り、「、控除」を「第一項の規定の適用を受けようとする場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を含む。）、控除」に、「これら」を「、第一項及び第二項」に改め、同条第六項中「個人がこれらの規定に規定する」を「個人が」に、「おける新規雇用者比較給与等支給額」を「おける比較教育訓練費の額」に、「、新規雇用者比較給与等支給額」を「、継続雇用者比較給与等支給額」に改める。

第十条の五の五第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項中「の合計額の百分の十五に相当する金額」を「に百分の十五（次の各号に掲げる認定特定高度情報通信技術活用設備については、当該各号に定める割合）を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（次に掲げる地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）　百分の九

イ　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

ロ　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島

ハ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により豪雪地帯として指定された地域

ニ　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ホ　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域

ヘ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

チ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第一号に規定する沖縄

ヌ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域

二　令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の九（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、百分の五）

三　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の三

第十条の六第五項中「対象年（」を「対象年が」に、「年に限る。以下この項において「特定対象年」という。）」を「場合であつて、当該対象年」に、「特定対象年の」を「対象年の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　当該個人の第十条の五の四第三項第三号に規定する継続雇用者給与等支給額（第七項において「継続雇用者給与等支給額」という。）がその同条第三項第四号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（第七項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を超えること。

第十条の六第七項中「第五項第一号イ及びロに掲げる金額」を「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」に、「同号」を「第五項第一号」に改める。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第十一条の四　青色申告書を提出する個人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第　　号）第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。）を含む。）であるものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（政令で定める規模のものに限る。以下この項及び第三項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環境負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の同条第四項に規定する環境負荷低減事業活動又は同法第十五条第二項第三号に規定する特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該環境負荷低減事業活動用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該環境負荷低減事業活動用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該環境負荷低減事業活動用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に

関する法律第二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第十九条第四項に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

二　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十二条第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

2　青色申告書を提出する個人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「基盤確立事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の同条第五項に規定する基盤確立事業（同項第二号に掲げるものに限る。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該基盤確立事業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該基盤確立事業用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

3　第十一条第二項の規定は、第一項の規定の適用を受ける環境負荷低減事業活動用資産又は前項の規定の適用を受ける基盤確立事業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の四第一項本文又は第二項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

4　第十一条第三項の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第一項中「個人が、」を「個人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち」に、「次の表の各号の第一欄」を「当該各号の第二欄」に、「地区又は地域内」を「区域内」に、「各号の第二欄」を「各号の第三欄」に、「各号の第三欄」を「各号の第四欄」に、「（同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち」を「のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの（」に、「この条」を「この項及び第三項」に、「除き、同表の第一号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」を「除く」に、「第四欄」を「第五欄」に改め、同項の表を次のように改める。

事業者	区域	事業	資産	割合
一　沖縄振興特別措置法第三十六条に規定する認定事業者	同法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画に定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	百分の三十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）
二　沖縄振興特別措置法第五十条第一項に規定する認定事業者	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）
三　沖縄振興特別措置法第五十七条第一項に規定する認定事業者	同法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）の区域	同法第五十五条の二第九項に規定する認定経済金融活性化計画に定められた同条第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）

第十二条第六項中「第三項及び第四項」を「第二項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項において同じ。）」を削り、「（第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同項の表の第一号の上欄中「（令和三年法律第十九号）」を削り、同表の第二号の上欄中「（昭和六十年法律第六十三号）」を削り、同表の第三号の上欄中「（昭和二十八年法律第七十二号）」を削り、同表の第四号の上欄中「（昭和二十九年法律第百八十九号）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「工業用機械等」の下に「又は前項の規定の適用を受ける旅館業用建物等」を、「第十二条第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する個人が、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間

のうち政令で定める期間内に、沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域内において旅館業のうち政令で定める事業（以下この項において「旅館業」という。）の用に供する設備で政令で定める規模のものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び第四項において同じ。）をする場合において、その取得等をした設備を当該地域内において当該個人の旅館業の用に供したとき（当該地域の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該設備を構成するもののうち政令で定める建物及びその附属設備（前項の規定の適用を受けるもの及び所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項及び次項において「旅館業用建物等」という。）の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該旅館業用建物等について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の八に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該旅館業用建物等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条を削る。

第十三条の二第二項を次のように改める。

2　前項の規定の適用を受けた年において同項の規定により当該事業再編促進機械等の償却費として必要経費に算入した金額がその年における同項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に満たない場合には、その年の翌年分の事業所得の金額の計算上、当該事業再編促進機械等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定（当該事業再編促進機械等について前項の規定の適用を受けるときは、同項の規定を含む。）にかかわらず、当該事業再編促進機械等の償却費として同条第一項の規定により必要経費に算入する金額（その年の翌年において当該事業再編促進機械等につき前項の規定の適用を受ける場合には、当該翌年における同項の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額に相当する金額）とその満たない金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができる。

第十三条の二第三項中「第一項の規定又は前項において準用する前条第一項」を「前二項」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（輸出事業用資産の割増償却）

第十三条の二　青色申告書を提出する個人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該個人の認定輸出事業計画（同条第二項に規定する認定輸出事業計画をいう。）に記載された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十七条第三項に規定する施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農林水産物若しくは同条第二項に規定する食品の生産、製造、加工若しくは流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「輸出事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は輸出事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該個人の輸出事業（同法第三十七条第一項に規定する輸出事業をいう。以下この項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該輸出事業用資産をその輸出事業の用に供した場合を除く。）には、その輸出事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日の属する各年分（当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた年分に限る。）の事業所得の金額の計算上、当該輸出事業用資産の償却費として必要経費に算入する金額は、供用日以後五年以内（当該認定輸出事業計画について同法第三十八条第二項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間）でその用に供している期間に限り、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該輸出事業用資産について同項の規定により計算した償却費の額で当該期間に係るものの百分の百三十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の百三十五）に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該輸出事業用資産の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける輸出事業用資産の償却費の額を計算する場合について準用する。

3　第十一条第三項の規定は、第一項の規定又は前項において準用する前条第二項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十四条第三項後段を削る。

第十五条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「百分の百十」を「百分の百八」に改め、同条第二項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章第二節第二款の款名を次のように改める。

第二款　特定船舶に係る特別修繕準備金

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十一条の見出しを削り、同条第七項及び第八項を次のように改める。

7　第一項の規定は、確定申告書に同項の規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該確定申告書に同項の積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

8　第一項の特別修繕準備金を積み立てている個人の死亡により当該個人の相続人（包括受遺者を含む。以下この節において同じ。）が当該個人の同項の特別修繕準備金に係る事業を承継した場合において、当該相続人が、その死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は所得税法第百四十四条の申請書（以下この条及び第二十四条の二において「青色申告書の承認申請書」という。）を提出した者でないときは、その死亡の日における特別修繕準備金の金額は、その被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十一条に次の二項を加える。

9　前項に規定する場合において、同項に規定

する相続人が同項に規定する死亡の日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その死亡の日における特別修繕準備金の金額は、当該相続人に係る特別修繕準備金の金額とみなす。

10　前項の規定の適用を受けた者が同項に規定する個人の死亡の日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、その却下の日における同項の特別修繕準備金の金額は、その者の当該却下の日の属する年分の不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

第二十二条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第二十条第五項」を「前条第七項」に改め、同条第七項中「第二十条第六項から第八項まで」を「前条第八項から第十項まで」に改める。

第二十四条の二第一項中「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた」を「同法第十九条第一項に規定する地域計画の区域において農業を担う者として財務省令で定める」に改め、同条第五項中「第二十条第五項」を「第二十一条第七項」に改め、同条第六項中「第二十条第六項から第八項まで」を「第二十一条第八項から第十項まで」に改める。

第二十八条の二第一項中「第十条第八項第六号」を「中小事業者（第十条第八項第六号」に、「提出するもの（を「提出するもののうち」に、「に限る」を「をいう」に、「中小事業者」という」を「同じ」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「その他政令で定める規定」を削り、「受けるもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

第二十八条の三第九項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第三十条の二第一項中「令和四年」を「令和六年」に改め、同条第七項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第三十一条第一項中「、第三十七条の八及び第三十七条の九」を「及び第三十七条の八」に改める。

第三十一条の二第四項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改め、同条第十項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第三十一条の三第一項中「、第三十七条の八若しくは第三十七条の九」を「若しくは第三十七条の八」に改める。

第三十三条第一項中「第三十七条の九」を「第三十七条の八」に改め、同条第七項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「次項」を「第三項」に、「又は清算金の額の一部」を「若しくは清算金の額の一部」に、「には、当該資産」を「又は同項に規定する収用等に係る次項に規定する前年中に同項に規定する代替資産となるべき資産の取得をした場合には、これらの資産」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、個人が同項各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該個人が、収用等のあつた日の属する年の前年中（当該収用等により当該個人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなつた日以後の期間に限る。）に代替資産となるべき資産の取得をしたとき（当該代替資産となるべき資産が土地等である場合において、工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情があるときは、政令で定める期間内に取得をしたとき）について準用する。この場合において、同項中「その選択により」とあるのは、「その選択により、政令で定めるところにより」と読み替えるものとする。

第三十三条の二第二項中「第三項」を「第四項」に、「その」を「その額の」に、「又は」を「若しくは」に改め、「あるとき」の下に「、又は代替資産となるべき資産の取得をしたとき」を加え、同条第三項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同条第四項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第五項中「前条第七項」を「前条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第二項」を「第三項」に改める。

第三十三条の三第三項中「、第三十七条の八第四項及び第三十七条の九第八項」を「及び第三十七条の八第四項」に改める。

第三十三条の四第一項中「（第三十三条第三項」を「（第三十三条第四項」に改め、同条第三項第一号中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第三十三条の五第一項中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改め、同条第三項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同条第四項中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。

第三十三条の六第一項第二号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第三十四条第一項中「、第三十七条の四又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の四」に改め、同条第二項第七号を次のように改める。

七　農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で同法第二十二条の四第一項に規定する区域内にあるものが、同条第二項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

第三十四条の二第一項中「、第三十七条の四又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の四」に改め、同条第二項第二号中「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改め、同項第二十五号中「第十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、「（前条第二項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を削る。

第三十四条の三第一項中「、第三十七条の四又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の四」に改め、同条第二項第二号中「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第七項」に、「同条の農用地利用集積計画」を「同条第一項の農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号を削る。

第三十五条第二項第一号中「、第三十七条の八若しくは第三十七条の九」を「若しくは第三十七条の八」に改める。

第三十六条の二第一項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改め、同条第二項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第七項中「第三十三条第六項」を「第三十三条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十六条の五中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「及び第三十七条の九」を削り、同条第九項中「第三十三条第六項」を「同条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第三十七条の六第一項第二号を削り、同項第

三号を同項第二号とする。

第三十七条の九を次のように改める。

第三十七条の九　削除

第三十七条の十三第一項第三号中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第三十七条の十四第五項第六号中「その年分の」を削る。

第四十条の三の二第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項第四号ロ(3)中「及び(2)」を「から(3)まで」に改め、同号ロ(3)を同号ロ(4)とし、同号ロ(2)の次に次のように加える。

(3)　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人

第四十条の三の三第十八項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第四十一条第一項中「、住宅の」を「、居住用家屋の新築等(居住用家屋(住宅の」に、「(以下第二十六項までにおいて「居住用家屋」という。)の新築若しくは」を「をいう。以下第二十九項までにおいて同じ。)の新築又は」に、「もの若しくは」を「ものの取得(配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項、第十項、第十八項、第十九項、第二十五項及び第三十三項において同じ。)をいう。以下この項及び第三項、次条第三項第四号並びに第四十一条の二の二において同じ。)、買取再販住宅の取得(に、「ある家屋(を「ある家屋で」に、「いう。第三十項」を「いう。第三十三項」に改め、「又は経過年数基準(家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。)」を削り、「に限る。)で政令で定めるもの(以下第二十六項まで及び第三十項」を「として政令で定めるもの(以下第二十九項まで及び第三十三項」に、「取得(配偶者その他その者と特別の関係がある者からの取得で政令で定めるもの及び贈与によるものを除く。以下この項、第十項及び第三十項において同じ。)」を「うち宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項及び第三項、次条第三項第四号並びに第四十一条の二の二において同じ。)、既存住宅の取得(買取再販住宅の取得を除く。)」に、「、第十一項」を「から第十一項まで」に、「第二十六項並びに次条」を「第二十九項、次条並びに第四十一条の二の二に、「平成十一年一月一日から令和三年十二月三十一日まで」を「平成十九年一月一日から令和七年十二月三十一日まで」に、「第十九項」を「第三十二項」に、「第二十九項」を「第三十二項」に、「年(第三項」を「年(以下この項、第三項」に、「同日(以下この項及び第四項において「居住日」という。)の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間(同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。)内の日である場合には、十五年間」を「居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間」に、「当該居住日」を「同日」に、「限る。第四項」を「限る。第四項第一号」に、「三千万円」を「二千万円」に改め、同項第三号中「(当該債務に類する債務で政令で定めるものを含む。)」を削り、同条第三項第一号中「平成十二年から平成十六年までの各年、」を削り、同項第二号中「平成十七年、」を削り、同項第三号中「平成十八年又は」を削り、「平成二十四年」の下に「、令和四年又は令和五年」を、「場合」の下に「(居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものであるときに限る。)」を加え、同項第五号中「令和三年までの各年である場合(に、「、その」を「その」に、「限る」を「限り、居住年が令和四年又は令和五年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものであるときに限る」に改め、同条第四項各号を次のように改める。

一　居住年が平成十九年又は平成二十年である場合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合

イ　適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合　一パーセント

ロ　適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合　〇・五パーセント

二　居住年が平成二十一年から令和三年までの各年である場合　一パーセント

三　居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合　〇・七パーセント

第四十一条第五項中「第十四項、」を「第十四項及び」に改め、「、第四十一条の十九の二第二項第一号、第四十一条の十九の三第二項第一号及び第四項第一号イ並びに第四十一条の十九の四第二項第一号」を削り、同条第六項中「同日(以下この項及び第四項において「居住日」という。)の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間(同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。)内の日である場合には、十五年間の各年(同日」と、第二十項」を「居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間)」とあり、及び第二十一項」に、「第二十三項、第二十六項及び第二十九項」を「第二十六項、第二十九項及び第三十二項」に改め、同条第十項中「認定長期優良住宅(住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第十条第二号に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるものをいう。)若しくは認定低炭素住宅(住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)(以下この項、第二十項から第二十三項まで及び第二十九項において「認定住宅」と総称する。)の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの取得(以下この項、第十六項、第十七項及び第二十六項において「認定住宅の新築等」という。)をして、当該認定住宅等の新築等(認定住宅等(次に掲げる家屋をいう。以下この項、第二十二項から第二十四項まで、第二十六項及び第三十二項において同じ。)の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得をいう。以下この項、次項、第十六項及び第十七項並びに第四十一条の二の二において同じ。)、買取再販認定住宅等の取得(認定住宅等である既存住宅のうち宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が第一項の特定増改築等をした家屋で政令で定めるものの当該宅地建物取引業者からの取得をいう。以下この項及び次項並びに第四十一条の二の二において同じ。)又は認定住宅等である既存住宅の取得で買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のもの(以下この項及び第二十九項において「認定住宅等の新築取得等」という。)をして、

これらの認定住宅等」に、「から令和三年十二月三十一日」を「（第二号に掲げる家屋にあつては令和四年一月一日とする。）から令和七年十二月三十一日」に改め、「（認定低炭素住宅にあつては、同法の施行の日から同月三十一日までの間）」を削り、「十年間」の下に「（同日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合には、十三年間）」を加え、「認定住宅等特例適用年」を「認定住宅等特例適用年」に、「当該認定住宅の新築等」を「当該認定住宅等の新築取得等」に、「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に、「認定住宅借入限度額」を「認定住宅等借入限度額」に、「認定住宅控除率」を「認定住宅等控除率」に改め、同項に次の後段及び各号を加える。

この場合において、第二十二項中「第一項に」とあるのは「第十項に」と、第二十三項中「の第一項」とあるのは「の第十項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、第二十四項中「の第一項」とあるのは「の第十項」と、第二十六項中「（同項」とあるのは「（第十項」と、「）は、同項」とあるのは「）は、第一項」と、第二十九項及び第三十二項中「（同項」とあるのは「（第十項」と、「、同項に」とあるのは「、第一項に」とする。

一　住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの

二　住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの

三　特定エネルギー消費性能向上住宅（前二号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものをいう。次項において同じ。）

四　エネルギー消費性能向上住宅（前三号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるものをいう。次項において同じ。）

第四十一条第十一項中「認定住宅借入限度額」を「認定住宅等借入限度額」に改め、同項第一号中「令和三年までの各年である場合（」を「令和五年までの各年である場合（」に、「には、」を「には」に、「第三号」を「第五号」に、「限る」を「限り、居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る家屋が認定住宅（前項第一号又は第二号に掲げる家屋をいう。以下この項において同じ。）であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る」に改め、同項第三号中「令和三年までの各年である場合（」を「令和七年までの各年である場合（」に、「には、」を「には」に、「限る」を「限り、居住年が令和四年又は令和五年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものであるときに限る」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「平成二十四年」の下に「、令和四年又は令和五年」を、「場合」の下に「（居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る家屋がエネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る。）」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　居住年が令和六年又は令和七年である場合（その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る。）　三千五百万円

第四十一条第十一項第一号の次に次の一号を加える。

二　居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合（居住年が令和四年又は令和五年である場合には、その居住に係る家屋が特定エネルギー消費性能向上住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限り、居住年が令和六年又は令和七年である場合には、その居住に係る家屋が認定住宅であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る。）　四千五百万円

第四十一条第十二項中「認定住宅控除率」を「認定住宅等控除率」に、「とする」を「とし、居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合には〇・七パーセントとする」に改め、同条第十三項中「同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（同日」とあるのは「十三年間の各年（同日」と、「居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間）」とあり、及び「第二十二項」を「第二十二項」に、「第二十一項」を「第二十四項」に、「第二十三項、第二十六項及び第二十九項」を「第二十六項、第二十九項及び第三十二項」に改め、同条第十七項中「認定住宅等」を「認定住宅等の新築等」に改め、同条第三十五項を同条第三十八項とし、同条第三十一項から第三十四項までを三項ずつ繰り下げ、同条第三十項中「家屋（」を「家屋で」に改め、「又は経過年数基準」を削り、「に限る。）で」を「として」に、「第四十一条の十九の三第六項若しくは第八項」を「第四十一条の十九の三第四項若しくは第六項」に、「第二十六項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項第一号中「第十八項」を「第二十項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第三項」を「第二項」

に改め、同項第三号中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十八項中「第二十六項」を「第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第二十七項を同条第三十項とし、同条第二十六項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築取得等」に、「第二十九項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十四項を同条第二十七項とし、同条第二十三項中「第二十六項」を「第二十九項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十二項中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

25　個人が、国内において、住宅の用に供する家屋でエネルギーの使用の合理化に資する家屋に該当するもの以外のものとして政令で定めるもの（以下この項において「特定居住用家屋」という。）の新築又は特定居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得をして、当該特定居住用家屋を令和六年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該個人の同項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

第四十一条第二十一項中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第一項に規定する」を「第一項に規定する特定増改築等とは、同項に規定する宅地建物取引業者が家屋（同項の当該宅地建物取引業者からの取得前二年以内に当該宅地建物取引業者が取得をしたものに限る。）につき行う増築、改築その他の政令で定める工事（当該工事と併せて行う当該家屋と一体となつて効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る工事を含む。）であつて、当該工事に要した費用の総額が当該家屋の同項の個人に対する譲渡の対価の額の百分の二十に相当する金額（当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円）以上であることその他の政令で定める要件を満たすものをいい、同項に規定する」に、「、第三項又は第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項の次に次の二項を加える。

18　個人が、国内において、住宅の用に供する家屋のうち小規模なものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「特例居住用家屋」という。）の新築又は特例居住用家屋で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項において「特例居住用家屋の新築等」という。）をした場合には、当該特例居住用家屋の新築等は第一項に規定する居住用家屋の新築等に該当するものと、当該特例居住用家屋は居住用家屋とそれぞれみなして、同項、第二十九項及び第三十二項の規定を適用することができる。ただし、第一項に規定する適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

19　個人が、国内において、特例認定住宅等（特例居住用家屋に該当する家屋で次に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の新築又は特例認定住宅等で建築後使用されたことのないものの取得（以下この項において「特例認定住宅等の新築等」という。）をした場合には、当該特例認定住宅等の新築等は第十項に規定する認定住宅等の新築等に該当するものと、当該特例認定住宅等は同項に規定する認定住宅等と、当該特例認定住宅等で第一号又は第二号に掲げるものは第十一項第一号に規定する認定住宅と、当該特例認定住宅等で第三号に掲げるものは第十項第三号に規定する特定エネルギー消費性能向上住宅と、当該特例認定住宅等で第四号に掲げるものは同項第四号に規定するエネルギー消費性能向上住宅とそれぞれみなして、同項、第二十九項及び第三十二項の規定を適用することができる。ただし、第十項に規定する認定住宅等特例適用年のうち、その者のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が千万円を超える年については、この限りでない。

一　住宅の用に供する長期優良住宅の普及の促進に関する法律第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅に該当する家屋で政令で定めるもの

二　住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるもの又は同法第十六条の規定により低炭素建築物とみなされる同法第九条第一項に規定する特定建築物に該当する家屋で政令で定めるもの

三　前二号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるもの

四　前三号に掲げる家屋以外の家屋で、エネルギーの使用の合理化に資する住宅の用に供する家屋として政令で定めるもの

第四十一条の二第一項中「認定住宅特例適用年」を「認定住宅等特例適用年」に改め、同項第二号中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に、「つき同項」を「つき同項前段」に改め、同条第二項第二号中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に、「認定住宅借入限度額」を「認定住宅等借入限度額」に、「認定住宅控除率」を「認定住宅等控除率」に改め、同条第三項中「認定住宅を」を「認定住宅等を」に改め、同項第一号を削り、同項第二号中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号イ中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に改め、同号を同項第三号とし、同項に次の一号を加える。

四　当該居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年である場合において、当該二以上の住宅の取得等のうちに、居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものと居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外のものとがあるとき　居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当する住宅の取得等と居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するもの以外の住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等（当該区分をした住宅の取得等のうちに認定住宅等借入金等の金額に係るものと他の住宅借入金等の金額に係るものとがあるときは、当該区分をした住宅の取得等を認定住宅等借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等とに区分をした住宅の取得等）

第四十一条の二の二第一項中「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第七項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年」を「又は平成二十年」に、「十三年内とし、同条第十三項又は」を「十三年内とし、居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認

定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に改め、「当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の日である場合又は」を削り、「十四年内とし、同条第十三項又は」を「十四年内とし、当該居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、当該居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に改め、同条第七項中「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年」を「又は平成二十年」に、「同条第十三項又は」を「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に改め、同条第八項中「令和三年」を「令和七年」に、「第四十一条第十三項又は」を「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に改め、同条第十一項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」に改め、同条第四項中「同条第十三項又は」を「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に改め、同条第二項中「三千万円」を「二千万円（居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に改め、同条第八項中「令和三年」を「令和七年」に、「第四十一条第十三項又は」を「居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は第四十一条第十三項若しくは」に改める。

第四十一条の二の二の次に次の一条を加える。

（住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書）

第四十一条の二の三　令和五年一月一日以後に居住の用に供する家屋について第四十一条第一項又は前条第一項の規定の適用を受けようとする個人は、住宅借入金等（第四十一条第一項に規定する住宅借入金等をいう。以下第三項までにおいて同じ。）に係る債権者（当該住宅借入金等に係る債権者その他の政令で定める者をいう。次項において同じ。）に、当該個人の氏名及び住所、個人番号その他の財務省令で定める事項（次項において「申請事項」という。）を記載した書類（以下この項及び次項において「適用申請書」という。）の提出（当該適用申請書の提出に代えて行う電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）による当該適用申請書に記載すべき事項の提供を含む。）をしなければならない。

2　適用申請書の前項に規定する提出（以下この項において「適用申請書の提出」という。）を受けた債権者は、その適用申請書の提出を受けた日の属する年以後十年内（前項の個人が同項の家屋を居住の用に供した日の属する年が令和五年であり、かつ、その居住に係る第四十一条第一項に規定する住宅の取得等が同項に規定する居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間）の各年の十月三十一日（その適用申請書の提出を受けた日の属する年にあつては、その翌年一月三十一日）までに、申請事項及び当該適用申請書の提出をした個人のその年の十二月三十一日（その者が死亡した日の属する年にあつては、同日）における住宅借入金等の金額その他の財務省令で定める事項を記載した調書を作成し、当該債権者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該債権者は、当該適用申請書につき帳簿を備え、当該適用申請書の提出をした個人の各人別に、申請事項を記載し、又は記録しなければならない。

3　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調書を提出する義務がある者に質問し、その者の住宅借入金等に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

4　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二項の調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

5　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6　第三項及び第四項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7　前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の三第一項中「第四十一条第二十一項」を「第四十一条第二十三項」に、「前条第一項」を「第四十一条の二の二第一項」に改め、同条第三項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第四十一条の三の二第二項、第六項及び第九項中「、第三項又は第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同条第十五項中「認定住宅に」を「認定住宅等に」に、「認定住宅特例適用年」を「認定住宅等特例適用年」に改め、同項第二号ロ中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に、「第四十一条第十項の」を「第四十一条第十項前段の」に改め、同条第十六項第二号ロ中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に改め、同条第二十項中「同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「五年間の各年（同日」と、同条第二十項」を「居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間」とあるのは「五年間」と、「二千万円」とあるのは「三千万円」と、同条第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」

に、「同条第二十三項、第二十六項及び第二十九項」を「同条第二十六項、第二十九項及び第三十二項」に改め、「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が同項に規定する平成十三年前期（以下この項及び第七項において「平成十三年前期」という。）内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年」を「又は平成二十年」に、「十三年内とし、同条第十三項又は」を「十三年内とし、居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は同条第十三項若しくは」に改め、「当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が平成十三年前期内の日である場合又は」を削り、「十四年内とし、同条第十三項又は」を「十四年内とし、当該居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、当

令和四年二月二十二日　衆議院会議録第六号（二）　所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書

規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」と、同条第四項」に、「中「」を「中「より」に、「は「」を「は「より」」に改め、「居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、居住日が平成十三年前期内の日である場合又は」を削り、「中「居住日」を「中「居住日の属する年分」に、「規定する居住の用に供した日」を「規定する居住の用に供した日の属する年分」に、「八年内（第四十一条第十三項又は」を「令和七年まで」とあるのは「令和三年まで」と、「八年内（居住日の属する年が令和四年若しくは令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住日の属する年が令和六年若しくは令和七年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は第四十一条第十三項若しくは」に改める。

第四十一条の五第七項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第十六項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第四十一条の五の二第七項第一号中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の八に次の一項を加える。

3　都道府県若しくは指定都市（以下この項において「都道府県等」という。）又は都道府県等が適当と認める者が児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受ける者（これに準ずる者として財務省令で定める者を含む。）であつて財務省令で定める支援を受けているものに対して行う金銭の貸付けであつて、その者の自立を支援することを目的として、その者の居住の用に供する賃貸住宅の家賃を援助するために行うものとして財務省令で定めるものにつき、当該貸付けを受けた者又はその者の相続人その他の財務省令で定める者が、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

第四十一条の十九第一項第四号及び第五号中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十九の二第一項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「第三項に」を「次項に」に、「から第三項まで及び次条第六項」を「及び次項並びに次条第四項及び第七項」に、「、第三項、第五項及び第六項」を「から第四項まで及び第七項」に、「同条第六項及び第八項」を「同条第四項、第六項及び第七項」に、「耐震改修工事限度額を超える場合には当該耐震改修工事限度額」を「二百五十万円を超える場合には二百五十万円とする。同項において「控除対象耐震改修標準的費用額」という。」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第四十一条の十九の三第一項中「金額。以下この項」の下に「及び第七項」を、「ものに限る」の下に「。以下この項及び第七項において「対象高齢者等居住改修工事等」という」を加え、「当該高齢者等居住改修工事等に」を「当該対象高齢者等居住改修工事等に」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「を当該高齢者等居住改修工事等」を「を当該対象多世帯同居改修工事等」に、「の」を「とする。第七項において「控除対象多世帯同居改修標準的費用額」という。）の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「第三項」を「第二項」に、「の」を「とする。第七項において「控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額」という。）の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「断熱改修工事限度額を超える場合には、当該断熱改修工事等として第十項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円。以下この項において同じ。）を超える場合には、二百五十万円とする。第七項において「控除対象断熱改修標準的費用額」という。」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「金額。以下この項」の下に「及び第七項」を加え、「標準的費用額」を「多世帯同居改修標準的費用額」に改め、「ものに限る」の下に「。以下この項及び第七項において「対象多世帯同居改修工事等」という」を加え、「当該多世帯同居改修工事等に」を「当該対象多世帯同居改修工事等に」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「を当該多世帯同居改修工事等」を「を当該対象多世帯同居改修工事等」に、「の」を「とする。第七項において「控除対象多世帯同居改修標準的費用額」という。）の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「第三項」を「第二項」に、「の」を「とする。第七項において「控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額」という。）の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「第三項」を「第二項」に、「第十一項第三号」を「第十項第三号」に、「の」を「とする。第七項において「控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額」という。）の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「第三項」を「第二項」に、「第十一項第三号」を「第十項第三号」に、「の」を「とする。次項において「控除対象耐震

断熱耐久性向上改修標準的費用額」という。）の」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　個人が、当該個人の所有する居住用の家屋について住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修又は対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日から令和五年十二月三十一日までの間にその者の居住の用に供した場合には、前各項又は前条第一項の規定の適用を受ける場合に限り、当該個人のその居住の用に供した日の属する年分の所得税の額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額が千万円から当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修又は対象耐久性向上改修工事等に係る控除対象耐震改修標準的費用額、控除対象標準的費用額、控除対象断熱改修標準的費用額、控除対象多世帯同居改修標準的費用額、控除対象耐震耐久性向上改修標準的費用額、控除対象断熱耐久性向上改修標準的費用額及び控除対象耐震断熱耐久性向上改修標準的費用額の合計額を控除した金額を超える場合には、当該合計額を控除した金額）の五パーセントに相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。

一　前条第一項又は第一項から第三項までの規定の適用を受ける場合（次号から第四号までに掲げる場合を除く。）　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等及び対象多世帯同居改修工事等に係る耐震改修標準的費用額、標準的費用額、断熱改修標準的費用額及び多世帯同居改修標準的費用額の合計額（以下この号において「標準的費用合計額」という。）を超える場合には、当該標準的費用合計額）

イ　当該住宅耐震改修に係る耐震改修標準的費用額から二百五十万円を控除した金額

ロ　当該対象高齢者等居住改修工事等に係る標準的費用額から二百万円を控除した金額

ハ　当該対象一般断熱改修工事等に係る断熱改修標準的費用額から二百五十万円（対象一般断熱改修工事等として第十項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円）を控除した金額

ニ　当該対象多世帯同居改修工事等に係る多世帯同居改修標準的費用額から二百五十万円を控除した金額

ホ　当該住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等又は対象多世帯同居改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について行われた増築、改築その他の政令で定める工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）

二　第四項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が当該対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修及び対象耐久性向上改修工事等に係る標準的費用額、多世帯同居改修標準的費用額、耐震改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（以下この号において「標準的費用合計額」という。）を超える場合には、当該標準的費用合計額）

イ　当該対象住宅耐震改修及び対象耐久性向上改修工事等に係る耐震改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額から二百五十万円を控除した金額

ロ　前号ロ及びニに掲げる金額

ハ　当該対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象住宅耐震改修及び対象耐久性向上改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について行われた増築、改築その他の政令で定める工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）

三　第五項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が当該対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等に係る標準的費用額、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（以下この号において「標準的費用合計額」という。）を超える場合には、当該標準的費用合計額）

イ　当該対象一般断熱改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等に係る断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額から二百五十万円（対象一般断熱改修工事等として第十項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、三百五十万円）を控除した金額

ロ　第一号ロ及びニに掲げる金額

ハ　当該対象高齢者等居住改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象一般断熱改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について行われた増築、改築その他の政令で定める工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）

四　前項の規定の適用を受ける場合　次に掲げる金額の合計額（当該合計額が当該対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等に係る耐震改修標準的費用額、標準的費用額、断熱改修標準的費用額、多世帯同居改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額（以下この号において「標準的費用合計額」という。）を超える場合には、当該標準的費用合計額）

イ　当該対象住宅耐震改修、対象一般断熱改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等に係る耐震改修標準的費用額、断熱改修標準的費用額及び耐久性向上改修標準的費用額の合計額から五百万円（対象一般断熱改修工事等として第十項第三号に掲げる工事を行う場合にあつては、六百万円）を控除した金額

ロ　第一号ロ及びニに掲げる金額

ハ　当該対象住宅耐震改修、対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等及び対象耐久性向上改修工事等と併せて当該個人の所有する居住用の家屋について行われた増築、改築その他の政令で定める工事に要した費用の額（当該工事の費用に関し補助金等の交付を受ける場合には、当該工事に要した費用の額から当該補助金等の額を控除した金額）

第四十一条の十九の三第九項中「第一項、第三項及び第五項から前項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「及び第二項」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第三項及び第四項」を「第二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五項」を「第三項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第六項」を「第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項ただし書中「高齢者等居住改修工事等」を「対象

高齢者等居住改修工事等」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第三項、第七項及び第八項」を「第二項、第五項及び第六項」に改め、同項ただし書中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第五項」を「第三項」に改め、同項ただし書中「多世帯同居改修工事等」を「対象多世帯同居改修工事等」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に、「次条第六項」を「次条第五項」に、「高齢者等居住改修工事等、第三項」を「対象高齢者等居住改修工事等、第二項」に、「第五項に」を「第三項に」に、「多世帯同居改修工事等、第六項」を「対象多世帯同居改修工事等、第四項」に、「第七項」を「第五項」に、「第八項の」を「第六項の」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第九項」を「第八項」に、「、第三項及び第五項から第八項まで」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第二十項とする。

第四十一条の十九の四の見出し中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同条第一項中「第四十一条第十項に規定する認定住宅」を「第四十一条第十項第一号から第三号までに掲げる家屋」に改め、「及び次項」を削り、「「認定住宅」を「「認定住宅等」に、「認定住宅で」を「認定住宅等で」に、「次項及び第六項」を「第五項」に、「認定住宅を」を「認定住宅等を」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に、「第五項」を「第四項」に、「認定住宅に」を「認定住宅等に」に、「認定住宅限度額を超える場合には、認定住宅限度額」を「六百五十万円を超える場合には、六百五十万円」に、「第三項」を「次項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項の」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「認定住宅に」を「認定住宅等に」に、「第八項」を「第七項」に、「認定住宅証明書」を「認定住宅等証明書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項」を「第二項」に、「認定住宅証明書」を「認定住宅等証明書」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六項」を「第五項」に、「認定住宅証明書」を「認定住宅等証明書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第三項」を「第二項」に、「第六項」を「第五項」に、「認定住宅証明書」を「認定住宅等証明書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第三項」を「第二項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第三項」を「第二項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「及び第三項」を「及び第二項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十六項中「第十四項の規定による修正申告書及び」を「第十三項の規定による修正申告書及び」に改め、同項第一号中「第十四項」を「第十三項」に改め、同項第二号中「で第十四項」を「で第十三項」に、「第四十一条の十九の四第十四項」を「第四十一条の十九の四第十三項」に、「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「第四項」を「第三項」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第四十一条の十九の五第十項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第四十一条の二十一第十四項第二号中「まで」の下に「及び同条第九項から第十三項まで」を加える。

第四十一条の二十三を削る。

第四十二条の二の二第一項中「又は第三十七条の十四の二第二十七項」を「、第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十一条の二の三第二項」に改め、同項第二号中「、磁気テープ」を削り、同条第二項中「若しくは第三十七条の十四の二第二十七項」を「、第三十七条の十四の二第二十七項若しくは第四十一条の二の三第二項」に改め、同条第三項中「又は第三十七条の十四の二第二十七項」を「、第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十一条の二の三第二項」に改め、同条第四項中「又は第三十七条の十四の二第二十七項」を「、第三十七条の十四の二第二十七項又は第四十一条の二の三第二項から第七項まで及び」に改める。

第四十二条の三第一項及び第三項中「第四十一条の十九の四第十四項」を「第四十一条の十九の四第十三項」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「受けた者」を「受けたとき」に、「又は通知をしなかつた者及び」を「若しくは通知をしなかつたとき、又は」に、「よる通知をしなかつた者」を「よる通知をしなかつたとき。」に改め、同項第二号中「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項に規定する報告書、第九条の四の二第二項に、「報告書又は」を「報告書」に、「をこれら」を「若しくは第四十一条の二の三第二項に規定する調書をこれら」に、「調書若しくは報告書」を「報告書若しくは調書」に、「提出せず」を「提出をせず」に、「提出した者」を「提出をしたとき。」に改め、同項第三号中「交付した者」を「交付したとき。」に、「提供した者」を「提供したとき。」に改め、同項第四号中「交付した者」を「交付したとき。」に改め、同項第五号中「第九条の四の二第三項」を「第八条の四第十項、第九条の四の二第三項」に、「若しくは第三十七条の十四の二第三十二項若しくは第四十一条の二の三第三項」に、「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第六号中「第九条の四の二第三項」を「第八条の四第十項、第九条の四の二第三項」に、「又は第三十七条の十四の二第三十二項」を「、第三十七条の十四の二第三十二項又は第四十一条の二の三第三項」に、「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第二十四項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第四十二条の九第一項中「法人が」を「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「次の表の各号の第一欄に掲げる地区」を「当該各号の第二欄に掲げる区域」に、「各号の第二欄」を「各号の第三欄」に、「第三欄」を「第四欄」に改め、「減価償却資産」の下に「のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」を加え、「当該地区」を「当該区域」に改め、「（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）」を削り、「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」を「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」に改め、同項の表を次のように改める。

事業者	区域	事業	資産
一　沖縄振興特別措置法第八条第一項に規定する認定事業者	同法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画に定められた同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域の区域	同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	当該特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの
二　沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する認定事業者	同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域の区域	電気通信業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）、政令で定める建物及びその附属設備並びに政令で定める構築物
三　沖縄振興特別措置法第五十条第一項に規定する認定事業者	同法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画に定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの
四　沖縄振興特別措置法第五十条第一項に規定する認定事業者	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備
五　沖縄振興特別措置法第五十七条第一項に規定する認定事業者	同法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）の区域	同法第五十五条の二第九項に規定する認定経済金融活性化計画に定められた同条第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備

第四十二条の九第二項中「法人が、」を「法人で」に改め、「事業年度を除く。）」の下に「終了の日において前項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、当該事業年度」を加え、「前項」を「同項」に改める。

第四十二条の十第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第六項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十一第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に改め、同条第七項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十一の三第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「二年」を「三年」に改める。

第四十二条の十二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下この条」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次項及び第六項」に、「地域再生法第十七条の二第三項」を「同条第三項」に改め、「。次項」の下に「及び第五項第一号イ」を加え、同項第一号を次のように改める。

一　雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

第四十二条の十二第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　三十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

ロ　二十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年度の特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「特定非新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の移転型新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年度の移転型特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎数」という。）が零を超える場合には、二十万円に、当該特定非新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

第四十二条の十二第二項中「前項第一号ロ」を「前項第一号」に改め、同条第五項第一号イ中「次号ロ(1)」を「次号」に改め、同号ロ中「（第一項第二号イに規定する移転型特定新規雇用者数を

いう。ロにおいて同じ。）」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　第一項第二号ロに掲げる金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

イ　二十万円に当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数（第一項第二号ロに規定する特定非新規雇用者基礎数をいう。以下この号において同じ。）を乗じて計算した金額に、特定非新規基準雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定非新規雇用者基礎数の合計（イにおいて「特定非新規雇用者基礎合計数」という。）のうちに占める基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数の割合（当該特定非新規雇用者基礎合計数が零である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

ロ　二十万円に当該適用年度の特定非新規雇用者基礎数のうち移転型特定非新規雇用者基礎数（第一項第二号ロに規定する移転型特定非新規雇用者基礎数が零を超える場合における当該移転型特定非新規雇用者基礎数をいう。ロにおいて同じ。）に達するまでの数を乗じて計算した金額に、移転型特定非新規基準雇用者割合（当該適用年度及び他の適用年度の特定非新規雇用者基礎数のうち移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数の合計（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎合計数」という。）のうちに占める基準雇用者合計数から特定新規雇用者基礎合計数を控除した数の割合（当該移転型特定非新規雇用者基礎合計数が零である場合には零とし、当該割合が一を上回る場合には一とする。）をいう。）を乗じて計算した金額

第四十二条の十二第六項第六号中「第八号及び第九号」を「以下この項」に改め、同項第八号中「適用対象特定業務施設において適用年度」を「適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、同項第九号中「適用対象特定業務施設において適用年度」を「適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、「もの」の下に「（次号及び第十四号において「新規雇用者」という。）」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一　特定非新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十二　移転型地方事業所基準雇用者数　移転型適用対象特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十三　移転型新規雇用者総数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十四　移転型特定非新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において当該移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第六項第八号の次に次の一号を加える。

九　移転型特定新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定に係る適用対象特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二の五第一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「国内新規雇用者」を「国内雇用者」に、「第一号に掲げる要件を満たすとき」を「当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（当該事業年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第一条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に、「残額）の」を「残額）に」に、「おいて第二号」を「おいて次の各号」に、「百分の二十」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を乗じて計算した」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること　百分の十

第四十二条の十二の五第一項第二号中「含む」の下に「。第三項第四号において同じ」を加え、「次項第二号イ」を「次項第二号」に、「こと。」を「こと　百分の五」に改め、同条第三項中「及び次項第十二号」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「が百分の一・五」を「（第一号において「雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の一・五」に、「残額）の」を「残額）に」に、「おいて次の各号」に、「百分の二十五」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を乗じて計算した」に改め、同項各号を次のように改める。

一　雇用者給与等支給増加割合が百分の二・五以上であること　百分の十五

二　当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に

対する割合が百分の十以上であること　百分の十

第四十二条の十二の五第三項第二号を次のように改める。

二　国内雇用者　法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

第四十二条の十二の五第三項第四号から第六号までを次のように改める。

四　継続雇用者給与等支給額　継続雇用者（法人の各事業年度（以下この項において「適用年度」という。）及び当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（次号及び第十号において「前事業年度」という。）の期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に対する当該適用年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。）がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）として政令で定める金額をいう。

五　継続雇用者比較給与等支給額　前号の法人の継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

六　控除対象雇用者給与等支給増加額　法人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該法人の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。）を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

第四十二条の十二の五第三項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号中「適用年度開始の日の前日を含む事業年度（以下この号において「」、「」という。）」及び「当該」を削り、同号を同項第十号とし、同項第十二号を削り、同条第五項中「控除対象新規雇用者給与等支給額又は」を削り、「、控除」を「（第一項の規定の適用を受けようとする場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を含む。）、控除」に、「、これら」を「、第一項及び第二項」に改め、同条第六項中「おける新規雇用者比較給与等支給額」を「おける比較教育訓練費の額」に、「、新規雇用者比較給与等支給額」を「、継続雇用者比較給与等支給額」に改める。

第四十二条の十二の六第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第四十二条の四第八項第二号」を「第四十二条の四第十九項第二号」に、「の合計額の百分の十五に相当する金額」を「に百分の十五（次の各号に掲げる認定特定高度情報通信技術活用設備については、当該各号に定める割合）を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（次に掲げる地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）　百分の九

イ　離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

ロ　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島

ハ　豪雪地帯対策特別措置法第二条第一項の規定により豪雪地帯として指定された地域

ニ　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第二条第一項に規定する辺地

ホ　山村振興法第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域

ヘ　小笠原諸島振興開発特別措置法第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト　半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

チ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ　沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄

ヌ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域

二　令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の九（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、百分の五）

三　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の三

第四十二条の十二の六第六項中「第四十二条の四第十二項及び第十三項」を「第四十二条の四第二十二項及び第二十三項」に、「同条第十二項」を「同条第二十二項」に、「及び第七項」を「、第七項及び第十三項（第十八項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二条の十三第五項中「対象年度（」を「対象年度が」に改め、「設立事業年度」の下に「（第一号イ(2)及び次項において「設立事業年度」という。）」を加え、「事業年度に限る。以下この項において「特定対象年度」という。）」を「場合であつて、当該対象年度の」に、「特定対象年度の」を「対象年度の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　次に掲げる場合のいずれにも該当する場合　当該法人の第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額（以下この条において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この条において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一（当該対象年度が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度であ

る場合には、百分の〇・五）以上であること。

(1)　当該対象年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合

(2)　当該対象年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて当該対象年度の前事業年度の所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該対象年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

第四十二条の十三第六項中「第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する」を削り、同条第七項第三号を次のように改める。

三　第五項第一号イ(1)に掲げる場合は、当該通算法人又は当該通算法人の対象年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この項において「他の通算法人」という。）のいずれかが、当該対象年度終了の時において、資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が千人以上である場合とする。

第四十二条の十三第七項第四号を削り、同項第五号中「第五項に規定する政令で定める」を「第五項第一号イ(2)に掲げる」に、「合併等事業年度」を「が合併等事業年度」に、「に該当しない事業年度に限る。以下この号において「特定対象年度」という。）及び当該特定対象年度」を「以下この号及び第八号において同じ。）に該当しない場合であつて当該対象年度の前事業年度及び当該対象年度」に、「（以下この号」を「（第八号」に改め、「他の対象年度」という。）」の下に「の前事業年度」を加え、「当該特定対象年度の前事業年度及び当該他の対象年度の前事業年度の所得の金額の合計額以下である」を「零を超える」に、「とする」を「又は当該通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当する場合とする」に改め、同号を同項第四号とし、同項に次の四号を加える。

五　第五項第一号イに定める要件は、当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者給与等支給額の合計額から当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該合計額に対する割合が百分の一（当該通算法人の対象年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度である場合には、百分の〇・五）以上であることとする。

六　第五項第一号ロに定める要件は、当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者給与等支給額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の継続雇用者比較給与等支給額の合計額を超えることとする。

七　第五項第二号に掲げる要件は、当該通算法人及び他の通算法人の同号イに掲げる金額の合計額が当該通算法人及び他の通算法人の同号ロに掲げる金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超えることとする。

八　第五項各号列記以外の部分に規定するいずれにも該当しない場合は、当該通算法人の対象年度が合併等事業年度に該当しない場合とし、同項各号列記以外の部分に規定する政令で定める場合は、当該通算法人の対象年度及び他の対象年度の所得の金額の合計額が当該対象年度の前事業年度及び当該他の対象年度の前事業年度の所得の金額の合計額以下である場合として政令で定める場合とする。

第四十二条の十三第九項中「第五項第一号イ及びロに掲げる金額」を「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」に、「第七項第三号」を「第七項第五号及び第六号」に改める。

第四十二条の十四第一項中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同項の表の第二号の上欄中「第四十二条の九第二項」を「第四十二条の九第一項の規定又は同条第二項」に改め、同号の下欄中「同項」を「同条第一項」に改め、同表の第八号を同表の第十一号とし、同表の第七号を同表の第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　第四十二条の十二の六第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額

第四十二条の十四第一項の表の第六号を同表の第八号とし、同表の第三号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、同表の第二号の次に次の二号を加える。

三　第四十二条の十第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額
四　第四十二条の十一第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額

第四十二条の十四第四項中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第五項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第四十四条の三の次に次の一条を加える。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第四十四条の四　青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。）を含む。）であるものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環境負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第四項に規定する環境負荷低減事業活動又は同法第十五条第二項第三号に規定する特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該環境負荷低減事業活動用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第

一項又は第二項の規定にかかわらず、当該環境負荷低減事業活動用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該環境負荷低減事業活動用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第十九条第四項に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

二　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十二条第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

2　青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるもの（以下この項において「基盤確立事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第五項に規定する基盤確立事業（同項第三号に掲げるものに限る。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該基盤確立事業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該基盤確立事業用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項中「法人が、」を「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち」に、「次の表の各号の第一欄」を「当該各号の第二欄」に、「地区又は地域内」を「区域内」に、「各号の第二欄」を「各号の第三欄」に、「各号の第三欄」を「各号の第四欄」に、「（同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち」を「のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの（に、「除き、同表の第一号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」を「除く」に、「（一の生産等設備を構成する工業用機械等」を「（一の生産等設備を構成するもの」に改め、「同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産にあつては」及び「、同表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、それぞれ」を削り、「それぞれ二十億円又は十億円」を「二十億円」に、「第四欄」を「第五欄」に改め、同項の表を次のように改める。

事業者	区域	事業	資産	割合
一　沖縄振興特別措置法第三十六条に規定する認定事業者	同法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画に定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	百分の三十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）
二　沖縄振興特別措置法第五十条第一項に規定する認定事業者	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）
三　沖縄振興特別措置法第五十七条第一項に規定する認定事業者	同法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）の区域	同法第五十五条の二第九項に規定する認定経済金融活性化計画に定められた同条第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）

第四十五条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「政令で定める中小規模法人（第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。）」を「中小規模法人」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する法人が、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域内において旅館業のうち政令で定める事業（以下この項において「旅館業」という。）の用に供する設備で政令で定める規模のものの取得等

（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下第四項までにおいて同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人（第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者に該当するものを除く。次項において「中小規模法人」という。）以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。）において、その取得等をした設備を当該地域内において当該法人の旅館業の用に供したとき（当該地域の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日を含む事業年度の当該設備を構成するもののうち政令で定める建物及びその附属設備（前項の規定の適用を受けるもの及び所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「旅館業用建物等」という。）の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該旅館業用建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該旅館業用建物等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該旅館業用建物等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する旅館業用建物等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第四十六条を削る。

第四十六条の二を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（輸出事業用資産の割増償却）

第四十六条の二　青色申告書を提出する法人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該法人の認定輸出事業計画（同条第二項に規定する認定輸出事業計画をいう。）に記載された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十七条第三項に規定する施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農林水産物若しくは同条第二項に規定する食品の生産、製造、加工若しくは流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「輸出事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は輸出事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の輸出事業（同法第三十七条第一項に規定する輸出事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該輸出事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度（当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に限る。）の当該輸出事業用資産の償却限度額は、供用日以後五年以内（当該認定輸出事業計画について同法第三十八条第二項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間。次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該輸出事業用資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　青色申告書を提出する法人が、適格合併（法人を設立するものを除く。）により前項の規定の適用を受けている輸出事業用資産の移転を受け、これを当該法人の輸出事業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が同項の供用日に当該輸出事業用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該法人の輸出事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3　第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第五十二条の二第二項及び第五項並びに第五十二条の三第四項及び第十三項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

第五十五条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第九項」を「第八項」に、「以下この条」を「当該内国法人が通算法人である場合には、当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人として政令で定めるものを除く。以下この条」に改め、同条第二十五項中「第八項」を「第七項」に、「第九項」を「第八項」に改める。

第五十六条を削り、第五十五条の二を第五十六条とする。

第五十七条の四第八項及び第五十七条の四の二第五項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十七条の五第十項中「を含む事業年度開始の日」を削り、同条第十一項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十七条の六第七項、第五十七条の七第八項、第五十七条の七の二第七項及び第五十七条の八第八項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十八条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第十四項」を「第十三項」に改め、同条第七項中「第五十五条の二第七項」を「第五十六条第六項」に改め、同条第十一項から第十三項までの規定中「第九項」を「第八項」に改め、同条第十四項中「第八項」を「第七項」に、「第九項」を「第八項」に改める。

第五十九条第三項中「。以下この項において同じ」及び「他の通算法人の」を削り、同条第五項中「第九項」を「第八項」に改める。

第六十条第一項中「地区内」を「区域内」に、「地区以外」を「区域以外」に改め、同項の表中「地区」を「区域」に改め、同表の第一号の上欄中「第三十条第一項の規定による認定」を「第三十一条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認に、「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人」を「ものに限る。）」に改

め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第三十条第一項」を「第三十条第二項」に、「特定情報通信事業」を「認定特定情報通信事業」に改め、同表の第二号の上欄中「第四十四条第一項の規定による認定」を「第五十条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第四十一条第五項」を「第四十一条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人」を「ものに限る。）」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第四十四条第一項」を「第四十四条第二項」に、「特定国際物流拠点事業」を「認定特定国際物流拠点事業」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項の規定による」を「第五十六条第二項に規定する認定法人（同条第一項の」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人に」を「ものに限る。）に」に、「同項」を「同法第五十五条第一項」に、「内に本店」を「の区域内に本店」に、「地区内」を「区域内」に改め、同条第十二項中「地区又は」を「区域又は」に、「地区に」を「地区の区域に」に改める。

第六十一条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた」を「農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画の区域において農業を担う者として財務省令で定める」に改め、同条第五項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第六十一条の四第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「各事業年度」の下に「（以下この条において「適用年度」という。）」を加え、「当該事業年度」を「当該適用年度」に、「次項」を「以下この項及び次項」に改め、「ある法人」の下に「（通算法人の当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人の同日における資本金の額又は出資金の額が百億円を超える場合における当該通算法人を除く。）」を加え、同条第二項中「のうち当該事業年度」を「のうち当該適用年度」に、「普通法人のうち当該事業年度終了の日において法人税法第六十六条第六項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの」を「次に掲げる法人」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める」を「前項の交際費等の額のうち定額控除限度額（八百万円に当該適用年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をいう。）を超える部分の」に、「前項に」を「同項に」に改め、同項各号を次のように改める。

一　普通法人のうち当該適用年度終了の日において法人税法第六十六条第五項第二号又は第三号に掲げる法人に該当するもの

二　通算法人の当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人のうちいずれかの法人が次に掲げる法人である場合における当該通算法人

イ　当該適用年度終了の日における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

ロ　前号に掲げる法人

第六十一条の四第六項中「第四項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「同項第一号」を「同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「に規定する交際費等」を「、第三項及び前項に規定する交際費等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第三項の通算法人の適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人（以下この項において「他の通算法人」という。）の同日に終了する事業年度において支出する交際費等の額がある場合における当該適用年度に係る第二項の規定は、第七項の規定にかかわらず、当該交際費等の額を支出する他の通算法人の全てにつき、それぞれ同日に終了する事業年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合で、かつ、当該適用年度の確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に通算定額控除限度分配額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第六十一条の四第二項の次に次の一項を加える。

3　通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。）に対する前二項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一　通算子法人の適用年度は、当該通算子法人に係る通算親法人の適用年度終了の日に終了する当該通算子法人の事業年度とする。

二　前項に規定する定額控除限度額は、八百万円に当該適用年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額（第四号イにおいて「通算定額控除限度額」という。）に、イに掲げる金額がロに掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額（第五項において「通算定額控除限度分配額」という。）とする。

イ　当該通算法人が当該適用年度において支出する交際費等の額

ロ　当該通算法人が当該適用年度において支出する交際費等の額及び当該適用年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が同日に終了する事業年度において支出する交際費等の額の合計額

三　前号の規定を適用する場合において、同号イ及びロの交際費等の額が同号の通算法人の同号の適用年度又は同号ロの他の通算法人の同号ロに規定する事業年度（以下この項において「通算事業年度」という。）の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該通算事業年度において支出する交際費等の額として記載された金額（以下この号及び第五号において「当初申告交際費等の額」という。）と異なるときは、当初申告交際費等の額を前号イ及びロの交際費等の額とみなす。

四　通算事業年度のいずれかについて修正申告書の提出又は国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（次号において「更正」という。）がされる場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二号の通算法人の同号の適用年度については、前号の規定は、適用しない。

イ　前号の規定を適用しないものとした場合における第二号ロに掲げる金額が通算定額控除限度額以下である場合

ロ　法人税法第六十四条の五第六項の規定の適用がある場合

ハ　法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合

五　通算事業年度について前号（ハに係る部分を除く。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後における第三号の規定の適用については、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類に当該通算事業年度において支出する交

際費等の額として記載された金額を当初申告交際費等の額とみなす。

第六十二条第一項中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第六項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第六十二条の三第一項及び第九項中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第十項中「第六十六条の二」を「第六十六条」に改め、同条第十二項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に、「第六十二条の三第一項又は」を「第六十二条の三第一項及び」に改める。

第六十三条第一項中「第六十九条第十八項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第六十九条第十九項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第四項中「第六十五条の七から」を「若しくは第六十五条の七から第六十六条まで」に、「第六十五条の十から」を「、第六十五条の十若しくは第六十六条」に改め、同条第五項中「第六十九条第十八項」を「第六十九条第十九項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第六十四条第一項中「代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額」を「取得をした代替資産のその取得に係る部分の金額として政令で定める金額を除く。」に、「次条第九項」を「第三項及び次条第九項」に改め、「割合（」の下に「第三項及び」を加え、「この項及び第八項」を「この条」に改め、同条第十二項中「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項及び第七項の規定は、」を「第三項の規定は前項に規定する場合について、第七項及び第八項の規定は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する場合において、当該法人が、収用等のあつた日を含む事業年度開始の日から起算して一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）前の日（同日が当該収用等により当該法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなつた日前である場合には、同日）から当該開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をしたときは、当該法人は、当該資産を同項の規定に該当する代替資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該資産が減価償却資産であるときにおける当該資産に係る圧縮限度額は、当該資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第六十四条の二第一項中「又は清算金の額の」を「若しくは清算金の額の」に、「には、当該資産」を「又は当該収用等に係る前条第三項に規定する一年前の日から当該収用等のあつた日を含む事業年度開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をした場合には、これらの資産」に改め、同条第二項中「当該設けた」を「その設けた」に改め、同条第八項中「前条第八項」を「前条第九項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に改め、同条第十三項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同条第十四項中「前条第六項及び第七項」を「前条第七項及び第八項」に改め、同条第十五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に改め、同条第十六項中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改める。

第六十五条第二項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第三項中「第六十四条第六項、第七項、第九項及び第十一項並びに前条第十四項及び第十六項」を「第六十四条第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項又は前条第十四項において準用する場合を含む。）並びに第十二項（前条第十六項において準用する場合を含む。）」に、「その」を「その額の」に、「又は」を「若しくは」に改め、「あるとき」の下に「、又は代替資産となるべき資産の取得をしたとき」を加え、同条第四項中「第六十四条第四項及び第五項」を「第六十四条第五項及び第六項」に改め、同条第五項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十二項中「第六十四条第六項及び第七項」を「第六十四条第七項及び第八項」に改め、同条第十三項中「第六十四条第十一項」を「第六十四条第十二項」に改める。

第六十五条の二第三項第一号中「同項第七号」を「同項第六号」に改め、同条第七項中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改める。

第六十五条の三第一項中「又は第六十六条の二」を「又は第六十六条」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で同法第二十二条の四第一項に規定する区域内にあるものが、同条第二項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

第六十五条の四第一項中「、第六十六条又は第六十六条の二」を「又は第六十六条」に改め、同項第二十五号中「第十六条第二項」を「第二十二条第二項」に改め、「（前条第一項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を削る。

第六十五条の五第一項中「、第六十六条又は第六十六条の二」を「又は第六十六条」に改め、同項第二号中「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に、「同条の農用地利用集積等促進計画」を「同条第一項の農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第六十五条の十第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十六条の二を削り、第三章第六節の二中第六十六条の二の二を第六十六条の二とする。

第六十六条の四第二十二項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の四の三第十一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の五第一項中「、第六十六条の二」を「又は第六十六条」に改め、同項第二号中「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に、「同条の農用地利用集積等促進計画」を「同条第一項の農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第六十五条の十第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十六条の二を削り、第三章第六節の二中第六十六条の二の二を第六十六条の二とする。

第六十六条の四第二十二項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の四の三第十一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の五第一項中「、第六十六条の二」を「又は第六十六条」に改め、同項第二号中「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に、「同条の農用地利用集積等促進計画」を「同条第一項の農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第六十五条の十第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十六条の二を削り、第三章第六節の二中第六十六条の二の二を第六十六条の二とする。

第六十六条の四第二十二項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の四の三第十一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の五第一項中「、第六十六条の二」を「又は第六十六条」に改め、同項第二号中「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に、「同条の農用地利用集積等促進計画」を「同条第一項の農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第三号及び第四号を削る。

第六十五条の十第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十六条の二を削り、第三章第六節の二中第六十六条の二の二を第六十六条の二とする。

第六十六条の四第二十二項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の四の三第十一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の五の三第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第六十六条の七第二項中「第十七項（同条第二

十一項又は第二十二項」を「第十八項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第四項中「第十七項」を「第十八項」に改める。

第六十六条の九の三第二項中「第十七項（同条第二十一項又は第二十二項」を「第十八項（同条第二十三項又は第二十四項」に改め、同条第三項中「第十七項」を「第十八項」に改める。

第六十六条の十一の四第二項第三号中「第六号」を「第六号イ」に改め、同条第三項の表第一項第二号ハ(2)の項中「加算した金額」の下に「（当該金額が当該十年内事業年度に係る次号イに規定する欠損控除前所得金額から(ii)に掲げる金額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加え、同表第一項第二号ハ(3)の項中「加算した金額」の下に「（当該金額が当該十年内事業年度に係る次号イ(3)に規定する他の欠損控除前所得金額から(ii)に掲げる金額を控除した金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）」を加え、同表第五項の項及び第五項第一号の項を次のように改める。

第五項	異なり、当該	異なり、当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額若しくは非特定超過控除対象額が当初申告特定超過控除対象額若しくは当初申告非特定超過控除対象額（それぞれ当該申告書に添付された書類に当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額又は非特定超過控除対象額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なり、当該
	非特定損金算入限度額が	非特定損金算入限度額若しくは第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額が
	当初申告非特定損金算入限度額（	当初申告非特定損金算入限度額若しくは当初申告欠損控除前所得金額（
	又は非特定損金算入限度額	若しくは非特定損金算入限度額又は同号イに規定する欠損控除前所得金額
第五項第一号	を当該適用事業年度の損金算入限度額	並びに当該適用事業年度に係る各特例通算欠損事業年度の当初申告特定超過控除対象額及び当初申告非特定超過控除対象額をそれぞれ当該適用事業年度の損金算入限度額並びに当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額
	をそれぞれとみなした	並びに当初申告欠損控除前所得金額をそれぞれ並びに第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額とみなした
	第一項第二号ハ	同項第二号ハ

第六十六条の十一の四第三項の表第五項第二号イの項中「

場合	場合（イ及び次項において「当初申告の場合」という。）
をそれぞれとみなした場合	並びに当初申告欠損控除前所得金額をそれぞれ当該各特例通算欠損事業年度の特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額とみなした場合（イ及び次項において「当初申告の場合」という。）

」を

第九項第七号	非特定損金算入限度額	非特定損金算入限度額並びに第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額

に改め、同表に次のように加える。

第六十六条の十一の四第四項中「第六号ロ」を「第六号イ」に改め、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六　イに掲げる金額のうちロに掲げる金額に達するまでの金額

イ　当該通算法人の適用対象事業年度及び当該通算法人の適用対象事業年度終了の日に終了する他の通算法人の事業年度（イ及び次号ロにおいて「他の事業年度」という。）の所得限度額の合計額から第二号ハ(1)及び(2)並びに前号イ及びロに掲げる金額並びに他の事業年度における当該特例十年内事業年度開始の日前に開始した当該他の通算法人の各事業年度において生じた欠損金額とされた金額に係る特定超過控除対象額及び非特定超過控除対象額の合計額を控除した金額

ロ　非特定欠損控除前所得金額（当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第三号イに規定する欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る同項第二号ハ(2)(ii)に掲げる金額を控除した金額をいう。次号イにおいて同じ。）及び他の非特定欠損控除前所得金額（当該特例十年内事業年度に係る同項第三号イ(3)に規定する他の欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る次号イに掲げる金額を控除した金額をいう。次号ロにおいて同じ。）の合計額

七　イに掲げる金額がイ及びロに掲げる金額の合計額のうちに占める割合

イ　非特定欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第二号ハ(1)に掲げる金額のうち、当該金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に同法第五十七条第一項の規定により当該通算法人の適用対象事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額を控除した金額

ロ　他の非特定欠損控除前所得金額から当該特例十年内事業年度に係る法人税法第六十四条の七第一項第二号ハ(1)に掲げる金額のうち、当該金額につき前項の規定を適用しないものとした場合に同法第五十七条第一項の規定により前号イの他の通算法人の他の事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されることとなる金額に相当する金額を控除した金額

第六十六条の十一の四第七項中「ほか、」の下に「第三項の規定により読み替えて適用する法

人税法第六十四条の七第五項の規定の適用がある場合における同項第二号ロに掲げる金額その他」を加える。

第六十六条の十一の四の次に次の一条を加える。

（銀行等保有株式取得機構の欠損金の損金算入の特例）

第六十六条の十一の五　青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和十四年三月三十一日以前に開始する各事業年度において法人税法第五十七条第一項の規定を適用する場合において、当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、同項中「十年以内に開始した」とあるのは、「に開始した」とする。

2　青色申告書を提出する銀行等保有株式取得機構の令和十八年三月三十一日以前に開始する各事業年度において法人税法第五十七条第一項の規定を適用する場合において、当該各事業年度前の事業年度において生じた欠損金額があるときは、同項ただし書中「所得の金額の百分の五十に相当する金額」とあるのは、「所得の金額」とする。

3　前二項の規定は、銀行等保有株式取得機構がこれらの規定に規定する欠損金額の生じた事業年度の青色申告書である法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書に当該欠損金額の計算に関する明細書を添付し、かつ、当該事業年度後の各事業年度について連続して同号に規定する確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

第六十六条の十二中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条ただし書中「終了する事業年度」の下に「（通算子法人の清算中に終了する事業年度のうち当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）」を加え、「の欠損金額並びに」を「において生じた欠損金額、」に改め、「災害損失欠損金額」の下に「並びに銀行等保有株式取得機構の欠損金額」を加え、同条第一号中「第六十六条第六項第二号」を「第六十六条第五項第二号」に改め、「該当するもの」の下に「及び同条第六項に規定する大通算法人（以下この号及び次項において「大通算法人」という。）」を、「定めるもの」の下に「並びに大通算法人」を加え、同条に次の一項を加える。

2　通算法人の前項本文に規定する事業年度において、当該通算法人が協同組合等に該当し、又は同項ただし書に規定する欠損金額（同項ただし書に規定する災害損失欠損金額を除く。以下この項において「還付対象欠損金額」という。）が生じた場合において、当該事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人が大通算法人であるときは、当該通算法人の当該事業年度及び当該他の通算法人の同日に終了する事業年度に係る法人税法第八十条第七項の規定の適用については、当該他の通算法人（当該事業年度において還付対象欠損金額が生じたものを除く。）の同項第三号及び第四号に規定する所得の金額は、ないものとする。

第六十六条の十三第一項中「ものが」を「もの（第十二項において「対象法人」という。）が」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「取得の日を含む事業年度」の下に「（以下この条において「対象事業年度」という。）」を加え、「当該事業年度」を「当該対象事業年度」に改め、同条第六項中「及び第十項」を「、第十項及び第十四項」に改め、同条第九項中「前三項」の下に「及び第十四項」を加え、同条第十一項中「五年」を「三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）」に改め、同条第十五項中「又は第五項」を「、第五項」に改め、「第十項まで」の下に「又は第十四項」を加え、「第十一項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「又は第十項」を「、第十項又は第十四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項を同条第十八項とし、同条第十二項を同条第十七項とし、同条第十一項の次に次の五項を加える。

12　対象法人である通算法人の各対象事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度に限る。）について第一項の規定を適用する場合には、当該通算法人の当該対象事業年度の同項に規定する所得基準額は、調整前通算所得基準額（当該通算法人及び他の通算法人（当該対象事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係があるものに限る。次項において同じ。）の当該対象事業年度又は同日に終了する事業年度（次項において「他の事業年度」という。）の法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前所得金額及び通算前欠損金額として政令で定める金額（次項においてそれぞれ「通算前所得金額」及び「通算前欠損金額」という。）を基礎として同条及び同法第六十四条の七の規定により計算した当該通算法人の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）に相当する金額（当該金額が百二十五億円を超える場合には、百二十五億円）とする。

13　前項の場合において、他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額が当初通算前所得金額又は当初通算前欠損金額（それぞれ他の通算法人の他の事業年度の確定申告書等（期限後申告書を除く。）に添付された書類に当該他の通算法人の当該他の事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なるときは、当初通算前所得金額又は当初通算前欠損金額を他の通算法人の他の事業年度の通算前所得金額又は通算前欠損金額とみなす。

14　内国法人の第一項の規定の適用を受けた事業年度（当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。以下この項において「適用事業年度」という。）後の各事業年度（以下この項において「調整事業年度」という。）終了の時において、他の通算法人（当該内国法人の当該適用事業年度終了の日（以下この項において「基準日」という。）において当該内国法人との間に通算完全支配関係がある他の内国法人をいう。以下この項において同じ。）のいずれかの基準日に終了する事業年度（以下この項において「他の適用事業年度」という。）において生じた法人税法第六十四条の五第一項に規定する通算前欠損金額（同法第六十四条の六の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において「通算前欠損金額」という。）が当該他の通算法人の当該他の適用事業年度の確定申告書等に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額を超える場合（その超える部分の金額（以下この項において「通算不足欠損金額」という。）のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合に限る。以下この項において「過大申告の場合」という。）又は他の通算法人のいずれかの他の適用事業年度の確定申告書等（期限後申告書に限る。）に添付された書類に通算前欠損金額として記載された金額（以下この項において「期限後欠損金額」という。）がある場合（以下この項において「期限後欠損金額の場合」という。）において、当該適用事業年度において第一項の規定により損金の額に算入した金額に係る当該調整事業年度終了の日における特別勘定の金額のうち、第一号に掲げる金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額から調整前通算所得基準不足額（当該損金の額に算入した金額が当該適用事業年度の第十二項に規定する調整前通算所得基準額に満たない場合におけるその満たない部分の金額をいう。）を控除した金額（当該控除した金額につき当該調整事業年度前の各事業年度においてこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、その算入された金額の合計額を控除した金額）に達するまでの金額（以下この項において「要加算調整額」という。）があるときは、当該要加算調整額は、当該調整事業年

度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一　他の通算法人（過大申告の場合又は期限後欠損金額の場合に係るものに限る。次号において「事由該当通算法人」という。）に係る通算不足欠損金額又は期限後欠損金額の合計額

二　事由該当通算法人につき法人税法第六十四条の五第五項の規定を適用しないものとした場合の当該内国法人の当該適用事業年度の同項の規定を適用した同条第二項に規定する割合

15　前項の内国法人の同項に規定する調整事業年度の同項の規定の適用において、同項第一号に規定する事由該当通算法人の同項に規定する他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額が既確定通算前欠損金額（当該調整事業年度終了の日以前に提出された当該他の適用事業年度の確定申告書等若しくは修正申告書に添付された書類又は同日以前にされた国税通則法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正に係る同法第二十八条第二項に規定する更正通知書に添付された書類のうち、最も新しいものに通算前欠損金額として記載された金額をいう。以下この項において同じ。）と異なる場合には、当該既確定通算前欠損金額を当該他の適用事業年度において生じた通算前欠損金額とみなす。

16　第十二項の通算法人の対象事業年度において、法人税法第六十四条の五第八項の規定の適用がある場合には、第十三項の規定は、当該対象事業年度については、適用しない。この場合において、当該対象事業年度を第十四項に規定する適用事業年度とする同項の内国法人の同項に規定する調整事業年度については、前二項の規定は、適用がないものとする。

第六十七条の二第四項中「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第二十一項又は第二十二項」を「同条第二十三項又は第二十四項」に改める。

第六十七条の五第一項中「第四十二条の四第八項第七号」を「中小企業者等（第四十二条の四第十九項第七号」に、「提出するもの（を「提出するもの（通算法人を除く。）のうち、」に、「に限る」を「をいう」に、「「中小企業者等」という」を「同じ」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「その他政令で定める規定」を削り、「受けるもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

第六十七条の十六の二を削る。

第六十七条の十八第十項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十八条の二中「合併で」を「合併（当該合併に係る被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあつては、当該被合併法人及び他の被合併法人の全て）が出資を有しない法人であるものを除く。）で」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の三の四第一項中「から第五十六条まで」を「、第五十六条」に改め、同条第三項中「、第五十五条の二」を削る。

第六十九条の三第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条第四項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

第七十条の二第一項中「平成二十七年一月一日から令和三年十二月三十一日まで」を「令和四年一月一日から令和五年十二月三十一日まで」に改め、「又は特別住宅資金非課税限度額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合（平成三十一年三月三十一日までに次項第六号に規定する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受けた場合を除く。）には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）までの金額（平成三十一年四月一日以後に住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受ける場合には、これらの金額のうちいずれか多い金額）」を削り、同項第一号中「（これらの住宅用家屋の新築又は取得に係る契約を令和三年十二月三十一日までに締結している場合に限る。）」を削り、同項第二号中「（当該既存住宅用家屋の取得に係る契約を令和三年十二月三十一日までに締結している場合に限る。）」を削り、同項第三号中「当該住宅用の家屋の増改築等に係る契約を令和三年十二月三十一日までに締結している場合に限る。）」を削り、同条第二項第一号中「二十歳」を「十八歳」に、「から第七号まで」を「及び第六号」に改め、同項第三号中「又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）」を削り、同項第六号中「（次号に規定する住宅用の家屋（平成三十一年三月三十一日までに新築等に係る契約を締結したものを除く。）」を削り、同号イ中「特定受贈者の最初の前項の規定の適用に係る当該住宅用の家屋の新築等に係る契約の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額」を「千万円」に改め、同号イ(1)から(3)までを削り、同号ロを次のように改める。

ロ　当該住宅用の家屋がイに規定する住宅用の家屋以外の住宅用の家屋である場合　五百万円

第七十条の二第二項第七号を削り、同条第六項第二号中「、同法第六十七条第二項中「同項」とあるのは「第三十六条第一項」と」を削り、同項第四号中「若しくは同項第七号に規定する特別住宅資金非課税限度額」を削り、同条第七項中「又は経過年数基準」を削り、同条第十二項中「とあり、及び「既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかつた金額がある場合（平成三十一年三月三十一日までに次項第六号に規定する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受けた場合を除く。）には、当該算入しなかつた金額を控除した残額）まで」を削り、同条第十三項中「（平成二十七年法律第九号）附則第九十七条第二項各号」を「（令和四年法律第　号）附則第五十一条第三項各号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成二十九年法律第四号）第十二条の規定による改正後の租税特別措置法第七十条の二第十二項」を「同条第十二項」に改める。

第七十条の三第一項中「令和三年十二月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同条第三項第一号八中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項第三号中「又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）」を削り、同条第六項第二号中「、同法第六十七条第二項中「同項」とあるのは「第三十六条第一項」と」を削り、同条第七項中「又は経過年数基準」を削る。

第七十条の四第八項中「農業経営基盤強化促進法第二十条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項」に、「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「同法第二十条」を「同項」に、「同項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同条第十一項中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第二十二項中「次条第一項各号に掲げる貸付け」を「次条第一項に規定する特定貸付け」に改める。

第七十条の四の二第一項中「次に掲げる」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業（同項第七号に掲げる業務を行う事業を除く。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下この条において「賃借権等」という。）の設定による」に、「同項ただし書及び第四項」を「前条第一項ただし書及び第四項」に、「地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下この条において「賃借権等」という。）の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除

く。以下この条において同じ。）」を「賃借権等の設定」に改め、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する猶予適用者とは、前条第一項本文の規定の適用を受ける受贈者をいう。

第七十条の四の二第九項中「第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める受贈者に限る。」を削り、同項に次の一号を加える。

十四　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第五十一条第六項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

第七十条の六第十項中「農業経営基盤強化促進法第二十条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項」に、「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「同法第二十条」を「同項」に、「同項ただし書」を「第一項ただし書」に改め、同条第十三項中「同項第一号又は」を「同項第一号若しくは」に、「農地又は」を「農地若しくは」に、「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第二十八項中「次条第一項各号に掲げる貸付け」を「次条第一項に規定する特定貸付け」に改める。

第七十条の六の二第一項中「次に掲げる」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第三項に規定する農地中間管理事業（同項第七号に掲げる業務を行う事業を除く。）のために行われる使用貸借による権利又は賃借権（以下この項において「賃借権等」という。）の設定による」に、「同条第一項ただし書」を「前条第一項ただし書」に、「地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下この項において「賃借権等」という。）の設定（民法第二百六十九条の二第一項の地上権の設定を除く。以下この項において同じ。）」を「賃借権等の設定」に改め、同項各号を削り、同条第二項に次の一号を加える。

十一　所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第五十一条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

第七十条の六の三第一項中「前条第一項各号に掲げる貸付け（以下この条」を「前条第一項に規定する特定貸付け（以下この項及び次項」に改め、同条第三項中「第七十条の四の二第一項各号に掲げる貸付け又は」を「第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付け又は前条第一項に規定する」に改める。

第七十条の七の十四第四項第二号中「、同法第六十七条第二項中「同項」とあるのは「第三十六条第一項」と」を削る。

第七十条の十三第一項及び第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第四項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第二号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第三号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第七十一条の九第二項第三号中「第二条第三号」を「（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第三号」に改める。

第七十一条の十六第一項中「（昭和二十五年法律第百三十一号）」を削る。

第七十二条の二及び第七十三条中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第七十四条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」を「第十条第二号イに掲げる住宅」に改める。

第七十四条の二第一項、第七十四条の三第一項、第七十五条並びに第七十六条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第七十七条の見出し中「利用権設定等促進事業により」を「農用地利用集積等促進計画に基づき」に改め、同条中「農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の農用地利用集積等促進計画の定めるところ」に、「同条第一項第一号」を「農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号」に、「利用権設定等促進事業に係る同法第十九条の規定による農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改める。

第七十七条の二中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第七十八条第二項第二号中「第六条第一項第三号」を「（昭和五十四年法律第五十一号）第六条第一項第三号」に改める。

第八十条第一項から第三項までの規定中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第八十条の二の見出し中「経営強化計画」を「経営強化計画等」に改め、同条中「又は同法」を「若しくは同法」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「に」を「）又は同法第三十四条の十第三項の実施計画（当該実施計画において同条第二項第七号に規定する資金交付契約に関する事項が記載されているものに限る。以下この条において同じ。）若しくは同法第三十四条の十一第一項の変更後の実施計画に係るこれらの規定による主務大臣の認定（令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に同法第三十四条の十第一項に規定する金融機関等が提出した当該実施計画又は当該変更後の実施計画に係るものに限る。）に」に、「又は承認」を「若しくは承認又は認定」に改める。

第八十一条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「千分の十」を「千分の十三」に改める。

第八十二条第一項、第八十三条の二、第八十三条の四第二号及び第八十四条の二の二中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第八十四条の二の三第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、「、当該土地がこれらの登記の促進を特に図る必要があるものとして政令で定めるものであり、かつ」を削り、「十万円」を「百万円」に改める。

第八十七条の六第一項中「が、」の下に「免税購入対象者（を加え、「（以下」を「であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者、同法別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は同法別表第一の三の表の短期滞在の在留資格をもつて在留する者その他政令で定める者をいう。以下」に、「「非居住者」という」を「同じ」に改め、同条第二項中「非居住者」を「免税購入対象者」に、「その他の」を「その他」に改め、同条第三項中「非居住者」を「免税購入対象者」に、「居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。）となる」及び「居住者となる」を「免税購入対象者でなくなる」に、「なる時」を「なくなる時」に改め、同条第四項及び第七項中「非居住者」を「免税購入対象者」に改め、同条第九項中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項の次に次の一項を加える。

13　税関長は、政令で定めるところにより、第三項本文の承認及び徴収に係る権限並びに同項本文の規定により直ちに徴収する酒税に関する法令の規定に基づく権限の一部を税関の支署その他の税関官署の長に委任することができる。

第八十七条の八第六項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第八十八条の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第八十九条第二十五項及び第二十七項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二十九項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第二号中「提出しなかつた者」を「提出しなかつたとき。」に改める。

第九十条の四の三第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第九十条の七第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号から第五号までの規定中「譲渡した者」を「譲渡したとき。」に改め、同項第六号中「購入した者」を「購入したとき。」に改め、同項第七号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第九十条の八中「令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで」に、「九千円」を「一万三千円」に改める。

第九十条の八の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「四千五百円」を「六千五百円」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第九十条の九第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「六千七百五十円」を「九千七百五十円」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二の二第三項中「第十条の二又は」を「第十条の二若しくは」に、「全部又は」を「全部若しくは」に改め、「知つた場合」の下に「又は自動車重量税法第十条の四第一項に規定する納付受託者が同法第十条の三第一項の規定による委託を受けた自動車重量税の額の全部若しくは一部を納付していない事実を同法第十条の五第一項に規定する政令で定める日後において知つた場合」を加え、「自動車重量税法第十三条第一項」を「同法第十三条第一項又は第三項」に、「同項に」を「同条第一項に」に改め、同条第四項中「第十三条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第九十一条第二項及び第三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第九十一条の三第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

（令和二年改正前租税特別措置法の一部改正）

第十二条　令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和二年改正前租税特別措置法」という。）の一部を次のように改正する。

第四十二条の九第一項中「法人が」を「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「次の表の各号の第一欄に掲げる地区」を「当該各号の第二欄に掲げる区域」に、「各号の第二欄」を「各号の第三欄」に、「第三欄」を「第四欄」に改め、「減価償却資産」の下に「のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」を加え、「当該地区」を「当該区域」に改め、「（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）」を削り、「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」を「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」に改め、同項の表を次のように改める。

事業者	区域	事業	資産
一　沖縄振興特別措置法第八条第一項に規定する認定事業者	同法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画に定められた同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域の区域	同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設の設置又は運営に関する事業	当該特定民間観光関連施設に含まれる機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの
二　沖縄振興特別措置法第三十一条第一項に規定する認定事業者	同法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域の区域	電気通信事業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）、政令で定める建物及びその附属設備並びに政令で定める構築物
三　沖縄振興特別措置法第三十六条に規定する認定事業者	同法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画に定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの 機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備
四　沖縄振興特別措置法第五十条第一項に規定する認定事業者	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備
五　沖縄振興特別措置法第五十七条第一項に規定する認定事業者	同法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）の区域	同法第五十五条の二第九項に規定する認定経済金融活性化計画に定められた同条第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備

第四十二条の九第二項中「法人が」を「法人（」に改め、「事業年度を除く。）」の下に「（終了の日において前項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、当該事業年度」を加え、「前項」を「同項」に改める。

第四十二条の十第一項及び第四十二条の十一第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第四十二条の十一の三第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「二年」を「三年」に改める。

第四十二条の十二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「以下この条」を「次項及び第五項」に、「地域再生法第十七条の二第三項」を「同条第三項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業を行い、かつ、他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを行つていないこと。

第四十二条の十二第一項第二号イ及びロを次のように改める。

イ　三十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数（当該地方事業所基準雇用者数が当該適用年度の基準雇用者数を超える場合には、当該基準雇用者数。ロにおいて同じ。）のうち当該適用年度の特定新規雇用者数に達するまでの数（イにおいて「特定新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型特定新規雇用者数がある場合には、二十万円に、当該特定新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定新規雇用者数に達するまでの数を乗じて計算した金額）

ロ　二十万円に、当該法人の当該適用年度の地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年度の特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「特定非新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の移転型新規雇用者総数を控除した数のうち当該適用年度の移転型特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎数」という。）が零を超える場合には、二十万円に、当該特定非新規雇用者基礎数のうち当該移転型特定非新規雇用者基礎数に達するまでの数を乗じて計算した金額を加算した金額）

第四十二条の十二第二項中「前項第一号ロ」を「前項第一号」に改め、同条第五項第六号中「第八号及び第九号」を「以下この項」に改め、同項第八号中「適用対象特定業務施設において適用年度」を「適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）」に、「おいて当該」を「おいて」に改め、「もの」の下に「（次号及び第十四号において「新規雇用者」という。）」を加え、同号を同項第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一　特定非新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度の新規雇用者総数から当該適用年度の特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「特定非新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額（当該適用年度の移転型地方事業所基準雇用者数から当該適用年度の移転型特定非新規雇用者数に達するまでの数（ロにおいて「移転型特定非新規雇用者基礎数」という。）を乗じて計算した金額）を加算した金額）

十二　移転型地方事業所基準雇用者数　移転型適用対象特定業務施設のみを法人の事業所とみなした場合における基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十三　移転型新規雇用者総数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

十四　移転型特定非新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）において他の事業所から移転型適用対象特定業務施設に転勤した特定雇用者（新規雇用者を除く。）で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設に勤務するものの総数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二第五項第八号の次に次の一号を加える。

九　移転型特定新規雇用者数　適用年度（当該適用年度が計画の認定を受けた日を含む事業年度である場合には、同日から当該適用年度終了の日までの期間）に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年度終了の日において移転型適用対象特定業務施設（地域再生法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について計画の認定を受けた法人の当該計画の認定に係る適用対象特定業務施設をいう。以下この項において同じ。）に勤務するものの数として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

第四十二条の十二の五第一項中「平成三十年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「国内新規雇用者」を「国内雇用者」に、「第一号に掲げる要件を満たすとき」を「当該法人の継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合（第一号において「継続雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の三以上であるとき（当該事業年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合には、給与等の支給額の引上げの方針、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針その他の政令で定める事項を公表している場合として政令で定める場合に限る。）に、「控除対象新規雇用者給与等支給額」を「控除対象雇用者給与等支給増加額」に、「残額）の」を「残額）に」に、「おいて第二号」を「おいて次の各号」に、「百分の二十」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　継続雇用者給与等支給増加割合が百分の四以上であること　百分の十

第四十二条の十二の五第一項第二号中「含む」の下に「。第三項第四号において同じ」を加え、「次項第二号イ」を「次項第二号」に、「こと。」を「こと　百分の五」に改め、同条第二項中「及び次項第十二号」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「が百分の一・五」を「（第一号において「雇用者給与等支給増加割合」という。）が百分の一・五」に、「残額）の」を「残額）に」に、「おいて次」を「おいて次の各号」に、「百分の二十五」に相当する」を「百分の十五に当該各号に定める割合（当該事業年度において次の各号に掲げる要件の全てを満たす場合には、当該各号に定める割合を合計した割合）を加算した割合）を乗じて計算した」に改め、同項各号を次のように改める。

一　雇用者給与等支給増加割合が百分の二・五以上であること　百分の十五

二　当該中小企業者等の当該事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額からその比較教育訓練費の額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額に対する割合が百分の十以上であること　百分の十

第四十二条の十二の五第三項第二号を次のように改める。

二　国内雇用者　法人の使用人（当該法人の役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）と政令で定める特殊の関係のある者及び当該法人の使用人としての職務を有する役員を除く。）のうち当該法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者として政令で定めるものに該当するものをいう。

第四十二条の十二の五第三項第四号から第六号までを次のように改める。

四　継続雇用者給与等支給額　継続雇用者（法人の各事業年度（以下この項において「適用年度」という。）及び当該適用年度開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度。次号において「前事業年度等」という。）の期間内の各月分のその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に対する当該適用年度の給与等の支給額（その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額を除く。）がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において同じ。）として政令で定める金額をいう。

五　継続雇用者比較給与等支給額　前号の法人の継続雇用者に対する前事業年度等の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

六　控除対象雇用者給与等支給増加額　法人の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額（当該金額が当該法人の調整雇用者給与等支給増加額（イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額をいう。）を超える場合には、当該調整雇用者給与等支給増加額）をいう。

イ　雇用者給与等支給額（当該雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第六十二条第一項第一号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下この号において同じ。）がある場合には、当該雇用者給与等支給額を控除した金額）

ロ　比較雇用者給与等支給額（当該比較雇用者給与等支給額の計算の基礎となる給与等に充てるための雇用安定助成金額がある場合には、当該雇用安定助成金額を控除した金額）

第四十二条の十二の五第三項第九号を削り、同項第十号を同項第九号とし、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号を削り、同条第五項中「控除対象新規雇用者給与等支給額又は」を削り、「、控除」を「（第一項の規定の適用を受けようとする場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額を含む。）、控除」に、「、これら」を「、第一項及び第二項」に改め、同条第六項中「おける新規雇用者比較給与等支給額」を「おける比較教育訓練費の額」に、「、新規雇用者比較給与等支給額」を「、継続雇用者比較給与等支給額」に改める。

第四十二条の十二の六第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「の合計額の百分の十五に相当する金額」を「に百分の十五（次の各号に掲げる認定特定高度情報通信技術活用設備については、当該各号に定める割合）を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（次に掲げる地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）　百分の九

イ　離島振興法第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域

ロ　奄美群島振興開発特別措置法第一条に規定する奄美群島

ハ　豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第二条第一項の規定により豪雪地帯として指定された地域

ニ　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第二条第一項に規定する辺地

ホ　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定により振興山村として指定された地域

ヘ　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第四条第一項に規定する小笠原諸島

ト　半島振興法第二条第一項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地域

チ　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二条第一項に規定する特定農山村地域

リ　沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄

ヌ　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域

二　令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の九（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、百分の五）

三　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の三

第四十二条の十三第六項中「対象年度（」を「対

象年度が」に改め、「設立事業年度」の下に「（第一号イ(2)及び次項において「設立事業年度」という。）」を加え、「事業年度に限る。以下この項において「特定対象年度」という。）」を「場合であつて、当該対象年度」に、「特定対象年度の」を「対象年度の」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当すること。

イ　次に掲げる場合のいずれにも該当する場合　当該法人の第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する継続雇用者給与等支給額（ロ及び第九項において「継続雇用者給与等支給額」という。）からその同条第三項第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額（以下この号及び第九項において「継続雇用者比較給与等支給額」という。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の一（当該対象年度が令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する事業年度である場合には、百分の〇・五）以上であること。

(1)　当該対象年度終了の時において、当該法人の資本金の額又は出資金の額が十億円以上であり、かつ、当該法人の常時使用する従業員の数が千人以上である場合

(2)　当該対象年度が設立事業年度及び合併等事業年度のいずれにも該当しない場合であつて当該対象年度の前事業年度の所得の金額が零を超える場合として政令で定める場合又は当該対象年度が設立事業年度若しくは合併等事業年度に該当する場合

ロ　イに掲げる場合以外の場合　当該法人の継続雇用者給与等支給額がその継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

第四十二条の十三第七項中「第四十二条の十二の五第三項第一号に規定する」を削り、同条第九項中「第六項第一号イ及びロに掲げる金額」を「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」に、「同号」を「第六項第一号」に改める。

第四十四条の三の次に次の一条を加える。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第四十四条の四　青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第　号）第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。）を含む。）であるものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る次に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同条第四項に規定する環境負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環境負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第四項に規定する環境負荷低減事業活動又は同法第十五条第二項第三号に規定する特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む事業年度の当該環境負荷低減事業活動用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該環境負荷低減事業活動用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該環境負荷低減事業活動用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

一　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十条第三項に規定する認定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

二　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第二十二条第三項に規定する認定特定環境負荷低減事業活動実施計画に記載された同法第二十一条第四項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産

2　青色申告書を提出する法人で環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるもの（以下この項において「基盤確立事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の同条第五項に規定する基盤確立事業（同項第三号に掲げるものに限る。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用資産をその用に供した日を含む事業年度の当該基盤確立事業用資産の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該基盤確立事業用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　第四十三条第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項中「法人が、」を「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち」に、「次の表の各号の第一欄」を「当該各号の第二欄」に、「地区又は地域内」を「区域内」に、「各号の第二欄」を「各号の第三欄」に、「各号の第三欄」を「各号の第四欄」に、「（同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち」を「のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの（に、「除き、同表の第一号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」を「除く」に、「（一の生産等設備を構成する工業用機械等」を「（一の生産等設備を構成するもの」に改め、「同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産にあつては」及び「、同表の第四号の第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、それぞれ」を削り、「それぞれ二十億円又は十億円」を「二十億円」に、「第四欄」を「第五欄」に改め、同項の表を次のように改める。

事業者	区域	事業	資産	割合
一　沖縄振興特別措置法第三十六条に規定する認定事業者	同法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画に定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、政令で定めるもの	百分の三十四（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十）
二　沖縄振興特別措置法第五十条第一項に規定する認定事業者	同法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められた同法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域の区域	製造業その他政令で定める事業	機械及び装置並びに工場用の建物その他政令で定める建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）
三　沖縄振興特別措置法第五十七条第一項に規定する認定事業者	同法第五十五条第一項の規定により経済金融活性化特別地区として指定された地区（同条第四項又は第五項の規定により変更があつたときは、その変更後の地区）の区域	同法第五十五条の二第九項に規定する認定経済金融活性化計画に定められた同条第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業に属する事業	機械及び装置、器具及び備品（財務省令で定めるものに限る。）並びに建物及びその附属設備	百分の五十（建物及びその附属設備については、百分の二十五）

第四十五条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。)」を削り、「政令で定める中小規模法人(第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。)」を「中小規模法人」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　青色申告書を提出する法人が、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち政令で定める期間内に、沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域内において旅館業のうち政令で定める事業(以下この項において「旅館業」という。)の用に供する設備で政令で定める規模のものの取得等(取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下第四項までにおいて同じ。)をする場合(政令で定める中小規模法人(第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。次項において「中小規模法人」という。)以外の法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。)において、その取得等をした設備を当該地域内において当該法人の旅館業の用に供したとき(当該地域の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。)は、その用に供した日を含む事業年度の当該設備を構成するもののうち政令で定める建物及びその附属設備(前項の規定の適用を受けるもの及び所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「旅館業用建物等」という。)の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該旅館業用建物等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該旅館業用建物等の取得価額(一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該旅館業用建物等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する旅館業用建物等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)の百分の八に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第四十六条を第四十五条の三とし、第四十六条の二を第四十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(輸出事業用資産の割増償却)

第四十六条の二　青色申告書を提出する法人で農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第五十七号)第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第　　号)の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該法人の認定輸出事業計画(同条第二項に規定する認定輸出事業計画をいう。)に記載された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十七条第三項に規定する施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農林水産物若しくは同条第二項に規定する食品の生産、製造、加工若しくは流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして政令で定めるもの(以下この項及び次項において「輸出事業用資産」という。)でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は輸出事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の輸出事業(同法第三十七条第一項に規定する輸出事業をいう。以下この項及び次項において同じ。)の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該輸出事業用資産をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日(以下この項において「供用日」という。)以後五年以内の日を含む各事業年度(当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた事業年度に限る。)の当該輸出事業用資産の償却限度額は、供用日以後五年以内(当該認定輸出事業計画について同法第三十八条第二項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間。次項において「供用期間」という。)でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定(第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の

規定を含む。）にかかわらず、当該輸出事業用資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　青色申告書を提出する法人が、適格合併（法人を設立するものを除く。）により前項の規定（当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合（以下この項において「連結法人から引継ぎを受けた場合」という。）には、第六十八条の三十四第一項の規定）の適用を受けている輸出事業用資産（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する輸出事業用資産）の移転を受け、これを当該法人の輸出事業の用に供した場合には、当該移転を受けた法人が前項の供用日に当該輸出事業用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該法人の輸出事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該法人自らがその用に供している期間とする。

3　第四十三条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十八条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第五十二条の二第二項及び第五項並びに第五十二条の三第四項及び第十三項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改める。

第五十五条第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第五十六条第一項中「許可」の下に「（第一号及び第二号において「設置許可」という。）」を加え、「ものが」を「もの（次に掲げる法人のいずれかに該当するものに限る。）が」に、「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和四年三月三十一日を含む事業年度終了の日（次号において「基準日」という。）において設置許可を受けている法人

二　基準日後に他の者から特定廃棄物最終処分場（当該他の者が法人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が当該他の者の基準日以前であるものに、当該他の者が個人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が令和四年十二月三十一日以前であるものに、それぞれ限る。）の移転を受けた法人

第五十六条第三項中「、適格分割又は適格現物出資」を「（合併法人が第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。第九項において同じ。）、適格分割（分割承継法人が第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）又は適格現物出資（被現物出資法人が同項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）」に、「当該各号」を「次の各号」に改め、同条第七項中「ものが」を「もの（第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当するものに限る。）が」に改める。

第五十八条第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第六十条第一項中「地区内」を「区域内」に、「地区以外」を「区域以外」に改め、同項の表中

地区	を	区域

に改め、同表の第一号の上欄中「第三十条第一項の規定による認定」を「第三十一条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人」を「ものに限る。）」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第三十条第一項」を「第三十条第二項」に、「特定情報通信事業」を「認定特定情報通信事業」に改め、同表の第二号の上欄中「第四十四条第一項の規定による認定」を「第五十条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第四十一条第五項」を「第四十一条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人」を「ものに限る。）」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第四十四条第一項」を「第四十四条第二項」に、「特定国際物流拠点事業」を「認定特定国際物流拠点事業」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項の規定による」を「第五十六条第二項に規定する認定法人（同条第一項の」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「法人に」を「ものに限る。）に」に、「同項」を「同法第五十五条第一項」に、「内に本店」を「の区域内に本店」に、「地区内」を「区域内」に改め、同条第七項中「地区又は」を「区域又は」に、「地区に」を「地区の区域に」に改める。

第六十一条第一項及び第六十一条の四第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十四条第一項中「代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額」を「取得をした代替資産のその取得に係る部分の金額として政令で定める金額を除く。」に、「次条第九項」を「第三項及び次条第九項」に改め、「割合（」の下に「第三項及び」を加え、「この項及び第八項」を「この条」に改め、同条第十二項中「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第六項及び第七項の規定は、」を「第三項の規定は前項に規定する場合について、第七項及び第八項の規定は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する場合において、当該法人が、収用等のあつた日を含む事業年度開始の日から起算して一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）前の日（同日が当該収用等により当該法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなつた日前である場合には、同日）から当該開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をしたときは、当該法人は、当該資産を同項の規定に該当する代替資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。この場合におい

て、当該資産が減価償却資産であるときにおける当該資産に係る圧縮限度額は、当該資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第六十四条の二第一項中「又は清算金の額の」を「若しくは清算金の額の」に、「には、当該資産」を「又は当該収用等に係る前条第三項に規定する一年前の日から当該収用等のあつた日を含む事業年度開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をした場合には、これらの資産」に改め、同条第二項中「当該設けた」を「その設けた」に改め、同条第八項中「前条第八項」を「前条第九項」に改め、同条第十三項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改め、同条第十四項中「前条第六項及び第七項」を「前条第七項及び第八項」に改め、同条第十五項中「前条第十項」を「前条第十一項」に改め、同条第十六項中「前条第十一項」を「前条第十二項」に改める。

第六十五条第二項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同条第三項中「第六十四条第六項、第七項、第九項及び第十一項並びに前条第十四項及び第十六項」を「第六十四条第七項及び第八項（これらの規定を同条第十項又は前条第十四項において準用する場合を含む。）並びに第十二項（前条第十六項において準用する場合を含む。）」に、「その」を「その額の」に、「又は」を「若しくは」に改め、「あるとき」の下に「、又は代替資産となるべき資産の取得をしたとき」を加え、同条第四項中「第六十四条第四項及び第五項」を「第六十四条第五項及び第六項」に改め、同条第五項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十二項中「第六十四条第六項及び第七項」を「第六十四条第七項及び第八項」に改め、同条第十三項中「第六十四条第十一項」を「第六十四条第十二項」に改める。

第六十五条の二第七項中「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に、「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に改める。

第六十五条の五第一項第三号及び第四号を削る。

第六十五条の十第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十六条の四第二十二項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改める。

第六十六条の四の三第十一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十六条の十二中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十六条の十三第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十二項中「五年」を「三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）」に改める。

第六十七条の五第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「その他政令で定める規定」を削り、「受けるもの」の下に「その他政令で定めるもの」を加える。

第六十七条の十八第十項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十八条の二中「合併で」を「合併（当該合併に係る被合併法人及び合併法人（当該合併が法人を設立する合併である場合にあつては、当該被合併法人及び他の被合併法人の全て）が出資を有しない法人であるものを除く。）で」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の十三第一項中「連結子法人が」を「連結子法人で、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる地区」を「当該各号の第二欄に掲げる区域」に、「各号の第二欄」を「各号の第三欄」に、「第三欄」を「第四欄」に改め、「減価償却資産」の下に「のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」を加え、「当該地区」を「当該区域」に改め、「（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）」を削り、「に当該各号の第四欄に掲げる割合を乗じて計算した」を「の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する」に改め、同条第二項中「連結子法人が、各」を「連結子法人で、各連結事業年度終了の日において第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、当該」に改める。

第六十八条の十四第一項及び第六十八条の十四の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「三年」を「二年」に改め、同条第二項中「二年」を「三年」に改める。

第六十八条の十五第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「二年」を「三年」に改め、同条第二項中「二年」を「三年」に改める。

第六十八条の十五の六の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項中「の合計額の百分の十五に相当する金額」を「に百分の十五（次の各号に掲げる認定特定高度情報通信技術活用設備については、当該各号に定める割合）を乗じて計算した金額の合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　令和四年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に条件不利地域（第四十二条の十二の六第二項第一号に規定する条件不利地域をいう。次号において同じ。）以外の地域内において事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備（電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）の無線設備に限る。次号において「特定基地局用認定設備」という。）　百分の九

二　令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の九（条件不利地域以外の地域内において事業の用に供した特定基地局用認定設備については、百分の五）

三　令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に事業の用に供した認定特定高度情報通信技術活用設備　百分の三

第六十八条の二十五及び第六十八条の二十六を次のように改める。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

第六十八条の二十五　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第十九条第一項又は第二十一条第一項の認定を受けた同法第二条第三項に規定する農林漁業者（当該農林漁業者が団体である場合におけるその構成員等（同項に規定する構成員等をいう。）を含む。）であるものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る第四十四条の四第一項各号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第四項に規定する環境

負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（政令で定める規模のものに限る。以下この項において「環境負荷低減事業活動用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は環境負荷低減事業活動用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の同条第四項に規定する環境負荷低減事業活動又は同法第十五条第二項第三号に規定する特定環境負荷低減事業活動の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該環境負荷低減事業活動用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該環境負荷低減事業活動用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該環境負荷低減事業活動用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該環境負荷低減事業活動用資産の償却限度額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第三十九条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該認定に係る同法第四十条第三項に規定する認定基盤確立事業実施計画に記載された同法第三十九条第三項第一号に規定する設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち同法第二条第四項に規定する環境負荷の低減を図るために行う取組の効果を著しく高めるものとして政令で定めるもの（以下この項において「基盤確立事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は基盤確立事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の同条第五項に規定する基盤確立事業（同項第三号に掲げるものに限る。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該基盤確立事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該基盤確立事業用資産の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該基盤確立事業用資産の普通償却限度額と特別償却限度額（当該基盤確立事業用資産の取得価額の百分の三十二（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の十六）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第六十八条の二十六　削除

第六十八条の二十七第一項中「が、第四十五条第一項に規定する」を「で、第四十五条第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するものが、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち同項に規定する政令で定める」に、「同項の表の各号の第一欄」を「当該各号の第二欄」に、「地区又は地域内」を「区域内」に、「各号の第二欄」を「各号の第三欄」に、「各号の第三欄」を「各号の第四欄」に、「（同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産のうち」を「のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの（に、「除き、同表の第一号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」を「除く」に、「（一の生産等設備を構成する工業用機械等」を「（一の生産等設備を構成するもの」に改め、「同表の第一号から第三号までの第三欄に掲げる減価償却資産にあつては十億円を、それぞれ」を削り、「それぞれ二十億円又は十億円」を「二十億円」に、「第四欄」を「第五欄」に改め、同条第五項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「政令で定める中小規模法人に該当する連結法人（第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。）」を「中小規模連結法人」に、「前項」を「前二項」に改め、同項の表の各号の上欄中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間のうち第四十五条第二項に規定する政令で定める期間内に、沖縄振興特別措置法第三条第三号に規定する離島の地域内において同項に規定する旅館業（以下この項において「旅館業」という。）の用に供する設備で政令で定める規模のものの取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕又は模様替をいう。）のための工事による取得又は建設を含む。以下第四項までにおいて同じ。）をする場合（政令で定める中小規模法人に該当する連結法人（第六十八条の九第八項第七号に規定する適用除外事業者に該当するものを除く。次項において「中小規模連結法人」という。）以外の連結法人にあつては、新設又は増設に係る当該設備の取得等をする場合に限る。）において、その取得等をした設備を当該地域内において当該連結親法人又はその連結子法人の旅館業の用に供したとき（当該地域の振興に資する場合として政令で定める場合に限る。）は、その用に供した日を含む連結事業年度の当該設備を構成するもののうち第四十五条第二項に規定する政令で定める建物及びその附属設備（前項の規定の適用を受けるもの及び所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「旅館業用建物等」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該旅館業用建物等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該旅館業用建物等の取得価額（一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が十億円を超える場合には、十億円に当該旅館業用建物等の取得価額が当該一の生産等設備を構成する旅館業用建物等の取得価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）の百分の八に相当する金額をいう。）との合計額とする。

第六十八条の三十一第二項第一号中「第四十六条第二項第一号」を「第四十五条の三第二項第一号」に改める。

第六十八条の三十三第二項中「第四十六条の二第一項」を「第四十六条第一項」に改める。

第六十八条の四十四を次のように改める。

（輸出事業用資産の割増償却）

第六十八条の三十四　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十八条第一項に規定する認定輸出事業者であるものが、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に、当該連結親法人若しくはその連結子法人の認定輸出事業計画（同条第二項に規定する認定輸出事業計画をいう。）に記載された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第三十七条第三項に規定する施設に該当する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同法第二条第一項に規定する農林水産物若しくは同条第二項に規定する食品の生産、製造、加工若しくは流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして政令で定めるもの（以下この項及び次項において「輸出事業用資産」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は輸出事業用資産を製作し、若しくは建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の輸出事業（同法第三十七条第一項に規定する輸出事業をいう。以下この項及び次項において同じ。）の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該輸出事業用資産をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度（当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供していることにつき財務省令で定めるところにより証明がされた連結事業年度に限る。）の当該輸出事業用資産の償却限度額は、供用日以後五年以内（当該認定輸出事業計画について同法第三十八条第二項の規定による認定の取消しがあつた場合には、供用日からその認定の取消しがあつた日までの期間。次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該輸出事業用資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の三十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の三十五）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、適格合併（法人を設立するものを除く。）により前項の規定（当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合（以下この項において「連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合」という。）には、第四十六条の二第一項の規定）の適用を受けている輸出事業用資産（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する輸出事業用資産）の移転を受け、これを当該連結親法人又はその連結子法人の輸出事業の用に供した場合には、当該移転を受けた連結親法人又はその連結子法人が前項の供用日に当該輸出事業用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これを当該供用日に当該連結親法人又はその連結子法人の輸出事業の用に供したものとみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項に規定するその用に供している期間は、当該移転の日から供用期間（連結法人以外の法人等から引継ぎを受けた場合には、同条第一項に規定する供用期間）の末日までの期間内で当該連結親法人又はその連結子法人自らがその用に供している期間とする。

3　第六十八条の十六第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

4　前項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の三十六第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「百分の十」を「百分の八」に改める。

第六十八条の四十第一項中「第六十八条の二十四」の下に、「第六十八条の二十五」を加え、「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五若しくは第六十八条の三十六」を「若しくは第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改め、同条第二項及び第五項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に改める。

第六十八条の四十一第四項及び第十三項中「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に改める。

第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の二十四」の下に、「第六十八条の二十五」を加え、「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」を「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改める。

第六十八条の四十三第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の四十六第一項中「ものが」を「もの（同項各号に掲げる法人のいずれかに該当するものに限る。）が」に、「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十日」に改め、同条第三項中「、適格分割又は適格現物出資」を「（合併法人が同条第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。第八項において同じ。）、適格分割（分割承継法人が同条第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）又は適格現物出資（被現物出資法人が第五十六条第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）」に、「当該各号」を「次の各号」に改め、同条第六項中「ものが」を「もの（第五十六条第一項各号に掲げる法人のいずれかに該当するものに限る。）が」に、「第五十六条第七項」を「同条第七項」に改める。

第六十八条の六十一第一項及び第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第六十八条の六十三第一項中「連結法人に」を「法人に」に、「地区内」を「区域内」に、「地区以外」を「区域以外」に改め、同項の表中「<u>地区</u>」を「<u>区域</u>」に改め、同表の第一号の上欄中「第三十条第一項の規定による認定」を「第三十一条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「連結法人」を「ものに限る。）」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第三十条第一項」を「第三十条第二項」に、「特定情報通信事業」を「認定特定情報通信事業」に改め、同表の第二号の上欄中「第四十四条第一項の規定による認定」を「第五十条第二項に規定する認定法人（同項に規定する主務大臣の確認」に、「第四十一条第五項」を「第四十一条第四項」に、「令和四年三月三十一

日」を「令和七年三月三十一日」に、「連結法人」を「ものに限る。」に改め、同号の中欄中「おいて」を「定められた」に、「として定められている地区」を「の区域」に改め、同号の下欄中「第四十四条第一項」を「第四十四条第二項」に、「特定国際物流拠点事業」を「認定特定国際物流拠点事業」に改め、同条第二項中「第五十六条第一項の規定による」を「第五十六条第二項に規定する認定法人（同条第一項の」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「連結法人に」を「ものに限る。）に」に、「同項」を「同法第五十五条第一項」に、「内に本店」を「の区域内に本店」に、「地区内」を「区域内」に改め、同条第八項中「地区又は」を「区域又は」に、「地区に」を「地区の区域に」に改める。

第六十八条の六十三の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の七十第一項中「代替資産の取得に充てられた額があるときは、その額を控除した額」を「取得をした代替資産のその取得に係る部分の金額として政令で定める金額を除く。」に、「次条第十項」を「第三項及び次条第十項」に改め、「割合（」の下に「第三項及び」を加え、「この項及び第七項」を「この条」に改め、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第五項及び第六項の規定は、」を「第三項の規定は前項に規定する場合について、第六項及び第七項の規定は」に、「ついて」を「ついて、それぞれ」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項に規定する場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、収用等のあつた日を含む連結事業年度開始の日から起算して一年（工場等の建設に要する期間が通常一年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、政令で定める期間）前の日（同日が当該収用等により当該連結親法人又はその連結子法人の有する資産の譲渡をすることとなることが明らかとなつた日前である場合には、同日）から当該開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をしたときは、当該連結親法人又はその連結子法人は、当該資産を同項の規定に該当する代替資産とみなして同項の規定の適用を受けることができる。この場合において、当該資産が減価償却資産であるときにおける当該資産に係る圧縮限度額は、当該資産の取得価額に差益割合を乗じて計算した金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第六十八条の七十一第一項中「又は清算金の額の」を「若しくは清算金の額の」に、「には、当該資産」を「又は当該収用等に係る前条第三項に規定する一年前の日から当該収用等のあつた日を含む連結事業年度開始の日の前日までの間に代替資産となるべき資産の取得をした場合には、これらの資産」に改め、同条第三項中「当該設けた」を「その設けた」に改め、同条第九項中「前条第七項」を「前条第八項」に改め、同条第十四項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同条第十五項中「前条第五項及び第六項」を「前条第六項及び第七項」に改め、同条第十六項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第十七項中「前条第十項」を「前条第十一項」に、「第六十四条第七項」を「第六十四条第八項」に改める。

第六十八条の七十二第三項中「第六十八条の七十第五項、第六項、第八項及び第十項並びに前条第十五項及び第十七項」を「第六十八条の七十第六項及び第七項（これらの規定を同条第九項又は前条第十五項において準用する場合を含む。）並びに第十一項（前条第十七項において準用する場合を含む。）」に、「全部又は」を「額の全部若しくは」に、「、又は」を「、若しくは」に改め、「あるとき」の下に「、又は代替資産となるべき資産の取得をしたとき」を加え、同条第四項中「第六十八条の七十第三項及び第四項」を「第六十八条の七十第四項及び第五項」に改め、同条第五項中「当該減額した」を「その減額した」に改め、同条第十二項中「第六十八条の七十第六項及び第七項」を「第六十八条の七十第七項及び第八項」に改め、同条第十三項中「第六十八条の七十第十項」を「第六十八条の七十第十一項」に改める。

第六十八条の七十三第七項中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に、「第六十四条第八項」を「第六十四条第九項」に改める。

第六十八条の七十六第一項中「第六十五条の四第一項第一号又は第二十五号」を「第六十五条の四第一項第二十五号」に改める。

第六十八条の八十一第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第四項中「当該減額した」を「その減額した」に改める。

第六十八条の八十八第二十二項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

第六十八条の九十七中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第六十八条の九十八第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十項中「五年」を「三年（令和四年三月三十一日以前に取得をした特定株式にあつては、五年）」に改める。

第六十八条の百七の二第十項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

（税理士法の一部改正）

第十三条　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十九条の二第二項第十号」を「第四十九条の二第二項第十一号」に改め、同項第二号中「その他の」を「その他」に、「第三十四条第一項において」を「以下」に改め、同条第三項中「これらの項」を「前二項」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。

（税理士の業務における電磁的方法の利用等を通じた納税義務者の利便の向上等）

第二条の三　税理士は、第二条の業務を行うに当たつては、同条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項の事務における電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第四十九条の二第二項第八号において同じ。）の積極的な利用その他の取組を通じて、納税義務者の利便の向上及びその業務の改善進歩を図るよう努めるものとする。

第四条第十号を同条第十一号とし、同条第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第六号の次に次の一号を加える。

七　第四十八条第一項の規定により第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

第五条第一項中「次の」を「税理士試験（次条第

一号に定める科目の試験に限る。）は、次の」に、「は、税理士試験を」を「でなければ、」に、「できる」を「できない」に改め、同項第二号及び第五号中「法律学又は経済学」を「社会科学に属する科目」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「前項第一号イからへまで」に、「税理士試験を受けることができる」を「同号に該当する者とみなして、同項の規定を適用する」に改め、同条第三項中「前二項の規定の適用については、第一項第一号」を「第一項第一号イからへまで」に、「同号」を「同号イからへまで」に、「みなす」を「みなして、前二項の規定を適用する」に改める。

第十九条第三項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。第四十一条及び第四十八条の十において同じ。）」を「電磁的記録」に、「調製する」を「作成する」に改める。

第二十四条第七号を同条第八号とし、同条第六号ロ中「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六　第四十八条第一項の規定により第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

第二十五条第一項第二号中「第二十四条第六号」を「第二十四条第七号」に改め、同条第三項中「ある場合に」の下に「ついて」を加える。

第二十六条第一項第四号中「第四条第二号から第九号まで」を「第四条第二号から第六号まで又は第八号から第十号まで」に改める。

第四十一条第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録」に、「調製する」を「作成する」に改める。

第四十七条の二の次に次の一条を加える。

（除斥期間）

第四十七条の三　懲戒の事由があつたときから十年を経過したときは、懲戒の手続を開始することができない。

第四十八条を第四十七条の四とし、第五章中同条の次に次の一条を加える。

（懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定等）

第四十八条　財務大臣は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実があると認めたときは、当該税理士であつた者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定をすることができる。この場合において、財務大臣は、当該税理士であつた者が受けるべきであつた懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第四十四条第二号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

2　第四十七条第一項から第三項までの規定は、税理士であつた者につき税理士であつた期間内に第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実があると認めた場合について準用する。

3　第四十七条第四項及び第五項並びに前二条の規定は、第一項の規定による決定について準用する。

第四十八条の五中「その他これに準ずる」を「その他の業務で税理士が行うことができる」に改める。

第四十八条の十第三項中「磁気ディスク」を「電磁的記録」に、「調製する」を「作成する」に改める。

第四十八条の十六中「第一条」の下に「、第二条の三」を加える。

第四十八条の十七第四号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四　第四十三条の規定に該当することとなつたこと。

五　第四十五条又は第四十六条の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと。

第四十八条の二十第二項中「及び第四十八条」を「、第四十七条の三及び第四十七条の四」に改める。

第四十九条の二第二項第十二号を同項第十三号とし、同項第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　第二条の業務において電磁的方法により行う事務に関する規定

第四十九条の十四第一項第一号中「及び第十号から第十二号まで」を「、第八号及び第十一号から第十三号まで」に改め、同項第六号中「第四十九条の二第二項第九号」を「第四十九条の二第二項第十号」に改める。

第五十一条第二項中「第四十八条、第五十四条及び第五十五条」を「第四十七条の三、第四十七条の四及び第五十四条から第五十六条まで」に改め、同条第四項中「第三十九条」を「第二条の三及び第三十九条」に、「、第五十四条及び第五十五条」を「及び第五十四条から第五十六条まで」に改める。

第五十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国税庁長官は、第四十八条第一項の規定による決定のため必要があるときは、税理士であつた者から報告を徴し、又は当該職員をして税理士であつた者に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

第五十六条を次のように改める。

（関係人等への協力要請）

第五十六条　国税庁長官は、この法律の規定に違反する行為又は事実があると思料するときその他税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、関係人又は官公署に対し、当該職員をして、必要な帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めさせることができる。

第五十七条第一項中「の規定」を「若しくは第二項又は前条の規定」に改める。

第五十八条中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第五十九条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「者で」を「者が」に、「もの」を「とき。」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第六十条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号及び第二号中「違反した者」を「違反したとき。」に改め、同条第三号中「行つた者」を「行つたとき。」に改める。

第六十一条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条各号中「違反した者」を「違反したとき。」に改める。

第六十二条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「保存しなかつた者」を「保存しなかつたとき。」に改め、同条第二号中「の規定」を「若しくは第二項の規定」に、「忌避した者」を「忌避したとき。」に改める。

第六十三条中「前条」を「前条第一号若しくは第二号（第四十九条の十九第一項及び第五十五条第一項（税理士法人に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）」に改める。

（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正）

第十四条　輸入品に対する内国消費税の徴収等に

関する法律（昭和三十年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第六項中「賦課決定（を削り、「をいう」を「（同法第三十三条第四項（賦課決定の所轄庁等）の規定の適用を受けるものを除く」に改める。

第七条第三項中「、又は」を「、又はその内国消費税の納付を」に、「その内国消費税の納付を」を「納付受託者（国税通則法第三十四条の四第一項（納付受託者）に規定する納付受託者をいう。以下この条において同じ。）に委託し、若しくは第六項若しくは第七項の規定により」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「による申請又は届出の場合の」及び「による登記等の申請等の場合の」を「を使用する方法等による」に改め、同条第八項中「関税の納付前における」を削り、「受取り」を「関税の納付等」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又は」を削り、「第五項」を「第五項の規定により納付受託者にその納付を委託し、又は第六項若しくは第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「、第四項」を「、第六項」に、「第七条第四項又は第五項」と、「」を「第七条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、「」に改め、「及び第二項」を削り、「第七条第四項又は第五項」と、同条第四項」を「第七条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、同条第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項」と、同条第四項」に、「第七条第四項又は第五項」と、同法」を「第七条第六項又は第七項」と、同法」に、「第七条第四項又は第五項」と読み替える」を「第七条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替える」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定の適用を受ける場合には、国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）の規定により納付受託者にその納付を委託しなければならない。

5　第二項の郵便物（関税定率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付受託者にその納付を委託することができる。

第十九条第一項中「第七項」を「第八項」に、「の申告等の」を「の申告、納税等の」に、「及び第四項」を「及び第五項」に、「第三十五条第二項（期限後申告等による納付）」を「の」に、「第三十五条第二項（修正申告等による納付）又は」を「又は」に改め、「（引取り前における修正申告等の特例）」を削り、「に係る納付」を「の」に、「次項第二号」を「第五項第二号」に、「同条第四項第二号」を「同条第五項第二号」に改め、同条第二項中「期限後申告等」とあるのは「決定等」と、」を削り、「第七項」を「第八項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「第三十六条第一項」の下に「（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「（同項第二号に係るものに限る。）」を削る。

第二十三条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第七条第六項」を「第七条第八項」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同条第三号中「隠匿した者」を「隠匿したとき。」に改め、同条第四号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同条第五号中「提出した者」を「提出したとき。」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正）

第十五条　外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第四項及び第十二項中「又は各連結事業年度の連結所得の金額」を削る。

第四十一条の二第一項第二号中「、磁気テープ」を削る。

（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正）

第十六条　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の六第一項第二号中「、磁気テープ」を削る。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正）

第十七条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号中「、磁気テープ」を削る。

第五条第一項中「三月十五日」を「六月三十日」に、「、当該」を「当該」に改め、同条第二項中「第六条の二第二項」を「第六条の二」に改める。

第六条第一項中「第六十六条の規定による」を「第六十六条の」に改め、同条第二項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第三項中「規定による」を「規定の」に改め、同条第四項中「応じ、」を「応じ」に改め、同条第六項中「とき」の下に「（当該国外財産調書の提出が、当該国外財産に係る所得税又は国外財産に対する相続税についての国税通則法第六十五条第六項に規定する調査通知がある前にされたものである場合に限る。）」を加える。

第六条の二第一項中「三月十五日」を「六月三十日」に改め、同条第二項中「債務（を「債務（第四項及び」に、「相続の開始の日の属する年」を「相続開始年」に改め、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前二項」に、「第一項」を「第一項又は第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「」の規定に」を「」又は第三項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者（第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により財産債務調書を提出すべき者を除く。）は、その年の十二月三十一日においてその価額の合計額が十億円以上の財産を有する場合には、第一項の規定にかかわらず、財務省令で定めるところにより、財産債務調書を、その年の翌年の六月三十日までに、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

一　その年分の所得税の納税義務がある者

その者の所得税の納税地

二　前号に掲げる者以外の者　その者の住所地（国内に住所がないときは、居所地）

4　相続開始年の十二月三十一日においてその価額の合計額が十億円以上の財産を有する相続人は、相続開始年の年分の財産債務調書については、相続財産債務を除外したところにより、前項の規定を適用することができる。この場合において、同項中「の財産」とあるのは、「の財産（相続又は遺贈により取得した財産（相続開始年に取得したものに限る。）を除く。）」とする。

第六条の三第一項中「前条第三項」を「前条第五項」に、「次項第二号」を「次項第三号」に改め、「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　前条第三項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により税務署長に提出すべき財産債務調書について提出期限内に提出がない場合（当該財産債務調書の提出期限の属する年の前年の十二月三十一日において相続財産債務を有する者（その価額の合計額が十億円以上の財産で相続又は遺贈により取得した財産以外のものを有する者を除く。）の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十八条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条の三の二第六項中「第二十条第五項」を「第二十一条第七項」に改める。

第十一条の七第一項の表中「十年」を「十五年」に改め、同条第四項中「滅失」を「滅失した」に、「を」を「をした」に、「十年」を「十五年」に改める。

第十二条第六項の表租税特別措置法第三十七条第九項の項中「同条第六項」を「同条第七項」に、「第三十三条第六項」を「第三十三条第七項」に改める。

第十二条の三中「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった」を「次に掲げる」に改め、「なつた法人」の下に「又は同法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者となつた法人」を加え、同条に次の各号を加える。

一　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第十九条第四項に規定する支援決定の対象となった法人

二　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構の組合財産である債権の債務者である法人

第十三条第一項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築取得等」に改め、「当該居住日の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合、当該居住日が同法第四十一条第一項に規定する平成十三年前期内の日である場合又は」を削り、「若しくは平成二十年で同条第六項」を「又は平成二十年で同法第四十一条第六項」に、「認定住宅借入金等」を「認定住宅等借入金等」に、「当該居住日」を「同日」に、「同条第二項」を「二千万円」とあるのは「三千万円」と、同条第二項」に改め、「「各年（当該居住日」とあるのは「各年」と、「「十五年間の各年（同日」とあるのは「「十五年間の各年」と」を削り、「第二十六項」を「第二十九項」に、「第二十九項」を「同条第三十二項」に、「同条第二十三項」を「同条第三十二項」に、「として、同条」を「と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」として、同法第四十一条」に、「並びに同法」を「」に改め、同条第四項第一号中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項第一号中「同条第十八項」を「同条第二十項」に、「認定住宅」を「認定住宅等」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に改め、同項第二号中「次条第七項」を「次条第八項」に改める。

第十三条の二第一項中「及び第三項において「従前住宅」を「、第三項及び第五項において「従前住宅」に、「租税特別措置法第四十一条第三十項」を「租税特別措置法第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等（同条第一項に規定する居住用家屋の新築等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものとみなされる同条第十八項に規定する特例居住用家屋の新築等、同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等（同条第十項に規定する認定住宅等の新築等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に該当するものとみなされる同条第十九項に規定する特例認定住宅等の新築等及び同条第三十三項」に改め、「居住用家屋（」を削り、「をいう」を「（同条第十八項の規定により居住用家屋とみなされる同項に規定する特例居住用家屋を含む）に、「同じ。）若しくは同項」を「「居住用家屋」という。）若しくは同法第四十一条第一項」に、「同法第四十一条第三十項」を「同条第三十三項」に、「認定住宅を」を「認定住宅等（同法第四十一条第十九項の規定により認定住宅等とみなされる同項に規定する特例認定住宅等を含む。以下この条において同じ。）を」に、「令和三年十二月三十一日」を「令和七年十二月三十一日」に、「認定住宅の」を「認定住宅等の」に、「年（次項」を「年（以下この項、次項及び第七項第一号」に改め、「十年間」の下に「（同日（以下この項及び次項において「居住日」という。）の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等（同条第一項に規定する住宅の取得等をいう。次項及び第八項第三号において同じ。）が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得（同条第一項に規定する買取再販住宅の取得をいう。次項において同じ。）、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得（同条第十項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。次項において同じ。）に該当するものである場合には、十三年間）」を加え、「同日（次項において「居住日」という。）」を「当該居住日」に、「第五項」を「第六項」に、「第七項」を「第八項」に改め、「一・二パーセント」の下に「（居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合には、〇・九パーセント）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第四十一条第二十二項中「第一項に」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」という。）第十三条の二第一項に」と、同条第二十三項中「の第一項」とあるのは「の震災特例法第十三条の二第一項」と、「第一項」と、「同項」とあるのは「第一項」と、同条第二十四項中「の第一項」とあるのは「の震災特例法第十三条の二第一項」と、同条第二十五項中「同項に」とあるのは「震災特例法第十三条の二第一項に」と、「同項の」とあるのは「第一項の」と、同条第二十六項中「（同項」とあるのは「（震災特例法第十三条の二第一項」と、「は、同項」とあるのは「は、第一項」と、同条第二十九項及び第三十二項中

「（同項）」とあるのは「（震災特例法第十三条の二第一項）」と、「、同項に」とあるのは「、第一項に」とする。

第十三条の二第二項第一号中「令和三年」を「令和五年」に、「には、」を「には」に、「第六項第一号」を「第七項第一号」に、「第九項」を「第十項」に、「限る」を「限り、居住年が令和四年又は令和五年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものであるときに限る」に改め、同項第三号中「又は平成二十六年」を「、平成二十六年又は令和四年から令和七年までの各年」に、「には、」を「には」に、「第六項第一号」を「第七項第一号」に、「第九項」を「第十項」に、「限る」を「限り、居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合にはその居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するもの以外のものであるときに限る」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　居住年が令和六年又は令和七年である場合（その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等、買取再販住宅の取得、認定住宅等の新築等又は買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合に限る。）

四千五百万円

第十三条の二第三項中「認定住宅」を「認定住宅等」に、「第七項第二号」を「第八項第二号」に、「及び第五項」を「及び第六項」に、「同日（以下この項及び第四項において「居住日」という。）の属する年が平成十一年若しくは平成十二年である場合又は居住日が平成十三年一月一日から同年六月三十日までの期間（同項及び次条第三項第一号において「平成十三年前期」という。）内の日である場合には、十五年間）の各年（当該居住日」とあるのは「十三年間の各年（同日」と、同法第四十一条第二十項」を「居住年が令和四年又は令和五年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が居住用家屋の新築等又は買取再販住宅の取得に該当するものである場合には、十三年間）」とあり、及び同法第四十一条第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十三項、第二十六項及び第二十九項」を「同条第二十六項、第二十九項及び第三十二項」に改め、同条第十一項中「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「認定住宅」を「認定住宅等」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「認定住宅等」に、「第五項」を「第六項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「第六項第一号」を「第七項第一号」に改め、同項第二号中「第六項第二号」を「第七項第二号」に改め、同項第三号中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「認定住宅に」を「認定住宅等に」に、「認定住宅特例適用年」を「認定住宅等特例適用年」に、「及び第五項」を「及び第六項」に改め、同項第一号中「第一項」を「第一項前段」に改め、同項第三号ロ中「認定住宅借入金等の金額」を「認定住宅等借入金等の金額」に、「同法第四十一条第十項」を「同法第四十一条第十項前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項第一号中「第一項に規定する居住年をいい、」を削り、「一・二パーセント」の下に「（居住年が令和四年から令和七年までの各年である場合には、〇・九パーセント）」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第八項まで」を「第九項まで」に、「第九項まで」を「第十項まで」に改め、同項第一号中「第一項」を「第一項前段」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　住宅被災者のうち、その者の従前住宅が第十一条の七第三項に規定する警戒区域設定指示等の対象区域内に所在していなかったものが、住宅の新築取得等をし、かつ、当該住宅の新築取得等をした居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋又は認定住宅等を令和七年一月一日以後に第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、当該住宅被災者の同項に規定する十年間の各年分の所得税については、同項の規定は、適用しない。

第十八条の三第六項及び第十八条の八第七項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第三十八条の二第一項中「平成二十七年一月一日から令和三年十二月三十一日まで」を「令和四年一月一日から令和五年十二月三十一日まで」に改め、「又は特別住宅資金非課税限度額（既にこの項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合（平成三十一年三月三十一日までに次項第六号に規定する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受けた場合を除く。）には、当該算入しなかった金額を控除した残額）までの金額（平成三十一年四月一日以後に住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等に係る契約を締結してこの項の規定の適用を受ける場合には、これらの金額のうちいずれか多い金額）」を削り、同項第一号中「（これらの住宅用家屋の新築又は取得に係る契約を令和三年十二月三十一日までに締結している場合に限る。）」を削り、同項第二号中「（当該既存住宅用家屋の取得に係る契約を令和三年十二月三十一日までに締結している場合に限る。）」を削り、同項第三号中「（当該住宅用の家屋の増改築等に係る契約を令和三年十二月三十一日までに締結している場合に限る。）」を削り、同条第二項とし、同条第一号ロ中「二十歳」を「十八歳」に改め、同号ハ中「から第七号まで」を「及び第六号」に改め、同項第三号中「又は経過年数基準（住宅用家屋の構造に応じた建築後の経過年数の基準として政令で定めるものをいう。同項において同じ。）」を削り、同項第六号中「（次号に規定する住宅用の家屋（平成三十一年三月三十一日までに新築等に係る契約を締結したものを除く。）を除く。）」を削り、同項第七号を削り、同条第四項中「ついて、」の下に「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者」を加え、同条第八項第二号中「、同法第六十七条第二項中「同項」とあるのは「第三十六条第一項」と」を削り、同項第四号中「若しくは同項第七号に規定する特別住宅資金非課税限度額」を削り、同条第九項中「又は経過年数基準」を削る。

第三十八条の二の二第一項各号を次のように改める。

一　租税特別措置法第七十条の四の規定の適用については、同条第八項中「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項」とあるのは「福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の二十一」と、「同項に」とあるのは「同法第十七条の二十一に」とする。

二　租税特別措置法第七十条の六の規定の適用については、同条第十項中「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第八項」とあるのは「福島復興再生特別措置法第十七条の二十一」と、「を同項」とあるのは「を同法第十七条の二十一」とする。

第四十条の二の二第一項中「農業経営基盤強

化促進法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項」に、「」と、「同条第一項第一号」を「に係る同法第十七条の十九第一項」と、「農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号」に改め、「、「当該利用権設定等促進事業」とあるのは「当該農用地利用集積等促進事業」と、「第十九条の規定による農用地利用集積計画」とあるのは「第十七条の二十の規定による農用地利用集積等促進計画」と」を削る。

第四十条の四中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

第四十一条の二第一項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第十九条　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「市町村」を「都道府県、市町村」に改め、同条に次の一項を加える。

3　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十条第一項に規定する都道府県社会福祉協議会が個人に対して行う金銭の貸付け（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた者に対してその者の生活費を援助するために行う金銭の貸付けとして財務省令で定めるものに限る。）につき、当該貸付けを受けた者又はその者の相続人その他の財務省令で定める者が、当該貸付けに係る債務の免除を受けた場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、所得税を課さない。

第六条第一項中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「、同条第一項」を「、租税特別措置法第四十一条第一項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「として、同条から同法」を「と、「二千万円」とあるのは「三千万円」と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」として、同法第四十一条第三十項中「第四十一条第三十項」を「第四十一条第三十三項」に、「同条第三十項」を「「二千万円」とあるのは「三千万円」と、同条第三十三項」に、「として、同条から同法」を「と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」として、同法第四十一条から」に改め、同条第三項中「第四十一条第三十三項」を「第四十一条第三十四項」に、「同条第三十三項」を「と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」として、同法第四十一条から」に改め、同条第四項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に改め、「ついては、」の下に「同項中「二千万円」とあるのは「三千万円」と、」を加え、「並びに」を「中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日」と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」として、同法第四十一条から」に改め、同条第四項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に改め、「ついては、」の下に「同項中「二千万円」とあるのは「三千万円」と、」を加え、「並びに」を「中「令和二年十二月三十一日」とあるのは「令和三年十二月三十一日」と、同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」として、同法第四十一条から」に改め、同条第六項中「同条第三項第三号」を「同条第三項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に改め、同条第七項中「同条第三十一項」を「同条第三十四項」に改める。

第六条の二第一項中「認定住宅の新築等」を「認定住宅等の新築等」に、「同項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」を「同項中「家屋で耐震基準（地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものをいう。第三十三項において同じ。）に適合するものとして政令で定めるもの」とあるのは「家屋（耐震基準（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第六条の二第四項に規定する耐震基準をいう。第三十三項において同じ。）又は経過年数基準（同法第六条の二第四項に規定する経過年数基準をいう。第三十三項において同じ。）に適合するものに限る。）で政令で定めるもの」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、「二千万円」とあるのは「三千万円」に改め、「及び第四項第二号」を削り、「同条第十項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」を「同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第四項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「令和四年」とあるのは「令和五年」と、同条第十項中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」に改め、「及び第十二項」を削り、「同条第十三項及び」を「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第二号中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「が令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和五年」と、同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第十三項及び」に、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第五項第一号及び」を「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第三十三項中「家屋で耐震基準に適合するもの以外のものとして政令で定めるもの」とあるのは「家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの」と、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」に、「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第二項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」を「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、同条第二項第一号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第四号中「令和四年」とあるのは「令和五年」に、「として」を「と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」として」に改め、同条第三項中「第四十一条の二第三項第三号」を「第四十一条の二第三項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が

第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するもののとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」と、同条第八項に、「令和三年」とあるのは「令和四年」を「令和四年若しくは令和五年」とあるのは「令和五年」に改め、同条第四項中「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、同条第五項中「第一項に規定する認定住宅の新築等」を「第一項に規定する認定住宅等の新築等」に、「第四十一条第十項」を「第四十一条第十一項第一号」に改め、同項ただし書中「認定住宅特例適用年」を「認定住宅等特例適用年」に改め、同条第七項中「認定住宅と」を「認定住宅等と」に改め、同条第八項中「同法」とあるのは「租税特別措置法」と、「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第三項第二号及び第四項第二号を「、同法」とあるのは「、租税特別措置法」と、「「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、「二千万円」とあるのは「三千万円」と、同条第三項第二号に、「同条第十項中「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」を「同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」とあるのは「が令和四年又は令和五年」と、「同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和四年」と、同条第四項第二号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、同項第三号中「令和四年」とあるのは「令和五年」と、同条第十項中「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、「及び第十二項」を削り、「同条第十三項及び」を「「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第二号中「令和四年から」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第三号中「、令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和四年又は令和五年」と、「同項第五号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「又は令和五年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「が令和四年又は令和五年」と、同条第十二項中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、「令和四年」とあるのは「令和五年」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同条第三十三項中「家屋で耐震基準に適合するもの以外のものとして政令で定めるもの」とあるのは「家屋（耐震基準又は経過年数基準に適合するもの以外のものに限る。）で政令で定めるもの」とあるのは「、」と、「第十三条第五項第一号及び」を「、」に、「令和三年十二月三十一日」とあるのは「令和四年十二月三十一日」と、同条第二項第一号中「令和三年」とあるのは「令和四年」と、」を「令和四年から」とあるのは「令和五年から」と、同条第二項第一号中「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」と、同項第四号中「令和四年」とあるのは「令和五年」と、」に、「令和四年十二月三十一日」として」を「令和四年十二月三十一日」と、「令和四年又は令和五年」とあるのは「令和五年」として」に、「第四十一条の二第三項第三号」を「第四十一条の二第三項第二号」に、「同条第三項第三号」を「同条第三項第二号」に、「同法第四十一条の二の二第八項中「令和三年」とあるのは「令和四年」とする」を「同法第四十一条の二の二第二項中「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」とあるのは「三千万円」と、同条第八項中「令和四年若しくは令和五年」とあるのは「令和五年」とする」に改め、同条第十一項中「三千万円」を「二千万円（居住日の属する年が令和四年から令和七年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の取得等が第四十一条第十八項の規定により居住用家屋の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例居住用家屋の新築等又は同条第十九項の規定により認定住宅等の新築等に該当するものとみなされた同項に規定する特例認定住宅等の新築等である場合には、千万円）」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条のうち、消費税法第三十条第九項第一号の改正規定中「次号に」を「次号及び第三号に」に改め、同項第二号の改正規定中「者から受ける」を「事業者が行う課税資産の譲渡等に該当するものに限るものとし、当該」に改める。

第五条のうち、消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定のうち第五十七条の二第五項第一号中「当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。」を「次に掲げるいずれかの事実」に改め、同改正規定中同号に次のように加える。

イ　当該事業者（国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

ロ　当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

第五条のうち、消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定のうち第五十七条の二第五項第二号ロ中「、国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）」を「国税通則法第百十七条第二項」に、「を定めて」を「の届出をして」に改め、同改正規定中同条第六項第一号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該適格請求書発行事業者（国税通則法第百十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が同条第二項の規定による納税管理人の届出をしていないこと。

第五条のうち消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定中第五十七条の二第六項第一号に次のように加える。

ヘ　前項第一号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。

第五条のうち、消費税法第五十七条の次に五条を加える改正規定のうち第五十七条の二第六項第二号ニ中「同項」を「同条第二項」に、「を定めて」を「の届出をして」に改め、同改正規定中同号に次のように加える。

チ　前項第二号に定める事実に関する事項について、虚偽の記載をして第二項の規定による申請書を提出し、その申請に基づき第一項の登録を受けた者であること。

附則第三十八条第二項第一号中「附則第四十四条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

附則第四十四条第三項中「この項及び次項」を「第五項まで」に改め、同条第四項中「五年施行日」の下に「から五年施行日以後六年を経過する日までの日」を加え、「の当該課税期間」を「の当該登録開始日の属する課税期間」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定の適用を受ける事業者の登録開始日の属する課税期間の翌課税期間から登録開始日以後二年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間（その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び消費税法第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は同法第九条の二第一項、第十条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項、第十二条の三第一項若しくは第三項若しくは第十二条の四第一項若しくは第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同法第九条第一項本文の規定は、適用しない。ただし、登録開始日の属する課税期間が五年施行日を含む課税期間である場合は、この限りでない。

附則第四十六条第二項中「新消費税法」を「この附則に別段の定めがあるものを除き、新消費税法」に改める。

附則第五十二条第一項中「請求書等を」を「請求書等又は当該請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号に規定する電磁的記録をいう。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）を」に改め、同条第二項中「又は電磁的記録」を加え、同条第四項中「第三十六条の」を「第三十六条第五項の」に、「第三十六条第一項中「算出した金額」を「第三十六条第五項中「消費税額は」に、「算出した金額（を「消費税額（に、「当該金額に百分の五十を乗じて算出した金額）」を「当該消費税額に百分の五十を乗じて算出した金額）は」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　次に掲げる規定　令和四年十月一日

イ　第一条中所得税法第百九十八条第五項の改正規定及び附則第七条の規定

ロ　第十一条中租税特別措置法第七十四条第一項の改正規定（「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分を除く。）

二　次に掲げる規定　令和四年十二月三十一日

イ　第二条中法人税法第三十八条第一項の改正規定

ロ　第三条中令和二年改正前法人税法第三十八条第一項の改正規定

ハ　第九条中国税通則法第十九条第四項の改正規定、同法第二十三条第三項の改正規定及び同法第三十五条第二項の改正規定並びに附則第二十条第一項の規定

ニ　第十条の規定及び附則第二十一条の規定　令和五年一月一日

三　次に掲げる規定　令和五年一月一日

イ　第一条中所得税法第十六条の改正規定、同法第二十条の改正規定及び同法第四十五条の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第五条、第七十九条（地価税法（平成三年法律第六十九号）第三十一条第二項第二号の改正規定を除く。）及び第八十一条から第八十三条までの規定

ロ　第二条中法人税法第二十六条第一項第二号の改正規定、同条第五項の改正規定、同法第五十五条の改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定（同条第十九項を「同条第二十項及び第二十一項第三号」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改める部分を除く。）、同法第百四十二条の二の改正規定及び同法第百四十四条の四第七項の改正規定並びに附則第十一条及び第十四条の規定

ハ　第三条中令和二年改正前法人税法第二十六条の改正規定、令和二年改正前法人税法第五十五条の改正規定及び令和二年改正前法人税法第百四十二条の二の改正規定並びに附則第十六条の規定

ニ　第七条中消費税法第二十条第三号の改正規定、同法第二十一条の改正規定及び同法第二十五条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十九条第二項及び第三項の規定

ホ　第十七条の規定（同条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条第二項第二号の改正規定及び同法第六条第六項の改正規定を除く。）並びに附則第七十二条第一項及び第三項から第五項までの規定

四　次に掲げる規定　令和五年四月一日

イ　第七条中消費税法第八条の改正規定（同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項の次に一項を加える部分を除く。）及び附則第十九条第一項の規定

ロ　第十一条中租税特別措置法第八十七条の六第一項の改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定並びに同条第四項及び第七項の改正規定並びに附則第五十三条の規定

ハ　第十三条中税理士法第二条の改正規定（同条第一項第二号に係る部分を除く。）、同法第四条の改正規定、同法第五条の改正規定、同法第二十四条の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条第一項第四号の改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条を同法第四十七条の四とし、同法第五章中同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十八条の二十第二項の改正規定、同法第四十九条の二第二項の改正規定、同法第五十一条第二項の改正規定、同法第四項の改正規定（「第三十九条」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の改正規定、同法第五十六条の改正規定、同法第五十七条第一項の改正規定、同法第五十八条の改正規定、同法第五十九条第一項の改正規定、同法第六十条の改正規定、同法第六十一条の改正規定、同法第六十二条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに附則第七十条第二項及び第三項、第八十六条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一の改正規定を除く。）、第八十七条から第九十一条まで、第九十三条、第九十四条並びに第九十七条の規定

五　次に掲げる規定　令和五年十月一日

イ　第一条中所得税法第百七十七条の改正規定及び同法第二百十二条の改正規定並びに附則第六条及び第八条の規定

ロ　第十一条中租税特別措置法第八条の四の改正規定、同法第九条の四の二第三項の改正規定、同法第四十一条の二十一第十四項第二号の改正規定、同法第四十二条の三第四項第二号の改正規定（「第九条の四の二第二項」を「第八条の四第九項に規定する報告書、第九条の四の二第二項」に改める部分及び「調書若しくは報告書」を「報告書若しくは調書」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（「第九条の四の二第三項」を「第八条の四第十項、第九条の四の二第三項」に改める部分に限る。）及び同項第六号の改正規定（「第九条の四の二第三項」を「第八条の四第十項、第九条の四の二第三項」に改める部分に限る。）並びに附則第二十三条の規定

六　次に掲げる規定　令和六年一月一日

イ　第一条中所得税法第百五十一条の四第四項第二号の改正規定

ロ　第五条中相続税法第三十六条第三項の改正規定及び同法第五十条第二項第二号の改正規定

ハ　第九条中国税通則法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十八条の改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十四条の二第五項の改正規定並びに附則第二十条第二項及び第七十九条（地価税法第三十一条第二項第二号の改正規定に限る。）の規定

ニ　第十一条中租税特別措置法第二十八条の三第九項第二号の改正規定、同法第三十条の二第七項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第十項第二号の改正規定、同法第三十三条の五第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の三第三項第二号の改正規定、同法第四十一条の五第十六項第二号の改正規定、同法第四十一条の十九の四第十六項第二号の改正規定（「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める部分に限る。）及び同法第六十九条の三の改正規定

ホ　第十四条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九条の改正規定

ヘ　第十七条中内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第六条第六項の改正規定及び附則第七十二条第二項の規定

七　第二条中法人税法別表第三に次のように加える改正規定　労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日

八　第五条中相続税法第五十八条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第十八条及び第八十六条（地方自治法別表第一の改正規定に限る。）の規定　令和六年三月一日又は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

九　次に掲げる規定　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第　　号）の施行の日

イ　第十一条中租税特別措置法第十一条の三の次に一条を加える改正規定及び同法第四十四条の三の次に一条を加える改正規定

ロ　第十二条中令和二年改正前租税特別措置法第四十四条の三の次に一条を加える改正規定、令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十五及び第六十八条の二十六の改正規定、令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の四十第一項の改正規定（「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」を加える部分を除く。）及び令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の四十二第一項第二号の改正規定（「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」を加える部分を除く。）並びに附則第八十条の規定

十一　次に掲げる規定　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号。以下「基盤強化法等改正法」という。）の施行の日

イ　第十一条中租税特別措置法第二十四条の二第一項第二号の改正規定、同法第三十三条の四第一項第一号の改正規定、同法第三十四条の二第一項第七号の改正規定、同法第三十四条の三第二項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第一項の改正規定、同法第六十一条の二第三項第一号の改正規定、同法第六十五条の三第一項第七号の改正規定、同法第六十五条の四第一項第二十五号の改正規定、同法第六十五条の五第一項第二号の改正規定、同法第七十条の四の二の改正規定、同法第七十条の六の改正規定、同法第七十条の六の二の改正規定、同法第七十条の六の三の改正規定及び同法第七十七条（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第三十条、第三十二条第二項から第八項まで、第四十六条、第四十七条第二項から第八項まで、第五十一条第六項から第十五項まで並びに第五十二条第一項及び第二項の規定

ロ　第十八条中東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二の二第一項各号の改正規定及び同法第四十条の二の二第一項の改正規定並びに附則第七十五条第四項及び第七十六条の規定

（納税地の特例に関する経過措置）

第二条　令和五年一月一日前の第一条の規定による改正前の所得税法（以下「旧所得税法」という。）第十六条第一項、第二項又は第五項の規定による所得税の納税地の変更に係る同条の規定の適用については、なお従前の例による。

（納税地の異動の届出に関する経過措置）

第三条　令和五年一月一日前の所得税の納税地の異動に係る旧所得税法第二十条の規定の適用については、なお従前の例による。

（国庫補助金等の総収入金額不算入に関する経過措置）

第四条　第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）第四十二条第一項の規定は、個人がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付を受ける同項に規定する国庫補助金等について適用し、個人が施行日前に交付を受けた旧所得税法第四十二条第一項に規定する国庫補助金等については、なお従前の例による。

（家事関連費等の必要経費不算入等に関する経過措置）

第五条　新所得税法第四十五条第三項の規定は、令和五年分以後の所得税について適用する。

（完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例に関する経過措置）

第六条　新所得税法第百七十七条第一項の規定は、同項の内国法人が令和五年十月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用する。

2　新所得税法第百七十七条第二項の規定は、同項の内国法人が令和五年十月一日以後に支払を受けるべき同項に規定する配当等について適用する。

（給与所得者の源泉徴収に関する申告書の提出時期等の特例に関する経過措置）

第七条　新所得税法第百九十八条第五項の規定は、令和四年十月一日以後に提出する所得税法第百九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した当該給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

（源泉徴収義務に関する経過措置）

第八条　新所得税法第二百十二条第三項の規定は、内国法人に対し令和五年十月一日以後に支払うべき同項に規定する利子等、配当等、給付補塡金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について適用し、内国法人に対し同日前に支払うべき旧所得税法第二百十二条第三項に規定する利子等、配当等、給付補塡金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金については、なお従前の例による。

（還付金等の益金不算入等に関する経過措置）

第九条　第二条の規定による改正後の法人税法（以下「新法人税法」という。）第二十六条第四項の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等に関する経過措置）

第十条　新法人税法第四十二条第一項及び第五項の規定は、法人（人格のない社団等を含む。以下附則第十六条までにおいて同じ。）が施行日以後に交付を受ける新法人税法第四十二条第一項に規定する国庫補助金等に係る同項又は同条第五項に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に交付を受けた第二条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第四十二条第一項に規定する国庫補助金等に係る同項又は同条第五項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

2　新法人税法第四十五条第一項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に交付を受けるこれらの規定の金銭又は資材に係るこれらの規定に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に交付を受けた旧法人税法第四十五条第一項又は第五項の金銭又は資材に係るこれらの規定に規定する固定資産については、なお従前の例による。

3　新法人税法第四十六条第一項の規定は、協同組合等が施行日以後に同項の賦課に基づいて納付される金額に係る同項に規定する固定資産について適用し、協同組合等が施行日前に旧法人税法第四十六条第一項の賦課に基づいて納付された金額に係る同項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

4　新法人税法第四十七条第一項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に支払を受ける同条第一項に規定する保険金等に係る同項に規定する代替資産若しくは損壊資産等又は同条第五項に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に支払を受けた旧法人税法第四十七条第一項に規定する保険金等に係る同項に規定する代替資産若しくは損壊をした所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産又は同条第五項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

（不正行為等に係る費用等に関する経過措置）

第十一条　新法人税法第五十五条第三項の規定は、法人の令和五年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（外国税額の控除に関する経過措置）

第十二条　新法人税法第六十九条の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（欠損金の繰戻しによる還付に関する経過措置）

第十三条　新法人税法第八十条の規定は、内国法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等に関する経過措置）

第十四条　新法人税法第百四十四条の四第七項の規定は、外国法人の令和五年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（第三条の規定による改正に伴う国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等に関する経過措置）

第十五条　第三条の規定による改正後の令和二年改正前法人税法（以下「新令和二年改正前法人税法」という。）第四十二条第一項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に交付を受ける同条第一項に規定する国庫補助金等に係る同項又は同条第五項に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に交付を受けた第三条の規定による改正前の令和二年改正前法人税法（以下「旧令和二年改正前法人税法」という。）第四十二条第一項に規定する国庫補助金等に係る同項又は同条第五項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

2　新令和二年改正前法人税法第四十五条第一項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に交付を受けるこれらの規定の金銭又は資材に係るこれらの規定に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に交付を受けた旧令和二年改正前法人税法第四十五条第一項又は第五項の金銭又は資材に係るこれらの規定に規定する固定資産については、なお従前の例による。

3　新令和二年改正前法人税法第四十六条第一項の規定は、協同組合等が施行日以後に同項の賦課に基づいて納付される金額に係る同項に規定する固定資産について適用し、協同組合等が施行日前に旧令和二年改正前法人税法第四十六条第一項の賦課に基づいて納付された金額に係る同項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

4　新令和二年改正前法人税法第四十七条第一項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に支払を受ける同条第一項に規定する保険金等に係る同項に規定する代替資産若しくは損壊資産等又は同条第五項に規定する固定資産について適用し、法人が施行日前に支払を受けた旧令和二年改正前法人税法第四十七条第一項に規定する保険金等に係る同項に規定する代替資産若しくは損壊をした所有固定資産若しくは代替資産となるべき資産又は同条第五項に規定する固定資産については、なお従前の例による。

（第三条の規定による改正に伴う不正行為等に係る費用等に関する経過措置）

第十六条　新令和二年改正前法人税法第五十五条第三項の規定は、法人の令和五年一月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（地方法人税法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　第四条の規定による改正後の地方法人税法第十二条の規定は、法人（人格のない社団等を含む。）の施行日以後に開始する課税事業年度の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

（相続税法の一部改正に伴う経過措置）

第十八条　第五条の規定による改正後の相続税法第五十八条第一項の規定は、附則第一条第八号に定める日以後に法務大臣が同項に規定する届書等情報の提供を受ける場合について適用し、同日前に第五条の規定による改正前の相続税法第五十八条第一項の市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者が同項の死亡又は失踪に関する届書を受理した場合については、なお従前の例による。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第十九条　第七条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第八条第一項から第四項まで、第六項及び第八項の規定は、令和五年四月一日以後に行われる課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に行われた課税資産の譲渡等については、なお従前の例による。

2　新消費税法第二十一条第一項及び第二項の規定は、令和五年一月一日以後の同条第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の変更について適用し、同日前の第七条の規定による改正前の消費税法（次項において「旧消費税法」という。）第二十一条第一項から第三項までの規定によるこれらの規定に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の変更については、なお従前の例による。

3　新消費税法第二十五条の規定は、令和五年一月一日以後の同条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動について適用し、同日前の旧消費税法第二十五条に規定する資産の譲渡等及び特定仕入れに係る消費税の納税地の異動については、なお従前の例による。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　第九条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第十九条第四項及び第二十三条第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に課税期間が終了する国税（課税期間のない国税については、同日後にその納税義務が成立する当該国税）に係る新国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書又は新国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書について適用し、同日前に課税期間が終了した国税（課税期間のない国税については、同日以前にその納税義務が成立した当該国税）に係る第九条の規定による改正前の国税通則法（以下この項において「旧国税通則法」という。）第十九条第三項に規定する修正申告書又は旧国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2　新国税通則法第六十五条第四項及び第六十六条第四項の規定は、令和六年一月一日以後に法定申告期限（国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。）が到来する国税について適用する。

（令和二年改正前国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第二十一条　第十条の規定による改正後の令和二年改正前国税通則法（以下この条において「新令和二年改正前国税通則法」という。）第十九条第四項及び第二十三条第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に課税期間が終了する国税に係る新令和二年改正前国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書又は新令和二年改正前国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書について適用し、同日前に課税期間が終了した国税に係る第十条の規定による改正前の令和二年改正前国税通則法（以下この条において「旧令和二年改正前国税通則法」という。）第十九条第三項に規定する修正申告書又は旧令和二年改正前国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則）

第二十二条　別段の定めがあるものを除き、第十一条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新租税特別措置法」という。）第二章の規定は、令和四年分以後の所得税について適用し、令和三年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（上場株式等に係る配当所得等の課税の特例に関する経過措置）

第二十三条　新租税特別措置法第八条の四第一項の規定は、同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が令和五年十月一日以後に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等について適用し、第十一条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第八条の四第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が同日前に支払を受けるべき同項第一号に掲げる配当等については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第八条の四第九項から第十四項までの規定は、同条第九項の内国法人が令和五年十月一日以後に支払うべき同項の配当等について適用する。

（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十四条　新租税特別措置法第十条の四の二第一項及び第三項の規定は、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けた個人が施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同月三十一日以後に旧租税特別措置法第十条の四の二第一項又は第三項に規定する認定を受けた個人が施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び同月三十一日前に同項又は同条第三項に規定する認定を受けた個人が取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十五条　新租税特別措置法第十条の五の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十六条　新租税特別措置法第十条の五の四の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十七条　新租税特別措置法第十条の五の五第三項の規定は、個人が施行日以後に事業の用に供する同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、個人が施行日前に事業の用に供した旧租税特別措置法第十条の五の五第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

（個人の減価償却に関する経過措置）

第二十八条　新租税特別措置法第十二条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十二条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新租税特別措置法第十二条第一項の表（次項において「新表」という。）の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「個人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「個人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く。」とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている個人が当該事業の用に供した場合に限る。」とする。

一　施行日の前日において沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号。以下「沖振法等改正法」という。）附則第五条第一項に規定する産業高度化・事業革新促進計画に定められている沖振法等改正法第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。以下「旧沖振法」という。）第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域（以下「旧産業高度化・事業革新促進地域」という。）の区域　施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに沖振法等改正法第一条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（以下「新沖振法」という。）第三十五条第四項の規定による同条第一項に規定する産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの期間（以下「経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間」という。）

二　施行日の前日において沖振法等改正法附則第六条第一項に規定する旧提出国際物流拠点産業集積計画に定められている沖縄振興特別措置法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域（以下「旧国際物流拠点産業集積地域」という。）の区域　施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに新沖振法第四十一条第四項の規定による同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの期間（以下「経過旧国際物流拠点産業集積計画期間」という。）

3　施行日の前日において沖振法等改正法附則第七条第一項に規定する旧認定経済金融活性化計画に定められている沖縄振興特別措置法第五十五条の二第二項第二号に規定する特定経済金融活性化産業（以下「旧特定経済金融活性化産業」という。）に属する事業は、施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに新沖振法第五十五条の二第四項の規定による同条第一項に規定する経済金融活性化計画の認定があった場合には、その認定があった日の前日）までの期間（以下「経過旧経済金融活性化計画期間」という。）においては、新表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして、新租税特別措置法第十二条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「個人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「個人」と、「当該各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産」とする。

4　個人が令和四年以前の各年において旧租税特別措置法第十三条第一項の障害者を雇用しており、かつ、同項各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合における同項に規定する十二月三十一日において有する同項に規定する特定機械装置については、なお従前の例による。

5　新租税特別措置法第十五条第一項の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

（個人の特定災害防止準備金に関する経過措置）

第二十九条　旧租税特別措置法第二十条第一項に規定する個人の令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　令和四年十二月三十一日（以下この項において「基準日」という。）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項又は第十五条第一項の許可（以下この項において「設置許可」という。）を受けている個人（基準日後に他の者から旧租税特別措置法第二十条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場（当該他の者が法人又は所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が当該他の者の施行日の前日を含む事業年度終了の日以前であるもの）に、当該他の者が個人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が基準日以前であるものに、それぞれ限る。）の移転を受ける個人を含む。）の令和五年以後の各年分の事業所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第二十条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和四年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該年分が、令和七年分であるときは百分の五十とし、令和八年分であるときは百分の四十とし、令和九年分であるときは百分の三十とし、令和十年分であるときは百分の二十とし、令和十一年分であるときは百分の十とする。）」と、同条第三項第四号中「相続人」とあるのは「相続人（所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第二十九条第二項に規定する個人であるものに限る。第六項及び第七項において同じ。）」とする。

（個人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置）

第三十条　新租税特別措置法第二十四条の二第一項に規定する認定農業者等に該当する個人で基盤強化法等改正法附則第十一条第二項に規定する協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものは、基盤強化法等改正法附則第五条第一項に規定する

二年を経過する日までの間は、新租税特別措置法第二十四条の二第一項に規定する財務省令で定めるものとみなして、同条の規定を適用する。

（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例に関する経過措置）

第三十一条　新租税特別措置法第二十八条の二第一項の規定は、同項に規定する中小事業者が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第二十八条の二第一項に規定する中小事業者が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置）

第三十二条　新租税特別措置法第三十三条第二項（新租税特別措置法第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、個人が施行日以後にされる収用等（新租税特別措置法第三十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する収用等をいう。）に係る新租税特別措置法第三十三条第二項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2　新租税特別措置法第三十四条第二項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、個人の有する同条第一項に規定する土地等が附則第一条第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、個人の有する旧租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

3　附則第一条第十一号に定める日以後に、旧租税特別措置法第三十四条第二項第七号に規定する農用地で基盤強化法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する農用地利用規程に係る基盤強化法等改正法第一条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「旧基盤強化法」という。）第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第二十三条の二第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（旧租税特別措置法第三十四条第二項第七号に規定する農地中間管理機構に限る。）に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第三十四条第二項第七号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第三十四条の二の規定の適用については、同条第二項第二十五号中「場合」とあるのは、「場合（所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第三十二条第三項の規定によりみなして適用する前条第二項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」とする。

5　新租税特別措置法第三十四条の二第二項（第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、個人の有する同条第一項に規定する土地等が附則第一条第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、個人の有する旧租税特別措置法第三十四条の二第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6　附則第一条第十一号に定める日以後に、旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号に規定する農用地で同号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第十六条第二項の協議に基づき、同項の農地中間管理機構（同号に規定する農地中間管理機構に限る。）に買い取られる場合（新租税特別措置法第三十四条第二項第七号（第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

7　新租税特別措置法第三十四条の三第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、個人が附則第一条第十一号に定める日以後に行う新租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が同日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

8　附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第二号に規定する土地等を基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合（新租税特別措置法第三十四条第二項第七号（第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第三十四条の二第二項第二十五号（第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除く。）には、当該譲渡した場合を新租税特別措置法第三十四条の三第二項第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

9　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第三号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

10　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第七号に規定する土地の譲渡については、なお従前の例による。

11　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十四条の三第二項第九号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

12　個人が施行日前に行った旧租税特別措置法第三十七条の六第一項第二号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡については、なお従前の例による。

13　個人が旧租税特別措置法第三十七条の九第一項に規定する取得をした日の属する年の十二月三十一日後十年以内に行った同項に規定する事業用土地等の同項に規定する譲渡については、なお従前の例による。

（債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例に関する経過措置）

第三十三条　新租税特別措置法第四十条の三の二第一項の規定は、同項の個人が施行日以後に行う同項の贈与について適用し、旧租税特別措置法第四十条の三の二第一項の個人が施行日前に行った同項の贈与については、なお従前の例による。

（住宅借入金等を有する場合の特別税額控除に関する経過措置）

第三十四条　新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二まで（新租税特別措置法第四十一条第六項、第十三項及び第十六項に係る部分を除く。）の規定は、個人が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

2　施行日から住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新租税特別措置法第四十一条第十項及び第十九項の規定の適用については、同条第十項第一号及び第十九項第一号中「第十一条第一項」とあるのは、「第十条第二号」とする。

3　新租税特別措置法第四十一条の二の三第一項に規定する債権者のうち同条第二項に規定する十月三十一日に同項の調書を提出することが困難である旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を令和六年一月三十一日までに同項に規定する所轄税務署長に提出したものは、その者が当該税務署長にその困難である事情が解消した旨その他の財務省令で定める事項を記載した届出書を提出する日までの間は、同条の規定にかかわらず、同項の規定による調書の提出を要しない。

（既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十五条　新租税特別措置法第四十一条の十九の二の規定は、個人が令和四年一月一日以後に同条第一項に規定する住宅耐震改修をする場合について適用し、個人が同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十九の二第一項に規定する住宅耐震改修をした場合については、なお従前の例による。

（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十六条　新租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項から第六項までの規定は、同条第一項に規定する特定個人又は個人が、当該特定個人又は個人の所有する同項に規定する居住用の家屋について同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等、同条第二項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第三項に規定する対象多世帯同居改修工事等又は同条第四項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を令和四年一月一日以後に当該特定個人又は個人の居住の用に供した場合について適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十九の三第一項に規定する特定個人又は個人が、当該特定個人又は個人の所有する同項に規定する居住用の家屋について同項の高齢者等居住改修工事等、同条第三項に規定する対象一般断熱改修工事等、同条第五項の多世帯同居改修工事等又は同条第六項に規定する対象住宅耐震改修若しくは対象耐久性向上改修工事等をして、当該居住用の家屋を同日前に当該特定個人又は個人の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置）

第三十七条　新租税特別措置法第四十一条の十九の四の規定は、個人が、認定住宅等（同条第一項に規定する認定住宅等をいう。以下この条において同じ。）の新築又は認定住宅等で建築後使用されたことのないものの同項に規定する取得をして、当該認定住宅等を令和四年一月一日以後にその者の居住の用に供する場合について適用し、個人が、認定住宅（旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する認定住宅をいう。以下この条において同じ。）の新築又は認定住宅で建築後使用されたことのないものの旧租税特別措置法第四十一条の十九の四第一項に規定する取得をして、当該認定住宅を同日前にその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例に関する経過措置）

第三十八条　旧租税特別措置法第四十一条の二十三第一項の非居住者の同項に規定する国内源泉所得及び同条第三項の外国法人の同項に規定する使用料については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第三十九条　別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第三章の規定は、法人（租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第四十七条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四十条　新租税特別措置法第四十二条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新租税特別措置法第四十二条の九第一項の表（次項及び第四項において「新表」という。）の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「供したとき」とあるのは「供したとき（同表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人が当該事業の用に供した場合に限る。）」とする。

一　施行日の前日において沖振法等改正法附則第三条第一項に規定する旧提出観光地形成促進計画に定められている沖縄振興特別措置法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域（以下「旧観光地形成促進地域」という。）の区域　施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに新沖振法第六条第四項の規定による同条第一項に規定する観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの期間（以下「経過旧観光地形成促進計画期間」という。）

二　施行日の前日において沖振法等改正法附則第四条第一項に規定する旧提出情報通信産業振興計画に定められている沖縄振興特別措置法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域（以下「旧情報通信産業振興地域」という。）の区域　施行日から施行日以後六月を経過する日（その日までに新沖振法第二十八条第四項の規定による同条第一項に規定する情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの期間（以下「経過旧情報通信産業振興計画期間」という。）

三　旧産業高度化・事業革新促進地域の区域　経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

四　旧国際物流拠点産業集積地域の区域　経過
旧国際物流拠点産業集積計画期間
3　旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして、新租税特別措置法第四十二条の九（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。
4　新租税特別措置法第四十二条の九第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（新表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当することとなった日以後に終了する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に限る。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度（施行日以後に終了する事業年度（適用年度を除く。）を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。
（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）
第四十一条　新租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けた法人が施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同月三十一日以後に旧租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項又は第二項に規定する認定を受けた法人が施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。
（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）
第四十二条　新租税特別措置法第四十二条の十二の六第二項の規定は、法人が施行日以後に事業の用に供する同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、法人が施行日前に事業の用に供した旧租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。
（法人の減価償却に関する経過措置）
第四十三条　新租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。
2　次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新租税特別措置法第四十五条第一項の表（次項において「新表」という。）の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く。」とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人が当該事業の用に供した場合に限る。）」とする。
一　旧産業高度化・事業革新促進地域の区域　経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間
二　旧国際物流拠点産業集積地域の区域　経過旧国際物流拠点産業集積計画期間
3　旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして、新租税特別措置法第四十五条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。
4　新租税特別措置法第四十六条の二第二項の規定の適用については、法人が同項の適格合併により第十二条の規定による改正後の令和二年改正前租税特別措置法（以下「新令和二年改正前租税特別措置法」という。）第六十八条の三十四第一項の規定の適用を受けている同項に規定する輸出事業用資産の移転を受けた場合には、当該輸出事業用資産は、新租税特別措置法第四十六条の二第一項の規定の適用を受けている同項に規定する輸出事業用資産とみなす。この場合において、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する供用期間を新租税特別措置法第四十六条の二第二項の供用期間とみなす。
5　新租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。
（法人の特定災害防止準備金に関する経過措置）
第四十四条　施行日の前日を含む事業年度終了の日（以下この条において「基準日」という。）において廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項又は第十五条第一項の許可（以下この条において「設置許可」という。）を受けている法人（基準日後に他の者から旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する特定廃棄物最終処分場（当該他の者が法人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が当該他の者の基準日以前であるものに、当該他の者が個人である場合には当該特定廃棄物最終処分場に係る設置許可を受けた日が令和四年十二月三十一日以前であるものに、それぞれ限る。）の移転を受ける法人を含む。）の施行日以後に開始する各事業年度の所得の金額の計算については、旧租税特別措置法第五十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「令和四年三月三十一日」とあるのは「令和十一年三月三十一日」と、「第七項」とあるのは「第六項」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該事業年度が、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは

百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。」と、同条第三項中「、適格分割又は適格現物出資」とあるのは「（合併法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第四十四条に規定する法人であるものに限る。第八項において同じ。）、適格分割（分割承継法人が同条に規定する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）又は適格現物出資（被現物出資法人が同法附則第四十四条に規定する法人であるものに限る。以下この条において同じ。）」と、同条第五項中「前条第六項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）第十一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五条の二第六項」と、同条第六項中「百分の六十」とあるのは「百分の六十（当該事業年度が、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の五十とし、同年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の四十とし、同年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の三十とし、同年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の二十とし、同年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度であるときは百分の十とする。）」と、同条第十三項中「第六項」とあるのは「第五項」と、「第七項」とあるのは「第六項」とする。

（沖縄の認定法人の課税の特例に関する経過措置）

第四十五条　新租税特別措置法第六十条の規定は、内国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、内国法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　内国法人で次に掲げる法人に該当するもの（当該内国法人が通算法人（租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人をいう。以下この項及び次項において同じ。）である場合には、他の通算法人のいずれかが次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人を含む。）の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「（当該各号の上欄に規定する提出の日」とあるのは「のうち計画提出等（経過措置内国法人（所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第四十五条第二項各号に掲げる法人に該当する内国法人をいう。以下この項において同じ。）以外の内国法人にあつては同表の各号の上欄に規定する提出をいい、同表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する経過措置内国法人にあつては沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）による改正前の沖縄振興特別措置法（以下この項において「平成二十六年旧沖振法」という。）第二十九条第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する経過措置内国法人にあつては沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下この項において「旧沖振法」という。）第四十一条第五項の規定による提出（平成二十六年旧沖振法第四十二条第一項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された区域内に本店又は主たる事務所を有する経過措置内国法人にあつては、その指定）をいう。）の日」と、「有するものに限る。」とあるのは「有するもの（と、同項の表の第一号の上欄中「限る。」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。）」と、同号の中欄中「同法第二十九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第二十九条第一項」と、「の区域」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定情報通信事業」とあるのは「認定特定情報通信事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業）」と、同表の第二号の上欄中「限る。）」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。）」と、同号の中欄中「同法第四十二条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第四十二条第一項」と、「の区域」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている同号に規定する国際物流拠点産業集積地域）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定国際物流拠点事業」とあるのは「認定特定国際物流拠点事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業）」とする。

一　経過旧情報通信産業振興計画期間の末日以前に設立された法人で旧情報通信産業特別地区（施行日の前日において沖振法等改正法附則第四条第一項に規定する旧提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区をいう。以下同じ。）の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

二　経過旧国際物流拠点産業集積計画期間の末日以前に設立された法人で旧国際物流拠点産業集積地域の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

3　内国法人で旧認定法人（沖振法等改正法附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人をいう。以下この項において同じ。）に該当するもの（当該内国法人が通算法人である場合には、他の通算法人のいずれかが旧認定法人に該当する場合における当該内国法人を含む。）の施行日以後に終了する事業年度における新租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第二項中「限る。）」とあるのは「限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第四十五条第三項に規定する旧認定法人」と、「、同法」とあるのは「、沖縄振興特別措置法」とする。

（法人の農業経営基盤強化準備金に関する経過措置）

第四十六条　新租税特別措置法第六十一条の二第一項に規定する認定農地所有適格法人に該当する法人で基盤強化法等改正法附則第十一条第二項に規定する協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされたものは、基盤強化法等改正法附則第五条第一項に規定する二年を経過する日までの間は、新租税特別措置法第六十一条の二第一項に規定する財務省令で定めるものとみなして、同条の規定を適用する。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第四十七条　新租税特別措置法第六十四条第三項（同条第十項（新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）及び新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、法人が施行日以後にされる収用等（新租税特別措置法第六十四条第一項（新租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する収用等をいう。）に係る新租税特別措置法第六十四条第三項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2　新租税特別措置法第六十五条の三第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、法人の有する同項に規定する土地等が附則第一条第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

3　附則第一条第十一号に定める日以後に、旧租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号に規定する農用地で基盤強化法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する農用地利用規程に係る旧基盤強化法第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第二十三条の二第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（同号に規定する農地中間管理機構に限る。）に買い取られる場合には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

4　前項の規定の適用がある場合における新租税特別措置法第六十五条の四の規定の適用については、同条第一項第二十五号中「場合」とあるのは、「場合（所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第四十七条第三項の規定によりみなして適用する前条第一項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」とする。

5　新租税特別措置法第六十五条の四第一項（第二十五号に係る部分に限る。）の規定は、法人の有する同項に規定する土地等が附則第一条第十一号に定める日以後に買い取られる場合について適用し、法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が同日前に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6　附則第一条第十一号に定める日以後に、旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十五号に規定する農用地で同号に規定する農用地区域として定められている区域内にあるものが、基盤強化法等改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧基盤強化法第十六条第二項の協議に基づき、同項の農地中間管理機構（同号に規定する農地中間管理機構に限る。）に買い取られる場合（新租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号（第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、当該買い取られる場合を新租税特別措置法第六十五条の四第一項第二十五号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

7　新租税特別措置法第六十五条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する農地所有適格法人が附則第一条第十一号に定める日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が同日前に行った同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

8　附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第六十五条の五第一項第二号に規定する土地等を基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより譲渡した場合（新租税特別措置法第六十五条の三第一項第七号（第三項の規定によりみなして適用する場合を含む。）又は第六十五条の四第一項第二十五号（第六項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除く。）には、当該譲渡した場合を新租税特別措置法第六十五条の五第一項第二号に掲げる場合に該当するものとみなして、同条の規定を適用する。

9　旧租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が施行日前に行った同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

10　旧租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が施行日前に行った同項第四号に規定する土地の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

11　法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の十第一項第二号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

12　法人が旧租税特別措置法第六十六条の二第一項に規定する取得の日を含む事業年度終了の日後十年以内に行った同項に規定する他の土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第四十八条　新租税特別措置法第六十七条の五第一項（同項の通算法人に係る部分を除く。）の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例に関する経過措置）

第四十九条　旧租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項の外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度の同項に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

（農業協同組合等の合併に係る課税の特例に関する経過措置）

第五十条　新租税特別措置法第六十八条の二の規定は、施行日以後に行われる同条各号に掲げる合併について適用し、施行日前に行われた旧租税特別措置法第六十八条の二各号に掲げる合併については、なお従前の例による。

（相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第五十一条　新租税特別措置法第七十条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する特定受贈者が令和四年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条及び附則第七十五条において同じ。）により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2　令和四年一月一日から同年三月三十一日までの間に贈与により新租税特別措置法第七十条の

二第二項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。

3　次に掲げる者が、令和四年一月一日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

二　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

三　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

四　旧租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する特定受贈者

4　新租税特別措置法第七十条の三の規定は、同条第三項第一号に規定する特定受贈者が令和四年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧租税特別措置法第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

5　令和四年一月一日から同年三月三十一日までの間に贈与により新租税特別措置法第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする場合における同項第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。

6　新租税特別措置法第七十条の四の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に贈与により取得をする新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした旧租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

7　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者とみなして、同条第八項から第十四項までの規定を適用する。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

二　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

三　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

四　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

五　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

六　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）附則第三十二条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十八条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百二十七条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十二　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百十八条第六項又は第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十三　令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

十四　旧租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する受贈者

8　前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の四第八項から第十四項までの規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の四第八項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられた場合については、なお従前の例による。

9　新租税特別措置法第七十条の四の二第一項及び第二項の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けが行われる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七

十条の四の二第一項に規定する特定貸付けが行われた場合については、なお従前の例による。

10　附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第七十条の四第八項若しくは第十一項又は第七十条の四の二第一項の農地又は採草放牧地の全部又は一部が基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合には、新租税特別措置法第七十条の四第八項若しくは第十一項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、若しくは借り受けられたもの又は新租税特別措置法第七十条の四の二第一項に規定する特定貸付けが行われたものとみなして、新租税特別措置法第七十条の四第八項から第十四項まで、第七十条の四の二又は第七十条の六の三の規定を適用する。

11　新租税特別措置法第七十条の六の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得をする新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得をした旧租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する特例農地等に係る相続税については、なお従前の例による。

12　次に掲げる者は、新租税特別措置法第七十条の六第一項に規定する農業相続人とみなして、同条第十項から第十七項までの規定を適用する。

一　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

二　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

三　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

四　所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第百二十三条第十一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

五　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第五十五条第十七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

六　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第六十六条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）附則第百二十八条第七項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第七十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第百二十七条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第百十八条第十一項から第十三項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

十　令和二年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

十一　旧租税特別措置法第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けている同項に規定する農業相続人

13　前項の規定により適用する新租税特別措置法第七十条の六第十項から第十七項までの規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十条の六第十項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の六第十項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられた場合については、なお従前の例による。

14　新租税特別措置法第七十条の六の二第一項の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に同項に規定する特定貸付けが行われる場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十条の六の二第一項に規定する特定貸付けが行われた場合については、なお従前の例による。

15　附則第一条第十一号に定める日以後に旧租税特別措置法第七十条の六第十項若しくは第十三項又は第七十条の六の二第一項の農地又は採草放牧地の全部又は一部が基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合には、新租税特別措置法第七十条の六第十項若しくは第十三項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、若しくは借り受けられたもの又は新租税特別措置法第七十条の六の二第一項に規定する特定貸付けが行われたものとみなして、新租税特別措置法第七十条の六の二第一項から第十七項まで、第七十条の六の二又は第七十条の六の三の規定を適用する。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第五十二条　新租税特別措置法第七十七条の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に新租税特別措置法第七十七条に規定する者が同条に規定する土地を取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、同日前に旧租税特別措置法第七十七条に規定する者が同条に規定する土地を取得した場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2　附則第一条第十一号に定める日以後に基盤強化法等改正法附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に係る旧基盤強化法第四条第三項第一号に規定する利用権設定等促進事業により旧租税特別措置法第七十七条に規定する土地の取得をする場合には、新租税特別措置法第七十七条に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより同条に規定する土地の取得をしたものとみなして、同条の規定を適

用する。

3　施行日から令和五年三月三十一日までの間に新租税特別措置法第八十一条第一項の認定を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「千分の十三」とあるのは、「千分の十」とする。

（輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税に関する経過措置）

第五十三条　新租税特別措置法第八十七条の六第一項から第四項まで及び第七項の規定は、令和五年四月一日以後に、同項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者（租税特別措置法第二条第四項第二号に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）が、新租税特別措置法第八十七条の六第一項に規定する免税購入対象者に対し、同項に規定する酒類で輸出するため同項に規定する方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出する酒類について適用し、同日前に、旧租税特別措置法第八十七条の六第七項に規定する輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が、同条第一項に規定する非居住者に対し、同項に規定する酒類で輸出するため同項に規定する方法により購入されるものを販売するため、当該酒類を当該輸出酒類販売場から移出した酒類については、なお従前の例による。

（航空機燃料税の特例に関する経過措置）

第五十四条　施行日前に課した、又は課すべきであった航空機燃料税については、なお従前の例による。

2　新租税特別措置法第九十条の八に規定する航空機が施行日以後最初に航行する時（以下この項において「初回航行時」という。）において、当該航空機に旧租税特別措置法第九十条の八、第九十条の八の二第一項又は第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課され、又は課されるべき航空機燃料が現存する場合には、初回航行時に、当該航空機が初回航行時に現存する場所において、当該航空機燃料が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、初回航行時における当該航空機の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める法律の規定に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料が当該航空機に積み込まれたものとみなす。

一　新租税特別措置法第九十条の八の二第二項に規定する一般国内航空機である航空機　新租税特別措置法第九十条の八

二　新租税特別措置法第九十条の八の二第一項に規定する沖縄路線航空機である航空機　新租税特別措置法第九十条の八の二第一項

三　新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機　新租税特別措置法第九十条の九第一項

3　前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（第十二条の規定による改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則）

第五十五条　別段の定めがあるものを除き、新令和二年改正前租税特別措置法第三章の規定は、法人（令和二年改正前租税特別措置法第二条第二項第二号に規定する人格のない社団等を含む。以下附則第六十一条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結子法人（同項第十号の五に規定する連結子法人をいう。以下附則第六十九条までにおいて同じ。）の施行日以後に開始する連結事業年度（同項第十九号に規定する連結事業年度をいう。以下附則第六十八条までにおいて同じ。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人（同項第十号の四に規定する連結親法人をいう。以下附則第六十九条までにおいて同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（同項第十号の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下附則第六十九条までにおいて同じ。）にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十六条　新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした第十二条の規定による改正前の令和二年改正前租税特別措置法（以下「旧令和二年改正前租税特別措置法」という。）第四十二条の九第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表（次項及び第四項において「新表」という。）の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「供したとき」とあるのは「供したとき（同表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人が当該事業の用に供した場合に限る。）」とする。

一　旧観光地形成促進地域の区域　経過旧観光地形成促進計画期間

二　旧情報通信産業振興地域の区域　経過旧情報通信産業振興計画期間

三　旧産業高度化・事業革新促進地域の区域　経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

四　旧国際物流拠点産業集積地域の区域　経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

3　旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4　新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第二項の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度（新表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当することとなった日以後に終了する事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に限る。）分の法人税について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度（施行日以後に終了する事業年度（適用年度を除く。）を含む。）

分の法人税については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十七条　新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項及び第二項の規定は、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けた法人が施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、同月三十一日以後に旧令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十一の三第一項又は第二項に規定する認定を受けた法人が施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けた法人が取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第五十八条　新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十二の六第二項の規定は、法人が施行日以後に事業の用に供する同条第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、法人が施行日前に事業の用に供した旧令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の十二の六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う減価償却に関する経過措置）

第五十九条　新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表（次項において「新表」という。）の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、同条（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く。」とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人が当該事業の用に供した場合に限る。）」とする。

一　旧産業高度化・事業革新促進地域の区域　経過旧産業高度化・事業革新促進計画期間

二　旧国際物流拠点産業集積地域の区域　経過旧国際物流拠点産業集積計画期間

3　旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「法人で次の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「次の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4　新令和二年改正前租税特別措置法第四十八条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う沖縄の認定法人の課税の特例に関する経過措置）

第六十条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十条の規定は、内国法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、内国法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

2　内国法人で次に掲げる法人に該当するものの施行日以後に終了する事業年度における新令和二年改正前租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第一項中「（当該各号の上欄に規定する提出の日」とあるのは「のうち区域指定等（同表の第一号の上欄に掲げる法人に該当する内国法人にあつては沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）による改正前の沖縄振興特別措置法（以下この項において「平成二十六年旧沖振法」という。）第二十九条第一項の規定による指定をいい、同表の第二号の上欄に掲げる法人に該当する内国法人にあつては沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（以下この項において「旧沖振法」という。）第四十一条第五項の規定による提出（平成二十六年旧沖振法第四十二条第一項の規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された区域内に本店又は主たる事務所を有する内国法人にあつては、その指定）をいう。）の日」と、「有するもの」とあるのは「有するもの」と、同項の表の第一号の上欄中「限る。）」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）」と、同号の中欄中「同法第二十九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第二十九条第一項」と、「の区域」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定情報通信事業」とあるのは「認定特定情報通信事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業）」と、同表の第二号の上欄中「限る。）」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」とい

う。）」と、同号の中欄中「同法第四十二条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第四十二条第一項」と、「の区域」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている同号に規定する国際物流拠点産業集積地域）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定国際物流拠点事業」とあるのは「認定特定国際物流拠点事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業）」とする。

一　経過旧情報通信産業振興計画期間の末日以前に設立された法人で旧情報通信産業特別地区の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

二　経過旧国際物流拠点産業集積計画期間の末日以前に設立された法人で旧国際物流拠点産業集積地域の区域内に本店又は主たる事務所を有するもの

3　内国法人で旧認定法人（沖振法等改正法附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている法人をいう。）に該当するものの施行日以後に終了する事業年度における新令和二年改正前租税特別措置法第六十条の規定の適用については、同条第二項中「限る。）に」とあるのは「限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号）附則第六十条第三項に規定する旧認定法人に」と、「、同法」とあるのは「、沖縄振興特別措置法」とする。

（第十二条の規定による改正に伴う資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十一条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十四条第三項（同条第十項（新令和二年改正前租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）及び新令和二年改正前租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、法人が施行日以後にされる収用等（新令和二年改正前租税特別措置法第六十四条第一項（新令和二年改正前租税特別措置法第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する収用等をいう。）に係る新令和二年改正前租税特別措置法第六十四条第三項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2　旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が施行日前に行った同項第三号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の五第一項に規定する農地所有適格法人が施行日前に行った同項第四号に規定する土地の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4　法人が施行日前に行った旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の十第一項第二号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する経過措置）

第六十二条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十七条の五第一項の規定は、同項に規定する中小企業者等が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する少額減価償却資産について適用し、旧令和二年改正前租税特別措置法第六十七条の五第一項に規定する中小企業者等が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する少額減価償却資産については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う農業協同組合等の合併に係る課税の特例に関する経過措置）

第六十三条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二の規定は、施行日以後に行われる同条各号に掲げる合併について適用し、施行日前に行われた旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二各号に掲げる合併については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十四条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　附則第五十六条第二項各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第一号から第四号までの第二欄に掲げる区域とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「連結子法人で、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「連結子法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「第四十二条の九第一項の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「供したとき」とあるのは「供したとき（同表の第三号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている連結法人が当該事業の用に供した場合に限る。）」とする。

3　旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の第五号の第三欄に掲げる事業とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「連結子法人で、第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「連結子法人」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該

4　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十三第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に終了する連結事業年度（新令和二年改正前租税特別措置法第四十二条の九第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該

当することとなった日以後に終了する連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）に限る。）分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に終了した連結事業年度（施行日以後に終了する連結事業年度（適用年度を除く。）を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十五条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五第一項及び第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日以後に旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五第一項又は第二項に規定する認定を受けたものが施行日前に取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十六条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人の減価償却に関する経過措置）

第六十七条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する工業用機械等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七第一項に規定する工業用機械等については、なお従前の例による。

2　附則第五十九条第二項各号に掲げる区域は、当該各号に定める期間においては、それぞれ新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号又は第二号の第二欄に掲げる区域とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七（これらの号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「連結子法人で、第四十五条第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「連結子法人」と、「うち同項」とあるのは「うち第四十五条第一項」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「同項の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産」とする。

3　旧特定経済金融活性化産業に属する事業は、経過旧経済金融活性化計画期間においては、新令和二年改正前租税特別措置法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる事業とみなして、新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十七（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「連結子法人で、第四十五条第一項の表の各号の第一欄に掲げる事業者に該当するもの」とあるのは「連結子法人」と、「うち同項」とあるのは「うち第四十五条第一項」と、「当該各号の第二欄」とあるのは「同項の表の各号の第二欄」と、「減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」とする。

4　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の三十六第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同項に規定する倉庫用建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に事業の用に供した旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第一項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人の減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く。）」とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている連結法人が当該事業の用に供した場合に限る。）」とする。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人の減価償却資産のうち当該区域の振興に資するものとして政令で定めるもの」とあるのは「減価償却資産」と、「除く。）」とあるのは「除き、同表の第一号の第二欄に掲げる区域内において同号の第三欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号。以下この項において「沖振法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第一項に規定する産業高度化・事業革新措置実施計画につき沖振法等改正法附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている連結法人が当該事業の用に供した場合に限る。）」とする。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人の減価償却に関する経過措置）

第六十八条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六十九条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十一条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十二条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十三条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十四条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十五条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十六条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十七条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十八条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第七十九条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十一条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十二条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十三条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十四条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十五条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十六条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十七条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十八条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第八十九条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十一条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十二条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十三条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、同月三十一日前に同項又は同条第二項に規定する認定を受けたものが取得又は建設をした当該認定に係る同条第一項に規定する特定建物等については、なお従前の例による。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人が地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十四条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の十五の六の二第二項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、令和二年三月三十一日以後にこれらの規定に規定する認定を受けたものが施行日以後に取得又は建設をする当

規定により国際物流拠点産業集積地域として指定された区域内に本店又は主たる事務所を有する連結法人にあつては、その指定）をいう。）の日」と、「有するものに限る。）」とあるのは「有するもの」と、同項の表の第一号の上欄中「限る。）」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第四条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている連結法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。）」と、同号の中欄中「同法第二十九条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第二十九条第一項」と、「の区域」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている旧沖振法第二十八条第二項第三号に規定する情報通信産業特別地区）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定情報通信事業」とあるのは「認定特定情報通信事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第三十条第一項に規定する特定情報通信事業）」と、同表の第二号の上欄中「限る。）」とあるのは「限る。以下この号において「認定法人」という。）又は沖振法等改正法附則第六条第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている連結法人（認定法人を除く。以下この号において「旧認定法人」という。）」と、同号の中欄中「同法第四十二条第一項」とあるのは「沖縄振興特別措置法第四十二条第一項」と、「の区域」とあるのは「（旧認定法人にあつては、令和四年三月三十一日において旧沖振法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている同号に規定する国際物流拠点産業集積地域）の区域」と、同号の下欄中「同法」とあるのは「沖縄振興特別措置法」と、「認定特定国際物流拠点事業」とあるのは「認定特定国際物流拠点事業（旧認定法人にあつては、旧沖振法第四十四条第一項に規定する特定国際物流拠点事業）」とする。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、旧認定法人（沖振法等改正法附則第七条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項に規定する認定を受けている令和二年改正前租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。）に該当するものの施行日以後に終了する連結事業年度における新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の六十三の規定の適用については、同条第二項中「ものに限る。）」とあるのは「ものに限る。）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第　号）附則第六十八条第三項に規定する旧認定法人」と、「、同法」とあるのは「、沖縄振興特別措置法」とする。

（第十二条の規定による改正に伴う連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第六十九条　新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の七十第三項（同条第九項（新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）及び新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後にされる収用等（新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の七十第一項（新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）に規定する収用等をいう。）に係る新令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の七十第三項に規定する代替資産となるべき資産について適用する。

2　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の七十六第一項（旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の五第一項第三号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の七十六第一項（旧令和二年改正前租税特別措置法第六十五条の五第一項第四号に係る部分に限る。）に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧令和二年改正前租税特別措置法第六十八条の八十一第一項第二号に規定する交換分合による同項に規定する土地等の同項に規定する譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

（税理士法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条　施行日から令和五年三月三十一日までの間における第十三条の規定による改正後の税理士法（以下この条において「新税理士法」という。）第二条の三の規定の適用については、同条中「いう。第四十九条の二第二項第八号において同じ」とあるのは、「いう」とする。

2　新税理士法第四十七条の三及び第四十八条の規定は、令和五年四月一日以後の税理士法第四十五条又は第四十六条に規定する行為又は事実について適用する。

3　新税理士法第四十八条の二十第二項において準用する新税理士法第四十七条の三の規定は、令和五年四月一日以後の新税理士法第四十八条の二十第一項に規定する行為又は事実について適用する。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十一条　第十五条の規定による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第四項及び第十二項の規定は、法人（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第二条第五号に規定する人格のない社団等を含む。）の施行日以後に開始する事業年度（令和二年改正前法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人の令和二年改正前法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）の所得に対する法人税について適用する。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十二条　第十七条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「新国外送金等調書法」という。）第五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和五年分以後の同条第一項に規定する国外財産調書について適用し、令和四年分以前の第十七条の規定による改正前の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下この条において「旧国外送金等調書法」という。）第五条第一項に規定する国外財産調書については、なお従前の例による。

2　新国外送金等調書法第六条第六項（新国外送

金等調書法第六条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、新国外送金等調書法第五条第一項に規定する国外財産調書又は新国外送金等調書法第六条の二第一項に規定する財産債務調書が令和六年一月一日以後に提出される場合について適用し、旧国外送金等調書法第五条第一項に規定する国外財産調書又は旧国外送金等調書法第六条の二第一項に規定する財産債務調書が同日前に提出された場合については、なお従前の例による。

3　新国外送金等調書法第六条の二第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和五年分以後の同条第一項に規定する財産債務調書について適用し、令和四年分以前の旧国外送金等調書法第六条の二第一項に規定する財産債務調書については、なお従前の例による。

4　新国外送金等調書法第六条の二第三項及び第四項の規定は、令和五年分以後の同条第一項に規定する財産債務調書について適用する。

5　新国外送金等調書法第六条の三第二項において準用する新国外送金等調書法第六条第三項及び第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年分以後の所得税について適用し、令和四年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（東日本大震災によって被害を受けた法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例に関する経過措置）

第七十三条　第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新震災特例法」という。）第十二条の三の規定は、施行日以後に同条に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する債務処理の円滑化を図るために行われる資産の贈与について適用し、施行日前に第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第十二条の三に規定する債務処理に関する計画に基づき同条に規定する内国法人に資産を贈与した場合については、なお従前の例による。

（東日本大震災によって被害を受けた住宅被災者が住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例に関する経過措置）

第七十四条　新震災特例法第十三条の二第三項に係る部分を除く。）の規定は、同条第一項に規定する住宅被災者が令和四年一月一日以後に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する住宅被災者が同日前に同項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

（東日本大震災の被災者等に係る相続税及び贈与税の特例に関する経過措置）

第七十五条　新震災特例法第三十八条の二の規定は、同条第二項第一号に規定する被災受贈者が令和四年一月一日以後に贈与により取得をする同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税について適用し、旧震災特例法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が同日前に贈与により取得をした同項第五号に規定する住宅取得等資金に係る贈与税については、なお従前の例による。

2　令和四年一月一日から同年三月三十一日までの間に贈与により新震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金の取得をする場合における同項第一号の規定の適用については、同号ロ中「十八歳」とあるのは、「二十歳」とする。

3　次に掲げる者が、令和四年一月一日以後に贈与により取得をする新震災特例法第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金については、同条の規定は、適用しない。

一　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）第九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

二　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

三　旧震災特例法第三十八条の二第一項の規定の適用を受けた同条第二項第一号に規定する被災受贈者

4　新震災特例法第三十八条の二の二第一項の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に同項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられる場合について適用し、同日前に旧震災特例法第三十八条の二の二第一項に規定する農用地利用集積等促進計画の定めるところにより貸し付けられ、又は借り受けられた場合については、なお従前の例による。

（農用地利用集積等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の特例に関する経過措置）

第七十六条　新震災特例法第四十条の二の二第一項の規定は、附則第一条第十一号に定める日以後に同項に規定する農用地利用集積等促進計画が定められる場合について適用し、同日前に旧震災特例法第四十条の二の二第一項に規定する農用地利用集積等促進計画が定められた場合については、なお従前の例による。

（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十七条　第十九条の規定による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（次項において「新型コロナ特例法」という。）第四条（第一項に係る部分に限る。）の規定は、令和三年分以後の所得税について適用し、令和二年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2　施行日前に令和三年分又は令和四年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書を提出した者及び施行日前に令和三年分又は令和四年分の所得税につき同項第四十四号に規定する決定を受けた者は、当該確定申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につき施行日前に同項第三十九号に規定する修正申告書の提出又は同項第四十三号に規定する更正があった場合には、その申告又は更正後の事項）につき新新型コロナ特例法第四条第一項の規定の適用により異動を生ずることとなったときは、その異動を生ずることとなった事項について、施行日から起算して五年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項の更正の請求をすることができる。

（平成二十八年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七十八条　施行日前にされた所得税法等の一部

を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「平成二十八年改正法」という。）附則第四十四条第一項本文の規定によりその例によるものとされる第二十条の規定による改正前の平成二十八年改正法第五条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「五年旧消費税法」という。）第五十七条の二第二項の申請であって、この法律の施行の際、平成二十八年改正法附則第四十四条第三項前段の規定によりその例によるものとされる五年旧消費税法第五十七条の二第五項の登録の拒否の処分がされていないものについての処分については、なお従前の例による。

（地価税法の一部改正）

第七十九条　地価税法の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「受けようとする」を「受ける」に、「が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があった日後における」を「の」に改め、同条第二項中「受けようとする」を「受ける」に、「が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があった日後における」を「の」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十五条中「第十一条第一項から第三項までの規定に規定する書類の提出又は」を削る。

第三十一条第二項第二号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改める。

（令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に関する国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正）

第八十条　令和二年改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十六条の五第一項中「第六十八条の三十六」の下に「まで」を加える。

（国際観光旅客税法の一部改正）

第八十一条　国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「受けようとする」を「受ける」に、「が同法第十六条第三項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があった日後における」を「の」に改め、同条第二項中「受けようとする」を「受ける」に、「が同法第十六条第四項の規定により同項の書類を提出したときは、その提出があった日後における」を「の」に改め、「。次項において同じ。」を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第十二条中「第八条第一項から第三項までの規定に規定する書類の提出又は」を削る。

（国際観光旅客税法の一部改正に伴う経過措置）

第八十二条　前条の規定による改正後の国際観光旅客税法第八条第一項及び第二項の規定は、令和五年一月一日以後の同条第一項又は第二項の規定によるこれらの規定に規定する特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の変更について適用し、同日前の前条の規定による改正前の国際観光旅客税法第八条第一項から第三項までの規定によるこれらの規定に規定する特別徴収に係る国際観光旅客税の納税地の変更については、なお従前の例による。

（平成三十一年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十三条　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）」を「所得税法」に、「第三項」を「第四項」に、「納付する新所得税法」を「納付する同法」に改める。

附則第三条中「新所得税法」を「第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新所得税法」という。）」に改める。

（令和二年改正法の一部改正）

第八十四条　令和二年改正法の一部を次のように改正する。

附則第三十二条第五項中「新法人税法第六十九条第二十四項」を「法人税法第六十九条第二十六項」に改める。

附則第九十一条第一項中「同条本文」を「租税特別措置法第六十六条の十二第一項本文」に改め、同条第二項中「第二条第二項第二十八号」を「第二条第二項第二十九号」に、「新租税特別措置法第六十六条の十二各号」を「同法第六十六条の十二第一項各号」に改め、「限る」の下に「。以下この項及び第四項において「認定事業再編法人」という」を加え、「新租税特別措置法第四十六条の二」を「租税特別措置法第六十六条の十二ただし書」を「租税特別措置法第六十六条の十二第一項ただし書」に改め、「災害損失欠損金額」の下に「（当該認定事業再編法人が同法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人である場合には、法人税法第八十条第十三項の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額とされた金額）」を加え、「次項及び第四項」を「以下この条」に、「新租税特別措置法第六十六条の十二の」を「租税特別措置法第六十六条の十二第一項の」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　通算法人（租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する通算法人をいう。附則第百十七条において同じ。）である認定事業再編法人の特定設備廃棄等欠損金額は、同法第六十六条の十二第二項の規定の適用については、同項に規定する還付対象欠損金額とみなす。

附則第百十五条の三第一項中「同条第三項第六号に規定する給与等の支給額には同号に規定する前事業年度に該当する連結事業年度の連結所得（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第百二十四条までにおいて同じ。）の金額の計算上損金の額に算入された国内新規雇用者（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する国内新規雇用者をいう。）に対する給与等（四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する給与等をいう。以下この項において同じ。）の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号に規定する支給額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度（四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）の月数とが異なる場合には、その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額）を含むものとし、四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第八号」を「同条第三項第八号」に改め、「各事業年度に該当する連結事業年度の連結所得」の下に「（四年旧措置法第二条第二項第二十二号に規定する連結所得をいう。以下附則第百二十四条までにおいて同じ。）」を、「の額（当該連結事業年度の月数と当該適用年度」の下に「（四年新措置法第四十二条の十二の五第三項第四号に規定する適用年度をいう。以下この項において同じ。）」を加え、「四年新措置法第四十二条の十二

の五第三項第十一号」を「租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項第十号」に、「第四十二条の十二の五第三項第九号」を「第四十二条の十二の五第三項第二号」に、「給与等の四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第五号」を「四年旧措置法第四十二条の十二の五第三項第三号に規定する給与等の同項第四号」に改める。

附則第百十八条第一項中「四年新措置法第四十五条第三項」を「租税特別措置法第四十五条第四項」に、「第六十八条の二十七第二項」を「第六十八条の二十七第三項」に、「四年新措置法第四十五条第二項」を「租税特別措置法第四十五条第三項」に改め、同条第二項中「四年新措置法第四十六条の二第二項」を「租税特別措置法第四十六条の二第二項」に、「四年新措置法第四十六条第一項」を「租税特別措置法第四十六条第一項」に改める。

附則第百十九条第四項中「四年新措置法第五十五条の二」を「租税特別措置法第五十六条」に改め、同条第五項中「四年新措置法第五十五条の二第二項」を「租税特別措置法第五十六条第二項」に、「四年新措置法第五十五条の二第三項」を「租税特別措置法第五十六条第三項」に改め、同条第六項中「四年新措置法第五十五条の二第二項」を「租税特別措置法第五十六条第二項」に、「四年新措置法第五十五条の二第一項」を「租税特別措置法第五十六条第一項」に改める。

附則第百二十三条第一項中「四年新措置法第六十四条第十一項」を「租税特別措置法第六十四条第十二項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第十二項中「第六十八条の七十第七項」を「第六十八条の七十第八項」に改める。

（令和三年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八十五条　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条のうち租税特別措置法第四十一条の改正規定中「第四十一条第十項中「第十条第二号に規定する認定長期優良住宅」を「第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅（同法第十条第二号イに掲げる住宅に限る。）」に改め、同条第二十四項」を「第四十一条第二十四項」に改める。

附則第一条第十四号を次のように改める。

十四　削除

附則第百二十一条中「附則第一条第十四号に定める日」を「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第八十六条　地方自治法の一部を次のように改正する。

第二百五十二条の二十八第三項第十号を同項第十二号とし、同項第六号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、同項第五号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

第二百五十二条の二十八第三項第四号の次に次の一号を加える。

五　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

別表第一相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の項中「第五十八条第一項」を「第五十八条第二項」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第八十七条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十一　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。

第十八条の二第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

第三十四条の十の十第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。

（公認会計士法の一部改正）

第八十八条　公認会計士法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の公認会計士法の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

九　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者。ただし、同法により再び業務を営むことができるようになつた者を除く。

第十八条の二第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

（弁護士法の一部改正）

第八十九条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「免職され」の下に「又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け」を加える。

第十二条第一項第二号中「又は免職」を「、免職又は税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定」に改める。

（司法書士法の一部改正）

第九十条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号中「又は」を「若しくは」に改め、「禁止され」の下に「又は税理士であつた者であつて税理士業務の禁止の懲戒処分を受けるべきであつたことについて決定を受け」を加える。

（行政書士法の一部改正）

第九十一条　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の二に次の一号を加える。

八　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

第七条第一項第一号中「、第六号又は第七号」を「又は第六号から第八号まで」に改める。

（道路運送車両法の一部改正）

第九十二条　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第九十七条の四第一項中「納付されていないとき」の下に「（当該自動車重量税の納付につき、自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十条の三第一項の規定による委託がされているときを除く。）」を加える。

（社会保険労務士法の一部改正）

第九十三条　社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

九　税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

第十四条の七第四号を同条第五号とし、同条第三号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第二号に掲げる処分を受けるべきであつたことについて決定を受けた者で、同項後段の規定により明らかにされた期間を経過しないもの

第十四条の九第一項第二号中「第十四条の七第二号」を「第十四条の七第三号」に改める。

第十四条の十第一項第四号中「、第七号及び第八号」を「及び第七号から第九号まで」に改める。

（弁理士法の一部改正）

第九十四条　弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第十号を同条第十一号とし、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号の次に次の一号を加える。

八　税理士法第四十八条第一項の規定により同法第四十四条第三号に掲げる処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で当該決定を受けた日から三年を経過しないもの

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正）

第九十五条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項から第三項までを削り、同条第四項を同条第一項とし、同条第五項中「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九十六条　銀行等保有株式取得機構の施行日前に開始した前条の規定による改正前の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律第五十八条第一項及び第三項に規定する事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第九十七条　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条のうち住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一中四十四の四の項を四十四の七の項とし、四十四の三の項の次に次のように加える改正規定中「の税理士又は税理士法人に対する」を「又は第二項の」に改める。

第五十六条のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一中二十五の項を削り、二十四の項を三十六の項とし、二十の項から二十三の項までを十二項ずつ繰り下げ、十九の項を二十七の項とし、同項の次に次のように加える改正規定中「又は税理士法人」を「若しくは税理士法人又は税理士であった者」に改める。

（罰則に関する経過措置）

第九十八条　この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第九十九条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理　由

成長と分配の好循環の実現に向けて、積極的な賃上げ等を促す観点からの給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の拡充等及び特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の拡充等を行うとともに、脱炭素社会を実現する等の観点から住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の見直しを行うほか、既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

本案は、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

1　多様なステークホルダーに配慮した経営と積極的な賃上げ等を促す観点からの賃上げに係る税制措置の拡充等及びオープンイノベーション促進税制の拡充等を行うこと。

2　カーボンニュートラルを実現する等の観点から、住宅ローン控除制度の見直しを行うこと。

3　住宅用家屋の所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。

4　この法律は、別段の定めがあるものを除き、令和四年四月一日から施行すること。

二　議案の可決理由

本案は、成長と分配の好循環の実現に向けた積極的な賃上げ等の促進、カーボンニュートラルの実現等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三　本案施行による減収見込額

本案施行による減収見込額は、初年度において約六百九十億円、平年度において約千五百億円である。

右報告する。

令和四年二月二十一日

財務金融委員長　薗浦健太郎

衆議院議長　細田　博之殿

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一　本法律案の狙いである、成長と分配の好循環及びカーボンニュートラルの実現に向け、賃上げ及びオープンイノベーションの促進に係る税制の拡充や住宅ローン控除制度の見直し等の措置がどのように貢献したのかについて、効果を検証し、かつ公表することで政策効果を適切に把握できるように努めること。さらに、租税特別措置は、政策誘導をするための行政手段としては、その効果について、さまざまな問題が指摘される中、不断の見直しと改革に努めること。

二　成長と分配の好循環による持続可能な経済を実現するため、実効性のある戦略の下、民間企業の賃上げ等を支援する中で、積極的な賃上げ等の機運が醸成できるよう制度の適切な広報・周知を図り、利用を促進するとともに、税制上の措置と補助金等を適切に組み合わせることで、政策効果を最大化するよう努めること。

三　感染症の影響もあり、特に貧困世帯の増加や所得格差の拡大・固定化は深刻度を増している。また、少子高齢化、働き方やライフコースの多様化、グローバル化や経済のデジタル化の進展等の経済社会の構造変化も加速している。こうした状況を踏まえ、再分配機能の強化を検討するとともに、公平で中立的な課税に配慮しつつ、税体系全般の大胆な見直しを早急に進め、その結果をもって必要な改革をちゅうちょなく実行するよう努めること。

四　法人税や消費税等の税収の見積りと実績のかい離が生じた場合には、国債発行額などに影響を与える可能性もあることから、政府経済見通しや税収の見積りに当たっては、経済や産業構造の変化等を的確に分析し、これらの変化等が税収に与える影響について検討し、消費の実態を適切に捉えているかなど不断の見直しを行うよう努めること。

五　高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・ＩＣＴ化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大、軽減税率制度実施等への対応など社会情勢の変化による事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為や富裕層への対応、消費税の不正還付防止への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

六　新型コロナウイルス感染症をめぐる現状を踏まえ、国税職員を含む財務省職員の健康管理の徹底等、感染拡大防止に万全を期すとともに、必要に応じ迅速かつ適切な措置を講ずること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四五五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部
一、〇八九円
（本体
九九〇円）